

## 教育に関する現況調査表 別添資料一覧（法務研究科）

	番号	資料・データ名	頁	備考
教育	6420-i1-1	公表された学位授与方針（ディプロマポリシー）		
教育	6420-i2-1	公表された教育課程方針（カリキュラムポリシー）		
教育	6420-i3-1	体系的に確認できる資料（授業科目の履修方法）		
教育	6420-i3-2	法科大学院認証評価報告書（抜粋）		
教育	6420-i4-1	1年間の授業を行う期間が確認できる資料		
教育	6420-i4-2	シラバスの全体、全項目が確認できる資料		
教育	6420-i4-3	専門職大学院に係るCAP制に関する規定		
教育	6420-i4-4	協定等に基づく留学期間別日本人留学生数		
教育	6420-i4-5	インターンシップの実施状況が確認できる資料（大学等におけるインターンシップ実施状況等調査）		
教育	6420-i5-1	履修指導の実施状況が確認できる資料		
教育	6420-i5-2	学習相談の実施状況が確認できる資料		
教育	6420-i5-3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料		
教育	6420-i5-4	履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援が確認できる資料		
教育	6420-i6-1	成績評価基準、成績評価に対する異議申立		
教育	6420-i6-2	成績評価の分布表		
教育	6420-i6-3	学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
教育	6420-i7-1	卒業又は修了の要件を定めた規定（法務研究科規程第19条）		
教育	6420-i7-2	法務研究科教授会規程（H27.3.17一部改正）		
教育	6420-i8-1	学生の入学方針が確認できる資料（アドミッションポリシー）		
教育	6420-i8-2	入学定員充足率		
教育	6420-iA-1	令和元年度英文契約基礎研修		
教育	6420-iA-2	令和元年度国際法務研修（第1回）		
教育	6420-iB-1	令和元年度 法務担当者養成基礎研修		
教育	6420-iB-2	令和元年度 法務担当者養成基礎研修参加者リスト		
教育	6420-iE-1	6420-iE-1_リカレント教育の推進に寄与するプログラムが公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所（開催概要）		
教育	6420-ii1-1	標準修業年限内卒業（修了）率		
教育	6420-ii1-2	「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
教育	6420-ii1-3	司法試験結果（2016～2019）		
教育				
教育				
教育				

★HPに掲載中 20191113 現在★

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）

岡山大学大学院法務研究科では、次のような人を求めています。

（1）社会問題への幅広い関心を持つ人

法曹には、社会の現状や問題に幅広い関心をもち、その解決に力を尽くそうとする姿勢や、未知の事柄について知的好奇心をもって、自ら調査し探求する態度が不可欠です。

本大学院は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を目指していますので、特に、身近な生活問題の解決や人権擁護のために活動することを基盤として、さらに社会問題への幅広い関心がある人を受け入れます。

（2）倫理観・正義感を持つ人

法曹には、単に紛争を解決し、予防するだけでなく、倫理的にも社会的にも妥当な判断が求められます。

本大学院は、その基礎となる倫理観・社会的正義感をもつ人を受け入れます。

（3）論理的思考力を持つ人

法曹には、問題を法的に整理し論理的に理由付ける能力が必要とされます。

本大学院は、論理的思考力を有する人を受け入れます。

（4）コミュニケーション能力を持つ人

法曹としての活動は、コミュニケーションを基礎にはじめて適切に行うものです。

本大学院は、他者の置かれている状況を理解し、その気持ちを汲んだ上で、自分の考えを明確に表現できるなど、対話による適切な問題解決を行う能力のある人を受け入れます。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成、とりわけ、司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的とし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施しています。このような教育目的・理念のもと、体系的法理論と専門的知識の習得とともに、実践的法運用能力や職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念、それらを支える教養と深い洞察力、ならびに、地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力などを涵養するという観点からカリキュラムを編成し、

高度専門職業人としての必要な能力を備えた人材を育成するという専門職学位課程の趣旨に沿った質の高い学位プログラムを提供します。

#### 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

岡山大学大学院法務研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」を理念に掲げ、カリキュラムポリシーに基づき編成されたカリキュラムを実施することにより、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的の法運用能力を備えた者に対して、「法務博士（専門職）」の専門職学位を授与します。

★HPに掲載中 20191113 現在★

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）

岡山大学大学院法務研究科では、次のような人を求めています。

（１）社会問題への幅広い関心を持つ人

法曹には、社会の現状や問題に幅広い関心をもち、その解決に力を尽くそうとする姿勢や、未知の事柄について知的好奇心をもって、自ら調査し探求する態度が不可欠です。

本大学院は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を目指していますので、特に、身近な生活問題の解決や人権擁護のために活動することを基盤として、さらに社会問題への幅広い関心がある人を受け入れます。

（２）倫理観・正義感を持つ人

法曹には、単に紛争を解決し、予防するだけでなく、倫理的にも社会的にも妥当な判断が求められます。

本大学院は、その基礎となる倫理観・社会的正義感をもつ人を受け入れます。

（３）論理的思考力を持つ人

法曹には、問題を法的に整理し論理的に理由付ける能力が必要とされます。

本大学院は、論理的思考力を有する人を受け入れます。

（４）コミュニケーション能力を持つ人

法曹としての活動は、コミュニケーションを基礎にはじめて適切に行うものです。

本大学院は、他者の置かれている状況を理解し、その気持ちを汲んだ上で、自分の考えを明確に表現できるなど、対話による適切な問題解決を行う能力のある人を受け入れます。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成、とりわけ、司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的とし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施しています。このような教育目的・理念のもと、体系的法理論と専門的知識の習得とともに、実践的法運用能力や職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念、それらを支える教養と深い洞察力、ならびに、地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力などを涵養するという観点からカリキュラムを編成し、

高度専門職業人としての必要な能力を備えた人材を育成するという専門職学位課程の趣旨に沿った質の高い学位プログラムを提供します。

#### 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

岡山大学大学院法務研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」を理念に掲げ、カリキュラムポリシーに基づき編成されたカリキュラムを実施することにより、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的の法運用能力を備えた者に対して、「法務博士（専門職）」の専門職学位を授与します。

## I 授業科目の履修方法

### 1 教育目的・理念とカリキュラムの編成

#### (1) 教育目的・理念

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成を目的とする。法務研究科では、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」をキャッチフレーズとし、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的とし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施する。

#### (2) カリキュラム編成における教育方針

法曹として望まれる以下のような能力及び素養を涵養することを教育目標として、カリキュラムを編成した。すなわち、

- ① 体系的法理論と専門的知識の習得
- ② 法律の実践的運用能力
- ③ 新しい法分野に対する適応能力
- ④ 職業法曹人にふさわしい倫理観や人権感覚・社会的正義観念
- ⑤ 倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力
- ⑥ 問題発見，事案の解決能力
- ⑦ 地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力（地方における経済活動・公共的活動・司法の実態を踏まえ、その健全な自律的發展に資する理解力・批判力）の育成をめざす。

\* 【教育方針】・・・別表① (P.32-33) 参照

### 2 学位

「岡山大学大学院法務研究科」の修了者には、「**法務博士（専門職）**」の学位を授与する。

### 3 カリキュラム内容

ゴシック体は必修科目であることを表す。

#### A 法律基本科目群…… I，IIはすべて必修（民法演習科目は6単位必修），IIIは2単位選択必修

I 基礎科目	
公法系	憲法 I（統治）（2）
	憲法 II（人権）（2）
民事法系	民法 I（4）
	民法 II（4）
	民法 III（4）
	商法（4）
	民事訴訟法（4）
刑事法系	刑法（4）
	刑事訴訟法（4）
入門科目	法解釈入門（2）

II 基幹科目		
公法系	人権演習 (2)	
	行政法演習 (2)	
	憲法演習 (2)	
	行政法特論 (2)	
民事法系	民法演習科目	民法演習 I (2)
		民法演習 II (2)
		民法演習 III (2)
		民法展開演習 I (2)
		民法展開演習 II (2)
	商法演習 (4)	
	民事訴訟法演習 (2)	
刑事法系	刑法演習 (4)	
	刑事訴訟法演習 (2)	
III 選択必修科目		
公法系	行政法解釈の基礎 (2)	
民事法系	商取引法 (2)	
	会社訴訟法演習 (2)	
刑事法系	刑事法総合演習 (2)	

これらの民法演習科目  
5科目10単位から  
3科目6単位必修

## B 実務基礎科目群…… I は必修, II は1科目選択必修, IIIは選択

I 必修科目	法曹倫理 (2)	
	要件事実と事実認定の基礎 (2)	
	民事訴訟実務 (2)	
	刑事訴訟実務 (2)	
II 選択必修科目	ローヤリング・クリニック (3) または模擬裁判・エクスターンシップ (3) から1科目選択必修	
III 選択科目	要件事実・民事法演習 (2)	

## C 基礎法学・隣接科目群…… 4単位選択必修

I 基礎法学科目	法哲学 (2) / 法社会学 (2) / 法制史 (2) / 英米法 (2)
II 隣接科目	行政学 (2) / 企業会計論 (2) / 社会保障制度論 (2)

## D 展開・先端科目群…… I または II の同じ分野から 4 単位選択必修

I 医療・福祉系
医事法 I (2) / 医事法 II (2) / 社会保障法 (2) / 家事事件特論 (2) / 医療福祉研究 (ネットワーク・セミナー) (2) / 医療裁判実務 (2) / 消費者法 (2) / 福祉リスクマネジメント論 (2) / 女性社会進出支援と法 (2) / リーガルソーシャルワーク演習 (2)
II 法とビジネス系
経済法 (独禁法) I (2) / 経済法 (独禁法) II (2) / 経済法 (事例研究) III (2) / 倒産処理法 I (清算 (破産法)) (2) / 倒産処理法 II (再建 (民事再生・会社更生等)) (2) / 民事執行・保全法 (2) / 税法 (2) / 経済刑法 (2) / 労使関係法 (2) / 労働者保護法 (2) / 応用労働法 (2) / 知的財産法 I (2) / 知的財産法 II (2) / 上場会社法制 (2) / 企業法務 (2) / 住民訴訟法 (2) / 保険法 (2) / 不動産登記法 (2) / 地域組織内法務 (ネットワーク・セミナー) (2)
III I と II 以外の展開・先端科目
国際法 (2) / 国際私法 (2) / 環境法 (2) / 情報法 (2) / 少年法 (2) / 裁判外紛争解決制度論 (2) / 刑事心理学 (2) / 家族法実務 (2)

「C 基礎法学・隣接科目群」及び「D 展開・先端科目群の III の科目」は、原則として隔年で開講する。

## 4 課程修了要件

	法学未修者 (3 年型)	法学既修者 (2 年型)
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	60 単位 (A I 科目及び A II 科目)	26 単位 (A II 科目)
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	8 単位	8 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上	24 単位以上
合計	<b>97 単位以上</b>	<b>63 単位以上</b>

※ ただし、「B 実務基礎科目群」「C 基礎法学・隣接科目群」「D 展開・先端科目群」のうちから合計で 33 単位以上を修得しなければならない。また、「C 基礎法学・隣接科目群」のうちから 4 単位以上を修得し、かつ「D 展開・先端科目群」のうち、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから 4 単位以上を修得しなければならない。

\* 履修モデル・・・別表②, ③ (P. 34-37)

なお、修了認定に関して、修了要件単位数の集計の過誤等事務的処理に異議がある場合は、異議申立てを行うことができる。

## 5 進級要件

法学未修者（3年型）の場合には、1年次から2年次への進級に際して、以下の要件を課す。

「1年次に修得しなければならない必修科目A I 科目群（法律基本科目の基礎科目）34単位のうち26単位以上を修得していること」

法学既修者（2年型）の場合には、進級要件は設けない。

なお、進級認定に関して、進級要件単位数の集計の過誤等事務的処理に異議がある場合は、異議申立てを行うことができる。

## 6 科目履修要件

履修要件が定められた科目は、以下のとおりであり、個々の要件に挙げられている科目の単位取得が履修の要件となる。

\*併せて「**VI 実務実習科目の履修 (P.12-13) 2 実務実習科目受講資格**」を確認すること。

### (1) 科目名：ローヤリング・クリニック

履修要件：法曹倫理

要件事実と事実認定の基礎

民事訴訟実務

刑事訴訟実務

民事訴訟法演習 または 刑事訴訟法演習のどちらかの科目

### (2) 科目名：模擬裁判・エクスターンシップ

履修要件：ローヤリング・クリニックと同様

## 7 履修単位数の上限

各年度において学生が履修科目として登録することができる単位数は、以下のとおりとする。

年次	法学未修者 (3年型)	法学既修者 (2年型)
1年次	40単位	36単位
2年次	36単位	42単位
3年次	42単位	

\*法学未修者（3年型）修得単位の上限：118単位

\*法学既修者（2年型）修得単位の上限：78単位

## 8 各学年で履修できる科目

配当年次	科目群 ・ 科目名
法学未修者1年次	・「A 法律基本科目群」のうちⅠ基礎科目及びⅢ選択必修科目「行政法解釈の基礎」
法学未修者1年次 法学既修者1年次	・「C 基礎法学・隣接科目群」
法学未修者2年次 法学既修者1年次	・「A 法律基本科目群」のうちⅡ基幹科目及びⅢ選択必修科目（「憲法演習」，「会社訴訟法演習」及び「刑事法総合演習」を除く） ・「B 実務基礎科目群」のうち「法曹倫理」，「要件事実と事実認定の基礎」，「民事訴訟実務」及び「刑事訴訟実務」 ・「D 展開・先端科目群」
法学未修者3年次 法学既修者2年次	・「A 法律基本科目群」のうち「憲法演習」，「会社訴訟法演習」及び「刑事法総合演習」 ・「B 実務基礎科目群」のうち「要件事実・民事法演習」，「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」

## 9 開講の形態と授業方法

### (1) 開講時期

昼間に開講することとする。授業日は原則として月曜から金曜とするが、実習科目等履修上の都合で土曜に授業を行うこともある。履修上の都合で土曜に授業を行う可能性がある実務科目は、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」である。

### (2) 開講の形態—少人数教育

A科目群(法律基本科目)並びにB科目群(実務基礎科目)のうち演習科目については、**原則として1クラス20人を上限とする少人数教育とする**。他の科目は、通常1クラスとする。

### (3) 授業方法

#### ① 法律基本科目・基礎科目（法学未修者1年次必修）

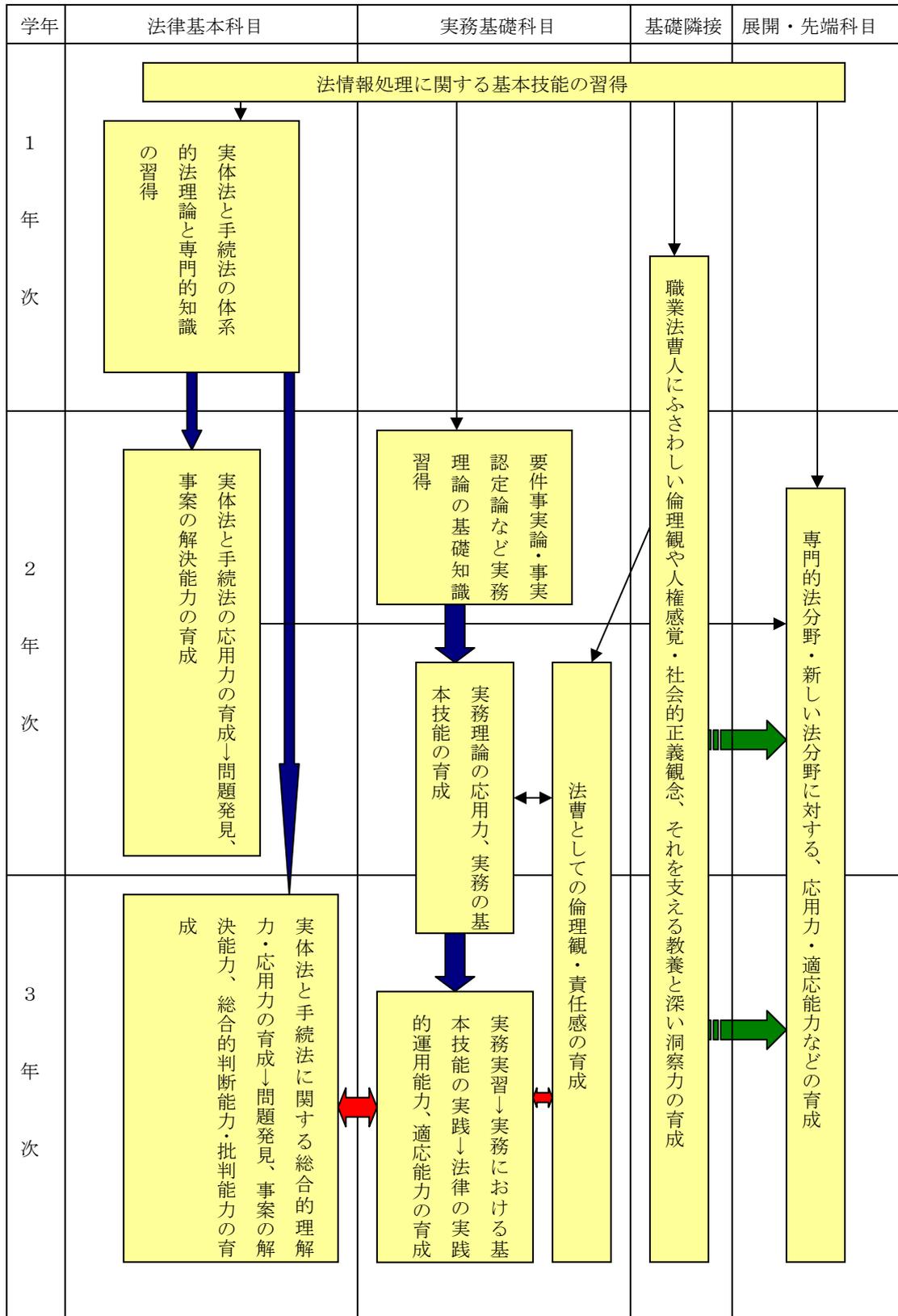
法律の体系的理解を得ることに重点を置きつつ、設例問題などについて学生との議論を通じた双方向・多方向の授業を実施し、また、小テスト・レポート課題などにより体系的理解の定着を図る。特に、法学未修者1年次必修科目では、法律学習の最初の時期に基本的なことをきちんと表現できる能力を身につけることを重視する。

#### ② 法律基本科目・基幹科目（法学未修者2年次・法学既修者1年次必修）

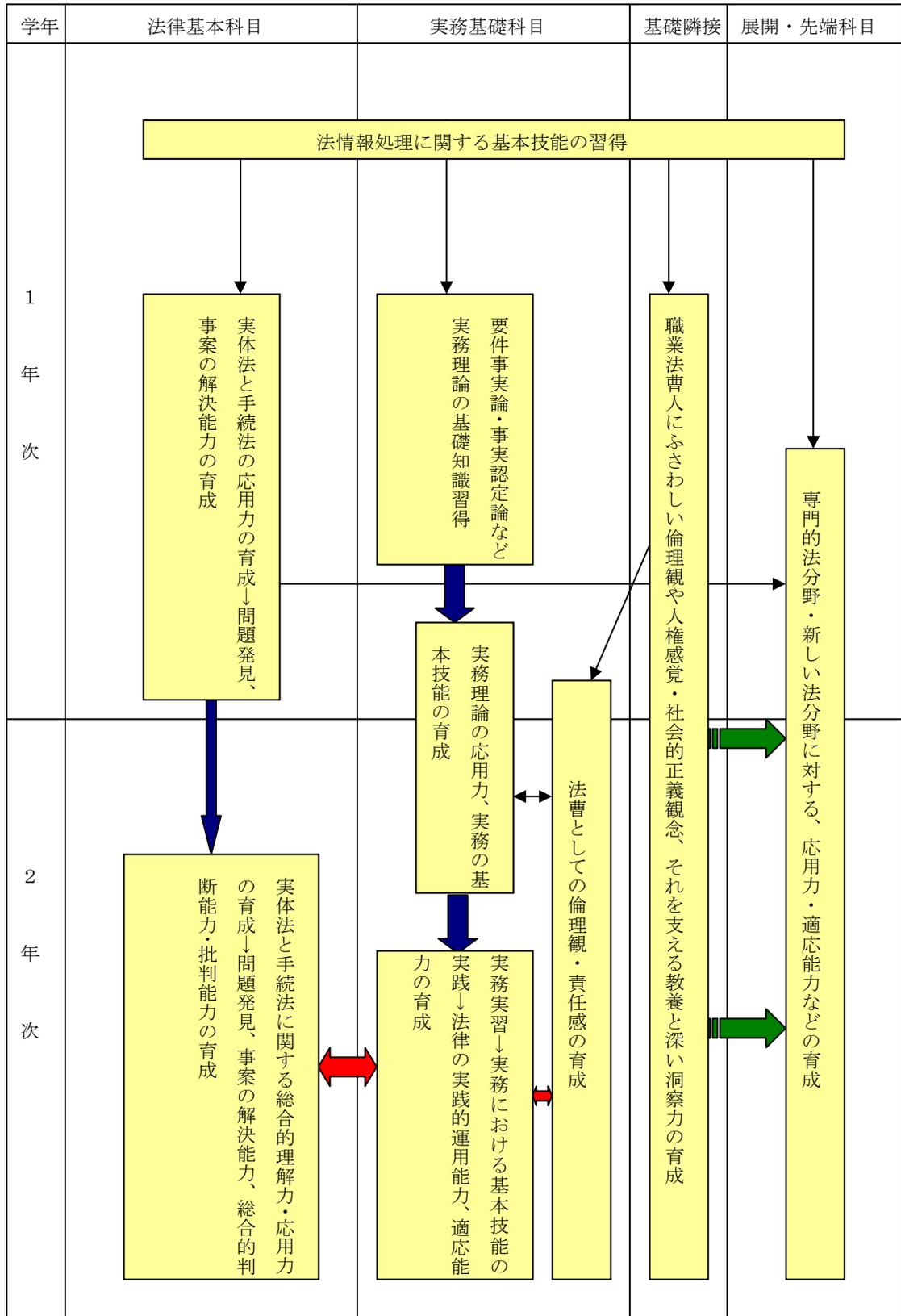
少人数の演習方式の授業を実施する。演習の授業では、各科目の重要なテーマに関する最新判例や代表的判例、生の事件を題材にして、判例の分析・批判的検討などによる事例研究を中心とする。教員が予め設問を提示し、学生が予習してそれに答えかつ議論する双方向・多方向の授業を行う。設問、テーマ等に基づくディベート、共同

別表① 教育方針

法学未修者（3年型）



法学既修者（2年型）



## 別表② カリキュラムに基づく履修例

医療・福祉に強いローヤーを目指す学生の履修例は以下のとおりである。

なお、科目によって履修要件が課されているものがあるので注意すること。

### <法学未修者（3年型）>

学 年	修得単位数	科 目 名	
1 年前期	18 単位	<b>A I (16)</b>	<b>憲法 I (統治) (2) / 民法 I (4) / 民法 II (4) / 刑法 (4) / 法解釈入門 (2)</b>
		CI (2)	法社会学 (2)
1 年後期	20 単位	<b>A I (18)</b>	<b>憲法 II (人権) (2) / 民法 III (4) / 商法 (4) / 民事訴訟法 (4) / 刑事訴訟法 (4)</b>
		AIII (2)	行政法解釈の基礎 (2)
2 年前期	12 単位	<b>A II (10)</b>	<b>行政法特論 (2) / 民法演習 I (2) / 民法演習 II (2) / 民事訴訟法演習 (2) / 刑事訴訟法演習 (2)</b>
		<b>B I (2)</b>	<b>要件事実と事実認定の基礎 (2)</b>
2 年後期	20 単位	<b>A II (14)</b>	<b>人権演習 (2) / 行政法演習 (2) / 民法演習 III (2) / 商法演習 (4) / 刑法演習 (4)</b>
		<b>B I (6)</b>	<b>法曹倫理 (2) / 民事訴訟実務 (2) / 刑事訴訟実務 (2)</b>
2 年	2 単位	D I (2)	リーガルソーシャルワーク演習 (2)
3 年前期	12 単位	<b>A II (2)</b>	<b>憲法演習 (2)</b>
		BIII (2)	要件事実・民事法演習 (2)
		D I (4)	医事法 I (2) / 医事法 II (2)
		D II (2)	労働者保護法 (2)
		DIII (2)	裁判外紛争解決制度論 (2)
3 年後期	12 単位	AIII (2)	刑事法総合演習 (2)
		C II (2)	社会保障制度論 (2)
		D I (8)	社会保障法 (2) / 家事事件特論 (2) / 医療裁判実務 (2) / 福祉リスクマネジメント論 (2)
3 年	5 単位	<b>B II (3)</b>	<b>ローヤリング・クリニック (3)</b>
		D I (2)	医療福祉研究 (ネットワーク・セミナー) (2)

合 計 101 単位

※ゴシック体太字は必修科目。

※C 及び DIII は原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入れ替わることもあるので注意すること。

＜法学既修者（2年型）＞

学年	修得単位数	科目名	
1年前期	12 単位	AⅡ (10)	行政法特論(2)／民法演習Ⅰ(2)／民法演習Ⅱ(2)／ 民事訴訟法演習(2)／刑事訴訟法演習(2)
		BⅠ (2)	要件事実と事実認定の基礎(2)
1年後期	20 単位	AⅡ (14)	人権演習(2)／行政法演習(2)／民法演習Ⅲ(2)／ 商法演習(4)／刑法演習(4)
		BⅠ (6)	法曹倫理(2)／民事訴訟実務(2)／刑事訴訟実務(2)
1年	2 単位	DⅠ (2)	リーガルソーシャルワーク演習(2)
2年前期	12 単位	AⅡ (2)	憲法演習(2)
		BⅢ (2)	要件事実・民事法演習(2)
		CⅠ (2)	法社会学(2)
		DⅠ (4)	医事法Ⅰ(2)／医事法Ⅱ(2)
		DⅡ (2)	労働者保護法(2)
2年後期	12 単位	AⅢ (2)	刑事法総合演習(2)
		CⅡ (2)	社会保障制度論(2)
		DⅠ (8)	社会保障法(2)／ 家事事件特論(2)／医療裁判実務(2)／ 福祉リスクマネジメント論(2)
2年	5 単位	BⅡ (3)	模擬裁判・エクスターンシップ(3)
		DⅠ (2)	医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）(2)

合 計 63 単位

※ゴシック体太字は必修科目。

※C及びDⅢは原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入替わることもあるので注意すること。

### 別表③ カリキュラムに基づく履修例

ビジネス・ローヤーを目指す学生の履修例は以下のとおりである。

なお、科目によって履修要件が課されているものがあるので注意すること。

#### <法学未修者（3年型）>

学 年	修得単位数	科 目 名	
1 年 前 期	20 単 位	<b>A I (16)</b>	<b>憲法 I (統治) (2) / 民法 I (4) / 民法 II (4) / 刑法 (4) / 法解釈入門 (2)</b>
		C I (4)	法社会学 (2) / 英米法 (2)
1 年 後 期	20 単 位	<b>A I (18)</b>	<b>憲法 II (人権) (2) / 民法 III (4) / 商法 (4) / 民事訴訟法 (4) / 刑事訴訟法 (4)</b>
		A III (2)	行政法解釈の基礎 (2)
2 年 前 期	12 単 位	<b>A II (10)</b>	<b>行政法特論 (2) / 民法演習 I (2) / 民法演習 II (2) / 民事訴訟法演習 (2) / 刑事訴訟法演習 (2)</b>
		<b>B I (2)</b>	<b>要件事実と事実認定の基礎 (2)</b>
2 年 後 期	20 単 位	<b>A II (14)</b>	<b>人権演習 (2) / 行政法演習 (2) / 民法演習 III (2) / 商法演習 (4) / 刑法演習 (4)</b>
		<b>B I (6)</b>	<b>法曹倫理 (2) / 民事訴訟実務 (2) / 刑事訴訟実務 (2)</b>
3 年 前 期	16 単 位	<b>A II (2)</b>	<b>憲法演習 (2)</b>
		A III (4)	商取引法 (2) / 会社訴訟法演習 (2)
		B III (2)	要件事実・民事法演習 (2)
		C II (2)	企業会計論 (2)
		D II (6)	経済法 (独禁法) I (2) / 倒産処理法 I (清算 (破産法)) (2) / 企業法務 (2)
3 年 後 期	14 単 位	D I (2)	消費者法 (2)
		D II (12)	経済法 (独禁法) II (2) / 倒産処理法 II (再建 (民事再生・会社更生等)) (2) / 民事執行・保全法 (2) / 経済刑法 (2) / 知的財産法 II (2) / 地域組織内法務 (ネットワーク・セミナー) (2)
3 年	3 単 位	<b>B II (3)</b>	<b>ローヤリング・クリニック (3)</b>

合 計 105 単 位

※ゴシック体太字は必修科目。

※C 及び D III は原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入れ替わることもあるので注意すること。

<法学既修者（2年型）>

学年	修得単位数	科目名	
1 年前期	12 単位	A II (10)	行政法特論(2) / 民法演習 I (2) / 民法演習 II (2) / 民事訴訟法演習(2) / 刑事訴訟法演習(2)
		B I (2)	要件事実と事実認定の基礎(2)
1 年後期	20 単位	A II (14)	人権演習(2) / 行政法演習(2) / 民法演習 III (2) / 商法演習(4) / 刑法演習(4)
		B I (6)	法曹倫理(2) / 民事訴訟実務(2) / 刑事訴訟実務(2)
2 年前期	16 単位	A II (2)	憲法演習(2)
		A III (4)	商取引法(2) / 会社訴訟法演習(2)
		B III (2)	要件事実・民事法演習(2)
		C II (2)	企業会計論(2)
		D II (6)	経済法(独禁法) I (2) / 倒産処理法 I (清算(破産法))(2) / 保険法(2)
2 年後期	18 単位	C I (2)	法哲学(2)
		D I (4)	社会保障法(2) / 消費者法(2)
		D II (12)	経済法(独禁法) II (2) / 経済法(事例研究) III (2) / 倒産処理法 II (再建(民事再生・会社更生等))(2) / 知的財産法 II (2) / 上場会社法制(2) / 地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)(2)
2 年	3 単位	B II (3)	模擬裁判・エクスターンシップ(3)

合 計 69 単位

※ゴシック体太字は必修科目

※C 及び D III は原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入れ替わることもあるので注意すること。

2019年(平成31年)3月28日

岡山大学大学院法務研究科

評価報告書

公益財団法人日弁連法務研究財団

#### 【分野別評価結果及び総評】

第4分野の評価結果は C である。

FD活動については、FD委員会が主体となって、全体で行われるFD協議会と、各科目内、科目間FDの二本立てで実施され、九州大学法科大学院との間での大学間FDも実施されている。授業参観についても、教員相互の授業参観のみならず、岡山弁護士会による授業参観も実施され、意見交換を行っている。しかしながら、前回認証評価で指摘されたFD活動の記録化はいまだに不十分であるため、特徴ある取り組みが実施されているにもかかわらず、その結果の共有や検討、次年度以降の引継ぎが不十分であると言わざるを得ない。

学生による評価の把握は、各期の中間及び終了時に実施される学生アンケートのほか、個別面談や意見箱の設置など複数の方法で行われ、アンケート結果も学生への公表、教員への通知もなされている。

#### 第5分野 カリキュラム

##### 【各評価基準項目別の評価結果】

5-1	科目構成(1)〈科目設定・バランス〉	B
5-2	科目構成(2)〈科目の体系性〉	B
5-3	科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉	適合
5-4	履修(1)〈履修選択指導等〉	A
5-5	履修(2)〈履修登録の上限〉	適合

#### 【分野別評価結果及び総評】

第5分野の評価結果は B である。

授業科目が4科目群にわたって開設され、履修ルールも適切であり、時間割の編成も、学生の自学自修の時間の確保に配慮されたものとなっている。授業科目は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ体系的に開設され、また、「医療福祉研究」、「リーガルソーシヤルワーク演習」、「地域組織内法務」など当該法科大学院の掲げる法曹像、教育理念を具体化する特徴的な科目も開設されている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の一部が隔年開講となっている点は、当該法科大学院の規模を考えるとやむを得ない面もあるが、学生の履修希望にできるだけ添うよう配慮することが望まれる。法曹倫理が開設され、内容も適切である。履修選択指導については、オリエンテーション、履修モデルの提示、適宜の履修指導により実施され、学生の履修選択状況により必要に応じ教務委員長の個別指導も行っている。履修登録上限については、一部科目の補習を除き、適切である。

## 2019年度 教養教育科目授業日程計画

曜日 月	日							備 考	曜日 月	日							備 考
	日	月	火	水	木	金	土			日	月	火	水	木	金	土	
4 月		1	2	3	4	5	6	2日 入学式 3日 全学統一GTEC (2019年度入学生) 3~7日 新入生健康診断 4日 教養教育科目履修説明会 (2019年度入学生) 8日 第1学期授業開始 29,30日 昭和の日、国民の休日	10 月			1	2	3	4	5	1日 第3学期授業開始 1日 秋季入学者入学式 14日 体育の日 注:16日 月曜日の授業を行う 22日 即位礼正殿の儀の行われる日
	7	8	9	10	11	12	13			6	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	20			13	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	27			20	21	22	23	24	25	26	
	28	29	30							27	28	29	30	31			
5 月				1	2	3	4	1日 即位の日 2日 国民の休日 3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日 6日 振替休日	11 月						1	2	3日 文化の日 2日~4日 大学祭 注:7日 月曜日の授業を行う 23日 勤労感謝の日
	5	6	7	8	9	10	11			3	4	5	6	7	8	9	
	12	13	14	15	16	17	18			10	11	12	13	14	15	16	
	19	20	21	22	23	24	25			17	18	19	20	21	22	23	
	26	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29	30	
6 月							1	13日 第2学期授業開始	12 月	1	2	3	4	5	6	7	2日 第4学期授業開始 14,15日 全学統一GTEC (2019年度入学生) 25日~1月4日 冬季休業
	2	3	4	5	6	7	8			8	9	10	11	12	13	14	
	9	10	11	12	13	14	15			15	16	17	18	19	20	21	
	16	17	18	19	20	21	22			22	23	24	25	26	27	28	
	23	24	25	26	27	28	29			29	30	31					
	30																
7 月		1	2	3	4	5	6	15日 海の日 注:18日 月曜日の授業を行う	1 月				1	2	3	4	1日 元日 13日 成人の日 注:14日 金曜日の授業を行う 17日 センター試験実施に伴う臨時休講 18,19日 大学入試センター試験
	7	8	9	10	11	12	13			5	6	7	8	9	10	11	
	14	15	16	17	18	19	20			12	13	14	15	16	17	18	
	21	22	23	24	25	26	27			19	20	21	22	23	24	25	
	28	29	30	31						26	27	28	29	30	31		
8 月					1	2	3	11日~9月30日 夏季休業 10,11日 オープンキャンパス 11日 山の日 12日 振替休日 14日~16日 夏季一斉休業	2 月							1	11日 建国記念の日 15日~3月31日 春季休業 25,26日 一般入試(前期日程)
	4	5	6	7	8	9	10			2	3	4	5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	16	17			9	10	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	23	24			16	17	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	30	31			23	24	25	26	27	28	29	
9 月	1	2	3	4	5	6	7	16日 敬老の日 23日 秋分の日 25日 学位記等授与式	3 月	1	2	3	4	5	6	7	12日 一般入試(後期日程) 20日 春分の日 25日 学位記等授与式
	8	9	10	11	12	13	14			8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21			15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28			22	23	24	25	26	27	28	
	29	30								29	30	31					
第1学期計	8	8	8	8	8	8	授業週数(含試験)	第3学期計	8	8	8	8	8	授業週数(含試験)			
第2学期計	8	8	8	8	8	第4学期計		8	8	8	8	8					

- 第1学期 4月1日~6月12日
- 第2学期 6月13日~8月10日
- 第3学期 10月1日~12月1日
- 第4学期 12月2日~2月14日

- 休業日及び臨時休講を示す。
- 他の曜日の授業を行う日を示す。
- 気象警報等により休講とした場合の補講日を示す。

※補講については、土曜日を含め、授業担当教員が指定した日に行う。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜1

講義番号 : 700123  
授業科目名 : 民法演習I  
担当教員(所属) : 岩藤 美智子(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7006N	■必修・選択の別	: 選択必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: iwado@law.okayama-u.ac.jp ◎を@に変更のこと。		
■オフィスアワー	: 水曜日14:00~15:30		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 岩藤 美智子(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 民法の複数の分野にまたがる横断的な問題が複数盛り込まれた具体的な事例の分析を行う。		
■学習目的	: 民法の複数の分野にまたがる横断的な問題が複数盛り込まれた具体的な事例の分析を通して、問題を発見し、それを解決する能力を身につけることを目的とする。		
■到達目標	: 民法の複数の分野にまたがる横断的な問題が複数盛り込まれた具体的な事例の分析を通して、問題を発見し、それを解決する能力を身につけること。		
■授業計画	: 【テキスト】として指定している『民法総合・事例演習[第2版]』の以下の問題を取り扱う予定である。		

第I部 1, 2, 4, 5, 6, 8, 10, 12  
第II部 1, 3

上記問題を、以下の順番で取り扱う予定である。

- I-1 契約の締結と合意の瑕疵
- I-2 代理による契約の締結
- II-1 不動産の二重譲渡と転々譲渡
- II-3 動産の転々譲渡と即時取得
- I-6 契約不履行による損害賠償責任 I
- I-8 売主の担保責任
- I-10 賃貸借契約の解除と終了 I
- I-12 賃貸借における契約当事者の変動
- I-4 契約の履行と受領障害
- I-5 契約の履行不能と危険負担

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。 ・復習)方法(成績評価への反映についても含む)			
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合		: 30% : 70%	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)		: やや少ない	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)		: 多い	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)		: やや多い	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)		: 多い	
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 契約法に関連する具体的な事例の分析を行う。参加者全員が十分な予習をして来ることを当然の前提として、授業は演習方式で進める。		
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)		: 少ない	
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)		: やや少ない	
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)		: 少ない	
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: 板書をする。		
■教科書	: 松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習[第2版]』(有斐閣・2009年)		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜1

講義番号 : 700123  
授業科目名 : 民法演習I

単位数 : 2

担当教員(所属) : 岩藤 美智子(社会文化科学研究科系)

---

■参考書等 : 千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice民法Ⅰ(総則・物権編)第4版』(商事法務・2018年)  
千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice民法Ⅱ(債権編)第4版』(商事法務・2018年)  
棚村政行・水野紀子・潮見佳男編『Law Practice民法Ⅲ(親族・相続編)』(商事法務・2015年)

---

■成績評価 : プロセス50%(平常点30%、小テスト20%)、期末試験50%で評価する。

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、民法を専門とする者である。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜1

講義番号 : 703433 単位数 : 2  
授業科目名 : 地域組織内法務 (ネットワーク・セミナー)  
担当教員 (所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAZ0LSLW7005N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: gorosat@cc.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 佐藤 : 水曜3限あるいは授業の際に予約すること 吉野 : 水曜4限あるいは授業の際に予約すること		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名 (所属・肩書き)】 佐藤 吾郎 (大学院法務研究科・教授) 吉野 夏己 (大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 本研究科の特徴の一つは、地域 (岡山、広島地区) の組織に組織内弁護士および法務担当者を、地方法科大学院としては、非常に多く輩出している点にある。また、輩出先組織は、企業のみならず、大学法人、医療法人等多岐にわたる。本授業は、様々な組織の事業内容、法務業務、法的問題、問題となる典型的テーマ・事例について、輩出先組織の修了生弁護士、法務担当者を含めた組織内弁護士および法務担当者をゲストスピーカーとして招き、検討することを主な内容とする。		
■学習目的	: 経済法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 地域組織内で、地域に根ざし、地域組織の実態に即した形で、地域組織内法務に実務家になるために必要な基礎的・専門的知識および組織内法務の実態に即した解決能力を涵養することを目的とする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】ガイダンス・地域組織内法務の概要 【内容】授業の目的・概要を説明するとともに、岡山・広島地区の組織内法務の現状と課題について、担当教員が説明を行う。なお、ゲストスピーカーについては、第1回授業において、リストを配布する。 第2回 【テーマ】企業法務の役割・業務 【内容】企業法務の役割・業務に関して、その現状と課題について、保険会社に勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。 第3回 【テーマ】地域金融機関における法務 【内容】地域金融機関における法務の現状と課題について、地域機械メーカーに勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。 第4回 【テーマ】地域機械メーカーにおける法務 【内容】地域機械メーカーにおける法務の現状と課題について、地域機械メーカーに勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。 第5回 【テーマ】地域アパレルメーカーにおける法務 【内容】地域アパレルメーカーにおける法務の現状と課題について、地域アパレルメーカーに勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。 第6回 【テーマ】地域企業運輸グループにおける法務 【内容】地域企業運輸グループにおける法務の現状と課題について、地域機械メーカーに勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。 第7回 【テーマ】地域運輸企業グループにおける法務 【内容】地域機械メーカーにおける法務の現状と課題について、地域機械メーカーに勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。 第8回 【テーマ】地域自動車部品メーカーにおける法務 【内容】地域自動車部品メーカーにおける法務の現状と課題について、地域機械メーカーに勤務する法務担当者が報告し、議論を行う。 第9回		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜1

講義番号 : 703433 単位数 : 2  
授業科目名 : 地域組織内法務 (ネットワーク・セミナー)  
担当教員 (所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

【テーマ】化学メーカーにおける法務  
【内容】地域食品スーパーにおける法務の現状と課題について、地域食品スーパーに勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。

第10回

【テーマ】地域メーカーの海外展開に伴う法務  
【内容】地域メーカーの海外展開に伴う法務の現状と課題について、地域メーカーに勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。

第11回

【テーマ】地域中規模医療法人における法務  
【内容】地域中規模医療法人における法務の現状と課題について、地域中規模医療法人に勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。

第12回

【テーマ】地域大規模医療法人における法務  
【内容】地域大規模医療法人における法務の現状と課題について、地域大規模医療法人に勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。

第13回

【テーマ】社会福祉法人における法務  
【内容】社会福祉法人における法務の現状と課題について、本研究科教員が報告し、議論を行う。

第14回

【テーマ】大学法人における法務  
【内容】大学法人における法務の現状と課題について、大学法人に勤務する組織内弁護士が報告し、議論を行う。

第15回

【テーマ】地域組織内法務の現状と課題 (まとめ)  
【内容】地域組織内法務の現状と課題について、特に、必要とされる法的知識、能力等に焦点を絞って議論を行い、その議論をふまえて、後日、各参加者がレポートとして提出する。

■授業時間外の学習 (予習 : 授業において別途指示する。  
・復習) 方法 (成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : ゲストスピーカーとしての組織内弁護士、組織内法務担当者等の法律実務家 (以下、「法律実務家」という) 等が組織内法務に要する知識、能力、そして基本的実務を、典型的な実例を用いながら講義を行う。法律実務家の知見が、組織内弁護士として活動することを目指している学生に伝達されて修得されることを企図している。特に、本研究科を修了した組織内弁護士および法務担当者をゲストスピーカーとして招くことによって、若手組織内弁護士の地域組織内での役割を学ぶことを特徴とする。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり

■教科書 : テーマごとに報告者が、レジュメおよび関係する資料を提供する。

■参考書等 : 授業の際に、指示する。

■成績評価 : 授業における質疑応答など授業への積極性を評価するとともに (授業への参加状況30%)、適宜授業について課題を与えあるいは簡単な報告などを求め (課題・報告70%)、これらを総合評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 本授業の担当者は、地域組織内法務に関する法、政策、実務の専門家である。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜1

講義番号 : 703433 単位数 : 2  
授業科目名 : 地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）  
担当教員（所属） : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考／履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜1,金曜3

講義番号 : 700007  
授業科目名 : 民事訴訟法  
担当教員(所属) : 伊東 俊明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLH6003N	■必修・選択の別	: 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 1年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: tito@law.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: オフィスアワーの日程は時間割において示す(事前に予約をすることが望ましい)。 なお、講義後での質問やEメール等による質問の予約は随時受け付ける。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 伊東 俊明(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 基礎科目「民事訴訟法」(4単位)は、民事訴訟手続において適用される規律とそれに関する理論的な問題についての基礎的な知識を修得することを目的とするものである。		
■学習目的	: 法曹養成プロセスの基礎として、民事訴訟法の体系的法理論および専門的知識を習得することを目的とする。		
■到達目標	: 民事訴訟法に関する基礎的知識を得る。		
■授業計画	: 第1回 民事訴訟手続の概要・特徴等		

第2回 送達

第3回 裁判所・管轄

第4回 訴えの種類・訴状の記載事項

第5回 訴訟物・一部請求をめぐる問題

第6回 二重起訴の禁止

第7回 当事者・当事者能力

第8回 訴訟能力・訴訟上の代理

第9回 当事者適格

第10回 訴えの利益

第11回 弁論主義

第12回 裁判上の自白

第13回 争点整理手続・口頭弁論の諸原則・不熱心訴訟追行に関する規律

第14回 訴訟行為論

第15回 証拠法(総論)

第16回 証拠法(各論)

第17回 判決事項と申立事項・判決の種類

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 火曜1,金曜3

講義番号 : 700007  
授業科目名 : 民事訴訟法  
担当教員(所属) : 伊東 俊明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

第18回 既判力 (1)

第19回 既判力 (2)

第20回 裁判によらない訴訟の完結

第21回 複雑訴訟 (1)

第22回 複雑訴訟 (2)

第23回 共同訴訟 (1)

第24回 共同訴訟 (2)

第25回 補助参加 (1)

第26回 補助参加 (2)

第27回 独立当事者参加

第28回 訴訟承継

第29回 控訴

第30回 上告・再審

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 10% : 90%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 一般的な講義形式による。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり。

■教科書 : 教科書:山本弘・長谷部由起子・松下淳一『民事訴訟法(第3版)』(有斐閣、2018)  
参考書:『民事訴訟法判例百選[第5版]』(2015)(2年次配当科目『民事訴訟法演習』では教科書として指定する。)

\*講義開始までに補助資料を配布する予定である。

■参考書等 : 適宜、参考文献を示す。

■成績評価 : プロセス50%・期末試験50%の割合で評価する。プロセス評価は小テスト等の結果に基づいて行う(内訳は、講義の初めに示す)。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜1,金曜3

講義番号 : 700007  
授業科目名 : 民事訴訟法  
担当教員(所属) : 伊東 俊明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当者の研究領域は、民事訴訟法である。

-----  
■受講要件 : 関連しない。

-----  
■教職課程該当科目 : 16

-----  
■JABEEとの関連 : 0

-----  
■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

-----  
■主なSDGs関連項目2 :

-----  
■主なSDGs関連項目3 :

-----  
■実務経験のある教員による授業科目 :

-----  
■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜2

講義番号 : 700115  
授業科目名 : 人権演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

---

■ナンバリングコード:	: LCABILSLW7001N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: kinos@okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 水曜16.20-17.50。来室する前にメール等による連絡をお願いします。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 1クラス 木下 和朗(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 「憲法I(統治)」及び「憲法II(人権)」の内容を修得していることを前提にして、人権解釈が争われる事例に含まれる重要な諸問題を、憲法訴訟における判断手法を踏まえて検討する。	
■学習目的	: 基礎科目の学修成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な憲法及び人権論の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力及び事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 裁判を中心とする司法手続における憲法上の争点提起、憲法の解釈適用、及び、救済のあり方に関する法的推論を展開、表現する能力を修得すること、並びに、憲法と行政法、民法、刑法その他の実定法とが交錯する問題について理解することを到達目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】自己決定権 【内容】新しい人権である自己決定権の意義及び内容について説明する。生命・身体の処分に 関する自己決定権の保障範囲及び限界を中心に事例を通じて検討する。  第2回 【テーマ】名誉・プライバシーの保護と表現の自由 【内容】名誉毀損罪の免責要件、名誉毀損・プライバシー侵害表現を理由とする損害賠償責 任、当該表現を含む出版物の差止め要件について説明し、具体的事実の特性の違いに留意しつ つ検討する。  第3回 【テーマ】平等原則に係る違憲審査 【内容】第14条第1項違反が争われる各種法制のうち、非嫡出子の法定相続分(民法旧第900条 第4号但書)、再婚禁止期間(民法第733条)、夫婦同姓(民法第750条)などの家族制度を取り 上げて、違憲審査及び司法的救済のあり方を、判例の動向を踏まえて検討する。  第4回 【テーマ】政教分離原則に係る違憲審査 【内容】第20条第3項、第89条前段違反が争われる各種事例について、近時の判例の動向を踏 まえて検討する。  第5回 【テーマ】問題演習(1) 【内容】受講者が作成した第1回レポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。  第6回 【テーマ】表現の自由とメディア 【内容】報道の自由、取材の自由、放送の自由、インターネット上の表現の自由について説明 し、事例を通じて検討する。  第7回 【テーマ】表現内容中立規制に対する違憲審査 【内容】ピラ配布のため集合住宅へ立入る行為を住居侵入罪(刑法第130条)により処罰するこ となどの事例を取り上げて、表現内容中立規制に対する違憲審査について検討する。併せて、 パブリックフォーラム論を説明する。  第8回 【テーマ】集会の自由と公物管理権 【内容】公物管理権の内容を確認した上で、集会の自由及び集団行動の自由の意義を説明す る。公の施設の使用不許可に係る事例を中心に集会の自由と公物管理権の調整について検討す る。  第9回 【テーマ】職業の自由の規制に対する違憲審査 【内容】職業の自由に対する各種規制の違憲審査について、事例を通じて検討し、解説する。  第10回	

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜2

講義番号 : 700115  
授業科目名 : 人権演習  
担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

【テーマ】問題演習(2)

【内容】事前に出題された事例問題に関する受講者の報告を基に、受講者が相互に検討、講評を行う。

第11回

【テーマ】生存権と社会法制

【内容】生活保護に係る処分の違憲の主張及び司法審査について、事例を通じて検討し、解説する。

第12回

【テーマ】選挙権の平等と選挙制度

【内容】選挙権の平等に係る違憲審査及び司法的救済のあり方について、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員の場合それぞれを説明、検討する。

第13回

【テーマ】私的団体と団体構成員の人権

【内容】憲法における私的団体の位置づけを説明する。労働組合、税理士会などの団体と団体構成員との紛争における各当事者の法的主張の構成、裁判所による判断枠組みについて、団体の統制権と団体構成員の人権保障との調整という観点から、事例を通じて検討する。

第14回

【テーマ】憲法判断の方法

【内容】憲法判断の要件を確認した上で、文面審査・適用審査、違憲判断の方法(文面違憲・法令違憲・適用違憲・処分違憲)について説明し、事例を通じて検討する。

第15回

【テーマ】問題演習(3)

【内容】受講者が作成した第2回レポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。

■授業時間外の学習(予習: 事前に配付される教材に従い、テキストの関連箇所や文献、判例などを読み、ノートに要点を整理し、課題に対する解答を準備した上で授業に臨むこと。そのほかの点は、授業において別途指示する。)  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 60%:40%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 演習方式を基本とし、授業内容により双方向授業を併用する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : マイクを不使用、板書あり。受講に際して配慮が必要な場合は履修登録をする前に担当教員に相談してください。

■教科書 : 1 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法[第7版]』(岩波書店・2019年)  
2 高橋和之(編)『ケースブック憲法』(有斐閣・2011年)  
又は、木下昌彦(編集代表)『精読憲法判例[人権編]』(弘文堂・2018年)  
3 長谷部恭男ほか(編)『憲法判例百選I・II[第7版]』(別冊ジュリスト・2019年)  
4 岡山大学法科大学院公法系講座(編著)『憲法 事例問題起案の基礎』(岡山大学出版会・2018年)  
\*教科書は、開講の時点における最新版を準備されたい。  
\*教材(PDFファイル)をMoodleを通じて配付する。

■参考書等 : 1 笹田栄司(編)『Law Practice 憲法[第2版]』(商事法務・2014年)  
2 LS憲法研究会(編)『プロセス演習 憲法[第4版]』(信山社・2011年)  
3 初宿正典=大石真(編)『憲法Cases and Materials 人権[第2版]』(有斐閣・2013年)  
4 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 人権(展開編)』(有斐閣・2005年)  
5 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 憲法訴訟』(有斐閣・2007年)  
6 穴戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開[第2版]』(日本評論社・2014年)  
7 曾我部真裕ほか(編)『憲法論点教室』(日本評論社・2012年)  
8 小山剛『「憲法上の権利」の作法[第3版]』(尚学社・2016年)  
9 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』(日本評論社・2013年)  
10 木村草太『憲法の急所 権利論を組み立てる[第2版]』(羽鳥書店・2017年)  
11 憲法学の文献一般に関する最新かつ詳細な情報については、担当教員のウェブサイト中「憲

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜2

講義番号 : 700115  
授業科目名 : 人権演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

---

法参考文献表」ページを参照すること。URIは下記の通り。  
[http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C\\_Reference.html](http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C_Reference.html)

- 
- 成績評価 : 期末試験(50%)とプロセス評価(50%)により評価する。プロセス評価の内容及び割合に関しては、第1回の授業時に説明する。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は憲法学の研究を行っている。この講義は、担当教員の専門分野である憲法学のうち、人権論及び憲法訴訟論を演習形式により教授するものである。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 5
- 
- JABEEとの関連 : 10
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 平和と公正をすべての人に
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜2,金曜3

講義番号 : 700027  
授業科目名 : 民法II  
担当教員(所属) : 辻 博明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLH6005N	■必修・選択の別	: 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 1年次生(平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 7507 htsuji@law.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 水曜4時限等。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 辻 博明(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 債権総論・契約総論・担保の基本的内容を理解することを目的とする。		
■学習目的	: 債権法・担保法の体系的理解・基本的知識の習得。		
■到達目標	: 債権法・担保法の基本的理解。		
■授業計画	: 第1回 序説 債権法における法律関係、体系(総則・契約・事務管理・不当利得・不法行為等)について解説する。  第2回 契約の成立・権利義務 契約の成立、諾成契約・要物契約、約款、利息制限、特定物債務・種類債務について解説する。  第3回 履行強制 履行強制(直接強制・代替執行・間接強制)、自然債務について解説する。  第4回 債務不履行・損害賠償1 債務不履行の類型(履行遅滞、履行不能、不完全履行)、損害賠償、請求権競合について解説する。  第5回 債務不履行・損害賠償2 損害賠償、損害の類型、損害の範囲、賠償額の予定、損害賠償額の調整について解説する。  第6回 契約の解除 解除権の行使、解除の効果、売買の効力、事情変更の原則について解説する。  第7回 同時履行の抗弁権 双務契約、同時履行の抗弁権、適用の拡張、不安の抗弁権について解説する。  第8回 危険負担 危険負担、その定義、民法上の規範について解説する。  第9回 弁済、弁済の提供、受領遅滞 弁済、弁済の提供、弁済の提供の方法・効果、受領遅滞と危険の移転、債権者の受領義務について解説する。  第10回 第三者の弁済、債権者の外観を有する者への弁済、弁済の充当 第三者の弁済、債権者の外観を有する者への弁済、弁済の充当について解説する。  第11回 供託、更改、免除、混同、代物弁済 供託、更改、免除、混同、代物弁済、仮登記担保について解説する。  第12回 債務不履行が第三者に起因する場合 債務不履行が第三者に起因する場合、損害賠償、妨害排除について解説する。  第13回 債権譲渡1 定義、債権の譲渡性、手続き、対抗要件について解説する。  第14回 債権譲渡2 譲渡の効果、譲渡人に対する抗弁、有価証券について解説する。  第15回 債務引受、契約引受 免責的債務引受、併存的債務引受、履行引受、契約引受について解説する。  第16回 債権者代位権 債権者代位権の意義・機能、要件・効果、転用事例について解説する。		

第17回 債権者取消権1

詐害行為、債権者取消権の意義・要件、について解説する。

第18回 債権者取消権2

債権者取消権の行使、取消の効果、出訴期間について解説する。

第19回 抵当権1

担保の性質、物的担保と人的担保、抵当権の性質と設定、抵当権の効力の及ぶ範囲、被担保債権について解説する。

第20回 抵当権2

物上代位、民法372条、差押えについて解説する。

第21回 抵当権3

抵当権の実行、法定地上権、妨害排除、賃借権の保護について解説する。

第22回 抵当権4

第三取得者、抵当権の処分、共同抵当、根抵当権を解説する。

第23回 質権

質権の性質、質権の目的物、対抗要件、質権の実行、転質を解説する。

第24回 留置権

留置権の意義・要件、留置権の効果について解説する。

第25回 先取特権

先取特権の意義・種類、先取特権の効力、物上代位について解説する。

第26回 譲渡担保、所有権留保

譲渡担保の本質・成立、譲渡担保の目的物、譲渡担保の実行、所有権留保を解説する。

第27回 連帯債務、保証債務、不可分債務

連帯債務の本質・成立、連帯債務者間の関係、連帯債務者間の求償、保証債務の本質・成立、保証人の責任、不可分債権債務等を解説する。

第28回 保証、連帯保証

保証債務の範囲、求償、連帯保証、継続的取引等を解説する。

第29回 相殺

相殺の意義・要件、相殺の方法・効果、差押えを受けた者による債権の相殺について解説する。

第30回 弁済による代位

弁済による代位の本質、代位の類型、代位の効果、代位者間の関係、債権者による担保の喪失・減少について解説する。

■授業時間外の学習（予習：授業において別途指示する。  
・復習）方法（成績評価への反映についても含む）

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 100% : 0%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 重要な条文・判例・学説を解説する。事例問題を分析する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : レジメを中心に行う。

■教科書 : 大村敦志『新基本民法3、4』（有斐閣・2016年）、野村豊弘ほか『民法Ⅲ』（第4版、有斐閣・2018年）又は内田貴『民法Ⅲ』（第3版、東大出版会・2005年）、潮見佳男『債権各論Ⅰ』

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜2,金曜3

講義番号 : 700027  
授業科目名 : 民法II  
担当教員(所属) : 辻 博明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

(第3版、新世社・2017年)。

■参考書等 : 民法判例百選I・II(第8版、有斐閣)、潮見佳男『民法(債権関係)改正法案の概要』(きんざい、2015年)、民法(債権関係)改正法案新旧対照条文(商事法務編)等。

■成績評価 : プロセス評価(小テスト・中間試験・平常点)50%、期末試験50%で評価する。

■担当教員の研究活動との  
関連 : 民法を研究している。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700117  
授業科目名 : 公法訴訟演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCABILSLW7003N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 3年次生 (平成28年度以降入学)	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: 木下: kinos@okayama-u.ac.jp 吉野: yoshino@law.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 木下: 水曜日・16時20分?17時50分。来室する前にメール等による連絡をお願いします。 吉野: 水曜日・14時35分?16時05分。なお、オフィスアワーの時間は変更することがある。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 木下 和朗 (大学院法務研究科・教授) 吉野 夏己 (大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 公法系の研究者教員及び実務家教員が担当して、事例研究を通じて、現実の紛争から生起する憲法上の応用的及び先端的な問題を綿密に分析、検討する。併せて、憲法と行政法その他の実定法とが交錯する解釈問題を含む事例も検討する。	
■学習目的	: これまでの法律基本科目の学修成果を基礎として、憲法の理論と実務を架橋した実践的応用力の完成を目指すとともに、総合的判断能力及び批判能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 裁判を中心とする司法手続における憲法上の争点提起、憲法の解釈適用、及び、救済のあり方に関する法的推論を展開、表現する能力を修得すること、並びに、憲法と行政法その他の実定法が交錯する問題について理解を深めることを到達目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】宗教団体内部の紛争に対する司法審査(担当 木下) 【内容】宗教団体とその構成員との間の紛争に司法審査権が及ぶかに関する判例法理について、「法律上の争訟」(裁判所法第3条第1項)該当性及司法権の限界の観点から事例を通じて検討する。  第2回 【テーマ】公立学校における学校長の職務命令と教師の思想の自由(担当 木下) 【内容】思想及び良心の自由の保障内容を確認する。公立学校の卒業式における国歌の起立斉唱又はピアノ伴奏を内容とする学校長の職務命令の合憲性が争われる事例を取り上げ、その制約の性質、合憲性判断枠組み、処分の反復が予想される場合の司法的救済のあり方について検討する。  第3回 【テーマ】財産権の規制に対する違憲審査(担当 木下) 【内容】財産権に対する各種規制の違憲審査について、合憲性判断枠組みの設定と適用判断を中心に、事例を通じて検討、解説する。  第4回 【テーマ】選挙権不行使の違憲の司法的救済(担当 木下) 【内容】選挙権の消極要件など、選挙権行使に対する制約の合憲性が争われる諸事例を取り上げ、選挙権の意義及び内容や制約の合憲性判断枠組みのほか、公法上の法律関係に関する確認の訴え(行政事件訴訟法第4条)及び立法不作為の違憲を理由とする国家賠償請求訴訟(国家賠償法第1条。違憲国賠訴訟)における救済のあり方を検討する。  第5回 【テーマ】労働基本権(担当 木下) 【内容】公務員の労働基本権に対する制限、労働組合の統制権と組合員の政治活動の自由を中心に、合憲性が問題となる諸事例を取り上げて検討、解説する。  第6回 【テーマ】国務請求権(受益権)(担当 木下) 【内容】国家賠償請求権の制限、非訟手続と裁判を受ける権利を中心に、合憲性が問題となる諸事例を取り上げて解説、検討する。  第7回 【テーマ】人権保障と法形式(担当 木下) 【内容】法内容の合憲性と法形式の合憲性を確認した上で、条文の明確性と合憲限定解釈、法律の根拠(生活保護基準、学習指導要領の法的性質)、委任立法の限界、法律と条例の関係について説明し、事例を通じて検討する。  第8回 【テーマ】問題演習(1)(担当 木下) 【内容】受講者が作成したレポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。	

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700117  
授業科目名 : 公法訴訟演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

第9回

【テーマ】公務員の政治活動の自由(担当 吉野)

【内容】公務員が国家公務員法及び人事規則1477違反として起訴された事例を取り上げ、公務員の政治活動の自由に対する制限の合憲性及び「政治的行為」該当性について、判例法理の変遷に留意しつつ、適用違憲や合憲限定解釈などの憲法判断の方法を含めて検討する。

第10回

【テーマ】私人間における差別と法の下での平等(担当 吉野)

【内容】外国人や性別変更などを理由とする私人間における差別的取扱いと法の下での平等との関係について、事例を通じて検討する。

第11回

【テーマ】高等学校内における生徒の人権(担当 吉野)

【内容】校内新聞の記事不掲載及びSNSの記事内容を理由とする停学処分が争われる事例を取り上げ、学校内における生徒の表現の自由や政治活動の自由に対する制約という特性に留意しつつ、合憲性判断枠組みの設定と適用判断について検討する。

第12回

【テーマ】労働組合の集会の自由と公の施設の目的外使用(担当 吉野)

【内容】労働組合活動の一環である集会と公物管理権との関係が問題になる事例を取り上げ、労働基本権の保障内容や市民会館の使用不許可処分との違いに留意しつつ、集会日を過ぎた場合の司法的救済、労働組合への便宜供与を禁止する条例の合憲性、及び、不許可処分の司法審査について検討する。

第13回

【テーマ】省令による医薬品販売方法規制と職業の自由(担当 吉野)

【内容】薬事法施行規則による医薬品販売方法規制の合憲性が争われる事例を取り上げ、委任命令の授權法律適合性、並びに、合憲性判断枠組みとその適用判断について検討する。

第14回

【テーマ】刑事手続と適正手続(担当 吉野)

【内容】令状に抛らずGPSを利用した捜査など、最近、適正手続(第31条)及び刑事手続上の権利(第33条?第39条)との関係で合憲性が争われる捜査手法及び刑事手続の事例を取り上げて、検討する。

第15回

【テーマ】問題演習(2)(担当 吉野)

【内容】受講者が作成したレポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 60%:40%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 演習形式で行う。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : マイクを不使用、板書あり。受講に際して配慮が必要な場合は履修登録をする前に担当教員に相談してください。

■教科書 : 1 教材を配付する。  
2 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法[第7版]』(岩波書店・2019年)  
3 高橋和之(編)『ケースブック憲法』(有斐閣・2011年)  
又は、木下昌彦(編集代表)『精読憲法判例[人権編]』(弘文堂・2018年)  
4 長谷部恭男ほか(編)『憲法判例百選I・II[第7版]』(別冊ジュリスト・2019年)  
5 岡山大学法科大学院公法系講座(編著)『憲法 事例問題起案の基礎』(岡山大学出版会・2018年)  
\*教科書は、開講の時点における最新版を準備されたい。

■参考書等 : 1 笹田栄司(編)『Law Practice 憲法[第2版]』(商事法務・2014年)

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700117  
授業科目名 : 公法訴訟演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

- 
- 2 木下智史ほか(編著)『事例研究 憲法 [第2版]』(日本評論社・2013年)
  - 3 LS憲法研究会(編)『プロセス演習 憲法 [第4版]』(信山社・2011年)
  - 4 初宿正典=大石真(編)『憲法Cases and Materials 人権 [第2版]』(有斐閣・2013年)
  - 5 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 人権(展開編)』(有斐閣・2005年)
  - 6 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 憲法訴訟』(有斐閣・2007年)
  - 7 小山剛『「憲法上の権利」の作法 [第3版]』(尚学社・2016年)
  - 8 宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 [第2版]』(日本評論社・2014年)
  - 9 曾我部真裕ほか(編)『憲法論点教室』(日本評論社・2012年)
  - 10 木村草太『憲法の急所 権利論を組み立てる [第2版]』(羽鳥書店・2017年)
  - 11 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』(日本評論社・2013年)

---

■成績評価 : 期末試験(50%)とプロセス評価(50%)により評価する。プロセス評価の内容及び割合に関しては、第1回の授業時に説明する。

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員の木下は憲法学の研究を行っている。担当教員の吉野は、憲法及び行政法の研究を行っている弁護士の実務家教員である。この授業は、担当教員の専門分野である憲法の研究及び実務を踏まえて教授するものである。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 5

---

■JABEEとの関連 : 10

---

■主なSDGs関連項目1 : 平和と公正をすべての人に

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700120  
授業科目名 : 憲法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCABILSLW7004N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 3年次生 (平成28年度以降入学)	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: 木下: kinos@okayama-u.ac.jp 吉野: yoshino@law.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 木下: 水曜日・16時20分?17時50分。来室する前にメール等による連絡をお願いします。 吉野: 水曜日・14時35分?16時05分。なお、オフィスアワーの時間は変更することがある。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 木下 和朗 (大学院法務研究科・教授) 吉野 夏己 (大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 公法系の研究者教員及び実務家教員が担当して、事例研究を通じて、現実の紛争から生起する憲法上の応用的及び先端的な問題を綿密に分析、検討する。併せて、憲法と行政法その他の実定法とが交錯する解釈問題を含む事例も検討する。	
■学習目的	: これまでの法律基本科目の学修成果を基礎として、憲法の理論と実務を架橋した実践的応用力の完成を目指すとともに、総合的判断能力及び批判能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 裁判を中心とする司法手続における憲法上の争点提起、憲法の解釈適用、及び、救済のあり方に関する法的推論を展開、表現する能力を修得すること、並びに、憲法と行政法その他の実定法が交錯する問題について理解を深めることを到達目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】宗教団体内部の紛争に対する司法審査(担当 木下) 【内容】宗教団体とその構成員との間の紛争に司法審査権が及ぶかに関する判例法理について、「法律上の争訟」(裁判所法第3条第1項)該当性及司法権の限界の観点から事例を通じて検討する。  第2回 【テーマ】公立学校における学校長の職務命令と教師の思想の自由(担当 木下) 【内容】思想及び良心の自由の保障内容を確認する。公立学校の卒業式における国歌の起立斉唱又はピアノ伴奏を内容とする学校長の職務命令の合憲性が争われる事例を取り上げ、その制約の性質、合憲性判断枠組み、処分の反復が予想される場合の司法的救済のあり方について検討する。  第3回 【テーマ】財産権の規制に対する違憲審査(担当 木下) 【内容】財産権に対する各種規制の違憲審査について、合憲性判断枠組みの設定と適用判断を中心に、事例を通じて検討、解説する。  第4回 【テーマ】選挙権不行使の違憲の司法的救済(担当 木下) 【内容】選挙権の消極要件など、選挙権行使に対する制約の合憲性が争われる諸事例を取り上げ、選挙権の意義及び内容や制約の合憲性判断枠組みのほか、公法上の法律関係に関する確認の訴え(行政事件訴訟法第4条)及び立法不作為の違憲を理由とする国家賠償請求訴訟(国家賠償法第1条。違憲国賠訴訟)における救済のあり方を検討する。  第5回 【テーマ】労働基本権(担当 木下) 【内容】公務員の労働基本権に対する制限、労働組合の統制権と組合員の政治活動の自由を中心に、合憲性が問題となる諸事例を取り上げて検討、解説する。  第6回 【テーマ】国務請求権(受益権)(担当 木下) 【内容】国家賠償請求権の制限、非訟手続と裁判を受ける権利を中心に、合憲性が問題となる諸事例を取り上げて解説、検討する。  第7回 【テーマ】人権保障と法形式(担当 木下) 【内容】法内容の合憲性と法形式の合憲性を確認した上で、条文の明確性と合憲限定解釈、法律の根拠(生活保護基準、学習指導要領の法的性質)、委任立法の限界、法律と条例の関係について説明し、事例を通じて検討する。  第8回 【テーマ】問題演習(1)(担当 木下) 【内容】受講者が作成したレポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。	

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700120  
授業科目名 : 憲法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

第9回

【テーマ】公務員の政治活動の自由(担当 吉野)

【内容】公務員が国家公務員法及び人事規則1477違反として起訴された事例を取り上げ、公務員の政治活動の自由に対する制限の合憲性及び「政治的行為」該当性について、判例法理の変遷に留意しつつ、適用違憲や合憲限定解釈などの憲法判断の方法を含めて検討する。

第10回

【テーマ】私人間における差別と法の下での平等(担当 吉野)

【内容】外国人や性別変更などを理由とする私人間における差別的取扱いと法の下での平等との関係について、事例を通じて検討する。

第11回

【テーマ】高等学校内における生徒の人権(担当 吉野)

【内容】校内新聞の記事不掲載及びSNSの記事内容を理由とする停学処分が争われる事例を取り上げ、学校内における生徒の表現の自由や政治活動の自由に対する制約という特性に留意しつつ、合憲性判断枠組みの設定と適用判断について検討する。

第12回

【テーマ】労働組合の集会の自由と公の施設の目的外使用(担当 吉野)

【内容】労働組合活動の一環である集会と公物管理権との関係が問題になる事例を取り上げ、労働基本権の保障内容や市民会館の使用不許可処分との違いに留意しつつ、集会日を過ぎた場合の司法的救済、労働組合への便宜供与を禁止する条例の合憲性、及び、不許可処分の司法審査について検討する。

第13回

【テーマ】省令による医薬品販売方法規制と職業の自由(担当 吉野)

【内容】薬事法施行規則による医薬品販売方法規制の合憲性が争われる事例を取り上げ、委任命令の授權法律適合性、並びに、合憲性判断枠組みとその適用判断について検討する。

第14回

【テーマ】刑事手続と適正手続(担当 吉野)

【内容】令状に抛らずGPSを利用した捜査など、最近、適正手続(第31条)及び刑事手続上の権利(第33条?第39条)との関係で合憲性が争われる捜査手法及び刑事手続の事例を取り上げて、検討する。

第15回

【テーマ】問題演習(2)(担当 吉野)

【内容】受講者が作成したレポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 60%:40%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 演習形式で行う。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : マイクを不使用、板書あり。受講に際して配慮が必要な場合は履修登録をする前に担当教員に相談してください。

■教科書 : 1 教材を配付する。  
2 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法[第7版]』(岩波書店・2019年)  
3 高橋和之(編)『ケースブック憲法』(有斐閣・2011年)  
又は、木下昌彦(編集代表)『精読憲法判例[人権編]』(弘文堂・2018年)  
4 長谷部恭男ほか(編)『憲法判例百選I・II[第7版]』(別冊ジュリスト・2019年)  
5 岡山大学法科大学院公法系講座(編著)『憲法 事例問題起案の基礎』(岡山大学出版会・2018年)  
\*教科書は、開講の時点における最新版を準備されたい。

■参考書等 : 1 笹田栄司(編)『Law Practice 憲法[第2版]』(商事法務・2014年)

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700120  
授業科目名 : 憲法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

- 
- 2 木下智史ほか(編著)『事例研究 憲法 [第2版]』(日本評論社・2013年)
  - 3 LS憲法研究会(編)『プロセス演習 憲法 [第4版]』(信山社・2011年)
  - 4 初宿正典=大石真(編)『憲法Cases and Materials 人権 [第2版]』(有斐閣・2013年)
  - 5 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 人権(展開編)』(有斐閣・2005年)
  - 6 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 憲法訴訟』(有斐閣・2007年)
  - 7 小山剛『「憲法上の権利」の作法 [第3版]』(尚学社・2016年)
  - 8 宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 [第2版]』(日本評論社・2014年)
  - 9 曾我部真裕ほか(編)『憲法論点教室』(日本評論社・2012年)
  - 10 木村草太『憲法の急所 権利論を組み立てる [第2版]』(羽鳥書店・2017年)
  - 11 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』(日本評論社・2013年)

---

■成績評価 : 期末試験(50%)とプロセス評価(50%)により評価する。プロセス評価の内容及び割合に関しては、第1回の授業時に説明する。

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員の木下は憲法学の研究を行っている。担当教員の吉野は、憲法及び行政法の研究を行っている弁護士の実務家教員である。この授業は、担当教員の専門分野である憲法の研究及び実務を踏まえて教授するものである。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 5

---

■JABEEとの関連 : 10

---

■主なSDGs関連項目1 : 平和と公正をすべての人に

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700215  
授業科目名 : 人権演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

---

■ナンバリングコード:	: LCAB1LSLW7006N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: kinos@okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 水曜16.20-17.50。入室する前にメール等による連絡をお願いします。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 2クラス 木下 和朗(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 「憲法I(統治)」及び「憲法II(人権)」の内容を修得していることを前提にして、人権解釈が争われる事例に含まれる重要な諸問題を、憲法訴訟における判断手法を踏まえて検討する。	
■学習目的	: 基礎科目の学修成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な憲法及び人権論の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力及び事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 裁判を中心とする司法手続における憲法上の争点提起、憲法の解釈適用、及び、救済のあり方に関する法的推論を展開、表現する能力を修得すること、並びに、憲法と行政法、民法、刑法その他の実定法とが交錯する問題について理解することを到達目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】自己決定権 【内容】新しい人権である自己決定権の意義及び内容について説明する。生命・身体の処分に 関する自己決定権の保障範囲及び限界を中心に事例を通じて検討する。  第2回 【テーマ】名誉・プライバシーの保護と表現の自由 【内容】名誉毀損罪の免責要件、名誉毀損・プライバシー侵害表現を理由とする損害賠償責 任、当該表現を含む出版物の差止め要件について説明し、具体的事実の特性の違いに留意しつ つ検討する。  第3回 【テーマ】平等原則に係る違憲審査 【内容】第14条第1項違反が争われる各種法制のうち、非嫡出子の法定相続分(民法旧第900条 第4号但書)、再婚禁止期間(民法第733条)、夫婦同姓(民法第750条)などの家族制度を取り 上げて、違憲審査及び司法的救済のあり方を、判例の動向を踏まえて検討する。  第4回 【テーマ】政教分離原則に係る違憲審査 【内容】第20条第3項、第89条前段違反が争われる各種事例について、近時の判例の動向を踏 まえて検討する。  第5回 【テーマ】問題演習(1) 【内容】受講者が作成した第1回レポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。  第6回 【テーマ】表現の自由とメディア 【内容】報道の自由、取材の自由、放送の自由、インターネット上の表現の自由について説明 し、事例を通じて検討する。  第7回 【テーマ】表現内容中立規制に対する違憲審査 【内容】ピラ配布のため集合住宅へ立入る行為を住居侵入罪(刑法第130条)により処罰すること などの事例を取り上げて、表現内容中立規制に対する違憲審査について検討する。併せて、 パブリックフォーラム論を説明する。  第8回 【テーマ】集会の自由と公物管理権 【内容】公物管理権の内容を確認した上で、集会の自由及び集団行動の自由の意義を説明す る。公の施設の使用不許可に係る事例を中心に集会の自由と公物管理権の調整について検討す る。  第9回 【テーマ】職業の自由の規制に対する違憲審査 【内容】職業の自由に対する各種規制の違憲審査について、事例を通じて検討し、解説する。  第10回	

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700215  
授業科目名 : 人権演習  
担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

【テーマ】問題演習(2)

【内容】事前に出題された事例問題に関する受講者の報告を基に、受講者が相互に検討、講評を行う。

第11回

【テーマ】生存権と社会法制

【内容】生活保護に係る処分の違憲の主張及び司法審査について、事例を通じて検討し、解説する。

第12回

【テーマ】選挙権の平等と選挙制度

【内容】選挙権の平等に係る違憲審査及び司法的救済のあり方について、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員の場合それぞれを説明、検討する。

第13回

【テーマ】私的団体と団体構成員の人権

【内容】憲法における私的団体の位置づけを説明する。労働組合、税理士会などの団体と団体構成員との紛争における各当事者の法的主張の構成、裁判所による判断枠組みについて、団体の統制権と団体構成員の人権保障との調整という観点から、事例を通じて検討する。

第14回

【テーマ】憲法判断の方法

【内容】憲法判断の要件を確認した上で、文面審査・適用審査、違憲判断の方法(文面違憲・法令違憲・適用違憲・処分違憲)について説明し、事例を通じて検討する。

第15回

【テーマ】問題演習(3)

【内容】受講者が作成した第2回レポートを基に、受講者が相互に検討、講評を行う。

■授業時間外の学習(予習: 事前に配付される教材に従い、テキストの関連箇所や文献、判例などを読み、ノートに要点を整理し、課題に対する解答を準備した上で授業に臨むこと。そのほかの点は、授業において別途指示する。)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 60%:40%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 演習方式を基本とし、授業内容により双方向授業を併用する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : マイクを不使用、板書あり。受講に際して配慮が必要な場合は履修登録をする前に担当教員に相談してください。

■教科書

- 1 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法[第7版]』(岩波書店・2019年)
  - 2 高橋和之(編)『ケースブック憲法』(有斐閣・2011年)  
又は、木下昌彦(編集代表)『精読憲法判例[人権編]』(弘文堂・2018年)
  - 3 長谷部恭男ほか(編)『憲法判例百選I・II[第7版]』(別冊ジュリスト・2019年)
  - 4 岡山大学法科大学院公法系講座(編著)『憲法 事例問題起案の基礎』(岡山大学出版会・2018年)
- \*教科書は、開講の時点における最新版を準備されたい。  
\*教材(PDFファイル)をMoodleを通じて配付する。

■参考書等

- 1 笹田栄司(編)『Law Practice 憲法[第2版]』(商事法務・2014年)
- 2 LS憲法研究会(編)『プロセス演習 憲法[第4版]』(信山社・2011年)
- 3 初宿正典=大石真(編)『憲法Cases and Materials 人権[第2版]』(有斐閣・2013年)
- 4 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 人権(展開編)』(有斐閣・2005年)
- 5 初宿正典ほか『憲法Cases and Materials 憲法訴訟』(有斐閣・2007年)
- 6 穴戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開[第2版]』(日本評論社・2014年)
- 7 曾我部真裕ほか(編)『憲法論点教室』(日本評論社・2012年)
- 8 小山剛『「憲法上の権利」の作法[第3版]』(尚学社・2016年)
- 9 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』(日本評論社・2013年)
- 10 木村草太『憲法の急所 権利論を組み立てる[第2版]』(羽鳥書店・2017年)
- 11 憲法学の文献一般に関する最新かつ詳細な情報については、担当教員のウェブサイト中「憲

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 700215  
授業科目名 : 人権演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

---

法参考文献表」ページを参照すること。URIは下記の通り。  
[http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C\\_Reference.html](http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C_Reference.html)

- 
- 成績評価 : 期末試験(50%)とプロセス評価(50%)により評価する。プロセス評価の内容及び割合に関しては、第1回の授業時に説明する。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は憲法学の研究を行っている。この講義は、担当教員の専門分野である憲法学のうち、人権論及び憲法訴訟論を演習形式により教授するものである。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 5
- 
- JABEEとの関連 : 10
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 平和と公正をすべての人に
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 701004  
授業科目名 : 刑事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系),渡辺 勝志(社会文化科学研究科系),内山 裕史(社会文化科学研究科系)

---

■ナンバリングコード:	: LCAE1LSLW7005N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: B 実務基礎科目群	
■対象学生	: 法学未修者2年次生, 法学既修者1年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: 吉沢につき, yoshiz-t@cc.okayama-u.ac.jp 渡辺・派遣裁判官については, 吉沢を経由して連絡を行うものとする。	
■オフィスアワー	: 吉沢につき, 火曜日5限(メールでの事前予約必要)。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 1クラス 吉沢 徹(大学院法務研究科・教授[元検察官]) 派遣裁判官 渡辺勝志(岡山弁護士会弁護士)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 刑事訴訟のルールとこれに基づく検察官, 弁護人及び裁判所の訴訟行為について, 具体的なイメージを持ちつつ, その法的根拠や刑事手続上の実務的な意義に関する理解を深めることを目的とする(これは, これからの法曹三者に共通して必要となる基本的事項を含めたものであり, 司法修習において前提として必要となる刑事手続に関する基本的な理解でもある。)。そこで, 実務で使用されている刑事事件記録を基にして作成された教材を使用し, 受講者に実際の法廷活動を疑似体験してもらうなどして, 現場の検察官, 弁護人, 裁判官が行う訴訟行為の具体的なイメージを学ぶ。また, 法曹三者がこれら訴訟行為を行うに当たり種々の事実関係の中から問題点を分析検討する際の思考方法を学ぶ。これらによって「生きた刑法」を学び, 刑事手続の流れの理解を深める。	
■学習目的	: 刑事訴訟に関する実務理論の基礎を習得するとともに実務技能を実践し, 法曹実務を行うために不可欠な実務能力および法曹としての倫理感・責任感を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 司法試験合格に必要な刑事実務を習得するのみならず, 司法修習生乃至実務家になった後もスムーズに実務を行うことができる程度の技量を習得する。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】捜査手続の概要, 捜査の基礎, 勾留請求の実務(担当 吉沢) 【内容】捜査の初期から検察官の起訴・不起訴の判断までの過程を概観した上, 捜査官が行うべき捜査の概要を説明する。その上で, 検察官は, 勾留請求又は勾留延長請求を行うか否かの判断をどのようにするのかについて, 補助教材等を用いて学ぶ。 第2回 【テーマ】令状実務(担当 派遣裁判官) 【内容】補助教材を題材に, 捜査段階において, 裁判官が勾留請求等に対し, どのような手続を経て, どのような思考過程で判断するのかを学ぶ。併せて, 令状審査をはじめとする刑事手続全般を通じた前提として, 事実認定の基礎に関する総論を学ぶ。 第3回 【テーマ】捜査実務, 勾留期間延長請求, 起訴・不起訴の判断(1)(担当 吉沢) 【内容】検察官は, 具体的にどのような捜査を行うのか, 勾留期間延長請求を行うのはどのような場合か, 捜査を遂げると起訴をするかしないかの終局判断を行うことになるが, どのような思考過程でその判断を行うのか, その判断を行う前提として, どのような捜査を行っておく必要があるのか, を学ぶ。 第4回 【テーマ】起訴不起訴の判断(2)(担当 吉沢) 【内容】前回に引き続き, 起訴・不起訴の判断についての理解を深める。 第5回 【テーマ】捜査段階における弁護活動・保釈(担当 渡辺・吉沢) 【内容】弁護人は被疑者の身柄解放のため, また不起訴処分獲得のため, どのような弁護活動を行うのかを学ぶ。また, 起訴後の保釈請求についても学ぶ。 第6回 【テーマ】公判手続の概要, 公判準備(担当 吉沢) 【内容】第一審の公判手続の流れを確認し, 起訴後, 第1回公判期日までに検察官が行うべき準備活動(証拠整理, 立証計画の策定等)や, 弁護人が行うべき準備活動(記録検討, 接見, 弁護計画の策定等)について学ぶ。 第7回 【テーマ】第一審公判手続(1)(担当 吉沢) 【内容】人定質問, 起訴状朗読, 黙秘権告知, 公訴事実に対する認否, 冒頭陳述, 検察官の証拠請求及び証拠取調の各手続の実務を学ぶ。受講者は, 予習として, 関係条文の確認, 各	

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 701004  
授業科目名 : 刑事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系),渡辺 勝志(社会文化科学研究科系),内山 裕史(社会文化科学研究科系)

自使用の刑事訴訟法のテキスト等の復習をしておく必要がある。

#### 第8回

【テーマ】第一審公判手続(2)(3) (担当 吉沢)

【内容】 書証取調に関する諸問題, 証人尋問・被告人質問の実務に焦点を当てて講義を行う。

取り上げる主なテーマとしては, 証人尋問の一般論のほか

1 刑訴法第321条第1項第2号による証拠請求と弁護人の防御

2 刑訴法第321条第3項による証拠請求と弁護人の防御

3 自白調書の任意性が問題となった場合の検察官側・弁護人側の立証などを取り上げる。

受講者は, 予習として, 関係条文の確認, 各自使用の刑事訴訟法のテキスト等の復習のほか, 上記テーマに関係する典型論点の確認・復習を行っておく必要がある。

#### 第9回

【テーマ】公判段階における弁護活動 (担当 渡辺, 吉沢)

【内容】 被告人が犯罪事実を争う場合の弁護活動の実務, 又は, 被告人が犯罪事実を認め, 情状弁護を行う場合の弁護活動の実務について学ぶ。

#### 第10回

【テーマ】第一審公判手続(4) (担当 吉沢)

【内容】 主に, 検察官が行う論告, 弁護人が行う弁論の実務を学ぶ。さらに, これまでの授業を総括して, 手続の流れを復習し, 知識・理解の定着に努める。

#### 第11回

【テーマ】刑事手続総合1 (担当 吉沢・渡辺・派遣裁判官)

【内容】 第1回から第10回までの講義を総括し, 刑事手続の流れを見渡して理解を深めるべく, 全受講生に, 裁判官役, 検察官役, 弁護人役のいずれかを担当してもらい, 記録教材(自白事件)を用いて刑事手続の実演を行う。実演後, 教員からの講評を行う。

#### 第12回

【テーマ】刑事手続総合2 (担当 吉沢・渡辺・派遣裁判官)

【内容】 前回に引き続き, 刑事手続の基礎的事項につき, 講評を行う。併せて, 量刑の基本的な考え方について学ぶ。

#### 第13回

【テーマ】事実認定の基礎 (担当 派遣裁判官)

【内容】 記録教材を用いるなどして, 事実認定という観点で, 種々の事実関係の中から重要な事実上又は法律上の問題点をどのように分析検討しているのか, という思考過程を理解する。

#### 第14回, 第15回

【テーマ】新しい刑事手続1, 2 (担当 派遣裁判官)

【内容】 記録教材を用いるなどして, 公判前整理手続に関する基礎的事項を学ぶ。公判前整理手続の具体的な運用に当たり, 第13回で学んだ思考過程の理解の重要性を学ぶ。最近の新しい刑事手続の基礎的事項についても学ぶ。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものではない)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合

講義形式 : 70%

講義以外(学生との対話, アクティブラーニング等) 30%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッション あり

グループワーク なし

プレゼンテーション なし

学内実習・実験 なし

学外実習 なし

その他 :

(3)履修者への連絡事項

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜3

講義番号 : 701004  
授業科目名 : 刑事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系), 渡辺 勝志(社会文化科学研究科系), 内山 裕史(社会文化科学研究科系)

後述の指定テキスト, その他補助教材を用い, 実務上比較的好く見受けられる具体的な事例に触れながら, 各手続の内容・意義, 具体的訴訟行為の方法等につき, 討論・解説を行い, 必要に応じて受講生に実演をしてもらう。  
なお, 本講義は受講者が刑事訴訟法の基礎知識を有していることを前提とするものである。受講者は, 最低限, 各行に行う授業内容の関係箇所につき, 各自使用の刑事訴訟法のテキスト等の確認, 条文の確認, 典型論点の確認などの予習を行っておく必要がある。

- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど) : なし
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど) : 少ない
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書を行う場合があります。配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。
- 
- 教科書 : 「刑事訴訟実務の基礎」(第3版)(弘文堂, 前田雅英編著ほか, 税抜3400円), 「ブラックティス刑事裁判」(平成30年版)(法曹会, 司法研修所刑事裁判教官室編, 税抜2500円)を使用する。その他, 授業に際し配付する記録教材, レジュメ等を使用する。
- 
- 参考書等 : 補助教材として, 教員作成のレジュメを配布する。また, 事件記録教材を貸与する(授業終了後に返還を要する。)
- 
- 成績評価 : 中間試験(2回, 各25点満点), 期末試験(50点満点)を実施する。評価はプロセス評価と期末試験の評価とで行い, プロセス評価は2回の中間試験の得点により評価する。プロセス評価と期末試験の評価割合は, 各50%である。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は, いずれも裁判官, 検察官, 弁護士として, 刑事訴訟実務に深く携わってきたものである。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 16
- 
- JABEEとの関連 : 0
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 該当なし
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜3,金曜2

講義番号 : 700028  
授業科目名 : 民法III

単位数 : 4

担当教員(所属) : 岩藤 美智子(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLH6006N	■必修・選択の別 :	必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 1年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: iwado@law.okayama-u.ac.jp ◎を@に変更のこと。		
■オフィスアワー	: 水曜日14:00~15:30		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 岩藤 美智子(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 契約法・事務管理・不当利得・不法行為法・家族法についての基礎的な内容を教授する。		
■学習目的	: 契約法・事務管理・不当利得・不法行為法・家族法についての基礎的な内容を、正確に理解することを目的とする。		
■到達目標	: 契約法・事務管理・不当利得・不法行為法・家族法についての基礎的な内容を、正確に理解すること。		
■授業計画	: 【授業予定(進捗状況等により変更の可能性あり)】 1. ガイダンス 財産権移転型契約 (1) 概説、売買① 2. 財産権移転型契約 (2) 売買② 3. 財産権移転型契約 (3) 贈与 相続法 (1) *遺贈 4. 利用型契約 (1) 概説、消費貸借 5. 利用型契約 (2) 使用貸借 6. 利用型契約 (3) 賃貸借① 7. 利用型契約 (4) 賃貸借② 8. 利用型契約 (5) 賃貸借③ 9. 役務提供型契約 (1) 概説、請負① 10. 役務提供型契約 (2) 請負②、委任 11. その他の契約 組合、和解 12. 事務管理 13. 不当利得 (1) 概説、不当利得の要件・効果 14. 不当利得 (2) *非債弁済 *期限前弁済 *他人の債務の弁済 *不法原因給付 15. 不当利得 (3) *転用物訴権 *騙取金銭による弁済 16. 不法行為 (1) 概説、成立要件① *故意・過失 17. 不法行為 (2) 成立要件② *権利侵害 *違法性 18. 不法行為 (3) 成立要件③ *損害 *因果関係 19. 不法行為 (4) 効果 *損害賠償 *非金銭的救済 20. 不法行為 (5) *責任能力 *監督義務者の責任 21. 不法行為 (6) *使用者責任 22. 不法行為 (7) *工作物責任 *製造物責任 23. 不法行為 (8) 共同不法行為① 24. 不法行為 (9) 共同不法行為② 25. 親族法 (1) 概説 *婚姻・離婚 26. 親族法 (2) 親子① *嫡出子・非嫡出子 27. 親族法 (3) 親子② *養子 28. 相続法 (2) 概説 *法定相続 *同時死亡の推定 29. 相続法 (3) *遺産分割 30. 相続法 (4) *遺言 *遺留分		
■授業時間外の学習(予習・復習)方法(成績評価への反映についても含む)	: 授業において別途指示する。		
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合			: 90%:10%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)			: 少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)			: やや少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)			: やや少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)			: やや少ない
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 講義形式で行う。適宜、出席者と質疑応答を行う。		
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)			: 少ない

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜3,金曜2

講義番号 : 700028  
授業科目名 : 民法III

単位数 : 4

担当教員(所属) : 岩藤 美智子(社会文化科学研究科系)

- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや少ない
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 講義教材を配布し、板書も行う。
- 
- 教科書 : 【教科書】  
潮見佳男『債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得 [第3版]』(新世社・2017年)  
潮見佳男『債権各論Ⅱ 不法行為 [第3版]』(新世社・2017年)  
窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ [第8版]』(有斐閣・2018年)
- 
- 参考書等 : 講義教材を配布する。
- 
- 成績評価 : プロセス50%(平常点30%、小テスト20%)、論述式の期末試験50%で評価する。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、民法を専門とする者である。この講義は、契約法・事務管理・不当利得・不法行為法・家族法について基礎的な内容を教授するものである。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 0
- 
- JABEEとの関連 : 0
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 該当なし
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 701014  
授業科目名 : 刑事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系),渡辺 勝志(社会文化科学研究科系),内山 裕史(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAE1LSLW7006N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: B 実務基礎科目群	
■対象学生	: 法学未修者2年次生, 法学既修者1年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: 吉沢につき, yoshiz-t@cc.okayama-u.ac.jp 渡辺・派遣裁判官については, 吉沢を経由して連絡を行うものとする。	
■オフィスアワー	: 吉沢につき, 火曜日5限(メールでの事前予約必要)。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 2クラス 吉沢 徹(大学院法務研究科・教授[元検察官]) 派遣裁判官 渡辺勝志(岡山弁護士会弁護士)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 刑事訴訟のルールとこれに基づく検察官, 弁護人及び裁判所の訴訟行為について, 具体的なイメージを持ちつつ, その法的根拠や刑事手続上の実務的な意義に関する理解を深めることを目的とする(これは, これからの法曹三者に共通して必要となる基本的事項を含めたものであり, 司法修習において前提として必要となる刑事手続に関する基本的な理解でもある。)。そこで, 実務で使用されている刑事事件記録を基にして作成された教材を使用し, 受講者に実際の法廷活動を疑似体験してもらうなどして, 現場の検察官, 弁護人, 裁判官が行う訴訟行為の具体的なイメージを学ぶ。また, 法曹三者がこれら訴訟行為を行うに当たり種々の事実関係の中から問題点を分析検討する際の思考方法を学ぶ。これらによって「生きた刑法」を学び, 刑事手続の流れの理解を深める。	
■学習目的	: 刑事訴訟に関する実務理論の基礎を習得するとともに実務技能を実践し, 法曹実務を行うために不可欠な実務能力および法曹としての倫理感・責任感を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 司法試験合格に必要な刑事実務を習得するのみならず, 司法修習生乃至実務家になった後もスムーズに実務を行うことができる程度の技量を習得する。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】捜査手続の概要, 捜査の基礎, 勾留請求の実務(担当 吉沢) 【内容】捜査の初期から検察官の起訴・不起訴の判断までの過程を概観した上, 捜査官が行うべき捜査の概要を説明する。その上で, 検察官は, 勾留請求又は勾留延長請求を行うか否かの判断をどのようにするのかについて, 補助教材等を用いて学ぶ。 第2回 【テーマ】令状実務(担当 派遣裁判官) 【内容】補助教材を題材に, 捜査段階において, 裁判官が勾留請求等に対し, どのような手続を経て, どのような思考過程で判断するのかを学ぶ。併せて, 令状審査をはじめとする刑事手続全般を通じた前提として, 事実認定の基礎に関する総論を学ぶ。 第3回 【テーマ】捜査実務, 勾留期間延長請求, 起訴・不起訴の判断(1)(担当 吉沢) 【内容】検察官は, 具体的にどのような捜査を行うのか, 勾留期間延長請求を行うのはどのような場合か, 捜査を遂げると起訴をするかしないかの終局判断を行うことになるが, どのような思考過程でその判断を行うのか, その判断を行う前提として, どのような捜査を行っておく必要があるのか, を学ぶ。 第4回 【テーマ】起訴不起訴の判断(2)(担当 吉沢) 【内容】前回に引き続き, 起訴・不起訴の判断についての理解を深める。 第5回 【テーマ】捜査段階における弁護活動・保釈(担当 渡辺・吉沢) 【内容】弁護人は被疑者の身柄解放のため, また不起訴処分獲得のため, どのような弁護活動を行うのかを学ぶ。また, 起訴後の保釈請求についても学ぶ。 第6回 【テーマ】公判手続の概要, 公判準備(担当 吉沢) 【内容】第一審の公判手続の流れを確認し, 起訴後, 第1回公判期日までに検察官が行うべき準備活動(証拠整理, 立証計画の策定等)や, 弁護人が行うべき準備活動(記録検討, 接見, 弁護計画の策定等)について学ぶ。 第7回 【テーマ】第一審公判手続(1)(担当 吉沢) 【内容】人定質問, 起訴状朗読, 黙秘権告知, 公訴事実に対する認否, 冒頭陳述, 検察官の証拠請求及び証拠取調の各手続の実務を学ぶ。受講者は, 予習として, 関係条文の確認, 各	

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 701014  
授業科目名 : 刑事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系),渡辺 勝志(社会文化科学研究科系),内山 裕史(社会文化科学研究科系)

自使用の刑事訴訟法のテキスト等の復習しておく必要がある。

#### 第8回

【テーマ】第一審公判手続(2)(3) (担当 吉沢)

【内容】 書証取調に関する諸問題, 証人尋問・被告人質問の実務に焦点を当てて講義を行う。

取り上げる主なテーマとしては, 証人尋問の一般論のほか

1 刑訴法第321条第1項第2号による証拠請求と弁護人の防御

2 刑訴法第321条第3項による証拠請求と弁護人の防御

3 自白調書の任意性が問題となった場合の検察官側・弁護人側の立証などを取り上げる。

受講者は, 予習として, 関係条文の確認, 各自使用の刑事訴訟法のテキスト等の復習のほか, 上記テーマに関係する典型論点の確認・復習を行っておく必要がある。

#### 第9回

【テーマ】公判段階における弁護活動 (担当 渡辺, 吉沢)

【内容】 被告人が犯罪事実を争う場合の弁護活動の実務, 又は, 被告人が犯罪事実を認め, 情状弁護を行う場合の弁護活動の実務について学ぶ。

#### 第10回

【テーマ】第一審公判手続(4) (担当 吉沢)

【内容】 主に, 検察官が行う論告, 弁護人が行う弁論の実務を学ぶ。さらに, これまでの授業を総括して, 手続の流れを復習し, 知識・理解の定着に努める。

#### 第11回

【テーマ】刑事手続総合1 (担当 吉沢・渡辺・派遣裁判官)

【内容】 第1回から第10回までの講義を総括し, 刑事手続の流れを見渡して理解を深めるべく, 全受講生に, 裁判官役, 検察官役, 弁護人役のいずれかを担当してもらい, 記録教材(自白事件)を用いて刑事手続の実演を行う。実演後, 教員からの講評を行う。

#### 第12回

【テーマ】刑事手続総合2 (担当 吉沢・渡辺・派遣裁判官)

【内容】 前回に引き続き, 刑事手続の基礎的事項につき, 講評を行う。併せて, 量刑の基本的な考え方について学ぶ。

#### 第13回

【テーマ】事実認定の基礎 (担当 派遣裁判官)

【内容】 記録教材を用いるなどして, 事実認定という観点で, 種々の事実関係の中から重要な事実上又は法律上の問題点をどのように分析検討しているのか, という思考過程を理解する。

#### 第14回, 第15回

【テーマ】新しい刑事手続1, 2 (担当 派遣裁判官)

【内容】 記録教材を用いるなどして, 公判前整理手続に関する基礎的事項を学ぶ。公判前整理手続の具体的な運用に当たり, 第13回で学んだ思考過程の理解の重要性を学ぶ。最近の新しい刑事手続の基礎的事項についても学ぶ。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものではない)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合

講義形式 : 70%

講義以外(学生との対話, アクティブラーニング等) 30%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッション あり

グループワーク なし

プレゼンテーション なし

学内実習・実験 なし

学外実習 なし

その他 :

(3)履修者への連絡事項

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 701014  
授業科目名 : 刑事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系), 渡辺 勝志(社会文化科学研究科系), 内山 裕史(社会文化科学研究科系)

後述の指定テキスト, その他補助教材を用い, 実務上比較的好く見受けられる具体的事例に触れながら, 各手続の内容・意義, 具体的訴訟行為の方法等につき, 討論・解説を行い, 必要に応じて受講生に実演をしてもらう。  
なお, 本講義は受講者が刑事訴訟法の基礎知識を有していることを前提とするものである。受講者は, 最低限, 各行う授業内容の関係箇所につき, 各自使用の刑事訴訟法のテキスト等の確認, 条文の確認, 典型論点の確認などの予習を行っておく必要がある。

- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど) : なし
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど) : 少ない
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書を行う場合があります。配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。
- 
- 教科書 : 「刑事訴訟実務の基礎」(第3版)(弘文堂, 前田雅英編著ほか, 税抜3400円), 「ブラックティス刑事裁判」(平成30年版)(法曹会, 司法研修所刑事裁判教官室編, 税抜2500円)を使用する。その他, 授業に際し配付する記録教材, レジュメ等を使用する。
- 
- 参考書等 : 補助教材として, 教員作成のレジュメを配布する。また, 事件記録教材を貸与する(授業終了後に返還を要する。)
- 
- 成績評価 : 中間試験(2回, 各25点満点), 期末試験(50点満点)を実施する。評価はプロセス評価と期末試験の評価とで行い, プロセス評価は2回の中間試験の得点により評価する。プロセス評価と期末試験の評価割合は, 各50%である。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は, いずれも裁判官, 検察官, 弁護士として, 刑事訴訟実務に深く携わってきたものである。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 16
- 
- JABEEとの関連 : 0
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 該当なし
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 702407  
授業科目名 : 社会保障制度論  
担当教員(所属) : 西田 和弘(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7001N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: C 基礎法学・隣接科目群		
■対象学生	: 1年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開のため、受講者のみに連絡する。		
■オフィスアワー	: 火曜日3限		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 西田 和弘(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 社会保障に関する法的問題を発見し、適切に解決するためには、その前提となる法制度の理解が不可欠である。本授業は、D科目群社会保障法の理解を促進するため、社会保障制度に関する知識を習得することを目的とする。社会保障法のみならず、リーガル・ソーシャルワーク演習、医療福祉ネットワークセミナー受講の土台にもなる授業である。 法曹として社会保障事案に携わる場合に必要な知識であることはもちろん、市民として知っておくべき知識でもある。		
■学習目的	: 法理論と実務にとって必要な教養となる社会保障制度に関する制度知識を習得することにより、社会保障案件対応の実務の土台を作ることを目的とする。		
■到達目標	: 社会保障制度の基礎的理解。		
■授業計画	: 各回のテーマは入れ替えることがある(ただし、カバーする領域に変更はない)。 第1回 【テーマ】社会保障制度の概要 【目的・内容】社会保障制度の全体像を理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第2回 【テーマ】介護保険(1) 【目的・内容】介護保険制度の仕組みを理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第3回 【テーマ】介護保険(2) 【目的・内容】介護保険制度の仕組みを理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第4回 【テーマ】障害者福祉 【目的・内容】障害者総合支援法に基づく障害者福祉の仕組みを理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第5回 【テーマ】児童福祉 【目的・内容】児童福祉のうち、保育所、児童虐待防止の仕組みを中心に講義する。 【資料】テキスト・配布資料 第6回 【テーマ】医療保険(1) 【目的・内容】医療保険制度の概要と国民健康保険制度を理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第7回 【テーマ】医療保険(2) 【目的・内容】被用者健康保険制度を理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第8回 【テーマ】高齢者医療制度 【目的・内容】高齢者医療制度を理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第9回 【テーマ】医療供給体制 【目的・内容】医療機関、医療従事者に関する法制度を理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第10回 【テーマ】年金(1) 【目的・内容】年金制度の概要を理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第11回 【テーマ】年金(2) 【目的・内容】第三号被保険者問題など年金制度の抱える課題を理解する。 【資料】テキスト・配布資料 第12回 【テーマ】生活保護		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 702407  
授業科目名 : 社会保障制度論  
担当教員(所属) : 西田 和弘(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

【目的・内容】生活保護制度の仕組みを理解する。

【資料】テキスト・配布資料

第13回

【テーマ】各種手当

【目的・内容】児童手当・こども手当、児童扶養手当など各種社会手当の仕組みを理解する。

【資料】テキスト・配布資料

第14回

【テーマ】雇用保険

【目的・内容】雇用保険制度の概要を理解する。

【資料】テキスト・配布資料

第15回

【テーマ】労災保険

【目的・内容】労災保険制度の仕組みを理解する。

【資料】テキスト・配布資料

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 制度解説が中心となるため基本的には講義形式を採用するが、双方向授業の視点から、トピック的な課題に関し簡単な報告(ショート報告)を求め、討論の素材とする。例えば、「年金制度の第三号被保険者問題とは何か」「国民健康保険の受給資格者証問題とは何か」などについて、10分程度でプレゼンテーションをしてもらい、それを端緒に制度的問題を掘り下げるなどする。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : レジユメ配布。

■教科書 : 本沢・新田『トピック社会保障法<2019年第13版>』(不磨書房)  
\*講義開始日の2週間前までに上記が発刊されていない場合には、2018年第12版を使用する。

■参考書等 : 追って情報提供する。

■成績評価 : 期末試験70%、プロセス評価30%(プロセス評価に当たっては、ショート報告の完成度・プレゼンテーション、および授業中の討論を総合評価する)

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員の専門である。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 1

■JABEEとの関連 : 3

■主なSDGs関連項目1 : 働きがいも経済成長も

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 703403  
授業科目名 : 経済刑法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

---

■ナンバリングコード:	: LCAE0LSLW7002N	■必修・選択の別 :	選択	
■科目区分	: D 展開・先端科目群			
■対象学生	: 2年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: kanrei@cc.okayama-u.ac.jp			
■オフィスアワー	: 月曜5時限			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 神例 康博(大学院法務研究科・教授)			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 企業法務の場面でも、経済活動を規律する罰則規定の理解は重要な課題といえよう。本講義では、企業活動・経済活動に関する犯罪と刑罰について検討する。 具体的には、前半は、経済刑法の総論として、経済刑法の意義、経済犯罪に対する制裁の現状と課題、両罰規定と法人処罰といった問題を扱い、後半は、経済刑法各論として、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、不正競争防止法、破産法、税法などの罰則規定について検討を行う(本講義が扱う犯罪は、刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の規定による「合意制度」の対象となる財政経済関係犯罪として政令で定める罪に対応する)。			
■学習目的	: 企業活動・経済活動に関する犯罪と刑罰について基礎的な事項を学習することを目的とする。			
■到達目標	: 企業活動・経済活動に関する犯罪と刑罰について基礎的な知識を身につけることを目標とする。			
■授業計画	: 第1回 【テーマ】経済刑法の概念 【内容】一般に「経済刑法」の名の下に把握される罰則規定にはどのようなものがあるかを概観し、経済刑法の構成要件が有する特徴について検討する。 第2回 【テーマ】経済犯罪に対するサンクションの体系、経済犯罪をめぐる手続 【内容】本講では、経済犯罪をめぐる各種手続について概観するとともに、企業犯罪・経済犯罪に対する制裁の現状と課題について検討する。企業犯罪・経済犯罪の抑止については、刑罰の他に、各種の行政制裁や損害賠償なども重要な機能を果たしている。本講では、各種制裁の相互関係について理解を深めるとともに、その課題について検討する。 第3回 【テーマ】法人の刑事責任 【内容】本講では、両罰規定をめぐる解釈論的諸問題および法人処罰をめぐる理論的諸問題について検討する。あわせて、企業の内部統制をめぐる諸問題について検討する。 第4回 【テーマ】会社犯罪(1) 【内容】本講では、「資本制度の変容」と会社法罰則との関係について概観した後に、主として、特別背任罪、会社財産を危うくする罪、預合罪・応預合罪、見せ金と公正証書原本不実記載罪の成否といった点について検討する。 第5回 【テーマ】会社犯罪(2) 【内容】本講では、主として、取締役等の贈収賄罪、株主等の権利行使に関する贈収賄罪、利益供与罪について検討する。本講では、主として、預合罪・応預合罪、見せ金と公正証書原本不実記載罪の成否といった点について検討する。 第6回 【テーマ】証券犯罪(1) 【内容】本講では、金融商品取引法(旧証券取引法)の罰則規定のうち、主として、相場操縦罪に関する解釈論的諸問題について検討する。あわせて、粉飾決算をめぐる刑事責任について検討する。 第7回 【テーマ】証券犯罪(2) 【内容】本講では、金融商品取引法の罰則規定のうち、インサイダー取引の罪、損失補てん・損失保証罪について検討する。 第8回 【テーマ】独占禁止法違反の犯罪 【内容】本講では、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の罰則規定について、独禁法の制裁・運用強化の動向とともに概観した後に、主として不当な取引制限罪について、刑法の談合罪との関係を踏まえつつ検討する。 第9回			

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 703403  
授業科目名 : 経済刑法  
担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

【テーマ】倒産犯罪, 民事執行妨害犯罪

【内容】本講では, いわゆる倒産犯罪について, 破産法, 民事再生法, 会社更生法の罰則規定を中心に検討する。あわせて, 民事執行を妨害する犯罪について検討する。

第10回

【テーマ】知的財産権犯罪, 不正競争防止法違反の犯罪 (1)

【内容】本講では, 知的財産権をめぐる犯罪について検討するとともに, 不正競争防止法違反の罪のうち, 営業秘密侵害罪について検討する。

第11回

【テーマ】不正競争防止法違反の犯罪 (2)

【内容】本講では, 不正競争防止法違反の罪のうち, 不正競争罪について検討する。

第12回

【テーマ】租税犯罪

【内容】本講では, いわゆる租税犯罪について検討する。脱税犯及び租税危害犯の各類型について概観した後に, 「偽りその他不正の行為」の意義など, 租税刑法構成要件の解釈論上の諸問題について検討する。

第13回

【テーマ】金融取引と犯罪 (1)

【内容】本講では, 出資法違反の犯罪を中心に, 金融取引めぐる犯罪について検討する。

第14回

【テーマ】金融取引と犯罪 (2)

【内容】本講では, マネー・ローndリング規制を中心に, 前講に引き続き, 金融取引をめぐる犯罪について検討する。

第15回

【テーマ】経済刑法の課題

【内容】本講では, これまでの講義を踏まえて, 企業活動・経済活動の規制という場面における刑事法の役割と課題について考える。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : なし

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 講義形式を基本とするが, あらかじめ示した課題については, 受講生の発言を積極的に求めていく(後掲テキストの各章末には【設問】が付されているので, 予め検討しておくこと)。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 特になし。

■教科書 : 適宜, レジユメを配布するとともに, 参考文献を指示する。

■参考書等 : 本講義全般の参考文献として, 神山敏雄ほか編著『新経済刑法入門(第2版)』(成文堂・2013), 芝原邦爾=西田典之=佐伯仁志=橋爪隆『ケースブック経済刑法(第3版)』(有斐閣・2010), 山口厚編著『経済刑法』(商事法務・2012), 芝原邦爾ほか編『経済刑法—理論と実務』(商事法務・2017)など。

■成績評価 : 2回のレポート(各40点, 計80点), 授業態度(20点)の総合評価とする。授業態度(20点)の評価方法(評価の内訳, 指針等)については開講時に説明する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は, 刑法を専攻し, 主として, 企業犯罪・経済刑法の領域を研究テーマとするものである。本講義は, 研究テーマに関連する基本的事項について概説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 16

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 703403  
授業科目名 : 経済刑法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

---

■JABEEとの関連 :

■主なSDGs関連項目1 :

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考／履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 703420  
授業科目名 : 労働者保護法  
担当教員(所属) : 今井 佳奈(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7008N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開		
■オフィスアワー	: 質問がある場合は、授業の前後に受け付ける。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 今井 佳奈(陽だまり法律事務所・弁護士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 労働者保護法は労働法のうち、労働基準法、労災保険法、男女雇用機会均等法など個別的労働関係法の分野を対象とする。下記の各論点につき、判例・学説を理解し、そのうえで具体的な紛争事例の解決能力を身につけることを目標とする。		
■学習目的	: 法律実務家にとって必要となる労働法に関する専門的知識の修得、重要な労働法に関する判例理論を学ぶことにより、法律実務家として、労働紛争の未然防止や適切な紛争解決能力、応用力を身に付けることを目的とする。		
■到達目標	: 労働法のうち、使用者と労働者の個別の労働関係に関する専門的な知識や具体的な労働紛争解決能力を修得することを目標とする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】労働法上の「労働者」概念 【目的・内容】労働法上の労働者概念の理解 【資料】ケースブックUnit2設問、参考判例、参照判例ほか  第2回 【テーマ】労働法上の「使用者」概念 【目的・内容】労働法上の使用者概念の理解 【資料】ケースブックUnit3設問、参考判例、参照判例ほか  第3回 【テーマ】労働法規・労働契約 【目的・内容】労働法、労働契約等の効力等の理解 【資料】ケースブックUnit4設問、参考判例、参照判例ほか  第4回 【テーマ】就業規則 【目的・内容】就業規則の法的性質等の理解 【資料】ケースブックUnit5設問、参考判例、参照判例ほか  第5回 【テーマ】労働契約関係の成立 【目的・内容】採用、試用期間など、労働契約成立における法的問題への理解 【資料】ケースブックUnit9設問、参考判例、参照判例ほか  第6回 【テーマ】賃金 【目的・内容】賃金概念、賃金支払いに関する法規制の理解 【資料】ケースブックUnit10設問、参考判例、参照判例ほか  第7回 【テーマ】労働時間 【目的・内容】労働時間概念、時間外労働等に関する法規制等の理解 【資料】ケースブックUnit11設問、参考判例、参照判例ほか  第8回 【テーマ】休暇・休業 【目的・内容】休暇・休業に関する法的問題についての理解 【資料】ケースブックUnit12設問、参考判例、参照判例ほか  第9回 【テーマ】労働者の人権①(ハラスメント) 【目的・内容】セクハラ、パワハラ等の問題について 【資料】ケースブックUnit7設問、参考判例、参照判例ほか  第10回 【テーマ】労働者の人権②(差別等) 【目的・内容】労働の場における種々の差別に対する法規制等への理解		

【資料】ケースブックUnit8設問, 参考判例, 参照判例ほか

第11回

【テーマ】人事(配転, 出向等)  
【目的・内容】配転, 出向, 転籍等の人事に関する法規制等の理解  
【資料】ケースブックUnit14設問, 参考判例, 参照判例ほか

第12回

【テーマ】懲戒  
【目的・内容】懲戒権行使における法的問題への理解  
【資料】ケースブックUnit15設問, 参考判例, 参照判例ほか

第13回

【テーマ】労働関係の終了①(解雇)  
【目的・内容】解雇に関する法規制, 判例法理等の理解(整理解雇を含む)  
【資料】ケースブックUnit16設問, 参考判例, 参照判例ほか

第14回

【テーマ】労働関係の終了②(雇い止め等)  
【目的・内容】雇い止め, 辞職, 合意解約, 定年などによる終了時の問題への理解  
【資料】ケースブックUnit17設問, 参考判例, 参照判例ほか

第15回

【テーマ】労働関係の終了③(競業避止義務等)  
【目的・内容】労働関係終了後の競業避止義務, 契約時の費用返還請求等の問題についての理解  
【資料】ケースブックUnit7設問, 参考判例, 参照判例ほか

■授業時間外の学習(予習: 上記のほか, 各回の参考判例等は, 別途, 授業において指示します。ケースブックの判例と設問・復習)方法(成績評価への反映についても含む)  
例を検討してきてください。

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク, ディスカッション, プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ, 質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行, 問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習, 小テスト, 小レポート, 授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 50%  
講義以外(学生との対話) : 50%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション : あり  
グループワーク : なし  
プレゼンテーション : なし  
学内実演・実験 : なし  
学外実習 : なし  
(3)履修者への連絡事項  
配布資料や板書は予定していませんが, 配慮が必要な場合は事前に相談してください。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 基本的に, 配布資料や板書は予定していません。配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : 荒木尚志ほか著『ケースブック労働法(第4版)』(有斐閣)  
村中・荒木編『労働判例百選(第9版)』(有斐閣)

■参考書等 : 基本的に資料は配布はしない。菅野和夫『労働法(第11版補正版)』(弘文堂)

■成績評価 : 授業における準備, 小テスト, 出席, 授業態度, 課題提出等の総合評価(授業時に小テストを実施予定)

■担当教員の研究活動との関連 : 担当者は法律事務所に所属する弁護士である。労働紛争に関しては, 主に労働者側の相談, 労働審判, 訴訟を担当している。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜4

講義番号 : 703420  
授業科目名 : 労働者保護法  
担当教員(所属) : 今井 佳奈(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜5

講義番号 : 703106  
授業科目名 : 社会保障法  
担当教員(所属) : 西田 和弘(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7002N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開。受講者にのみ連絡。		
■オフィスアワー	: 火曜3時限		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 西田 和弘(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 一生のうち、社会保障に無関係な人は一切いない。 社会保障法は、憲法、民法、労働法、行政法をはじめとする他の実定法分野を基礎とした応用法学であり、所得保障法、医療保障法、社会福祉サービス法からなる市民に身近な法領域である。この領域に関するクライアントへの適切な法的支援のためには、法解釈のみならず、社会保障制度についての知識が不可欠であることから、制度それ自体はもちろん、実定社会保障法の諸規定の背後にある考え方についても十分に取り上げる。制度理解が不可欠のため、制度ごとの構成とする。		
■学習目的	: 社会保障法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」のため、医療・福祉を中心とした社会保障の専門的知識を有し、「地域住民・社会的弱者の権利擁護」を行いうる能力の向上を目指す。解釈論のみならず、立法政策論についての思考能力の涵養も目標とする。  社会保障に関する法的問題の解決能力の向上。		
■授業計画	: *後期開始前に内容を修正する場合がある。 第1回 【テーマ】社会保障法 の概念と体系 【目的・内容】社会保障法の全体像の把握と応用法学としての社会保障法の位置づけを理解することを目的とする。欧米諸国における社会保障の概念と日本のそれとの相違、日本の社会保障制度の歴史・特徴、法学としての社会保障法の概念と分析手法、社会保障法の体系と体系論争の意義を説明する。また、法律学全体の中での社会保障法の位置づけとその相互関係についても解説する。レクチャー中心で行うが、随時質問をする。  第2回 【テーマ】社会保障法と他の法領域との関係 【目的・内容】社会保障法は応用法学である。ここでは、憲法、民法、行政法、労働法など他の法領域とのかかわり、社会法としての社会保障法という性質を理解することを目的とする。ここまでは予習は不要とし、以後はレジュメ最後に予習事項を示す。  第3回 【テーマ】医療保障の法制度と法的課題 (1) 医療提供体制 【目的・内容】まず、日本医医療保障の枠組みとその特徴を概観する。その後、医療提供体制に関する紛争を通して、医療機関の適正配置、保険指定をめぐる法的問題、国の整備責任、医療事故防止責任などを考えていく。医療保険制度の適正な運用という視点のみならず、住民(被保険者・患者)の医療を受ける権利につき、意見交換を行う。  第4回 【テーマ】医療保障の法制度と法的課題 (2) 医療保険制度の仕組みと当事者関係に生ずる法律問題 【目的・内容】ここでは、まず、医療保険制度の仕組み、権利義務関係、当事者関係の違いによる紛争解決手段の相違を学ぶ。  第5回 【テーマ】医療保障の法制度と法的課題 (3) 医療保険給付をめぐる紛争事例 【目的・内容】前回の講義を土台に、「被保険者資格をめぐる実体法上の諸問題」「保険給付をめぐる法的課題(混合診療など)」「医療機関における一部負担金の未収金問題」などを取り上げる。  第6回 【テーマ】高齢者福祉の法制度と法的課題 【目的・内容】介護保険法の仕組みを概観したのち、当事者間で生ずる権利義務関係・紛争処理方法を学ぶ。また、介護保険法と老人福祉法との関係、認知症のある高齢者のサービス利用に関する問題も取り上げる。		

#### 第7回

【テーマ】介護事故を巡る紛争

【目的・内容】医療に比べ介護事故を巡る訴訟はまだ多くないが、増加しており、介護職の注意義務を中心に法的判断基準の確立が急がれている。介護事故判例の分析を通して今後の同様の法的紛争を処理するにあたっての具体的な適法・違法の判断基準の明確化」、二つ目に「介護職員が実際にサービスを提供するにあたって依拠すべき行為基準の明確化」を目標とし、議論したい。事故予防のために必要な措置についても討論する。リスクマネジメントの考え方や手法についても概説する。

#### 第8回

【テーマ】障害者福祉の法制度と法的課題

【目的・内容】措置方式、自立支援方式の法関係、費用負担、福祉の契約化に伴う法的争点(契約期間と解約権、サービス債務の内容と事業者責任)、サービス利用手続きに関する権利について検討する。

#### 第9回

【テーマ】児童福祉の法制度と法的課題

【目的・内容】少子化にもかかわらず、女性就労の増加・就労形態の多様化などにより、都市部を中心に保育所待機児童が多く、費用負担についても根強い不公平感がある。ここでは、保育所にかかわる法律問題のうち、行政の整備責任、保育契約の法的性格、無認可保育所における乳児の死亡と行政責任をめぐる紛争を取り上げる。また、近年、積極的な司法の関与が求められている児童虐待についてもその法制度と法曹の役割について検討する。

#### 第10回

【テーマ】社会福祉の権利擁護

【目的・内容】社会福祉サービスについて、制度理解をかねて対象者別制度毎にその主要な法的論点を検討したが、ここでは、総論的視点から、社会福祉サービス全般に係わる法定権利擁護システム(福祉サービス利用支援事業、成年後見制度、介護保険法上の苦情解決、その他の福祉サービスに関する苦情解決、社協の運営適正化委員会)とそれらにおける法曹の果たすべき役割について検討する。また、第9回の児童虐待問題を受けて、虐待防止法制の横断的検討も行う。

#### 第11回

【テーマ】社会福祉サービス全体に係わる総論的問題

【目的・内容】第10回に引き続き、社会福祉サービス法を総論的観点から検討する。制度横断的に課題となっている「サービスの質の保障」、「サービス提供体制の整備」、「福祉情報へのアクセス権保障」、「行政不服申し立て」について議論する。不服申し立てに関しては、制度により異なるその方法と審査請求前置主義の意義と問題点を重視する。

#### 第12回

【テーマ】公的扶助法(1) 受給権を巡る紛争

【目的・内容】まず、生活保護制度を概観する。そして、生活保護の申請権及び保護開始後の不利益変更処分についての問題を取り上げる。具体的には、実務で要求されている申請書以外の書類提出が申請自体を抑制する効果をもたらしたり、申請前の面接相談で受給要件の審査が実質上行われ、申請権行使を妨げたりするケースや、ケースワーカーの指示指導に不満がありつつも、不利益処分をおそれて従わざるを得ないといった状況にある被保護者に対する権利擁護の方法・内容について議論する。

#### 第13回

【テーマ】公的扶助法(2) 補足性の原理・ケースワークを巡る紛争

【目的・内容】特に紛争の多い生活保護法4条の補足性の原理とケースワークにおける指示指導を巡る事例を取り上げ、生活保護法の法解釈と運用の実際について討論する。被保護者の預貯金保有に対する行政解釈と司法判断の乖離、扶養義務の問題を中心に展開する。

#### 第14回

【テーマ】年金法

【目的・内容】まず、年金制度の概観を行い、年金受給権をめぐる紛争や法理論を取り上げる。特に法改正による給付水準の引き下げと生存権・財産権との関係、遺族年金をめぐる紛争、学生無年金者訴訟を素材に討論する。

#### 第15回

【テーマ】社会手当法

【目的・内容】社会手当の受給権をめぐる紛争および申請主義・行政の周知義務をめぐる紛争を取り上げ、また、民事執行法平16改正法と扶養義務、社会的扶養との関係について議論する。

■授業時間外の学習(予習: 制度の基本については指定教科書等による予習を求める。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合

: 90% : 10%

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 火曜5

講義番号 : 703106  
授業科目名 : 社会保障法  
担当教員(所属) : 西田 和弘(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

- 
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

---

  - (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

---

  - (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

---

  - (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

---

  - (3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

---

  - (4)授業形態-履修者への連絡事項 : 予習復習を前提とした討論形式を基本とする(第1回、第2回講義はレクチャー中心)。社会保障に係わる紛争解決のためには、その法制度に関する知識が不可欠であるが、制度の基本については指定教科書等による予習を求める。講義では法解釈および立法政策の視点を重視し、紛争事例を中心に法的論点を皆で討議する。また、医療・福祉を含む社会保障トラブルに関する相談会への陪席ならびに現場視察等を予定している。授業計画には記載していないが、確定次第、授業計画を一部修正する。

---

  - 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

---

  - 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや多い

---

  - 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

---

  - 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : moodle上でのレジュメ配布。

---

  - 教科書 : 本沢・新田編『トピック社会保障法<2019第13版>』(不磨書房)、社会保障法令便覧2019(労働調査会出版局)(ただし、2019年9月15日までに両書籍が発刊されていない場合は、前書は<2018年第12版>、後書は2018とする)

---

  - 参考書等 : 社会保障判例百選<第5版>(有斐閣)

---

  - 成績評価 : 受講姿勢及び小テスト40%、期末試験60%。

---

  - 担当教員の研究活動との関連 : 担当者は社会保障法の研究者である。

---

  - 受講要件 : 関連しない。

---

  - 教職課程該当科目 : 1

---

  - JABEEとの関連 : 3

---

  - 主なSDGs関連項目1 : 人や国の不平等をなくそう

---

  - 主なSDGs関連項目2 :

---

  - 主なSDGs関連項目3 :

---

  - 実務経験のある教員による授業科目 :

---

  - 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜5

講義番号 : 703419  
授業科目名 : 労使関係法  
担当教員(所属) : 坂本 純平(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7007N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科?群		
■対象学生	: 2年次?		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 質問等がある場合は、授業の後に受け付けます。また、メールによる質問も受け付けます。		
■オフィスアワー	: 授業の前後		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 坂本 純平(弁護士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 労使関係法は労働法のうち、労働組合法および労働関係調整法などの労働団体法(集团的労使関係法)及び労使紛争の司法救済の分野を対象とする。		
■学習目的	: 法律実務家にとって必要となる労働法に関する専門的知識の修得、重要な労働法に関する判例理論を学ぶことにより、法律実務家として、労働紛争の未然防止や適切な紛争解決能力、応用力を身に付けることを目的とする。		
■到達目標	: 労働法のうち、使用者と労働者の個別の労働関係に関する専門的知識や具体的な労働紛争解決能力を修得することを目標とする。		
■授業計画	: 1.ガイダンス 目的・内容: 労使関係法の領域および授業の進め方を説明し、各自の学習準備について説明する。  2.【テーマ】労働組合とは 【目的・内容】労働組合について説明する(テキスト該当Unitなし)。 以下、テキストの(Unit1,2,)というように表示する。  3.【テーマ】労働組合: 自主性, 統制権, ユニオンショップ 【目的・内容】労働組合の加入と労移動組合の法的な規制のついて労働組合法の全体を理解する。労働組合の自主性, 統制権, ユニオンショップ等について判例の枠組みについて理解し、各論点における法的問題点を考える。 (Unit 18)  4.【テーマ】団体交渉: 当事者, 交渉事項, 誠実交渉義務, 司法救済 【目的・内容】団体交渉に関する論点のうち、当事者, 交渉事項および誠実交渉義務をめぐる判断枠組みは、主に労働委員会実務を通じて形成されてきたものである。他方、司法救済とは、団体交渉拒否事件が労働委員会ではなく直接に裁判所に提訴される場合である。 (Unit 18)  5.【テーマ】労働協約1: 規範的効力と労働契約 【目的・内容】労働協約の様式および規範的効力をめぐる論点を取り上げる。なかでも焦点は、労働協約改訂による労働条件不利益変更が有効とされる要件である。そこでは労働条件規制に関し組合がどこまで権限を有するかが問われることになる。 (Unit 6)  6.【テーマ】労働協約2: 債務的効力, 一般的拘束力制度 【目的・内容】債務的効力, 一般的拘束力制度および労働協約の終了に関して検討する。 (Unit 6)  7.【テーマ】争議行為1: 概論, 手段・態様の正当性 【目的・内容】争議行為の正当性を論ずる。ストライキの目的および手段・態様の正当性につき、政治スト、ピケティングを素材に、その判断基準を検討する。さらに、違法争議と責任、ストと賃金およびロックアウトの論点を取り上げる。争議行為に関しては、その正当性判断をめぐる争いのほかに、さまざまな論点があるが、そのなかの代表的な論点を取り上げる。まず、違法争議の場合に、組合側に何らかの責任が生ずるが、許される責任追及の方法及び程度が問題となる。 (Unit 19)  8.【テーマ】争議行為2: ロックアウト, 公務員スト権 【目的・内容】使用者側の対抗行為としてロックアウトがある。現行法のもとでいかなる範囲でそれが許容されるかが問われる。戦後労働法学のなかでもハイライトの一つである公務員スト権一律禁止規定の合憲性いかに論ずる。 (Unit 19)  9.【テーマ】不当労働行為1: 使用者概念, 不利益取扱 【目的・内容】ここでは、不当労働行為のうち、使用者概念および不利益取扱を取り扱う。後者では、採用から退職までの多様な処遇が不利益取扱に該当するか否かを検討する。とくに、不採用の該当性、昇進・昇格差別の認定およびJR事件を詳しく取り上げる。		

(Unit 20)

10.【テーマ】不当労働行為2:支配介入,便宜供与  
【目的・内容】ここでは,不当労働行為のうち,支配介入を中心に取り上げる。支配介入ではとくに使用者の言論自由の限界を重点的に論じる。

(Unit 20)

11.【テーマ】不当労働行為3:労働委員会による救済  
【目的・内容】ここでは,不当労働行為の救済方法を論じる。まずは,労働委員会による救済(行政救済)をめぐる争いとなるバックペイ(賃金の遡及払い),救済命令の限界を取り上げる。

(Unit 25)

12.【テーマ】不当労働行為4:司法救済  
【目的・内容】不当労働行為事件が直接に裁判所に提訴される場合の取扱(司法救済)を論じる。

(Unit 25)

13.【テーマ】労働災害1:安全衛生・労災補償  
【目的・内容】労働災害の法的問題について,その予防・防止と事後の労災補償とを,表裏の問題として一体的にとらえて検討する。

(Unit 13)

14.【テーマ】労働災害2:労災訴訟  
【目的・内容】安全配慮義務についての判例を検討し理解を深めたい。

(Unit 13)

15.【テーマ】人事  
【目的・内容】配転,出向,昇進・降格のそれぞれの法的意味を理解し,労働者にとっての契約内容という観点から検討する。

(Unit 14)

■授業時間外の学習(予習:上記のほか,各回の予習事項等は,別途,事前指示します。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50%:50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク,ディスカッション,プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ,質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行,問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習,小テスト,小レポート,授業の振り返りなど) : 少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項:(1)割合  
講義形式:50%  
講義以外(学生との対話,アクティブラーニング等):50%

(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション あり  
グループワーク なし  
プレゼンテーション なし  
学内実演・実験 なし  
学外実習 なし

(3)履修者への連絡事項

テキストのUnitごとに,毎回一つの論点を中心に,関連する問題を検討する。判例を素材に,そこで問題となっていることと判断枠組みにポイントを置き検討する。論点について,リーディングケースとなる判例を対象に,その内容を確認し,その判例の法理論的な意義と問題点を検討しながら,当該論点に関する判断基準・判断方法を理解していく。さらに,理解を深め展開・応用力をつけるために,テキストの設例を検討する。リーディングケース,重要な参考判例および重要論文は事前に受講者全員に読んだうえで受講することとする。

特別な配慮を必要とする場合は,履修登録する前に担当教員に相談してください。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド,CD,DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー,TA,ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項:必要に応じてレジュメを交付し,板書を行う。  
配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 火曜5

講義番号 : 703419  
授業科目名 : 労使関係法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 坂本 純平(社会文化科学研究科系)

---

■教科書 : 荒木尚志ほか著『ケースブック労働法(第4版)』(有斐閣)。  
基本書, 判例集については, 各自使用しているもので構わない。

■参考書等 : 参考文献: 必要に応じて紹介する。

■成績評価 : 出席, 授業態度等の総合評価とする。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当者は国立大学法人の組織内弁護士として, 人事・労務関係業務に携わっていた。

■受講要件 : 当該科目は関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 700127  
授業科目名 : 民法展開演習II  
担当教員(所属) : 辻 博明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7010N	■必修・選択の別	: 選択必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 2年次生(平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 7507 htsuji@law.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 水曜・4限(研究室)。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 辻 博明(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 民法における難解な重要論点を理解することを目的とする。		
■学習目的	: 債権法・担保法の応用力の習得。		
■到達目標	: 債権法・担保法の専門的理解・専門的知識の定着。		
■授業計画	: 第1回 消滅時効 時効の効力、援用、時効利益の放棄、債権の消滅時効、消滅時効の起算、生命または身体の侵害の損害賠償請求権、信義則、判例、学説を分析する  第2回 債務不履行1 損害賠償、損害の範囲、賠償額の予定、損害賠償額の調整、解除権の行使、解除の効果、売買の効力を分析する。  第3回 債務不履行2 損害賠償、解除権、売買の効力、危険負担、受領遅滞、判例、学説を分析する。  第4回 種類債務 種類債務、種類物の特定、特定物債務、判例、学説を分析する。  第5回 第三者に対する対抗要件 不動産物権変動、登記、公示力、公信力、対抗要件、第三者、土地取引の安定、背信的意 思、信義則、判例、学説を分析する。  第6回 債権者代位権 債権者代位権の意義・機能、要件・効果、転用事例、妨害排除、判例、学説を分析する。  第7回 詐害行為取消権1 債権者取消権の意義・要件、取消権の行使、受益者・転得者、取消の効果を分析する。  第8回 詐害行為取消権2 詐害行為取消権の要件、詐害行為、詐害意思、取消の効果、判例、学説を分析する。  第9回 保証1 保証債務の成立、要式契約、公正証書、保証人の責任、抗弁、情報開示を分析する。  第10回 保証2 保証人の責任、抗弁、情報開示、連帯保証、継続的取引、判例、学説を分析する。  第11回 債務引受、契約引受 免責的債務引受、併存的債務引受、履行引受、契約引受、同時履行の抗弁権、留置権、判 例、学説を分析する。  第12回 債権譲渡1 債権の譲渡性、反対の意思表示、手続き、対抗要件、抗弁を分析する。  第13回 債権譲渡2 債権の譲渡性、反対の意思表示、抗弁、対抗要件、判例、学説を分析する。  第14回 物上代位、相殺 物上代位、民法372条、差押え、相殺の要件、相殺の方法・効果、判例、学説を分析する。  第15回 債権者の外観を有する者への弁済、約款 債権者の外観を有する者への弁済、担保手段としての相殺、民法478条、類推適用、約款、免 責条項、判例、学説を分析する。		

---

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 700127  
授業科目名 : 民法展開演習II  
担当教員(所属) : 辻 博明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 判例・学説を分析し議論する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : レジメを中心に行いなす。

■教科書 : レジメを配布する。改正法に対応して行う。

■参考書等 : 民法判例百選 I・II(第8版・有斐閣)、松岡久和・潮見佳男・山本敬三・民法総合・事例演習(第2版・有斐閣)。

■成績評価 : プロセス評価(中間試験・平常点)50%、期末試験50%で評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 民法を研究している。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 702404  
授業科目名 : 企業会計論  
担当教員(所属) : 小橋 仙敬(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCDC0LSLW7001N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: C 基礎法学・隣接科目群		
■対象学生	: 1年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開		
■オフィスアワー	: 授業終了後		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 小橋 仙敬(こばし ひさゆき) (公認会計士・税理士 小橋公認会計士総合事務所 副所長)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: ◆財務諸表(貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書)が読めるようになることを主眼としています。 ◆簿記の借方・貸方知識がない全くの初心者でも、財務諸表の重要ポイントを理解できるように、わかりやすく解説します。 ◆実務では、財務諸表はどのように作られるのか、わかりやすく解説します。 ◆自身が体験した粉飾決算、不正・横領事件、脱税事件について、何故明らかになったのか、財務諸表にどのような影響を及ぼしていたのか、実体験を生々しく紹介・解説します。 ◆粉飾決算、不正・横領、脱税の見抜き方をわかりやすく解説します。		
■学習目的	: ◆法律の専門家であっても、企業の紛争・倒産処理、事業再生等の各場面で、財務諸表を見る機会は多々あります。 ◆民事再生の申立、合併や会社分割等の組織再編成等の局面で、法律の専門家が指導的立場に立ち、財務・会計に関する高度な判断が求められることも多々あります。 ◆法律の専門家は、高い視点から財務諸表の重要ポイントを押さえておくこと、財務の専門家に的確な指示を与えることが求められます。 ◆簿記を知らないから、財務の専門家ではないから、といった言い訳は実務の世界では通用しません。 ◆本授業では、実務に役立つ実践的な財務諸表の見方を理解することにより、財務諸表の問題点を見抜く力、会社を評価する力を磨くことを目的にしています。		
■到達目標	: ◆財務諸表(貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書)が読めるようになること。 ◆財務諸表を分析して、企業の問題点を把握できるようになること。 ◆財務諸表を分析して、企業を評価できるようになること。		
■授業計画	: 第1回 企業会計と財務諸表 第2回 貸借対照表、損益計算書の仕組み 第3回 貸借対照表の重要ポイント 基礎編 第4回 損益計算書の重要ポイント 基礎編 第5回 貸借対照表の重要ポイント 応用・実践編 第6回 損益計算書の重要ポイント 応用・実践編 第7回 キャッシュ・フロー計算書の重要ポイント 第8回 複式簿記の仕組みと決算書の作り方 第9回 資金繰り表の重要ポイント 第10回 財務分析(比率分析、比較分析等) 第11回 粉飾決算の手口紹介 第12回 不正横領・脱税の手口紹介 第13回 破産、企業再生事案の財務諸表の見方 第14回 上場企業の財務諸表紹介 1 第15回 上場企業の財務諸表紹介 2		
■授業時間外の学習(予習・復習)方法(成績評価への反映についても含む)	: 授業において別途指示する。		
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合			: 100%:0%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)			: 少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)			: やや少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)			: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)			: やや多い
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: ◆テキストと電卓を使用しますので、各自準備して下さい。 ◆補助レジュメは、授業前にシラバス掲示しますので、各自授業前に準備して下さい。		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 702404  
授業科目名 : 企業会計論

単位数 : 2

担当教員(所属) : 小橋 仙敬(社会文化科学研究科系)

---

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)	: 多い
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: ◆授業は、プロジェクターと板書を併用します。
■教科書	: 教科書「決算書はここだけを読もう 2018年度」 弘文堂 公認会計士 矢島雅巳 著
■参考書等	: ◆毎回テキストとシラバスに掲示した補助レジュメと使用し、パワーポイントまたはレジュメで解説をする。
■成績評価	: 試験はありません。 レポート提出により授業の理解度を判断・採点します。 レポート提出 A4 1枚~2枚 MS明朝 フォント12 提出したレポートはコメントを付けて返却します。
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は、公認会計士として会計監査に従事しており、企業の様々な粉飾決算事例を経験している。また、横領金額の確定や不正事件に関するコンサルティングに従事、更に、税理士として粉飾決算と表裏の関係にある脱税の方法についても知識を有する。この講義は担当教員の専門とする財務の基本的な部分を解説するものである。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 0
■JABEEとの関連	: 0
■主なSDGs関連項目1	: 該当なし
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 703424  
授業科目名 : 倒産処理法I (清算 (破産法))  
担当教員 (所属) : 金馬 健二(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7011N	■必修・選択の別 :	選択	
■科目区分	: D 展開・先端科目群			
■対象学生	: 2年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: konma@kizuna-law.net			
■オフィスアワー	: 質問は、授業の際に可能な限り答えるとともに、Eメール(konma@kizuna-law.net)により受け付ける。			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名 (所属・肩書き)】 金馬 健二 (岡山弁護士会弁護士 [元裁判官])			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 先端・展開科目 (Ⅱ.法とビジネス系) 「倒産処理法 I」 (2単位) では、清算型倒産処理の中心となる破産手続を中心に扱う。倒産処理法は実体法と手続法の双方に関わる領域で、理論的な問題点も数多く存在し、基本的知識を習得した上で、自ら考えることを通じてリーガルマインドを養う格好の科目である。法の趣旨や手続全体の中での各条項の位置づけ及び意味を正確にとらえる基本的学習をした上で、具体的なケースにおける解決方法をともに考えながら、清算型の倒産処理法につき基本を押さえて修得することをめざす。			
■学習目的	: 法曹としての実践力を養成する基礎として、倒産法の基本的な専門的知識を習得することを目的とする。			
■到達目標	: 破産法の各条項の内容、位置づけ、関係性を正確に理解し、関係条項を適用して、具体的なケースについての解決を図り得る力を体得すること。			
■授業計画	: 第1回 【テーマ】 倒産処理制度を概観する。 【目的・内容】 法的手続による倒産処理の位置づけ、必要性、その指導理念について学び、清算型手続と再生型手続を対置して理解した上で、各倒産処理手続相互の関係について、条文を押さえながら学習し、倒産処理制度の全体像を体系的に理解して、破産手続の位置づけを把握しておく。  第2回 【テーマ】 破産手続の流れ～開始から終了まで (免責を含む) 【目的・内容】 破産手続の特色と基本構造について学習する。破産申立から破産終結に至るまでの手続きの流れ (免責を含む) を理解する。また、破産手続きにおける基本的な概念について学習し、破産手続の全体像を具体的なイメージをもって把握しておく。  第3回 【テーマ】 破産手続の開始 【目的・内容】 各論に入る。 破産手続開始の手続、破産手続開始のための人的要件と実質的要件について学習する。相続財産破産及び相続人等の破産について整理しておく。  第4回 【テーマ】 開始決定前の保全処分、破産手続開始決定の効果、破産手続の機関と利害関係人 【目的・内容】 保全処分及び破産手続開始決定の効果並びに保全管理人、破産管財人、債権者集会等の機関や破産者、破産債権者、財団債権者等の利害関係人の地位について学ぶ。  第5回 【テーマ】 破産財団の範囲、破産財団をめぐる法律関係の処理 【目的・内容】 破産財団の概念を理解した上で、破産手続における実体法上の権利の処遇をめぐる問題を取り上げる。破産開始決定前からの契約関係の整理、とりわけ、その契約が双務契約で、契約内容を一方のみが未履行である場合と双方が未履行である場合の処理について基本的なところから押さえておく。  第6回 【テーマ】 係属中の手続の帰趨、破産財団の法的変動 【目的・内容】 係属中の訴訟等が、破産手続開始決定後どのように扱われるかを具体的に検討する。取戻権の行使、別除権の行使、相殺権の行使を中心に、破産財団の変動について学習する。  第7回 【テーマ】 各種債権者の地位、多数債務者関係の取扱い 【目的・内容】 破産債権者、別除権者、財団債権者の地位について整理する。多数債務者関係における破産			

手続参加について学習する。

第8回

【テーマ】相殺についての規制

【目的・内容】

破産手続開始後における相殺についての法的取扱いについて学習する。破産債権者からの相殺についての制限について整理する。

第9回

【テーマ】否認権行使 (1)

【目的・内容】

破産否認 (破160以下) について学習する。否認権は、破産者が破産手続開始前に行った破産債権者に損害を及ぼす行為の効力を破産財団との関係で失効させ、破産財団から失われた財産を回復する制度である。

破産者といえども破産手続開始前は原則として自由に自己の財産を処分できるので、否認権が認められなければ破産財団が著しく小さなものとなり、事実上、破産制度を無意味なものとしかねない。この点で大きな意義を有する否認権の内容を理解する。

第10回

【テーマ】否認権行使 (2)、法人の役員の責任追及

【目的・内容】

破産否認の要件及び効果並びに行使方法について、具体的な例をイメージしながら、2回に亘り、学習する。

また、破産財団を確保するための手続として、役員の違法行為による損害賠償請求権につき、管財人においてこれを行って、破産財団を増殖する手続についても学習する。

第11回

【テーマ】破産債権の届出、調査、確定の手続

【目的・内容】

破産債権を確定する手続について学習する。

第12回

【テーマ】破産財団の管理と換価

【目的・内容】

破産手続では、配当の基礎となる破産財団を確保した上、これを金銭化しておく作業が重要であり、破産管財人の重要な職務となっている。破産管財人による破産財団の管理と換価について学習する。

第13回

【テーマ】配当及び破産手続の終結あるいは廃止

【目的・内容】

清算型倒産処理の目的は、全債権者の公平な満足の実現にある。清算手続きの目的実現に係る換価財産の配当手続について、学習する。そして、最終段階に至る破産手続の終了原因と手続について学ぶ。

第14回

【テーマ】免責、復権

【目的・内容】

前回までに破産手続を一通り学んできたが、個人破産手続特有の免責制度の意義と現状について概説する。

第15回 これまでの学習を踏まえ、具体的な課題について、演習形式でディスカッションを行う。

■授業時間外の学習 (予習 : 授業において別途指示する。  
・復習) 方法 (成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 30% : 70%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 正確に条項を理解し、全体像を把握する作業を要するため、講義形式が中心となるが、条文と基本書を参照しながら、基本を押さえた上で、適宜、プロブレムメソッドや、基本判例を題材にしたケース・メソッドを交えながら、進める。  
講義前に講義レジュメを配布する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 703424  
授業科目名 : 倒産処理法I (清算 (破産法))  
担当教員 (所属) : 金馬 健二(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: 板書をすることもあるが、時間の関係上、レジユメを使用して進める。スライド、DVD等のメディア、機器は使用しない。
■教科書	: テキストは指定しないが、破産法関係のテキストを持っていない場合は、伊藤真「破産法・民事再生法」などの基本書を準備して欲しい。倒産判例百選を参照する。
■参考書等	: レジユメにより、参考書で参照すべき内容も基本的にはカバーする。入手できれば「倒産法演習ノート」(弘文堂)等を予習、復習時に参照して欲しい。基本的に資料は配布しない。
■成績評価	: (1) 授業への出席，授業での発言，討論への参加意欲と内容 (2) 出題した課題についてのレポート提出による理解度の評価
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は、裁判官として倒産手続を専門的に担当し、実務的な問題意識から、研究を深めてきた。実務を踏まえて、考えさせる授業を試みたい。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 0
■JABEEとの関連	: 0
■主なSDGs関連項目1	: 該当なし
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考／履修上の注意	:

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 703425  
授業科目名 : 倒産処理法II (再建 (民事再生・会社更生等) )  
担当教員 (所属) : 金馬 健二(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7012N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: konma@kizuna-law.net		
■オフィスアワー	: 質問は、授業の際に可能な限り答えるとともに、Eメール(konma@kizuna-law.net)により受け付ける。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名 (所属・肩書き) 】 金馬 健二 (岡山弁護士会弁護士 [元裁判官])		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 先端・展開科目 (II.法とビジネス系) 「倒産処理法II」 (2単位) では、民事再生法を中心に、再建型倒産処理手続について学習します。倒産処理法は、実体法と手続法の双方に関わる領域であり、基本的知識を習得した上で自ら考え、リーガルマインドを養うためには格好の科目です。授業では、破産法との比較をしながら、基本的な事項を理解した上、具体的なケースにおける解決方法を考えながら習得することを目指します。		
■学習目的	: 法曹としての実践力を養成する基礎として、倒産法の基本的な専門的知識を習得することを目的とする。		
■到達目標	: 民事再生法の各条項の内容、位置づけ、関係性を正確に理解し、関係条項を適用して、具体的なケースについての解決を図り得る力を体得すること。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】 民事再生手続の概要 【内容】 民事再生手続の概要及び特色を理解することを重点において講義を行います。再生手続の開始から終了までの流れを概観します。 第2回 【テーマ】 再生手続開始 【内容】 民事再生手続の開始に関し、開始要件等を検討します。また、開始決定前の保全処分等を学習するとともに、再生手続開始の基本的な効果について、学びます。 第3回 【テーマ】 再生手続の機関 【内容】 民事再生手続における再生債務者、監督委員、管財人等の法的地位、権限と義務等について検討します。また、調査委員、債権者集会、債権者委員会等について触れます。 第4回 【テーマ】 再生手続における債権者の地位 【内容】 再生債権、共益債権、一般優先債権、開始後債権等の債権者の法的地位について、学習します。また、多数債務者関係における再生手続参加について整理します。 第5回 【テーマ】 再生債務者等をめぐる財産関係の整理 【内容】 再生債務者が、再生手続開始前後に行なった法律行為の効力について検討します。また、民事再生手続において、双方未履行の双務契約がどのように扱われるかを、各種契約について整理します。 第6回 【テーマ】 再生債務者財産の法的変動 【内容】 取戻権行使、別除権行使、相殺権行使による再生債務者財産の変動について学習します。そして、民事再生手続における相殺の規制、相殺権の行使の制限について、整理しておきます。 第7回 【テーマ】 否認権行使 【内容】 再生債務者財産の法的な変動の要因としての否認権行使について、破産否認と比較しながら学習します。 第8回 【テーマ】 法人の役員に対する損害賠償請求、再生債権の確定 【内容】 再生債務者財産の法的な変動の要因として、法人の役員に対する損害賠償請求について、破産手続との比較をしながら、学習します。 また、再生債権の届出、再生債権者表の記載、異議等、再生債権確定手続について学習します。 第9回		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 703425 単位数 : 2  
授業科目名 : 倒産処理法II (再建 (民事再生・会社更生等) )  
担当教員 (所属) : 金馬 健二(社会文化科学研究科系)

【テーマ】再生債務者財産の管理及び業務遂行  
【内容】再生債務者財産の管理及び業務遂行について整理します。担保権消滅許可制度について触れます。

第10回

【テーマ】再生計画案の作成提出, 決議及び再生計画の認可  
【内容】再生計画案の記載事項等, 再生計画案の内容を理解し, 付議及び決議について学習します。また, 再生計画が不認可となる場合を検討します。

第11回

【テーマ】再生計画の効力及び再生計画認可後の手続並びに不認可決定確定の効力  
住宅資金貸付債権に対する特則  
【内容】再生計画の効力内容について学習します。再生計画認可決定確定により, 免責, 権利変更等が生じますが, その具体的内容について整理します。また, 再生計画不認可決定確定の効力, その場合の再生手続に付随する手続の帰趨について触れます。また, 住宅資金貸付債権に対する特則について概説します。

第12回

【テーマ】再生手続の終了及び牽連破産  
【内容】再生手続終了原因について整理し, 再生手続から破産手続への移行に伴う諸問題について検討します。

第13回

【テーマ】簡易再生, 同意再生, 個人再生手続  
【内容】簡易再生, 同意再生の特則を学習し, 民事再生手続の理解を深めます。また, 小規模個人再生, 給与所得者破産について概観します。

第14回

【テーマ】会社更生手続  
【内容】会社更生手続について手続の流れを概観し, 全体像を把握します。

第15回

【テーマ】まとめ  
【内容】これまでの学習を踏まえ, 具体的な課題について演習形式でディスカッションします。

■授業時間外の学習 (予習: 授業において別途指示する。  
・復習) 方法 (成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合 : 30% : 70%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク, ディスカッション, プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ, 質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行, 問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習, 小テスト, 小レポート, 授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 正確に条項を理解し, 全体像を把握する作業を要するため, 講義形式が中心となるが, 条文を押さえながら, 基本的事項を理解する学習をするとともに, 基本判例を題材にしたケースメソッド, プロBLEMメソッドを取り入れながら, 理解度を深める。講義用レジュメを配布する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書を使用することもあるが, 時間の関係上, レジュメに基づき講義を進める。スライド, DVD等は使用しない。

■教科書 : テキストは指定しないが, 伊藤真「破産法・民事再生法」, 「会社更生法」等, 各人で基本書を準備して下さい。倒産判例百選を参照する。

■参考書等 : レジュメにより, 参考書で参照すべき内容も基本的にはカバーする。入手できれば「倒産法演習ノート」(弘文堂)等を予習, 復習時に参照して欲しい。基本的に資料は配布しない。

■成績評価 : (1) 授業への出席, 授業での発言, 討論への参加意欲と内容  
(2) 出題した課題についてのレポート提出による理解度の評価

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は, 裁判官として倒産処理実務を専門的に担当し, 実務的な問題意識から研究を深めてきた。実務を踏まえて, 問題意識をもって考えさせる授業を試みたい。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜1

講義番号 : 703425  
授業科目名 : 倒産処理法II (再建 (民事再生・会社更生等))  
担当教員 (所属) : 金馬 健二(社会文化科学研究科系)

---

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜2

講義番号 : 700108  
授業科目名 : 民事訴訟法演習  
担当教員(所属) : 伊東 俊明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7005N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: tito@law.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: オフィスアワーは各教員の予定を参照とすること(なお、オフィスアワー以外でも、質問に応じるが、eメール等により、事前に予約を連絡をいれておくことが望ましい)。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 伊東 俊明(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 基幹科目「民事訴訟法演習」(2単位)では、民事訴訟手続全体の理解を必要とする基本的論点に関する問題について取り扱う。民事訴訟法をめぐる論点は、循環的といわれるように、一つの論点が有機的に他の論点と結びつき、結局は訴訟手続全体を学ぶことにつながる。また、民事訴訟法は手続法であることから、全体像との関連を常に意識しなければ、その理解は十分ではない。さらに留意する点は、民事訴訟法は平成10年に抜本的な大改正を経験したことである。それゆえ、従来の判例・学説により形成された訴訟理論だけでなく、その理論と新法との関連、新法により導入された制度の理解と理論化など、学ぶべき点は多岐にわたる。本演習においては、それらを念頭に置き、裁判アクセス論、当事者論、訴訟対象論、証拠、審理過程論、証拠論、判決効論、多数当事者訴訟論から最新重要判例を題材にして、論点を抽出し、分析・検討する。この作業を通じて、新民事訴訟手続全体を理解しつつ、具体的問題に関する基本判例を理解し、さらにその思考方法を学び、限られた状況と限られた時間の中で、いかに事案を分析し、判断を下せるかという事案分析能力・法的思考能力を養成することを目標とする。	
■学習目的	: 基礎科目の学修成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な民事訴訟法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 民事訴訟法をめぐる理論的問題に対する法的思考能力を修得する。	
■授業計画	: 第1回 審理過程論(1) 第2回 審理過程論(2) 第3回 判決効論(1) 第4回 判決効論(2) 第5回 同時審判申出共同訴訟・訴訟告知 第6回 訴訟参加論 第7回 当事者論 第8回 上訴(控訴)論 第9回 訴えの利益論(1) 第10回 訴えの利益論(2) 訴訟承継 第11回 訴訟承継 第12回 証拠論 第13回 債務不存在確認訴訟 第14回 複雑訴訟 第15回 補論	
■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。・復習)方法(成績評価への反映についても含む)		
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合		: 50% : 50%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)		: 多い

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜2

講義番号 : 700108  
授業科目名 : 民事訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 伊東 俊明(社会文化科学研究科系)

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 質疑応答を交えた一般的な演習方式で行う。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり。

■教科書 : 教科書:『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』(2015)  
講義が開始するまでに教材を配付する。

■参考書等 : 適宜、参考文献を示す。

■成績評価 : プロセス50%・試験50%の割合で評価する。プロセス評価は演習での応答・中間試験の結果等を総合的に評価して行う(内訳は、講義の初めに示す)。定期試験は授業とは別に日時を指定して行う。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当者の研究領域は、民事訴訟法である。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 16

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜2

講義番号 : 700804  
授業科目名 : 商取引法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系),鈴木 隆元(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7001N	■必修・選択の別 :	選択必修 (平成23年度)
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 鈴木隆元: 内線7484、ryusuzu@law.okayama-u.ac.jp 米山毅一郎: 内線7499、yoneyama@law.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: オフィスアワーの時間帯は、時間割を参照して下さい。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 鈴木 隆元 (大学院法務研究科・教授) 米山 毅一郎 (大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 企業取引に関する私法規制を取り扱う。主として商法総則(会社法総則)、商行為法、手形小切手法が対象となる。基本的な制度、企業をめぐる種々の利害関係者間の利益調整のあり方を理解するとともに、現実の企業社会の実像や要請に対する視野を育むことを目的とする。		
■学習目的	: 司法試験科目である商法のうち、商法総則、商行為、手形法・小切手法の共通到達目標を達成することを目的とする。		
■到達目標	: 法科大学院共通到達目標 商法総則・商行為・手形法・小切手法 に準ずる。		
■授業計画	: 第1回 手形・小切手法(1) 金銭債権を表章する有価証券たる手形・小切手の特質を理解する。不渡処分・手形交換のあらましを理解する。  第2回 手形・小切手法(2) 手形行為の特質を約束手形の振出を中心にして理解する。基本手形について理解する。  第3回 手形・小切手法(3) 他人による手形行為の諸問題を理解する。  第4回 手形・小切手法(4) 手形行為としての裏書、手形保証を理解する。  第5回 手形・小切手法(5) 善意取得、人的抗弁の切断等、手形の流通性をはかる仕組みについて理解する。  第6回 手形・小切手法(6) 白地手形について理解する。約束手形の支払いに関わる法律問題を理解する。  第7回 手形・小切手法(7) 約束手形の支払い・手形上の権利の消滅に関する法律問題(支払・遡求・時効・利得償還請求等を含む)を理解する。  第8回 手形・小切手法(8) 為替手形・小切手に特有の法律問題、手形訴訟の概要を理解する。  第9回 商法の体系 商人の営業活動・営業組織に関する商法の規制の全体像を理解したうえで、商行為法の全体像を理解する。  第10回 営業譲渡・事業譲渡 営業・事業を譲渡するという取引に関する商法・会社法上の規制を理解する。  第11回 外観信頼保護規定 商法・会社法が定める外観信頼保護規定を横断的に理解する。  第12回 商行為法 (1) 商行為総則・商事売買に関して商法の定める特則を理解する。  第13回 商行為法 (2) 交互計算・匿名組合についての規制を理解する。  第14回 商行為法 (3) 代理商・仲立営業・問屋営業・運送取扱営業について理解する。  第15回 商行為法 (4) 運送営業・寄託営業について理解する。		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜2

講義番号 : 700804  
授業科目名 : 商取引法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系),鈴木 隆元(社会文化科学研究科系)

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80%:20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 講義形式を基本とする。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : moodleを通じて提供される教材を使用するほか、適宜板書を行う。

■教科書 : 開講前に指示する。

■参考書等 : 参考図書等は開講時に指示する。  
教材はmoodleを通じて提供する。

■成績評価 : プロセス評価(50%)  
・授業における発言等により評価する。各回出席確認テスト等を行う(20%)  
・数回、小テストを行う。(30%)  
期末試験(50%)

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、商法・会社法全般の研究を行っている。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 9

■JABEEとの関連 : 10

■主なSDGs関連項目1 : 平和と公正をすべての人に

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜2

講義番号 : 700805  
授業科目名 : 刑事法総合演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系),神例 康博(社会文化科学研究科系),井藤 公量(社会文化科学研究科系),吉沢 徹(社会文化

■ナンバリングコード: : LCAE1LSLW7001A ■必修・選択の別 : 選択必修(平成23年度)

■科目区分 : A 法律基本科目群

■対象学生 : 3年次生

■他学部学生の履修の可否 : 否

■連絡先 : 小浦 美保 (koura@okayama-u.ac.jp)  
神例 康博 (kanrei@cc.okayama-u.ac.jp)  
井藤 公量 (非公開)  
吉沢 徹 (yoshiz-t@cc.okayama-u.ac.jp)  
見越 正秋 (非公開)

■オフィスアワー : 各教員により異なるので、確認すること。

■学部・研究科独自の項目 : 【担当教員名(所属・肩書き)】  
小浦 美保(大学院法務研究科・准教授)  
神例 康博(大学院法務研究科・教授)  
井藤 公量(大学院法務研究科・教授)  
吉沢 徹(大学院法務研究科・教授)  
見越 正秋(公証人・元検察官)

■使用言語 : 日本語

■授業の概要 : 従来の刑事法判例を素材とした事例問題を分析し、法的評価の前提となる事実関係の抽出と、それに対する評価・あてはめの能力を会得する。

■学習目的 : これまでの法律基本科目の学習成果を基礎として、刑事法の理論と実務を架橋した実践的応用力の完成を目指すとともに、総合的判断能力および批判能力を育成することを目的とする。

■到達目標 : 1年次及び2年次で習得した刑法、刑事訴訟法の法的知識を確認し、また事案分析能力をさらに向上させることを目標とする。

■授業計画 : 第1回から第8回までは刑法の主要問題について、第9回から第15回までは刑事訴訟法の主要問題について事例分析を行う。各回に示したテーマを中心とした複合的な事例問題を扱うことにより、基本的理解を確認するとともに、問題発見能力と事案解決能力の向上を図りたい。

#### 第1回

【テーマ】刑法(因果関係をめぐる問題) [担当 神例]

【内容】因果関係を主たるテーマとして、事例分析を行う。

#### 第2回

【テーマ】刑法(違法性阻却事由をめぐる問題) [担当 見越]

【内容】被害者の承諾、正当防衛、緊急避難など、違法性阻却事由がテーマとなる問題を検討する。

#### 第3回

【テーマ】刑法(故意・錯誤をめぐる諸問題) [担当 井藤]

【内容】故意・錯誤を主たるテーマとして、事例分析を行う。

#### 第4回

【テーマ】刑法(共犯をめぐる諸問題1) [担当 神例]

【内容】共犯を主たるテーマとして、事例分析を行う。

#### 第5回

【テーマ】刑法(共犯をめぐる諸問題2) [担当 見越]

【内容】第4回と同様に、共犯を主たるテーマとして、事例分析を行う。

#### 第6回

【テーマ】刑法(財産犯をめぐる諸問題1) [担当 井藤]

【内容】財産犯(特に、窃盗・強盗)を主たるテーマとして、事例分析を行う。

#### 第7回

【テーマ】刑法(財産犯をめぐる諸問題2) [担当 神例]

【内容】第6回に引き続き、財産犯(特に、詐欺、横領、背任、盗品等関与罪)をテーマとして、事例分析を行う。

#### 第8回

【テーマ】刑法(社会法益・国家法益に対する罪) [担当 見越]

【内容】社会法益に対する罪、国家法益に対する罪をテーマとして、事例分析を行う。

#### 第9回

【テーマ】刑訴法(捜査1) [担当 吉沢]

【内容】捜査の端緒～身体拘束処分に関する判例を素材として、事例分析を行う。

#### 第10回

【テーマ】刑訴法(捜査2) [担当 見越]

【内容】身体拘束処分～搜索・差押えに関する判例を素材として、事例分析を行う。

#### 第11回

【テーマ】刑訴法(捜査総合) [担当 小浦]

【内容】捜査全般に関する判例を素材として、事例分析を行う。

#### 第12回

【テーマ】刑訴法(公訴・公判) [担当 吉沢]

【内容】公訴・公判に関する判例が問題となった事例を素材として、事例分析を行う。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜2

講義番号 : 700805  
授業科目名 : 刑事法総合演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系),神例 康博(社会文化科学研究科系),井藤 公量(社会文化科学研究科系),吉沢 徹(社会文化

第13回

【テーマ】 刑訴法(証拠(伝聞その他1)) [担当 見越]

【内容】 伝聞法則の適用(不適用)等が問題となった判例を素材として,事例分析を行う。

第14回

【テーマ】 刑訴法(証拠(伝聞その他2)) [担当 小浦]

【内容】 第13回と同様,伝聞法則の適用(不適用)等が問題となった判例を素材として,事例分析を行う。

第15回

【テーマ】 刑訴法(公訴・公判・証拠総合) [担当 吉沢]

【内容】 公訴・公判に関する判例及び証拠法が問題となった判例を素材として,事例分析を行う。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50%:50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項: 授業の方法  
あらかじめ提示された事例問題について,各回毎に事前に指名された報告者がレポートを作成し,それをもとにディスカッションを行う。演習形式であるから,教員の解説を聞いて終るだけの授業にはならない。受講生は,レポートをたたき台として,積極的に発言,議論することが求められる。教員の解説や他の受講生の議論を漫然と聴いているだけでは時間の無駄である。所与の事案の中から,法的問題を自ら発見し,法的に妥当な解決を論理的に導き,かつそれを他者に説得的に説明できる能力が求められる。

(1)割合

講義形式:50%

講義以外(学生との対話,アクティブラーニング等)50%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッションあり

(3)履修者への連絡事項

特になし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項: 課題の出題及び提出にはMoodleを使用する。板書をすることがある。

■教科書 : 適宜配付する。

■参考書等 : 基本的に講義資料は配布しない。

■成績評価 : 平常点(50点)と期末試験(50点)によって評価する。  
平常点は,起案・授業での積極性・発言内容などを総合的に判断する。

■担当教員の研究活動との関連 : 本演習は,刑法,刑事訴訟法を研究する専任の研究者教員および検察官経験等を有する専任の実務家教員,非常勤教員により構成されている。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 16

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 金曜2

講義番号 : 700805  
授業科目名 : 刑事法総合演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系),神例 康博(社会文化科学研究科系),井藤 公量(社会文化科学研究科系),吉沢 徹(社会文化

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜3

講義番号 : 701003  
授業科目名 : 民事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉野 夏己(社会文化科学研究科系),井藤 公量(社会文化科学研究科系),京野 哲也(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7015N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: B 実務基礎科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: yoshino@law.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 質問は授業の後と、オフィスアワーなどで受け付ける。原則として、Eメールによる質問には応じない。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 吉野 夏己(大学院法務研究科・教授) 井藤 公量(大学院法務研究科・教授) 京野 哲也(弁護士)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 民事訴訟における弁護士の役割は、社会的な問題を法的な観点から再構成し、法律を適用してその解決を図ることであり、そのためには、適切な法律構成を選択する能力及びこれを説得的に提示する能力が必要である。その能力を養うために、この授業では、生の事実から要件事実を抽出し、法律知識・理論を活用して問題解決を図る法曹の活動を擬似体験させることで、法曹の汎用的技能である「主張」と「立証」の重要性を理解させ、さらに、訴訟代理人としての実務的知識や技能の修得だけでなく、リーガルマインドと法曹としての汎用的知識・技能の修得も目指す。	
■学習目的	: 法律基本科目等では、主として法律理論を学んできたが、本科目は、民事訴訟に関する法律実務の基礎を習得するとともに、実務技能を実践し、法曹実務を行うために不可欠な実務技能及び法曹としての倫理感・責任感を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 模擬記録教材等を用いて、事案に含まれる実務的な問題点を抽出し、訴状・答弁書、争点整理書、和解書・判決書の素案を作成できるようにする。	
■授業計画	: 第1回～第3回 【テーマ】民事訴訟手続の概要(講義)(担当:吉野) 【内容】 民事訴訟手続を概観する。民事訴訟手続全体のイメージを掴むことにより、各段階における訴訟活動の理解を深める。なお、「民事訴訟第一審手続の解説」の事件記録に基づいた司法研修所作成のDVDを必要に応じ適宜参照し、実際の手続きについて具体的イメージをつかんでもらう。  第4回 【テーマ】法律相談(担当:井藤) 【内容】 民事訴訟に入る前、原告代理人は依頼者とのように接するかロイヤリングの概要を説明する。訴訟前の準備活動について、相談を受け、①大まかな事実を把握し、②事件の見通しをたて、③採用すべき手段を選択することになるが、この過程の重要性を理解について、法曹倫理と関連づけながら、交渉術、カウンセリング等にも触れる。  第5回 【テーマ】法律相談(事例研究)(担当:吉野) 【内容】 事例研究では、討論を行い、その後、本件事例における注意点などについて解説する。そして、法的知識と事実の分析力、法律実務家としての決断など法律実務家の思考と決断をシミュレートする。  第6回 【テーマ】訴状(講義)(担当:吉野) 【内容】 訴状作成の一般的な注意点などについて解説する。そして、訴状作成における法的知識と事実の分析力、法律実務家としての決断など法律実務家の思考と決断をシミュレートする。  第7回・第8回 【テーマ】主張整理(事例研究)(担当:井藤) 【内容】 司法試験のサンプル問題とプレテストの民事系民法論文試験の事例を使って、主張整理の演習をする。事前に訴訟物、訴訟物の個数、請求原因、抗弁、再抗弁・・・と主張を整理して講義に望むこと。また、事実認定上の争点、法律上の争点の有無についても検討しておくこと。 事例は下記から各自ダウンロードすること。 サンプル問題: <a href="http://www.moj.go.jp/content/000006342.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000006342.pdf</a> プレテスト: <a href="http://www.moj.go.jp/content/000006604.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000006604.pdf</a>  第9回 【テーマ】交互尋問(講義)(担当:京野)	

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 金曜3

講義番号 : 701003  
授業科目名 : 民事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉野 夏己(社会文化科学研究科系),井藤 公量(社会文化科学研究科系),京野 哲也(社会文化科学研究科系)

【内容】

効果的な立証活動をしていく上で重要性の高い尋問技術の基礎を学び、その修得を図る。尋問方法などについての概説を行う。

第10回

【テーマ】交互尋問(模擬尋問)(担当:吉野,京野)

【内容】

尋問技術は、実践的な動的活動であり、模擬裁判における交互尋問に結びつける。法廷教室を用い、前回に作成した尋問事項メモを参考にして、演習時に実際に交互尋問を実施する。

第11回

【テーマ】証拠の収集(講義)(担当:吉野)

【内容】

証拠の収集について、紛争類型に応じてどのような証拠が必要なのか、その収集をどのようにして入手するのかについて概説を行う。

第12回

【テーマ】和解(講義)(担当:井藤)

【内容】

民事訴訟の半数以上は、判決ではなく和解によって終了しており、当事者はなぜ和解によって訴訟を終了させるのか、和解により訴訟を終了させることについて法律実務家はどのように関与すべきであるのか、という問題に加え、和解技術は法律実務家が修得すべき重要な技能であり、その技能の修得を目指す。

第13回・第14回

【テーマ】民事保全・執行(講義)(担当:京野)

【内容】

民事保全、民事執行を扱う。判決は権利実現の一過程にすぎず、被告の任意の履行あるいは強制執行が成功して、初めて最終的な解決が図られたことになる。また、強制執行を実現するためには、保全手続も重要であり、保全及び執行の基本的知識と全体構造の修得を目指す。

第15回

【テーマ】破産(講義)(担当:井藤)

【内容】

破産を扱う。破産手続きについての理解は法律実務家に不可欠の知識であり、基本的な知識と全体構造の習得を目指す。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 30% : 70%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものでない)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 主として、法律書面の作成、ディスカッション、尋問の体験など。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : CD・DVDを使用することがある。

■教科書 : 『4訂民事訴訟第1審手続の解説』(司法研修所監修・法曹会)を使用する。  
『クロスレファレンス民事実務講義 第2版』(京野哲也著・ぎょうせい)  
その他事前に起案用の記録教材を配布する。

■参考書等 : ・京野哲也他著『基礎から実務へ民事執行・保全』日本加除出版  
・大島眞一著『完全講義 民事裁判実務の基礎 入門編 第2版』『同 発展編』民事法研究会  
また、適宜、参考資料を紹介する。

■成績評価 : 試験は講義日とは別に日時を決めて行う。各演習での問答、実技などの評点をプロセス評価として50パーセントの割合で総合的に評価する。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜3

講義番号 : 701003  
授業科目名 : 民事訴訟実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉野 夏己(社会文化科学研究科系),井藤 公量(社会文化科学研究科系),京野 哲也(社会文化科学研究科系)

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当者は、民事実務に携わっている。この講義は、担当教員の専門とする民事弁護活動の基本的な部分を解説するものである。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜3

講義番号 : 701509  
授業科目名 : 要件事実・民事法演習  
担当教員(所属) : 妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAZ1LSLW7003N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: B 実務基礎科目群		
■対象学生	: 3年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 電話 086-251-7479 メールアドレス shuto@cc.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 各教員のオフィスアワーは時間割を参照すること。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 妻鹿 安希子(大学院法務研究科・准教授) 周東 秀成(大学院法務研究科・准教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 本演習では、実体法と手続法の理解を必要とする基本的論点に関する問題を取り扱う。実体法と手続法の有機的結びつきを考察することを通して、両方の理解をより一層深めることを目的とする。		
■学習目的	: これまでの法律基本科目における学修成果を基礎として、民事法の理論と実務を架橋した実践的応用力の完成を目指すとともに、具体的事案の分析を通して、問題発見能力、事案解決能力及び法的思考力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 具体的事案において、民事法の基礎知識を用いて分析検討したうえで、その検討結果を的確に表現できるようになることを目標とする。		
■授業計画	: 第1回 (担当 妻鹿) 民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民事訴訟法についての理解を深める。 第2回 (担当 妻鹿) 民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民事訴訟法についての理解を深める。 第3回 (担当 妻鹿) 民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民事訴訟法についての理解を深める。 第4回 (担当 周東) 民法に関する事例問題を検討することにより、民法及び要件事実についての理解を深める。 第5回 (担当 周東) 民法に関する事例問題を検討することにより、民法及び要件事実についての理解を深める。 第6回 (担当 周東) 民法に関する事例問題を検討することにより、民法及び要件事実についての理解を深める。 第7回 (担当 周東) 民法に関する事例問題を検討することにより、民法及び要件事実についての理解を深める。 第8回 (担当 周東) 民法に関する事例問題を検討することにより、民法及び要件事実についての理解を深める。 第9回 (担当 妻鹿) 民法又は民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民法、要件事実及び民事訴訟法についての理解を深める。 第10回 (担当 妻鹿) 民法又は民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民法、要件事実及び民事訴訟法についての理解を深める。 第11回 (担当 妻鹿) 民法又は民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民法、要件事実及び民事訴訟法についての理解を深める。 第12回 (担当 妻鹿) 民法又は民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民法、要件事実及び民事訴訟法についての理解を深める。 第13回 (担当 妻鹿) 民法又は民事訴訟法に関する事例問題を検討することにより、民法、要件事実及び民事訴訟法についての理解を深める。 第14回 (担当 周東) 民法に関する事例問題を検討することにより、民法及び要件事実についての理解を深める。		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 金曜3

講義番号 : 701509  
授業科目名 : 要件事実・民事法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系)

第15回 (担当 周東)

民法に関する事例問題を検討することにより、民法及び要件事実についての理解を深める。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 10%:90%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 題材となる事案につき、双方向的な授業を行う。複雑な事案における攻撃防御方法の整理については、予め議論を整理させたうえで、授業をおこなう。参加者全員が予習をしてくることを当然の前提として、授業は演習方式で進める。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり

■教科書 : テキストとしては岡口基一著・要件事実問題集(第4版)(商事法務)を指定するが、授業では別途指定した問題を検討する。演習開始前に5分程度の択一テストを実施する。その他、適宜指示する。

■参考書等 : 特に指定しない。

■成績評価 : プロセス50%、期末試験50%。評価の詳細は第1回目の講義の際に説明する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は民事実務に携わっている。この演習では、民事実務において必要となる要件事実と民事訴訟手続に関する知識を用いて、具体的な事例問題について検討を行うものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜3

講義番号 : 703405  
授業科目名 : 知的財産法II  
担当教員(所属) : 箱守 英史(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAG0LSLW7003N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開		
■オフィスアワー	: 授業終了後		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 箱守 英史(箱守法律事務所・弁護士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 「知的財産法II」では、いわゆる産業財産権法の基本法ないし典型例である特許法を中心に学習し、付随的に、意匠法、商標法及び不正競争防止法の入門的な知識の習得をも目標とする。今後、法曹を志す者にとっては、従前以上に、何らかの専門分野を持つことの重要性が増すものと考えられるが、この産業財産権法の分野は、その重要な選択肢の一つになり得よう。なお、本科目は「知的財産法II」という科目名であるが、「知的財産法I」(著作権法)の履修ないし受講を前提とするものではない。「知的財産法I」を履修等することなく、いきなり「知的財産法II」を受講しても問題はない。		
■学習目的	: 特許法を中心とした知的財産法に関する発展的・先端的な理論及び実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応できるようにする。産業財産権法の中心となる特許法を学ぶことにより、産業財産権法全般を理解することができるようにする。特許法については、現代の法曹に対する先端的・実務的なニーズにも対応できるように、改正法に関する実務的なトピックや知的財産に関する契約などの応用的な問題にも視野が広げられるよう努める。		
■到達目標	: ・特許法の意義・目的について説明できるようにする。 ・特許法に関連する手続の流れを説明できるようにする。 ・特許法に関する主要論点を理解する。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】知的財産権と特許権 【内容】最初にいわゆるオリエンテーションとして、知的財産権の意義、範囲、保護法制の特色、知的財産法制における特許法の位置づけ等を概観するとともに、知的財産権、無体財産権、産業財産権等の類似する概念の説明をする。 次に、知的財産権の典型例である特許権の特色を有体物の所有権と比較することによって、的確に把握させる。また、実務家の間でも混乱の見られる特許、特許発明、特許を受ける権利等の用語を正確に理解させる。  第2回 【テーマ】特許法の概要1 【内容】はじめに特許法の全体像を講義形式で説明する。特に、発明、出願、特許、審判といった各種の手続を時系列的に説明することで、次回以降の授業の理解を容易にする。  第3回 【テーマ】特許法の概要2 【内容】第2回に引き続いて、特許法の全体像を説明する。ここでは、特許権取得後の特許権の活用方法、侵害訴訟での争い方、侵害訴訟と無効審判その他の審判との関係などについて説明することで、次回以降において各論点及び制度の関連性が理解できるようにする。  【テーマ】特許権による保護の対象と特許の要件 【内容】特許権によって保護される発明とはどのようなものかを、法定の要件に即して説明し、理解させる。 次にどのような発明であれば、特許が得られるか、すなわち、特許の要件である、産業上の利用可能性、新規性、進歩性について、具体的な事例を通じて学習する。  第4回 【テーマ】特許権の帰属 【内容】特許を受ける権利は、誰がどのような要件のもとに取得するか、正当な権利者以外のものが特許出願をした場合について(冒認出願)、法改正前の議論も含めて学習する。また、特許を受ける権利が共有に属する場合の取扱い等を学習させる。 次に、法人等の従業者による発明のうち、職務発明が成立するための要件及び効果、従業者発明に関する法的規制について理解させる。  第5回 【テーマ】特許権の効力と消滅 【内容】特許権の本来的効力である専用権ないし排他権、これらの権利の限界を画する消尽理論(いわゆる真正商品の並行輸入の問題を含む。)等について学習する。また、特許権については、種々の消滅事由が法定されているので、これらを理解させる。  第6回		

【テーマ】特許発明の技術的範囲の確定

【内容】特許発明の技術的範囲とは、特許権の効力が及ぶ外延であり、これを確定することは、実務上、最も重要かつ困難な課題である。

特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定められるが(平成14年改正後の特許法70条1項)、その際、どのような事項が参酌されるかについて学習する。参酌すべき事項は、概ね次のとおりであり、これらを十分に理解させる必要がある。

- ① 明細書の記載(特に「発明の詳細な説明」の記載)及び図面
- ② 出願当時の技術水準(公知技術)
  - ・発明の一部が公知である場合
  - ・発明の全部が公知である場合(自由技術の抗弁等)
- ③ 出願の経過(包袋禁反言の法理)
- ④ 意識的除外論(認識限度論)

第7回

【テーマ】均等論と不完全利用論

【内容】特許出願に当たって、特許請求の範囲及び発明の詳細な説明の記載に万全を期することには無理があり、これらの文言解釈から形式的に特許発明の技術的範囲を確定しようとする、特許権者に酷な結果となる場合がある。いわば公平の見地から、その弊害を除去するための理論構成として提唱されているのが均等論である。

均等論については、近時の最高裁判所判決が採用を明言し、その適用の要件を示したので、実務上は一応の解決を見た(最高裁判所平成10年2月24日判決・判例時報1630号32頁)。均等論は、実務上しばしば援用される議論であるので、その概要と問題点を理解させる。

第8回

【テーマ】無効原因のある特許権の行使の制限

【内容】特許権は、ひとたび成立すると、特許庁でその特許を無効とする審決がされ、これが確定しない限り、有効なものとして取り扱われるのが原則である。しかし、無効原因のある特許権の行使を認めるのも、結論として相当とはいえない。

上記の関係を調整するための理論構成として、従前、種々の議論が提唱されていたが、近時の最高裁判所判決は権利の濫用論を採用することを明言した(最高裁判所平成12年4月11日判決・判例時報1710号68頁)。更に、平成16年の法改正により、無効原因のある特許権の行使の制限が明文化されるに至った(特許法104条の3第1項)。

特許に無効原因があるとの主張は、特許権侵害の主張に対する、いわば常套的な対抗手段として、実務上しばしば援用されるので、この議論の概要と問題点の把握も重要である。

第9回

【テーマ】間接侵害

【内容】特許法は、直接的な侵害行為、すなわち、特許発明の技術的範囲に属する物または方法を正当な権原なく実施する行為のほかに、その準備的又は幫助的行為を侵害行為と擬制しており、これを実務上、間接侵害と称している。

この間接侵害の成立要件及び法的効果について学習する。

第10回

【テーマ】特許権の利用

【内容】特許権者以外の者が特許発明を適法に実施できる場合としては、

- ① 権利者が契約によって専用実施権を設定し又は通常実施権を許諾したとき
- ② 職務発明又は先使用等に基づく法定の通常実施権が発生したとき
- ③ 権利者の不実施又は公益上の必要等に基づく裁定による通常実施権が成立したときが挙げられる。

これらの各実施権について、その成立要件及び法的効果を理解させる。

第11回

【テーマ】特許権の取得手続

【内容】特許権は、発明を完成することによって当然に取得できるわけではなく、特許出願、審査(必要に応じて審判)、特許査定及び設定登録を経ることによって初めてこれを取得することができる。その手続を概観するとともに、出願公開の手続やその法的効果等についても学習する。

また、特許権の得喪・変更にかかわる行政訴訟及び行政訴訟の各手続の概要を理解させる。具体的には、特許庁における審判手続(拒絶査定不服審判、無効審判、訂正審判等)および審決取消訴訟手続のあらましを概観するとともに、その問題点を把握させる。

第12回

【テーマ】特許侵害訴訟(その1)

【内容】特許侵害訴訟の種類・類型、本案訴訟における訴えの提起から、口頭弁論及び証拠調べ(主張及び立証)を経て、訴訟の終了に至る手続のうち、この種の訴訟に特有の問題点を概観し、理解させる。

特に、実務上最も重要と考えられる対象物(侵害と主張される物又は方法)の特定の仕方及び特許発明との対比における侵害の成否に関する議論の手法、無効審判手続との調整(訴訟手続の中止)等について、具体的事例を参照しながら十分に学習させる。

第13回-第14回

【テーマ】特許侵害訴訟(その2)

【内容】特許法には、権利者側の主張・立証の負担を軽減するために種々の特別規定が設けら

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜3

講義番号 : 703405  
授業科目名 : 知的財産法II  
担当教員(所属) : 箱守 英史(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

れている。中でも、実務上得に重要と思われる過失の推定、損害額の算定、相当な損害額の認定、文書提出命令の拡充等にする特別規定の概要とその問題点を説明し、理解させる。

#### 第15回

【テーマ】実務的課題及びその他の産業財産権法

【内容】商標法及び不正競争防止法の概要を中心に説明する。商標法における商標の類否、指定商品又は指定役務の類否、不正競争防止法における、いわゆる周知性(法文上は「広く認識され」た)の概念等、両法に特有の問題点を概観し、理解させる。また、特許法の知識の共同研究開発契約や実施許諾契約などへの応用についても検討する。このほか、公開特許公報の検索といった実務的な基礎知識についても一瞥する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80%:20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : まず、制度や論点に関する理解をすすめるため、講義形式で授業をすすめる。「知的財産法II」は、選択科目であるうえ、専門性の強い法分野であるため、受講生は比較的少人数となることが予想される。そこで、その後は適宜双方向の授業とすることも心懸けたい。ディスカッション、プレゼンテーションなどによる授業は予定していない。履修にあたって配慮が必要な場合は履修登録前に担当教員に相談してほしい。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : レジュメ、板書あり(プロジェクターを利用する場合もありうる)  
レジュメ・板書を用いての説明が中心になるので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して欲しい。

■教科書 : 高林龍「標準特許法(第6版)」有斐閣、2017(ISBN-10:4641243069,ISBN-13:978-4641243064)  
島並良「特許法入門」有斐閣、2014(ISBN-10:4641144508,ISBN-13:978-4641144507)  
田村善之著『論点解析 知的財産法』商事法務(参考図書)

■参考書等 : 理解の難しい論点に関しては、レジュメを配布するようにする。

■成績評価 : 演習における問答、レポートなどから総合的に判断する。期末試験は現在のところ予定していない。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は弁理士としての実務経験を有している。この講義は担当教員の専門とする特許法の基本的な部分を解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜4

講義番号 : 703802  
授業科目名 : 国際私法  
担当教員(所属) : 佐野 寛(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAC0LSLW7002N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: sano@okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 金曜1限 事前にアポイントを取ってください。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 佐野 寛(岡山大学理事・副学長(教育担当))		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: この授業では、国際結婚や国際契約など一国の枠組みを超えて形成される生活関係(渉外的生活関係)が法的にどのように規律されるのかについて、その規律の中心となる国際私法の内容を概説し、その規律のあり方を考える。		
■学習目的	: 国際化の進展に伴って、人々の生活関係も日本の国内にとどまらず、様々な形で外国と関わりを持つようになっており、その結果として、渉外的な法律問題が近年急激に増加している。このような法律問題に対しては、そもそもどの国の法によってその問題を解決すべきかが問題となるが、この授業では、そのような準拠法の決定の問題を中心として、国際私法に関する基本的知識を修得するとともに、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、国際的な法律問題の解決のために必要な問題発見能力および分析能力を身につけることを目的とする。		
■到達目標	: 渉外的な法律問題について、その解決の基礎となる国際私法についての基本的知識と課題解決能力を身につける。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】国際私法の意義と機能 【内容】国際私法は、一定の単位法律関係ごとに、予め設定された連結点を媒介として準拠法を決定するという構造をもっている。ここでは、このような準拠法の決定・適用の方法について、その基本構造を概説し、さらに国際私法独自の基本的概念の意義を理解する。  第2回 【テーマ】渉外的生活関係と裁判 【内容】渉外事件の処理の前提として、そもそもどのような渉外事件がわが国において問題となるかを理解することが重要となる。ここでは、わが国の裁判所はどのような渉外事件を処理する権限をもつかという国際裁判管轄の問題と、外国で下された判決がわが国においてどのような効果を持つか、そのための要件について外国裁判の承認および執行の問題を取り扱う。 【資料】 最大判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁 最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁 最判平成8年6月24日判例時報1578号56頁  第3回 【テーマ】渉外的な婚姻の成立 【内容】渉外的な婚姻の成立に関して、その実質成立要件の準拠法および方式の準拠法について(通則法24条)、とくに準拠法の配分的適用の意義、方式に関する選択的連結、日本人条項の問題を取り上げ、検討を加える。また、あわせて、婚姻の成立に関する渉外戸籍実務についても考察する。 【資料】 新潟地判昭和62年9月2日判例タイムズ658号205頁 京都地判平成4年12月9日判例タイムズ831号122頁  第4回 【テーマ】渉外的な夫婦間の法律関係 【内容】婚姻の効力に関する通則法25条の段階的連結の規定は、渉外婚姻法における準拠法選択の基本規定と位置づけられている。そこで、ここでは、段階的連結の意義およびその具体的な適用のあり方について検討する。また、夫婦財産制に関する通則法26条では、当事者に準拠法の選択を委ねる意思主義が導入されているので、その内容について考察するとともに、内国取引保護の問題について検討を加える。 【資料】 神戸家裁審判平成4年9月22日家庭裁判月報45巻9号61頁 東京高判昭和61年1月30日家庭裁判月報39巻6号46頁  第5回 【テーマ】渉外的な離婚 【内容】実際の裁判例が最も多い渉外離婚の準拠法(通則法27条)について、離婚準拠法の適用範囲、わが国における裁判離婚の実現などの問題を中心として、とくに具体的な裁判例を取り上げて、検討する。また、渉外離婚事件については、わが国の国際裁判管轄や外国離婚判決の承認といった手続法上の問題がしばしば重要な争点となることから、それらの問題についても検討を加える		

【資料】

横浜家裁審判平成3年5月14日家庭裁判月報43巻10号48頁  
水戸家裁審判平成3年3月4日家庭裁判月報45巻12号57頁

第6回

【テーマ】 渉外的な親子関係の成立① 一実親子関係一

【内容】 嫡出および非嫡出の実親子関係の成立の準拠法について考察する。通則法はこれらの親子関係の成立に関して、できるだけ親子関係の成立に有利な法の適用が子の保護に適うとの立場から、選択的連結を採用しているが、その趣旨およびいわゆるセーフガード条項（通則法29条1項後段）の意義についてとくに検討する。

【資料】

福岡家裁審判平成元年5月15日家庭裁判月報42巻1号116頁  
東京地判平成4年9月25日家庭裁判月報45巻5号90頁

第7回

【テーマ】 渉外的な親子関係の成立① 一国際養子縁組一

【内容】 渉外的な養子縁組事件は、離婚事件に次いで問題となることが多いが、ここでは夫婦共同養子縁組や実の親との親子関係が断絶する完全養子縁組の問題を中心として、わが国の涉外養子縁組に関する規定を検討する。また、養子縁組事件についても、わが国の国際裁判管轄がしばしば問題となることから、これらの手続法上の問題についても検討を加える

【資料】

札幌家裁審判平成4年6月3日家庭裁判月報44巻12号91頁  
盛岡家裁審判平成3年12月16日家庭裁判月報44巻9号89頁

第8回

【テーマ】 渉外的な相続

【内容】 渉外的な相続の準拠法について、相続の問題が身分法的側面と財産法的側面の二面性を持つことに注意を払いつつ、相続財産の構成の問題や個別財産の準拠法である物権準拠法や債権準拠法との適用関係などについて検討する。また、遺言の準拠法についても考察する

【資料】

最判平成6年3月8日民集48巻3号835頁  
大阪地判昭和62年2月27日判例時報1263号32頁

第9回

【テーマ】 行為能力

【内容】 未成年者や成年被後見人の行為能力に関する問題について、通則法の規定を解説する。とくに、本人保護の問題と取引の安全が国際私法上どのように考慮されているかを考える。

【資料】

長野家裁飯田支審判昭和46年12月23日家庭裁判月報24巻10号113頁

第10回

【テーマ】 法人・会社

【内容】 法人および会社に関して、法人に適用される準拠法の決定に関する国際私法上の問題と外国法人に対する規制についての外国人法上の問題について、両者の区別の意味を踏まえて考察する。

【資料】

最判昭和50年7月15日民集29巻6号1061頁  
東京高判平成14年1月30日判例時報1797号27頁

第11回

【テーマ】 国際契約① 一当事者自治一

【内容】 国際契約の準拠法について、通則法7条が定める当事者自治の原則につき、その意義と問題点について解説する。

【資料】

最判昭和53年4月20日民集32巻3号616頁  
東京地判平成13年5月28日判例タイムズ1093号174頁

第12回

【テーマ】 国際契約② 一消費者契約・労働契約一

【内容】 国際的な消費者契約および労働契約について、経済的な弱者保護に関する強行法規が契約準拠法との関係でどのように適用されるかを検討する。

【資料】

東京地判昭和40年4月26日判例時報408号14頁

第13回

【テーマ】 国際物権法

【内容】 国際的な物権法上の問題に適用される法の決定について、通則法13条が採用する目的物の所在地法主義につき解説する。

【資料】

最判平成14年10月29日民集56巻8号1964頁  
最判昭和53年4月20日民集32巻3号616頁

第14回

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜4

講義番号 : 703802  
授業科目名 : 国際私法  
担当教員(所属) : 佐野 寛(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

【テーマ】国際不法行為法

【内容】国際的に発生する不法行為の準拠法について、通則法が定める不法行為地法主義の一般原則および通則法15条の例外規定、当事者自治の導入、製造物責任および名誉毀損の特例の各規定の関係について解説する

【資料】

千葉地判平成9年7月24日判例時報1639号86頁

第15回

【テーマ】まとめ

【内容】この授業をまとめるために、渉外的な法律問題について、各種の争点が複合的に問題となる現実の事案を用いて、学生同士に議論を行わせ、これまでに学んだ問題が実際にどのような形で争われ、それをどのように解決すべきかを実践的に復習する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合 : 30% : 70%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 授業は講義形式で行う。  
国際私法は、民法、商法のような通常の実体法とは異なり、渉外的な法律問題を解決するために適用されるべき準拠法の決定を主たる内容としている点で、他の法分野とは異なるユニーク内容を有しており、また他の法分野にはない特別な法概念が少なくない。そこで、基礎的な国際私法の考え方については、常に反復することによって受講者の理解を深め、それが定着することに心がけたい。また、法の適用関係という、抽象度の高い法律問題を扱うことから、この授業では、渉外的な家族関係を中心として、できる限り内外の判例や国際条約、外国の立法などを用いることにことごとくによって、具体的なイメージを持ちながら渉外的な法律問題の解決を考えることができるよう配慮したい。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 授業では毎回レジュメを配布し、レジュメに沿って授業を行う。

■教科書 : 中西康=北澤安紀=横溝大=林貴美『国際私法 第2版』(有斐閣)

■参考書等 : 参考文献:道垣内正人『ポイント国際私法総論・各論』(有斐閣)、櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選【第2版】』(有斐閣)

■成績評価 : 筆記試験(60%)および授業期間中に実施する数回の小テスト(40%)によって成績を評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は国際私法を専門として研究をしており、この講義は、その基本的な部分を解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 16

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜5

講義番号 : 703418  
授業科目名 : 不動産登記法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 畑 憲一(社会文化科学研究科系),中田 智明(社会文化科学研究科系),大賀 宗夫(社会文化科学研究科系),澤田 優也(社会文化

■ナンバリングコード: : LCAF0LSLW7009N ■必修・選択の別 : 選択

■科目区分 : D 展開・先端科目群

■対象学生 : 2年次生

■他学部学生の履修の可否 : 否

■連絡先 : 非公開

■オフィスアワー : 授業の終了後, 可能な限り質問を受け付ける。

■学部・研究科独自の項目 : 【担当教員名(所属・肩書き)】

畑 憲一(司法書士)  
中田 智明(司法書士)  
大賀 宗夫(司法書士)  
澤田 優也(司法書士)

■使用言語 : 日本語

■授業の概要 : 司法書士が, 法律専門職としてのその職責を語ることから始めて, 不動産登記制度の仕組みを概観し, 不動産に関する権利の登記を中心にして登記手続の実際を個別に取り上げる。常に民法との関連に留意し, その他欠くことのできない公法及び税務上の知識を活用しながら, 不動産登記法の内容を解説してゆく。

■学習目的 : 不動産登記法に関する基本的知識を学び, 民法物権及び相続法領域の理解を一層深化させることを目的とする。  
さらに, 将来法律専門職としてその業務に携わるに際し, 不動産登記制度に関する理解が必要になる場面があると思われるが, 本講義を通して不動産登記につき正確に理解し, 来るべき実務のための知識を習得していただきたい。

■到達目標 : 本講義を通して, 不動産登記にかかる概略を理解し, 基本的知識を習得する。法律専門職となったときに, その知識を即時に使えることを目標とする。

■授業計画 : 第1回  
【テーマ】不動産登記制度概観(担当 中田智明)  
【内容】  
(1) 不動産登記制度の歴史・役割, 司法書士の役割  
(2) 書面申請からオンライン申請へ(不動産登記法平成17年改正)  
(3) 登記事項証明書の読み方

第2回  
【テーマ】総論1(担当 大賀宗夫)  
【内容】  
(1) 登記の効力  
(2) 登記についての公示のあり方

第3回  
【テーマ】総論2(担当 畑憲一)  
【内容】  
(1) 手続の基本構造  
(2) 共同申請主義  
(3) 登記申請の方式  
(4) 申請情報

第4回  
【テーマ】総論3(担当 中田智明)  
【内容】  
(1) 添付情報  
(2) 権利に関する登記の手続上の分類

第5回  
【テーマ】所有権の登記1(担当 畑憲一)  
【内容】  
(1) 所有権移転の登記(売買・贈与等)  
(2) 所有権保存の登記(表示の登記含む)

第6回  
【テーマ】実務と登記(担当 中田智明)  
【内容】  
(1) 弁護士業務と登記(登記事項証明書の取得)  
(2) 弁護士業務と登記(登記申請書等の閲覧)

第7回  
【テーマ】所有権の登記2(担当 大賀宗夫)  
【内容】

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 金曜5

講義番号 : 703418  
授業科目名 : 不動産登記法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 畑 憲一(社会文化科学研究科系),中田 智明(社会文化科学研究科系),大賀 宗夫(社会文化科学研究科系),澤田 優也(社会文化

(1) 所有権移転の登記(相続・遺贈)

第8回

【テーマ】所有権の登記3 (担当 澤田優也)

【内容】

- (1) 所有権移転の登記(時効取得・真正な登記名義の回復)
- (2) 所有権抹消の登記

第9回

【テーマ】総論4 (担当 大賀宗夫)

【内容】

- (1) 判決による登記

第10回

【テーマ】抵当権の登記 (担当 澤田優也)

【内容】

- (1) 抵当権設定の登記
- (2) 抵当権移転・変更・処分・抹消の登記

第11回

【テーマ】根抵当権の登記 (担当 澤田優也)

【内容】

- (1) 根抵当権の設定・変更・処分・抹消の登記

第12回

【テーマ】権利の処分制限の登記 (担当 中田智明)

【内容】

- (1) 差押・仮差押・仮処分の登記
- (2) 破産・競売・任意売却と登記

第13回

【テーマ】区分建物の登記・仮登記 (担当 畑憲一)

【内容】

- (1) 区分建物の登記
- (2) 仮登記

第14回

【テーマ】不動産登記実務の周辺知識 (担当 畑憲一)

【内容】

- (1) 商業登記の基礎知識

第15回

【テーマ】実務と登記Ⅱ (担当 大賀宗夫)

【内容】

- (1) 不動産登記実務と諸論点

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 90%:10%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 基本的には講義形式のスタイルを採用するが、必要に応じてグループワークを通し、アクティブラーニングを進めていく。展開・先端科目群ということを考慮し、グループワークについては難易度を高く設定はせず、自由な議論ができ、不動産登記の理解が深まるよう工夫する。配慮が必要な場合は履修登録前に担当教員に相談してください。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : レジュメや資料を交付して、授業の理解を深める。板書をしながらの講義となるが、講師によってはパワーポイントを使う可能性もある。配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に

学期 : S: 後期  
曜日・時限 : 金曜5

講義番号 : 703418  
授業科目名 : 不動産登記法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 畑 憲一(社会文化科学研究科系), 中田 智明(社会文化科学研究科系), 大賀 宗夫(社会文化科学研究科系), 澤田 優也(社会文化科学研究科系)  
相談して下さい。

---

■教科書 : 必須テキストとして  
不動産登記法「講義資料」(岡山県司法書士会 岡山大学授業対策委員会、岡山県土地家屋調査士会編)  
(生協にて販売予定)

---

■参考書等 : ・集中講義不動産登記法【第3版】(齋藤隆夫著・成文堂)  
・講師作成のレジュメや資料。

---

■成績評価 : ①授業への参加意欲や発言 50%  
②事例演習(2回) 50%  
以上を合算して評価する。  
期末試験は行わない。

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は不動産登記実務に携わっている。この講義は担当教員の専門とする不動産登記の基本的な部分を解説するものである。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜1

講義番号 : 700126  
授業科目名 : 民法展開演習I  
担当教員(所属) : 山下 登(ヘルスシステム統合科学研究科)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7009N	■必修・選択の別 :	選択必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: TEL:086-251-7388 Email:yamashit@cc.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 前期:水曜日4限 後期:水曜日4限		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 山下 登(ヘルスシステム統合科学研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 民法(財産法)における応用・発展的な重要論点に関して正確な理解を得ることを目的とする。		
■学習目的	: 複数の論点を含む事例について掘り下げた検討を行うことにより、基礎科目(民法Ⅰ～Ⅲ)の理解が定着しているか否かを確認するとともに、将来法曹として活躍するために不可欠な民法の応用力を育成し、現実に生起することが予想される事案を題材に、問題発見能力、法的思考力及び事案分析能力を修得する。		
■到達目標	: 2020年4月1日に施行される改正債権法の規定内容を正確に説明できるようにするとともに、民法上の重要問題について形成されてきた判例法理を、その射程及び問題点を含めて的確に説明できるようにする。		
■授業計画	: 第1回・第2回 意思表示・法律行為の効力に関する諸問題 詐欺・錯誤・不実告知・不利益事実の不告知(消費者契約法4条1項1号・2項)・代理 第3回 物権的請求権に関する諸問題 第4回 共有に関する諸問題 第5回 売買-売主の契約不適合に関する諸問題 第6回 賃貸借①-賃借権の譲渡に関する諸問題 第7回 賃貸借②-賃貸借の終了に関する諸問題 第8回 請負-建物所有権の帰属に関する諸問題 第9回 委任-任意解除をめぐる諸問題 第10回 不当利得①-三者間不当利得をめぐる諸問題 第11回 不当利得2-不法原因給付をめぐる諸問題 第12回 不法行為①-過失と因果関係を中心とする検討 第13回 不法行為②-損害(損害賠償の範囲・賠償額の算定)に関する諸問題 第14回 不法行為③-使用者責任と工作物責任 第15回 不法行為④-原因競合・共同不法行為		
■授業時間外の学習(予習:最初の授業時に指示する。・復習)方法(成績評価への反映についても含む)			
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合		: 50% : 50%	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)		: なし	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)		: やや多い	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)		: やや少ない	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)		: やや多い	
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものでない)		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜1

講義番号 : 700126  
授業科目名 : 民法展開演習I  
担当教員(所属) : 山下 登(ヘルスシステム統合科学研究科)

単位数 : 2

- (4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 50%  
講義以外(学生との対話, アクティブラーニング等) : 50%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション : あり  
グループワーク : あり  
プレゼンテーション : なし  
学内実習・実験 : なし  
学外実習 : なし  
その他 :  
(3)履修者への連絡事項  
判例・学説の内容を分析し議論する。授業は、2020年4月1日に施行される改正法をベースとして実施する。具体的には、改正の対象とされている規定に関する論点を重点的に取り上げる予定である。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 毎回、問題の所在、質問事項、基本問題、演習問題、参考判例から構成される詳細な資料を事前に配布する。  
文字だけでは理解の困難な事項については、図や実際の計算例を板書する。

■教科書 : テキスト : 15回分のレジメを配布する。  
参考文献 : ◎松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習 第2版』(有斐閣、2009年)  
千葉・潮見・片山編『Law Practice 民法I [第2版]』・同『民法II [第2版]』(商事法務、2014年)  
佐久間毅・曾野裕夫・田高寛貴・久保野恵美子『事例から民法を考える』(有斐閣、2014年)  
松久三四彦・藤原正則・池田清治・曾野裕夫『事例で学ぶ 民法演習』(成文堂、2014年)

■参考書等 : 参考判例の概要を記載した資料を配布する。

■成績評価 : プロセス評価(中間試験・平常点)50%、定期試験50%の割合で評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当者は、不法行為法及び契約法を専門とする者である。  
本演習は、不法行為法・契約法を中心に、財産法上の重要問題を検討するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜1

講義番号 : 703416  
授業科目名 : 企業法務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),馬場 幸三(社会文化科学研究科系),妹尾 直人(社会文化科学研究科系),河近 克明(社会文

■ナンバリングコード: : LCAZ0LSLW7004N ■必修・選択の別 : 選択

■科目区分 : D 展開・先端科目群

■対象学生 : 2年次生

■他学部学生の履修の可否 : 否

■連絡先 : 教員のメールアドレスによる

■オフィスアワー : 井藤 : 金曜日4限 (事前にメールで予約すること)

■学部・研究科独自の項目 : 【担当教員名(所属・肩書き)】  
井藤 公量 (大学院法務研究科・教授)  
妹尾 直人 (弁護士)  
馬場 幸三 (弁護士)  
河近 克明 (司法書士)  
守井 照久 (税理士)

■使用言語 : 日本語

■授業の概要 : 本講座では、企業法務の領域の諸問題について、判例を中心とする具体的事例を調査・研究する。

■学習目的 : 企業法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。

■到達目標 : そして、このような調査・研究を通して、法解釈を有用に利用し、法を実用的に使いこ企業の危機管理、コンプライアンス、紛争の予防、法的プランニング、トラブル・争訟事件への対応など、戦略的法務の実をあげる法律の専門職としての基礎的な実務能力と技法を身に付けることを目標とする。

■授業計画 : 第1回 (馬場)  
企業法務総論1 (企業活動の仕組み, 予防法務など)  
第2回 (守井、河近)  
企業法務総論2 (各種資料の読みとき方, 財務解説など)  
第3回 (妹尾)  
株主総会運営  
第4回 (妹尾)  
取締役・監査役の実務  
第5回 (井藤、妹尾、馬場、守井、河近)  
中小企業支援コンペ1 (事案の説明等)  
第6回 (井藤、妹尾、馬場、守井、河近)  
中小企業支援コンペ2 (グループ検討等)  
第7回 (井藤、妹尾、馬場、守井、河近)  
中小企業支援コンペ3 (グループ発表、解説、講評)  
第8回 (妹尾)  
契約書の作成  
第9回 (馬場)  
労働法務  
第10回 (妹尾)  
企業活動と事故対応、コンプライアンス (危機管理)  
第11回 (馬場)  
経済法務 (独占禁止法, 下請法など)  
第12回 (馬場)  
戦略法務 (M&Aなど)  
第13回 (井藤)  
反社会的勢力と企業法務  
第14回 (井藤)  
刑事事件と法務活動  
第15回 (井藤)

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜1

講義番号 : 703416  
授業科目名 : 企業法務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),馬場 幸三(社会文化科学研究科系),妹尾 直人(社会文化科学研究科系),河近 克明(社会文

### 企業法務とリーガルプロフェッション

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 90%:10%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
演習(ソクラテスマソッド)による  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッションあり  
(3)履修者への連絡事項  
主として判例から、企業の統治や活動における各分野の種々のリスクないしクライシスや企業戦略に関する事例を課題として与え、事前に参考となる法令と判例等を摘示、ないし配布して、相当の予習を受講の前提とする。その上で、授業において双方向、多方向の討論・批判をし合う中から、院生自らが正しい結論を導きだせるように指導する。  
法の裁判規範としての機能と行為規範としての機能を明確に識別して、行為規範としての法を実践する予防法学・法工学の手法が、企業法務の方法として不可欠であることを修得させる。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : ・板書あり  
配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : ・特に指定しない。講義において適宜紹介する場合がある。

■参考書等 : ・必要に応じて講義において紹介する。

■成績評価 : 授業時の議論への参加、試験成績を総合的に評価する。試験は、講義日とは別に日時を指定して行う。

■担当教員の研究活動との関連 : 民事法の実態・実務と触れることにより、机上だけではない研究ができ、研究内容に幅をもたせることができる。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜1,木曜3

講義番号 : 700107  
授業科目名 : 商法演習

単位数 : 4

担当教員(所属) : 鈴木 隆元(社会文化科学研究科系), 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7004N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: 内線7484、ryusuzu@law.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: オフィスアワーの時間帯は、時間割を参照して下さい。質問は授業のあと、オフィスアワーで受け付けます。また、それ以外の時間帯については、授業後などに直接相談して調整します。eメールによる質問には応じません。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 1クラス 鈴木 隆元(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 商法および会社法を取り扱う。 なお、会社法に関する最高裁判例が蓄積されつつあり、また平成27年に会社法改正法が施行され、さらなる改正の準備も進む。これらを適時に授業内容に取り込むことがあるため、授業計画は、現時点では暫定的なものと考えておいて下さい。	
■学習目的	: 基礎科目の学修成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な商法会社法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 法主体としての会社と会社をめぐる利害関係者(株主、取締役その他の役員、会社債権者など)の間の権利義務の調整がどのようになされているのか、法制度の詳細な把握と、惹起される法律問題を妥当に解決するための解釈論を展開できるようにすることが、到達目標である。	
■授業計画	: 第1・2回 【テーマ】株主総会の招集・運営 【内容】株主総会の招集手続や決議の方法に関し、会社法が、なぜ、どのような規制をしているかを確認する。  第3・4回 【テーマ】株主総会の招集・運営(その2) 【内容】株主総会の招集手続や決議の方法に瑕疵がある場合はどのようなものか、事例問題を通じて論点を抽出し、解決する能力を養う。  第5回 【テーマ】株主総会決議の瑕疵(その1) 【内容】株主総会決議取消しの訴えを中心に、株主総会決議の瑕疵の取扱いについて検討する。  第6回 【テーマ】株主総会決議の瑕疵(その2) 【内容】株主総会決議が存在しない場合を中心に、とりわけ瑕疵が連鎖するとはどういうことか、検討する。  第7-9回 【テーマ】取締役会・代表取締役等の取引行為の効力(不適切な代表権の行使) 【内容】取締役会設置会社(委員会設置会社とそれ以外の会社)および取締役会非設置会社における業務執行の決定権限と決定方法、および取締役会設置会社における取締役会会議の運営方法について、会社法上の制度および法律上の論点を整理・検討する。 また、会社法や特定の会社の定款が要求する株主総会決議・取締役会決議を欠く代表取締役・代表執行役の代表行為など、代表取締役等が第三者との間で行った取引の効力をめぐって生じる法律上の紛争を解決するための法律論・解釈論を検討する。  第10回 【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その1) 【内容】株式会社の業務執行に携わり、または、他の取締役等の監督等の職務を行う役員である取締役および執行役の会社に対する一般的義務の内容を理解するとともに、会社に対する義務に違反した取締役・執行役の対会社責任に関する法律上の論点を検討する。  第11回 【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その2) 【内容】監督・監視の問題、とりわけ内部統制システム構築義務を中心に検討する。  第12回 【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その3) 【内容】取締役および執行役の競業規制の趣旨と内容を理解し、事前承認のない競業取引の効力、取締役等の責任について検討する。	

第13・14回

【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その4)

【内容】取締役および執行役の利益相反取引規制の趣旨と内容を理解し、事前承認のない利益相反取引の効力、取締役等の責任について検討する。

第15回

【テーマ】株主の権利の行使に関する利益の供与

【内容】会社法120条を取り扱う。また株主平等の原則について触れる。

第16回

【テーマ】株主代表訴訟

【内容】株主代表訴訟の諸問題を検討する。

第17回

【テーマ】役員等の第三者に対する責任(その1)

【内容】株式会社における「役員等」の第三者に対する責任について、最大判昭和44年などをてがかりに、その趣旨、内容、要件を把握する。

第18・19回

【テーマ】役員等の第三者に対する責任(その2)

【内容】第三者に対する責任を負う取締役の範囲はどこまで及ぶのか。事実上の取締役・登記簿上の取締役を取り扱い、とりわけ後者についての理論構成を検討する。

第20・21回

【テーマ】募集株式の発行等(その1)

【内容】募集株式の発行等(新株予約権の発行を含む)について、既存株主が影響を受ける利益に対して法がどのように対処しているのかの理解を前提として、必要な手続(責任規制を含む)および株主による差止請求に関する諸問題を概観する。

第22回

【テーマ】募集株式の発行等(その2)

【内容】違法な募集株式の発行等に対する措置のうち、新株発行の無効の訴え・自己株式の処分無効の訴え、およびそれぞれの不存在について検討する。無効は訴えによらなければ主張できないため、この手続の概要を把握する。無効事由は解釈に委ねられているため、何が無効事由となり、あるいはならないのか、なぜそのように解するのかを理解する。また、新株発行等の不存在についても内容を把握する。

第23・24回

【テーマ】企業再編(その1)

【内容】会社法における企業再編にかかわる法制度を包括的に整理し、企業再編の主要な手段である、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換・株式移転について、制度概要、手続等を理解する。

第25回

【テーマ】企業再編(その2)

【内容】企業再編の際の対価は、株主にとって、重要な関心事項である。合併比率の不正のケースを念頭に、合併の効力を争う方法について検討する。

第26・27回

【テーマ】株主の情報収集・違法行為差止

【内容】株主が役員等の責任を追及するための前提となる、種々の情報を収集する手段を確認検討する。また、株主代表訴訟とならんで株主が監督是正手段として行使できる差止めの手段について、監査役や監査委員の差止請求権と対比しながら確認する。

第28・29回

【テーマ】役員の地位・報酬

【内容】役員の報酬規制、地位に関する規制の主要なものを取り扱う。特に報酬規制は判例が中心となる。また、退職慰労金などが支払われないことが実質的には不当だと思われる事案において、どのような方法で争うことができるかを検討する。

第30回

【テーマ】法人格否認

【内容】法人格否認の法理とは何か、裁判例を通じてその要件・効果を抽出し、具体的な事案に適用できる力をつける。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合

: 10% : 90%

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜1,木曜3

講義番号 : 700107  
授業科目名 : 商法演習

単位数 : 4

担当教員(所属) : 鈴木 隆元(社会文化科学研究科系), 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系)

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)	: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)	: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)	: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)	: やや多い
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 演習形式で行います。
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: やや少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: moodleを通じて提供される教材を使用するほか、適宜板書を行う。
■教科書	: 会社法改正の動向とテキスト等の出版状況を踏まえて、夏休みに指示します。独自教材を用います。
■参考書等	: 参考図書等は開講時に指示する。教材・資料はmoodleを通じて提供する。
■成績評価	: 1. プロセス評価と期末試験により評価する。 2. プロセス評価は、a平常点(出欠席、授業時の発言等を勘案します)10%、b択一小テスト(講義期間中数回行います)15%、c中間論述試験(講義期間中に1回行います)20%、dレポート(講義期間中に数回行います)の成績5%をもって評価します。
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は商法全般にかかわる研究をしている。この科目は担当教員の専門分野である商法上の法律問題を取り扱うものである。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 16
■JABEEとの関連	: 10
■主なSDGs関連項目1	: 働きがいも経済成長も
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜1,木曜3

講義番号 : 700211  
授業科目名 : 刑法演習  
担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

■ナンバリングコード:	: LCAE1LSLW7003N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: kanrei@cc.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 月曜5限。この時間以外にも随時応じる。また、WebClassによる質問にも応じる。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 2クラス 神例 康博(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 本演習では、3年標準型1年次配当科目「刑法」での学修内容を確認しつつ、刑法の基礎理論を具体的な事例に適用する訓練を積むことによって、問題発見能力と事案解決能力を養成することを目的とする。 第23回までの個別テーマで扱わないテーマ・論点については、各回のテーマまたは総合問題の中で随時扱う。	
■学習目的	: 刑法の基礎理論を具体的な事例に適用する訓練を積むことによって、問題発見能力と事案解決能力を養成することを目的とする。	
■到達目標	: 「刑法」において学習すべき事項について、問題発見能力と事案解決能力を身につけることを目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】因果関係 【内容】第三者の故意行為の介入と因果関係、被害者の故意行為の介入と因果関係、犯人の行為の介入と因果関係など。 第2回 【テーマ】不作為犯 【内容】不真正不作為犯の成立要件、不作為従犯の成立要件、不作為の因果関係、作為可能性と結果回避可能性など。 第3回 【テーマ】正当防衛 【内容】防衛行為の必要性・相当性、侵害の急迫性と防衛意思、誤想過剰防衛、防衛行為と第三者侵害など。 第4回 【テーマ】故意と錯誤 【内容】「罪を犯す意思」の意義、抽象的事実の錯誤、違法性を基礎づける事実の錯誤と違法性の錯誤など。 第5回 【テーマ】過失 【内容】過失犯の成立要件、過失共同正犯と過失の競合など。 第6回 【テーマ】未遂犯・中止犯 【内容】未遂犯の成立時期、中止犯の成立要件など。 第7回 【テーマ】責任能力 【内容】原因において自由な行為、実行行為後の責任能力の減退など。 第8回 【テーマ】正犯と共犯 【内容】正犯の概念、共犯の処罰根拠など。 第9回 【テーマ】共犯の諸問題(1) 【内容】共同正犯の成立要件。 第10回 【テーマ】共犯の諸問題(2) 【内容】共謀の射程、共犯と錯誤など。 第11回 【テーマ】共犯の諸問題(3) 【内容】共犯と違法性阻却事由など。 第12回 【テーマ】窃盗罪 【内容】奪取罪の保護法益、不法領得の意思、占有の概念など。 第13回 【テーマ】強盗罪 【内容】強盗罪における暴行・脅迫、暴行・脅迫後の領得意思、2項強盗罪の成立範囲、強盗致死傷罪の成立要件など。 第14回 【テーマ】詐欺罪	

- 【内 容】詐欺罪と財産上の損害など。
- 第15回  
【テーマ】横領罪  
【内 容】横領罪における不法領得の意思、横領物の横領、横領罪と背任罪の区別など。
- 第16回  
【テーマ】背任罪  
【内 容】背任罪における事務処理者の意義、任務違背行為の意義、背任罪の故意と図利加害目的、財産上の損害の意義など。
- 第17回  
【テーマ】盗品等関与罪  
【内 容】追求権説、本犯被害者への運搬、有償処分のあつせん、財産犯の共犯と盗品関与罪など。
- 第18回  
【テーマ】名誉毀損罪  
【内 容】名誉毀損罪の実行行為、名誉毀損罪と真实性の錯誤など。
- 第19回  
【テーマ】業務妨害罪  
【内 容】業務の意義、業務妨害罪と公務執行妨害罪の関係など。
- 第20回  
【テーマ】放火罪  
【内 容】焼損の意義、建造物の一体性、公共の危険の意義など。
- 第21回  
【テーマ】文書偽造罪  
【内 容】有形偽造の意義、名義人の承諾、肩書の冒用と有形偽造、同姓同名・通称名の利用と有形偽造など。
- 第22回  
【テーマ】司法に対する罪  
【内 容】司法に対する罪と共犯、身代わり犯人と犯人隠避罪、参考人の虚偽供述と証拠偽造罪など。
- 第23回  
【テーマ】賄賂罪  
【内 容】賄賂罪の保護法益・職務関連性、賄賂と職務行為との対価関係、職務権限の変動など。
- 第24回  
【テーマ】総合問題 (1)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第25回  
【テーマ】総合問題 (2)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第26回  
【テーマ】総合問題 (3)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第27回  
【テーマ】総合問題 (4)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第28回  
【テーマ】総合問題 (5)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第29回  
【テーマ】総合問題 (6)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第30回  
【テーマ】総合問題 (7)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

- (1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い
- (3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外
- (4)授業形態-履修者への連絡事項 : 授業は、双方向、多方向形式で行う。
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜1,木曜3

講義番号 : 700211  
授業科目名 : 刑法演習

単位数 : 4

担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

---

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: やや多い
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: TAによる起案指導を適宜行う。
■教科書	: 井田良ほか『刑事事例演習教材(第2版)』(有斐閣・2014)を使用しつつ、サブテキストとして、『岡山大学大学院法務研究科平成31年度刑法演習教材』を使用する。後者はMoodleに掲載するので、各自でダウンロードまたは印刷すること。
■参考書等	: 参考図書として、西田ほか編『判例刑法総論(第7版)』『判例刑法各論(第7版)』(有斐閣・2018)、小林充ほか『刑事事実認定重要判決50選(上)(下)[第2版]』(立花書房・2013)。その他、適宜指示する。
■成績評価	: プロセス評価50点、定期試験50点の総合評価による。プロセス評価は、2回の中間試験(各20点計40点)と授業態度(10点)とし、授業態度の評価方法(評価の内訳、指針等)については開講時に説明する。なお、小テストは、授業時間外に行う。
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は、刑法を研究している。本演習は、担当教員の専門分野である刑法の基本的部分について事例演習を行うものである。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 16
■JABEEとの関連	: 0
■主なSDGs関連項目1	: 該当なし
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜2

講義番号 : 700122  
授業科目名 : 行政法特論  
担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード: : LCAB0LSLW7002N ■必修・選択の別 : 必修

■科目区分 : A 法律基本科目群

■対象学生 : 2年次生(平成28年度以降入学者)

■他学部学生の履修の可否 : 否

■連絡先 : 内線:7497

■オフィスアワー : 水曜4限。

■学部・研究科独自の項目 : 【担当教員名(所属・肩書き)】  
南川 和宣(大学院法務研究科・教授)

■使用言語 : 日本語

■授業の概要 : 一般的にロースクールの授業は、双方向の演習授業を中心にカリキュラムが組まれています。行政法も、カリキュラムの中心は2年次後期に開講される行政法演習で、同演習がコアカリキュラムに対応する論点を扱うことになります。そして、学生諸君は、2年次後期の行政法演習を受講するまでに、同演習を受講するのに必要な行政法の基本知識を自学自習にて修得する必要があります。しかしながら、行政法は難解な科目であり、自習が困難な領域もあることから、2年前期に行政法特論という形式で講義科目を開設し、主に自習することが困難な領域についての解説を行うこととしました。これがこの講義の位置づけです。したがって、この授業の目的は、後期に開講される行政法演習に参加して議論できる程度の行政法の基礎知識を習得することにあります。

■学習目的 : 法曹養成の基礎として、行政救済法の体系的理論および専門的知識を習得することを目的とする。

■到達目標 : 基本書を読めること

■授業計画 : 第1回  
【テーマ】行政法総論  
行政法総論を概観する。

第2回  
【テーマ】行政法総論と行政救済法  
行政法総論と行政訴訟法の関係について説明する。

第3回  
【テーマ】行政救済法の体系  
行政争訟(行政訴訟および行政上の不服申立)の概念を主に国家補償制度との対比の視点から検討する。そして、それぞれの訴訟類型がいかなる紛争に適用されるかについて考察することで、行政救済法体系の全体像を俯瞰的に把握することを目標とする。

第4回  
【テーマ】取消訴訟の訴訟要件  
抗告訴訟の中で最も重要な訴訟類型である取消訴訟の訴訟要件について、処分性、原告適格および訴えの利益以外のものについて考察する。

第5回  
【テーマ】取消訴訟の対象(処分性)  
行政法総論で学ぶ行政行為の概念と対比させながら、行政事件訴訟法が定める取消訴訟の対象(処分性)について学ぶ。特に、処分性拡大のメリット・デメリットについて検討する。

第6回  
【テーマ】取消訴訟の対象(処分性)  
上記内容を二回に分けて説明する。

第7回  
【テーマ】取消訴訟の原告適格  
取消訴訟を提起しようとする者は、一定の資格を備えていなければならない、この資格を原告適格という。取消訴訟の原告適格については、「法的な保護に値する利益説」を主張する学説と「法律上保護された利益説」を主張する判例が対立する状況にあったが、両者、特に判例が学説に接近し、そのような判例の傾向が、行政事件訴訟法の改正に反映された。この講義では、原告適格に関する判例の傾向を分析する。

第8回  
【テーマ】取消訴訟の原告適格  
上記内容を2回に分けて説明する。

第9回  
【テーマ】訴えの利益  
訴えの利益に関する裁判例を分析する。すなわち、例えば、処分が失効した場合に、処分の取消しにつきどのような利益が残れば「法律上の利益」が認められるかの問題について、裁判例

を素材に検討する。

第10回

【テーマ】取消訴訟の審理および判決

取消訴訟の審理における様々な問題、例えば違法判断の基準時や職権証拠調べ、訴訟参加等について検討する。また、取消訴訟の判決の種類、既判力や形成力といった取消判決の諸効力についても考察する。

第11回

【テーマ】仮の救済

取消訴訟の仮の救済の重要性について理解を深めると同時に、現行法の問題点を指摘する。また、執行停止の制度および内閣総理大臣の異議についても批判的に検討する。さらに仮処分の排除の問題についてもここで言及する。

第12回

【テーマ】取消訴訟以外の抗告訴訟

取消訴訟以外の抗告訴訟である、無効確認訴訟、不作為の違法確認訴訟、義務付け訴訟および差止訴訟について、それぞれの訴訟要件および問題点について検討する。なお、義務付け訴訟と差止訴訟については、仮の救済についても論じる。

第13回

【テーマ】当事者訴訟・民衆訴訟・機関訴訟

当事者訴訟については、改正された行政事件訴訟法で明示された確認訴訟を中心に、その意義及び機能を検討する。また、住民訴訟は、自治体の財務管理の腐敗を防止し、財産の管理の適正を確保することを目的とする訴訟であり、現実にも活発に利用されている訴訟形態であることから、様々な裁判例を素材に、その対象及び判断基準について考察する。

第14回

【テーマ】行政上の不服申立・国家賠償法・損失補償法

行政不服審査法・国家賠償法・損失補償法の体系を概観する。具体的には、行政訴訟と不服申立の関係、異議申立と審査請求の関係、とりわけ審査請求中心主義、異議申立前置主義などについて考察する。

第15回

【テーマ】まとめ

行政法・行政救済法の体系および問題点について総合的に整理する。

第16回

定期試験 定期試験として期末試験を行う。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 100%:0%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : なし

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 講義スタイルをとるが、適宜ソクラテスマソッドを用いることがある。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : テキスト: 中原茂樹『基本行政法(第2版)』(日本評論社)

■参考書等 : 。参考書: 吉野夏己『紛争類型別 行政救済法』(成文堂)

■成績評価 : ロースクールにおける成績評価については、「単位の授与に関し、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする(大学設置基準第27条)」とされているが、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、授業での発言、課題への対応状況その他日常の学生の授業への取組と成果を考慮して、多角的に成績評価を行った上で単位を与えることが望ましい(中央教育審議会平成14年8月5日答申)」とされていることから、できる限り多

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜2

講義番号 : 700122  
授業科目名 : 行政法特論

単位数 : 2

担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系)

様な観点を評価したいと考えている。なお、プロセス点と期末試験の割合は教授会決定通りとし、プロセス点の内訳の詳細については、授業中に示す。

■担当教員の研究活動との : 講師は、行政法総論および行政訴訟の研究を踏まえて、行政法を解説する。  
関連

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜2

講義番号 : 700807  
授業科目名 : 会社訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 伊東 俊明(社会文化科学研究科系),鈴木 隆元(社会文化科学研究科系),米山 毅一郎(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社

■ナンバリングコード: : LCAFILSLW7014N ■必修・選択の別 : 選択必修

■科目区分 : A 法律基本科目群

■対象学生 : 3年次生

■他学部学生の履修の可否 : 否

■連絡先 : メールアドレス  
伊東俊明: tito@law.okayama-u.ac.jp  
鈴木隆元: ryusuzu@law.okayama-u.ac.jp  
米山毅一郎: yoneyama@law.okayama-u.ac.jp  
妻鹿安希子: moodle参照  
周東秀成: moodle参照

■オフィスアワー : 各担当教員のオフィスアワー

■学部・研究科独自の項目 : 【担当教員名(所属・肩書き)】  
伊東 俊明(大学院法務研究科・教授)  
鈴木 隆元(大学院法務研究科・教授)  
米山 毅一郎(大学院法務研究科・教授)  
妻鹿 安希子(大学院法務研究科・准教授)  
周東 秀成(大学院法務研究科・准教授)

■使用言語 : 日本語

■授業の概要 : 会社法関係訴訟においては、民事訴訟法の応用的な論点が少なくなく、また会社法自体が民事訴訟法に対する特別規定を用意している。このため、会社法上の諸問題を検討するにあたっては、民事訴訟法にも視野を広げた理解が不可欠である。本演習では、会社法と民事訴訟法にまたがる横断的事例問題を取り上げ、会社法・民事訴訟法の基礎知識の確認とともに発展的な思考能力の涵養を目的とする。

■学習目的 : これまでの法律基本科目の学修成果を基礎として、会社法理論・実務および民事訴訟法理論・実務の横断的な実践的応用力の完成を目指すとともに、総合的判断能力および批判能力を育成することを目的とする。

■到達目標 : 会社法および民事訴訟法の横断的問題の同定とその理論的及び実務的判断ができることが到達目標である。

■授業計画 : 第1回 株式の共有【米山・鈴木】  
株式が準共有に属する場合の株主の権利行使の要件をめぐる問題を検討する。  
  
第2・3回 株主総会決議の効力を争う訴え【第2回: 米山・鈴木、第3回: 伊東】  
株主総会決議取消しの訴えを中心に、会社法上・訴訟法上の諸論点を検討する。  
  
第4・5回 株主総会決議の効力を争う訴え(続)・情報収集【妻鹿・周東】  
法実務の観点から、株主総会決議取消の訴え・株主総会決議無効確認の訴え・株主総会決議不存在確認の訴えの訴状様式、要件事実をあつかう。また、会社関係訴訟における弁護士による情報収集に関する実務問題を検討する。  
  
第6回 株主の情報収集権【米山・鈴木】  
株主の有する諸権利の行使方法、とりわけ情報収集権にかかわる会社法上の問題を検討する。  
  
第7回 株式の譲渡・株主の契約【米山・鈴木】  
株式の譲渡、株主間契約をめぐる会社法上の諸問題を検討する。  
  
第8・9回 株主代表訴訟・訴訟担当【第8回: 米山・鈴木、第9回: 伊東】  
役員等の会社に対する責任・株主代表訴訟に関する問題を扱うとともに、訴訟担当をめぐる訴訟法上の諸問題を検討する。  
  
第10回 役員の地位をめぐる諸問題【米山・鈴木】  
役員解任の訴え・役員報酬など、株式会社の役員の地位をめぐる法律問題を検討する。  
  
第11・12回 新株発行【第11回: 米山・鈴木、第12回: 伊東】  
新株発行の効力を争う訴えを扱うとともに、会社訴訟の特質を踏まえた訴訟法上の諸問題を検討する。  
  
第13・14回 詐害的企業再編・法人格否認の法理【第13回: 米山・鈴木、第14回: 伊東】  
詐害的企業再編・法人格否認の法理をめぐる会社法上・民訴法上の諸問題を検討する。  
  
第15回 会社関係訴訟の要件事実・実務問題【妻鹿・周東】  
会社関係訴訟における要件事実について検討する。

■授業時間外の学習(予習・復習)方法(成績評価への反映についても含む) : 授業において別途指示する。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜2

講義番号 : 700807  
授業科目名 : 会社訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 伊東 俊明(社会文化科学研究科系),鈴木 隆元(社会文化科学研究科系),米山 毅一郎(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社

---

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合	: 20% : 80%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)	: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)	: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)	: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)	: やや多い
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: あらかじめmoodleにより提供される教材事案問題を、演習形式で検討する。
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: あらかじめmoodleにより配布される教材を使用する。板書を補助的に行う。
■教科書	: 教材資料を事前に配布する。また必要な資料については、事前にまたは講義毎にプリント等を配布する。
■参考書等	: 教材資料を事前に配布する。また必要な資料については、事前にまたは講義毎にプリント等を配布する。 参考書等は必要に応じて指示・示唆する。
■成績評価	: 平常点(10%)・小テスト(10%)・中間テスト(30%)によるプロセス評価(50%)と期末試験(50%)により評価する。
■担当教員の研究活動との関連	: 会社法担当教員は、商法全般に関する研究を行っている。民事訴訟法担当教員は、民事手続法全般に関する研究を行っている。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 16
■JABEEとの関連	: 10
■主なSDGs関連項目1	: 働きがいも経済成長も
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜2

講義番号 : 703404  
授業科目名 : 知的財産法I

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系)

---

■ナンバリングコード:	: LCAG0LSLW7002N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: ウェブサイト記載の連絡先を参照のこと。		
■オフィスアワー	: 教員のオフィスアワーを参照のこと。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 井藤 公量(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 知的財産法Iでは、著作権法をとりあげる。講義形式により著作権法の基本的知識の理解および基本的論点の把握をする。次に、紛争事例をとりあげて、原告側・被告側・裁判所のそれぞれの立場から検討を加え立体的な理解をはかる。適宜ケースメソッドを取り入れて講義を進行させていくこととする。		
■学習目的	: 著作権法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 自分が現実の著作権を内容とする紛争に直面したときに自信をもって解決の指針を示せるようになることを目標とする。		
■授業計画	: 1 【テーマ】知的財産法の全体構造 【内容・目的】知的財産法の構造と著作権法の仕組みを学ぶ。 2 【テーマ】著作権法の要件事実の概要 【目的・内容】著作権法の要件事実の全体を概観する。 3 【テーマ】著作物1 【目的・内容】著作物とは何かを学ぶ。 4 【テーマ】著作物2 【目的・内容】二次的著作物や編集著作物について検討する。 5 【テーマ】著作者 【目的・内容】著作権の権利主体について検討する。 6 【テーマ】著作者人格権 【目的・内容】 著作権法は「著作者人格権」著作者人格権の内容、限界などについて検討する。 7 【テーマ】著作者の権利1 【目的・内容】複製権、頒布権・譲渡権・貸与権等について検討する。 8 【テーマ】著作者の権利2 【目的・内容】著作物の上演・演奏・上映権、翻訳・翻案に関する権利、公衆送信権、二次的著作物の作成・利用に関する原著作者の権利について検討する。 9 【テーマ】保護期間 【目的・内容】著作権及び隣接著作権の保護期間について検討する。 10 【テーマ】著作権の制限1 【目的・内容】私的利用のための複製、引用、図書館での複製、教育・学校などでの利用などを検討する。 11 【テーマ】著作権の制限2 【目的・内容】裁判手続き等のための複製、報道目的での利用、公開の美術の著作物の利用、非営利目的での著作物の利用等を検討する。 12 【テーマ】著作物の利用 【目的・内容】著作物を適正に利用するための方法について検討するとともに著作権管理事業法についても学ぶ。 13 【テーマ】著作権侵害1 【目的・内容】著作権に対する侵害行為に対する救済方法を検討する。 14 【テーマ】著作権侵害2 【目的・内容】引き続き著作権に対する侵害行為に対する救済方法を検討する。		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜2

講義番号 : 703404  
授業科目名 : 知的財産法I  
担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

15 【テーマ】まとめ  
【目的・内容】講義のまとめを行う。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 30% : 70%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 学生には、事前にテキスト及び判例集を指定しておくので、講義該当部分を各自予習し、各自の予習を前提に講義では、テキスト及び判例集などを適宜参照しつつ具体的事例を前提に進行する。また、本年度は、毎回、5分程度の前回の確認テストを実施し、基礎的な知識の習得を確実なものとする。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : ・島並他著『著作権法入門 第2版』(有斐閣)  
・大淵他著『知的財産法判例集 第2版』(有斐閣)  
・ジュリスト別冊『著作権判例百選 第5版』(有斐閣)  
・小泉他著『知的財産法演習ノート—知的財産法を楽しむ23問 第3版』(弘文堂)  
上記を必ず購入のうえ、講義に持参すること。なお講義時に改訂されている場合は、最新版を利用する。

■参考書等 : なし。

■成績評価 : プロセス評価(50%)、期末試験(50%)。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は民事実務に携わっている。この講義は、担当教員の専門とする分野の基本的な部分を解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜2,木曜3

講義番号 : 700006  
授業科目名 : 商法  
担当教員(所属) : 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLH6002N	■必修・選択の別 :	必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 1年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: E-mail:yoneyama@law.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: オフィスアワーの時間帯は、時間割を参照して下さい。オフィスアワー外でも適宜質問を受けます。eメールで事前に予約すると確実。授業終了後にも質問を受けます。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 米山 毅一郎(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 会社法を中心に講義する。講義では、基本的な制度(だれからの需要・要請による、何を目的とした制度か)、企業をめぐる種々の利害関係者間の利益調整のあり方を理解するとともに、現実の企業社会の実像や要請に対する視野を育むことを目的とする。 詳細は、9月のオリエンテーション時に説明する。		
■学習目的	: 商法・会社法の体系的法理論と専門的知識を習得することを目的とする。		
■到達目標	: 商法・会社法の基本的争点につき判例法理を理解し、批判的に検討できる能力の獲得を到達目標とする。		
■授業計画	: 基本的には次の通りであるが、適宜、順序を変更することがある。		

---

#### 第1回 商法・会社法とは何か

株式会社の特色を中心として会社法制の特徴につき概説する。株式会社の設立の大まかな流れを理解し、定款、社員の確定、出資の履行、機関の具備、登記がそれぞれどのような意味を持つのか理解する。

#### 第2回 会社とは何か(持分会社と株式会社、公開会社と非公開会社)

持分会社は企業者にとって、どのような需要を満たすのか、株式会社との対比で概観する。株式会社は、公開会社と非公開会社で規制が大きく異なる。公開会社とそうでない会社を区別する基準を確認し、なぜ規制内容を異ならせているのかを理解する。

#### 第3回 会社の能力

定款所定目的の範囲外の事項につき株式会社に権利能力は認められるか、会社の政治献金等を題材に検討する。

#### 第4回 会社機関論序説

株式会社の機関設計につき解説する。機関設計の自由化が許容された背景等につき理解を深め、「所有と経営の分離」が機関設計とどのように関連するのかを検討する。

#### 第5回 株主総会概説

株主総会の権限と機能につき概説する。「所有と経営の分離」の深化の程度によって総会の権限に違いがあることを理解する。

#### 第6回 株主総会の招集手続き

株主総会の権限、招集権者、招集手続について、公開会社とそうでない会社、取締役会設置会社とそうでない会社で、なぜどのように異なるのかを理解し、招集手続に法令違反がある場合の株主総会決議の効力を検討する

#### 第7回 株主総会の議事運営

議決権を行使できない株主(なぜ議決権を行使できないとされるのか)を整理し、株主総会の議事運営にかかる会社法上の論点を検討する(議長の権限、議決権の代理行使、説明義務など)。

#### 第8回 株主総会決議の瑕疵

株主総会決議の取消の訴え、株主総会決議無効・不存在確認の訴えについて理解する。あわせて、会社の組織に関する訴えの全体像を概観する。

#### 第9回 株主の権利と義務・株式の種類

株主平等原則、利益供与の禁止、少数株主権の行使要件などの議論を通じて、株主の会社に対する権利・義務を整理し、種類株式の利用例を通じてその需要はどこにあるのかを理解する。

#### 第10回 株式会社の役員等

株式会社には様々な役員等が存在するが、その選任方法等や権限のあらましを把握し、会社がどのような形で経営されていくのかを理解する。

#### 第11回 取締役・取締役会の活動(取締役会の運営)

業務執行の決定その他の権限を有する取締役の活動に対する法規制、とりわけ取締役会の開催手続、瑕疵ある取締役会決議の効力を検討する。

第12回 代表取締役の行為 (代表機関・代表行為)

代表取締役の権限、権限濫用、必要な取締役会決議を経ずになされた代表取締役の代表行為の効力について論ずる。

第13回 監査役・会計参与・会計監査人

監査役・会計参与・会計監査人の権限 (なぜそのような法規制が定められているのか) を再確認し、会社に対する義務・責任について検討する。

第14回 取締役の一般的義務・報酬 (会社と取締役の関係)

取締役の善管注意義務・忠実義務を理解するとともに、その報酬規制にかかわる法律上の論点を検討し、あわせて解任の正当事由、解任の訴えについてみる。

第15回 取締役の競争・利益相反取引規制

競争取引・利益相反取引の範囲など、会社法356条にかかわる法律上の論点を検討する。

第16回 取締役の会社に対する責任

会社法423条の責任をめぐる解釈上の論点を中心に検討し、違法な利益供与の責任その他の責任原因に触れる。

第17回 株主代表訴訟

取締役の会社に対する責任の免除・一部免除について触れた後、株主代表訴訟制度のあらましを理解する。

第18回 取締役の第三者に対する責任

会社法429条に関する法律上の論点を整理・検討する。

第19回 決算手続き・計算書類等 (企業会計論)

定時株主総会の前提となる、株式会社における決算手続を概観する。会計帳簿、計算書類等の意義を確認し、監査役・会計参与・会計監査人がどのようにかかわってくるかをみる。

第20回 株式の譲渡・株主名簿・株式担保

株式の譲渡方法を理解し、株主名簿や株券がそれによりにどのようにかかわっているのかという形で、株主名簿・株券について把握する。株式を担保に供する方法について概観する。

第21回 株式の譲渡制限

定款による株式の譲渡制限の態様、譲渡承認手続を確認する。また契約による株式譲渡制限について検討する。

第22回 自己株式の取得規制

自己株式の取得規制 (それら法規制が何の目的で設けられているのか) を包括的に把握するとともに、取得手続に瑕疵ある場合の効力・責任について検討する。

第23回 株式の分割・併合・消却と資本の変動

単位としての株式の大きさを変える方法にはどのようなものがあるのか。なぜ株式の大きさを変更することに必要があるのかを理解する。併せて、株式の消却や計算書類上の資本の変動について触れる。

第24回 新株発行手続き (株式会社の資金調達1)

株式会社の資金調達の手段を概観した後、新株発行 (自己株式の処分を含む) の手続規制がなぜ、どのように設けられているのかを見る。

第25回 新株発行の差止と無効 (株式会社の資金調達2)

新株発行の差止が認められるのはどのような場合か (差止事由)、新株発行の無効が認められるのはどのような場合か (無効事由)、裁判例を通じて検討する。

第26回 新株予約権・社債 (株式会社の資金調達3)

新株予約権とは何か。新株発行との対比で新株予約権の発行規制を整理する。社債とは何か、その発行手続、社債管理会社・社債権者集会の制度を概観する。

第27回 株式会社の設立

株式会社の設立手続の詳細な流れを確認する。発起人の権限・責任、変態設立事項の扱いを見る。

第28回 設立(続)、組織変更・解散

株式会社の設立の瑕疵について理解する。会社の組織変更・解散のあらましをみるとともに、定款変更にはどのようなものがあるのかを確認していく。

第29回 企業再編その1

事業譲渡、合併・会社分割・株式交換・株式移転とは何か、それらが当事会社・株主・会社債権者にどのような影響を与えるのかを理解する。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜2,木曜3

講義番号 : 700006  
授業科目名 : 商法  
担当教員(所属) : 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

第30回 企業再編その2

事業譲渡、合併・会社分割・株式交換・株式移転の手続。これらの手続に瑕疵ある場合、その効力を争う手段について検討する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80%:20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 80%  
講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) 20%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション あり  
グループワーク あり  
プレゼンテーション あり  
学内実習・実験 なし  
学外実習 なし

(3)履修者への連絡事項  
基本的に講義スタイルとする。  
適宜レポート課題を課す。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : 商法等のテキストも含め、オリエンテーション時に説明する。講義用テキストについては前期終了時に指示する。

■参考書等 : 毎回資料を配付する。

■成績評価 : プロセス評価と期末試験により評価する。  
プロセス評価は下記の事項を評価する。  
・各回の出席確認テストと平常点(欠席は減点、授業における発言等は加点)  
・3回程度を予定している小テスト(択一式・穴埋め式など)  
・中間試験(論述式)

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、商法・会社法全般の研究を行っている。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 16

■JABEEとの関連 : 10

■主なSDGs関連項目1 : 働きがいも経済成長も

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜2,木曜3

講義番号 : 700026  
授業科目名 : 民法I

単位数 : 4

担当教員(所属) : 岩藤 美智子(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLH6004N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 1年次生 (平成28年度以降入学)	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: iwado@law.okayama-u.ac.jp ◎を@に変更のこと。	
■オフィスアワー	: 水曜日14:00~15:30	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 岩藤 美智子(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 民法総則・物権総論についての基礎的な内容を教授する。	
■学習目的	: 民法総則・物権総論についての基礎的な内容を、正確に理解することを目的とする。	
■到達目標	: 民法総則・物権総論についての基礎的な内容を、正確に理解すること。	
■授業計画	: 【授業予定(進捗状況等により変更の可能性あり)】 0. ガイダンス 民法総則への導入的説明 1. 私権の主体 (1) *権利能力、法人格、責任財産 *意思能力 2. 私権の主体 (2) *失踪宣告 *行為能力の制限①制度の概観・未成年者 3. 私権の主体 (3) *行為能力の制限②成年被後見人 *任意後見 *代理 (1) 制度の概観 4. 私権の主体 (4) *行為能力の制限③被補助人・被保佐人 5. 意思の不存在 (1) *意思表示、法律行為 *心裡留保 6. 意思の不存在 (2) *通謀虚偽表示 *錯誤① 7. 意思の不存在 (3) *錯誤② 8. 瑕疵ある意思表示 (1) 詐欺・強迫① 9. 瑕疵ある意思表示 (2) 詐欺・強迫② *消費者契約法(誤認・困惑) 10. 契約内容の妥当性 (1) 強行規定違反 *消費者契約法(不当条項の無効) 11. 契約内容の妥当性 (2) 公序良俗違反 *民法の基本原則(公共の福祉、信義則、権利濫用) 12. 無効と取消、意思表示の効力発生時期 13. 代理 (2) 代理の要件、無権代理 14. 代理 (3) 表見代理① 15. 代理 (4) 表見代理② *代理権濫用 16. 私権の主体 (5) 法人① *分類、制度の概観 *代表者による代理 17. 私権の主体 (6) 法人② *法人の不法行為 *権利能力なき社団・財団 18. 条件・期限・期間、時効 (1) 時効制度の概観 19. 時効 (2) 消滅時効 20. 物権法への導入的説明 *物 *物権 21. 所有権 (1) *所有権の取得 *物権的請求権 22. 所有権 (2) *共同所有 23. 不動産物権変動 (1) 物権変動と対抗問題 *不動産登記制度 24. 不動産物権変動 (2) 無権利者からの買主 *94条2項類推適用 25. 不動産物権変動 (3) 取消・解除と登記 26. 不動産物権変動 (4) 取得時効と登記 *時効 (3) 取得時効 *占有 (1) 27. 動産物権変動 (1) 物権変動と対抗問題 28. 動産物権変動 (2) 無権利者からの買主 *即時取得 29. 用益物権 *地上権 *永小作権 *地役権 *相隣関係 30. 占有 (2) *占有訴権 *処分授權	
■授業時間外の学習(予習・復習)方法(成績評価への反映についても含む)	: 授業において別途指示する。	
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合		: 90%:10%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)		: 少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)		: やや少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)		: やや少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)		: やや少ない
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外	
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 講義形式で行う。適宜、出席者と質疑応答を行う。	
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)		: 少ない

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜2,木曜3

講義番号 : 700026  
授業科目名 : 民法I  
担当教員(所属) : 岩藤 美智子(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや少ない
  - 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない
  - 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 講義教材を配布し、板書も行う。
  - 教科書 : 【教科書】  
山田卓生ほか『民法I(総則) [第4版]』(有斐閣・2018年)  
淡路剛久ほか『民法II(物権) [第4版]』(有斐閣・2017年)  
潮見佳男ほか『民法判例百選I(総則・物権) [第8版]』(有斐閣・2018年刊行予定)  
【参考書】  
潮見佳男『民法(債権関係)改正法の概要』(きんざい・2017年)
  - 参考書等 : 講義教材を配布する。
  - 成績評価 : プロセス50%(平常点30%、小テスト20%)、論述式の期末試験50%で評価する。
  - 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、民法を専門とする者である。この講義は、民法総則・物権総論について基礎的な内容を教授するものである。
  - 受講要件 : 関連しない。
  - 教職課程該当科目 : 0
  - JABEEとの関連 : 0
  - 主なSDGs関連項目1 : 該当なし
  - 主なSDGs関連項目2 :
  - 主なSDGs関連項目3 :
  - 実務経験のある教員による授業科目 :
  - 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜3

講義番号 : 703803  
授業科目名 : 環境法  
担当教員(所属) : 高橋 正徳(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAG0LSLW7004N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: sho-tok@cc.okayama-u.ac.jp ※送信の際は、アドレスの「◎」を半角「@」に変更してお送りください。		
■オフィスアワー	: 授業終了時		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 高橋 正徳(非常勤講師)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 環境法は、この間の裁判例の蓄積からも窺われるように、今日、きわめて重要な法領域の一つを形成しており、今後、その重要性はさらに高まることが予想される。しかも、近年の環境法領域における法制度はめまぐるしく変動しており、新たな法制度の創設、既存の法制度の改廃が不断に行われつつある。 この授業では、まず、環境法の基礎として、日本の公害・環境法の歴史と環境法の体系、環境法の基本理念・原則、各種の環境政策の手法について説明し、また、地球温暖化問題を中心に地球環境問題への取組について概説した上で、国内環境法として、環境基本法体系とこれに属する個別の主要な法領域における法制度について実定法に即して考察する。具体的には、公害規制、物質循環の管理、自然環境の保全に関する法領域をとり上げる。また、公害・環境問題の紛争処理システムとして、環境訴訟をとり上げ、その重要論点について検討する。これら进行分析・検討することにより、環境法に詳しい法曹となるために必要な基本的知見、思考方法を修得することを目標とする。 なお、環境法は、全体として、環境公法、環境私法、国際環境法の各法領域にわたる広範な法領域を構成しているが、この授業では、このうち、環境公法、とりわけ環境行政法に関わるテーマを中心に扱う。		
■学習目的	: 環境法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: (1) 環境法に関する基本的な法令の条文解釈を通じて、環境法の全体構造を把握する。 (2) 授業に関連する裁判例を判例集等で調べ、授業内容について理解を深める。 (3) 授業を通じて修得した知見を、具体的な紛争の解決に役立てる能力を身につける。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】日本の公害・環境法の歴史と環境法の体系 【内容】今回から3回にわたり、環境法の基礎について概説する。今回はまず、日本の公害・環境法が、どのような歴史的・社会的な諸関係・諸状況の中で生成・発展してきたのか、その結果どのような特徴を有しているのか、という論点をとり上げて検討し、また、日本の環境法の体系を総体として概観する。 第2回 【テーマ】環境法の基本理念・原則 【内容】環境法がどのような法政策に基づいて制定されるべきか、という観点から、環境法に特有な、あるべき理念・原則とはどのようなものか、また、実際に日本の環境法を基礎づける基本理念・原則としてどのようなものがあるか、という論点について検討する。具体的には、「持続可能な発展」の概念、環境権、汚染者負担原則(PPP)をとり上げ、日本の環境法の基本原理・原則の特徴を明らかにする。 第3回 【テーマ】環境政策の手法 【内容】環境政策の手法としては、かつては規制の手法がとくに重要な地位を占めていたが、現在では、この規制の手法のみならず、多様な手法が用いられている。ここでは、a) 総合的手法、b) 規制的手法、c) 誘導的手法(経済的手法および情報的手法)ならびに合意的手法、d) 事後的措置について検討し、関連して、事業者による自主的取組を促進するための民間のシステムについても併せて概説する。 第4回 【テーマ】地球環境問題への取組 【内容】今日、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題への取組は、ますます重要な課題となっている。ここでは、地球環境問題のうち、主として地球温暖化問題をとり上げ、地球温暖化対策のための取組のうち、「地球温暖化対策推進法」を中心に、とくに国内の取組について考察する。 第5回 【テーマ】環境基本法と環境基本計画 【内容】今回から国内環境法について考察する。まず、今回から2回にわたり、国内環境法の全体に関わる基本的な制度・しくみについて概観する。今回は、日本の環境法体系の頂点に位置		

する「環境基本法」の内容およびその特徴について説明し、併せて、環境基本法に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が定める環境基本計画についても概説する。

#### 第6回

【テーマ】環境影響評価制度

【内容】日本の環境影響評価制度について、国における立法化の経緯、「環境影響評価法」の内容と特徴およびその問題点、同法と地方自治体の環境影響評価条例との関係等の論点に即して説明し、さらに、諸外国の制度と比較しつつ、戦略的環境アセスメントの意義について考察する。

#### 第7回

【テーマ】公害規制の法システム (1) - 大気汚染

【内容】今回から、環境基本法体系に属する個別の主要な法領域をとり上げ、その法制度について、地方自治体の条例も含めて、実定法に即して具体的に考察する。まず、今回から3回にわたり、公害規制の法領域をとり上げ、その法システムについて検討する。今回は、大気汚染について、主として「大気汚染防止法」に基づく固定発生源規制と、主として自動車の排出ガスに係る移動発生源対策に分けて、それぞれ分析・検討する。

#### 第8回

【テーマ】公害規制の法システム (2) - 水質汚濁

【内容】今回は、公害規制の法システムの2回目として、水質汚濁について考察する。ここでは、主として「水質汚濁防止法」による規制システムの内容と特徴について検討し、併せて、同法以外の水質保全対策に係る法律による規制システムの内容についても概説する。さらに、水環境政策の今後の課題についても触れる。

#### 第9回

【テーマ】公害規制の法システム (3) - 土壌汚染

【内容】今回は、公害規制の法システムの3回目として、土壌汚染についてとり上げる。ここでは、主として、土壌汚染一般の問題を考察の対象とし、農用地については、農用地土壌汚染防止法、市街地については、「土壌汚染対策法」の各内容と特徴について考察し、さらに、土壌汚染対策法の法政策的課題についても検討する。

#### 第10回

【テーマ】物質循環の管理 (1) - 廃棄物処理の法制度

【内容】今回から3回にわたり、物質循環の管理の法領域をとり上げ、その法システムについて検討する。今回は、このうちまず、廃棄物処理の法制度をとり上げ、「廃棄物処理法」に基づく廃棄物の適正処理のための規制・監督システムを中心に、同法の内容と特徴を明らかにする。考察にあたっては、条例制定権、住民の権利等の地方自治法上の論点にも言及する。

#### 第11回

【テーマ】物質循環の管理 (2) - リサイクル関連法制度

【内容】今回は、物質循環の管理の法領域のうち、リサイクル関連法制度をとり上げる。具体的には、リサイクル推進のための一般的なしくみを定めた資源有効利用促進法および「容器包装リサイクル法」を始めとする個別のリサイクル推進法の内容と特徴について概説する。

#### 第12回

【テーマ】物質循環の管理 (3) - 循環型社会の形成

【内容】今回は、物質循環の管理の法領域のうち、循環型社会の形成のための法制度をとり上げる。具体的には、廃棄物関連法とリサイクル関連法の基本的枠組法として制定された「循環型社会形成推進基本法」の内容と特徴について検討することにより、物質循環に関する法制度全体について、その特徴と課題を明らかにする。

#### 第13回

【テーマ】自然環境の保全

【内容】今回は、環境基本法体系に属する個別の主要な法領域のうち、自然環境の保全をとり上げ、その法システムについて検討する。ここでは、自然環境の保全に関する法制度のうち、地域的自然環境の保全に関する「自然環境保全法」および「自然公園法」を中心にとり上げ、その内容と特徴について考察する。

#### 第14回

【テーマ】公害・環境事件の司法的解決 (1) - 民事訴訟

【内容】今回と次回(最終回)は、公害・環境問題の紛争処理システムとして、環境訴訟をとり上げ、その主要な論点に関する裁判例および学説の分析を通じて、環境訴訟の特徴や同訴訟制度が環境法領域において果たしてきた機能について考察する。今回は、まず、民事訴訟としての環境訴訟について、(国家賠償訴訟を含む)公害賠償訴訟および私法的差止訴訟に関する主要論点に即して分析・検討する。

#### 第15回

【テーマ】公害・環境事件の司法的解決 (2) - 行政訴訟

【内容】前回に引き続き、環境訴訟をとり上げる。今回は、行政訴訟としての環境訴訟について、主として抗告訴訟(とりわけ取消訴訟)、住民訴訟に関する主要論点に即して分析・検討する。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜3

講義番号 : 703803  
授業科目名 : 環境法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 高橋 正徳(社会文化科学研究科系)

また、この授業の最終回として、受講者とのディスカッションにより、授業でとり上げたテーマについて明らかにされた重要論点、今後検討すべき課題などについて議論し、この授業のまとめとする。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80%:20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 履修者への連絡事項:

この授業は、講義形式を中心に進めるが、適宜、受講者との問答形式もとり入れる。また、最終回には、授業で修得した新たな知見、思考方法を確認し、さらにそれを深める意味で、受講者全員で、授業でとり上げた重要論点についてディスカッションを行う予定である。  
授業では、裁判例、法令・条例、研究文献のみならず、できるだけ多様な資料を素材として活用する予定である。  
なお、バリアフリー対応等について配慮が必要な場合は、履修登録前に担当教員に相談してください。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 履修者への連絡事項:  
適宜板書しますので、配慮が必要な場合は、履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : 大塚直『環境法 BASIC〔第2版〕』(有斐閣,2016年),北村喜宣『環境法〔第4版〕』(弘文堂,2017年)

■参考書等 : 大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック〔第2版〕』(有斐閣,2009年),『環境法判例百選〔第3版〕』(有斐閣,2018年)  
授業に必要な関連資料等は、適宜配付する。

■成績評価 : 期末試験(またはレポート)(50%)および出席状況、小テスト・小レポート等の内容、授業における発言内容(50%)により、総合的に評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、環境行政法の研究を行っている。この授業は、担当教員の専門分野である環境行政法を中心に、環境法の基本的な部分について解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 6

■JABEEとの関連 : 7

■主なSDGs関連項目1 : つくる責任つかう責任

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜1

講義番号 : 700024  
授業科目名 : 刑事訴訟法  
担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

■ナンバリングコード:	: LCAE0LSLH6002N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 1年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: koura@okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 要予約。水曜4限(14:35-16:05)の他、可能な限り応じる。 研究室または他の適切な場所で応じる。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 小浦 美保(大学院法務研究科・准教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 本講義は、刑事手続の流れに沿いながら、刑事訴訟法の基礎的事項(刑事訴訟法の理念、目的、構造、原理・原則など)を徹底的に理解することに主眼を置いて進める。原則として、法科大学院共通の到達目標モデルに準拠して授業を進める。	
■学習目的	: 法曹養成プロセスの基礎として、刑事訴訟法の体系的法理論および専門的知識を習得することを目的とする。	
■到達目標	: 刑事訴訟法の基礎的事項を理解すること、刑事訴訟法の基礎的事項の理解に基づいて、問題を発見する能力を身につけること。	
■授業計画	: 第1回 捜査(1) 【テーマ】任意捜査と強制捜査 【内容】強制処分法定主義の意義、令状主義との関係、任意捜査と強制捜査の区別 第2回 捜査(2) 【テーマ】捜査の端緒 【内容】捜査の端緒の種類、それぞれの要件、限界 第3回 捜査(3) 【テーマ】被疑者の逮捕 【内容】逮捕の種類、それぞれの要件、逮捕後の手続 第4回 捜査(4) 【テーマ】被疑者の勾留 【内容】勾留の実体的要件、手続的要件、不服申立方法 第5回 捜査(5) 【テーマ】逮捕勾留の諸問題 【内容】逮捕前置主義、一罪一逮捕一勾留の原則、別件逮捕勾留の問題 第6回 捜査(6) 【テーマ】取調べ 【内容】被疑者の取調べ、被疑者以外の者に対する取調べ 第7回 捜査(7) 【テーマ】令状による捜索・差押え 【内容】令状主義との関係、実体的要件、令状の記載方法、捜索・差押えの実施方法 第8回 捜査(8) 【テーマ】令状によらない捜索・差押え 【内容】令状によらない捜索・差押えの要件・範囲 第9回 捜査(9) 【テーマ】検証他 【内容】検証の意義、身体検査、体液採取 第10回 捜査(10) 【テーマ】科学的捜査方法 他 【内容】写真・ビデオ撮影、通信傍受、科学的捜査方法、おとり捜査 第11回 捜査(11) 【テーマ】被疑者の権利 【内容】黙秘権、弁護人選任権、接見交通権 第12回 捜査(12) 【テーマ】捜査総括 【内容】違法捜査に対する救済手段、捜査の終結、捜査構造論 第13回 公訴 【テーマ】公訴の提起 【内容】公訴提起の諸原則、公訴時効、公訴権行使に対するチェック制度 第14回 審判対象(1) 【テーマ】訴因制度 【内容】訴因制度の意義 第15回 審判対象(2) 【テーマ】訴因変更 【内容】訴因変更の要否・可否・許否、訴因変更命令 第16回 公判準備(1) 【テーマ】被告人の出頭確保と弁護制度 【内容】被告人の出頭確保のための制度、弁護制度	

- 第17回 公判準備 (2)  
【テーマ】公判前整理手続  
【内容】公判前整理手続の制度概要, 証拠開示
- 第18回 公判手続  
【テーマ】公判手続の諸原則, 裁判員制度  
【内容】公判手続の諸原則の内容, 裁判員制度の制度概要
- 第19回 証拠法 (1)  
【テーマ】証拠法総論  
【内容】証拠能力と証明力, 証拠裁判主義, 自由心証主義等, 証拠法全般にわたる基本的事項
- 第20回 証拠法 (2)  
【テーマ】自白法則  
【内容】自白法則の根拠・内容, 派生証拠の問題
- 第21回 証拠法 (3)  
【テーマ】補強法則  
【内容】補強法則の趣旨・内容, 共犯者の自白に関する問題
- 第22回 証拠法 (4)  
【テーマ】伝聞法則  
【内容】伝聞法則の意義・趣旨, 伝聞例外
- 第23回 証拠法 (5)  
【テーマ】伝聞法則  
【内容】伝聞例外
- 第24回 証拠法 (6)  
【テーマ】伝聞法則  
【内容】録音テープ, 写真, ビデオテープ等の写実的証拠と伝聞法則との関係
- 第25回 証拠法 (7)  
【テーマ】違法収集証拠排除法則  
【内容】違法収集証拠排除法則の意義・内容, 派生証拠の問題
- 第26回 証拠法 (8)  
【テーマ】証拠調べの手続  
【内容】証拠調べの方法, 証人尋問に関する問題
- 第27回 裁判  
【テーマ】裁判の意義・成立  
【内容】裁判の意義・種類, 裁判の成立とその効力
- 第28回 上訴 (1)  
【テーマ】上訴制度の概要  
【内容】上訴制度一般, 控訴
- 第29回 上訴 (2)  
【テーマ】上告, 抗告  
【内容】上告制度, 抗告制度
- 第30回 再審  
【テーマ】再審制度  
【内容】再審の意義, 手続, 再審理由

■授業時間外の学習(予習: Moodleを用いて事前にレジュメを配布するので, 次回扱う内容について教科書等を読んでから授業に参加すること。また, レジュメ中に取り上げている判例等についても目を通しておくこと。復習)方法(成績評価への反映についても含む) 講義内容の振り返りをするために課題を出すことがあるので, 積極的に取り組むこと。

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 90% : 10%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク, ディスカッション, プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ, 質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行, 問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習, 小テスト, 小レポート, 授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 90%  
講義以外(学生との対話, アクティブラーニング等) 10%  
(2)講義形式以外の内容  
授業中, 教員から問いかけをし, 解答を求めることがある。  
(3)履修者への連絡事項  
特になし。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど) : やや少ない

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜1

講義番号 : 700024  
授業科目名 : 刑事訴訟法

単位数 : 4

担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系)

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 連絡事項の周知, レジユメの配布等の際には, Moodleを用いる。  
板書をするところがある。

■教科書 : 教科書の選択は, 各自に任せる。参考として, 宇藤崇他『リーガルクエスト刑事訴訟法 [第2版]』(有斐閣, 2018年2月) 白取祐司『刑事訴訟法 [第9版]』(日本評論社, 2017年), 酒巻匡『刑事訴訟法』(有斐閣, 2015年)を挙げておく。  
刑事訴訟法判例百選[第10版]を必ず持参すること。

■参考書等 : 基本的に講義資料は配布しない。

■成績評価 : プロセス評価50%と期末試験50%による。プロセス評価では論述式試験2回を行う。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は, 証拠排除法則の研究を行っている。この講義は, 担当教員の専門分野である刑事訴訟法の基本的な部分を解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 16

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜2

講義番号 : 70008  
授業科目名 : 刑法  
担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

---

■ナンバリングコード:	: LCAE0LSLH6001N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 1年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: kanrei@cc.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 月曜5限。この時間以外にも随時応じる。また、WebClassによる質問にも応じる。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 神例 康博(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 本講義は、実務法曹を目指す法学未修者を対象として、「刑法総論」および「刑法各論」の全般について、基本的知識を習得するとともに、体系的思考を身につけることを目的とする。自学自習を前提に、講義は、あくまで、その補助的な役割を担いたい。	
■学習目的	: 「刑法総論」および「刑法各論」の全般について、基本的知識を習得するとともに、体系的思考を身につけることを目的とする。	
■到達目標	: 「刑法総論」および「刑法各論」の全般について、基本的知識を習得し、体系的思考を身につけることにより、2年次開講の「刑法演習」に向けて自学自習が可能なレベルに達することを目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】刑法の基礎 【内容】本講では、刑法の意義と機能、刑法の基本原則、刑法の場所的適用範囲といった諸問題を講述する。  第2回 【テーマ】犯罪論の全体構造 【内容】故意作為犯の成立要件(犯罪の成立要件)の概要を示し、次回以降(とりわけ第17回まで)の学習内容のアウトラインを示す。  第3回 【テーマ】因果関係 【内容】因果関係の意義、因果関係の判断方法について検討する。  第4回 【テーマ】故意 【内容】本講では、故意犯の主観的構成要件要素である故意について検討する。  第5回 【テーマ】錯誤 【内容】本講では、構成要件該当事実に関する錯誤、違法性を基礎づける事実の錯誤、違法性の錯誤といった問題を検討する。  第6回 【テーマ】違法論(1)－違法論の基本問題 【内容】構成要件に該当する行為であっても、「違法」ではなく犯罪が成立しない場合がある。本講では、①違法性阻却の意義、②正当行為、③被害者の承諾、といった、違法論の基本問題について検討する。  第7回 【テーマ】違法論(2)－正当防衛・緊急避難 【内容】本講では、正当防衛と緊急避難について検討する。  第8回 【テーマ】責任論 【内容】構成要件に該当する違法な行為を行った場合でも、行為者に「責任」が認められなければ、当該行為は処罰されない。本講では、①責任能力、②「原因において自由な行為」など、責任論の諸問題について検討する。  第9回 【テーマ】未遂犯、中止犯 【内容】本講では、未遂犯、中止犯を扱う。具体的には、①実行の着手の判断基準、②未遂犯と不能犯の区別基準、③中止犯の成立要件について検討する。  第10回 【テーマ】正犯と共犯 【内容】本講では、①正犯の意義と正犯形式(直接正犯、間接正犯、共同正犯)、②共犯(狭義の共犯)の意義と共犯形式(教唆犯、従犯)、③共犯(狭義の共犯)の処罰根拠、と	

いったテーマを扱う。

第11回

【テーマ】共同正犯

【内容】本講では、共同正犯の諸問題について検討する。

第12回

【テーマ】教唆犯・従犯

【内容】本講では、教唆犯・従犯の諸問題について検討する。

第13回

【テーマ】共犯の諸問題

【内容】本講では、①共犯と身分、②共犯と錯誤、③共犯関係からの離脱、といったテーマを扱う。

第14回

【テーマ】不作為犯

【内容】本講では、不作為犯をめぐる諸問題について、「不真正不作為犯」の成立要件を中心に検討する。

第15回

【テーマ】過失犯

【内容】本講では、過失の意義と過失犯の成立要件について検討する。

第16回

【テーマ】刑法各論の全体構造

【内容】本講では、刑法各論（刑法典第2編「各則」）の全体像を概観する。

第17回

【テーマ】生命・身体に対する罪（1）

【内容】本講では、生命・身体の安全に対する罪について概説した後に、主として、①傷害罪、②遺棄罪をめぐる諸問題について検討する。

第18回

【テーマ】生命・身体に対する罪（2）

【内容】本講では、前回に続いて、生命・身体に対する罪を扱い、主として、暴行罪・傷害罪、傷害致死罪をめぐる諸問題について検討する。

第19回

【テーマ】自由に対する罪、信用・業務に対する罪、名誉に対する罪

【内容】本講では、住居侵入罪、業務妨害罪、名誉毀損罪について検討する。

第20回

【テーマ】財産犯（1）

【内容】本講では、財産犯の基礎理論について学修する。具体的には、①財産犯の保護法益、②財物の意義、③占有の意義、④領得罪の意義、⑤不法領得の意思、といったテーマを扱う。

第21回

【テーマ】財産犯（2）

【内容】本講では、窃盗罪、強盗罪について検討する。

第22回

【テーマ】財産犯（3）

【内容】本講では、詐欺罪、恐喝罪について検討する。

第23回

【テーマ】財産犯（4）

【内容】本講では、横領罪について検討する。

第24回

【テーマ】財産犯（5）

【内容】本講では、背任罪、盗品等に関する罪について検討する。

第25回

【テーマ】放火罪

【内容】本講では、放火罪について検討する。

第26回

【テーマ】偽造罪

【内容】本講では、偽造罪について概観した後、主として文書偽造罪について検討する。

第27回

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜2

講義番号 : 700008  
授業科目名 : 刑法  
担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

【テーマ】公務の執行に対する罪  
【内容】本講では、国家的法益に対する罪について概説した後に、公務の執行に対する罪について検討する。

第28回

【テーマ】司法作用に対する罪  
【内容】本講では、証拠隠滅罪、犯人隠避罪など、司法に対する罪について検討する。

第29回

【テーマ】賄賂の罪  
【内容】本講では、賄賂の罪について検討する。

第30回

【テーマ】罪数  
【内容】本講では、罪数の基本問題について検討する。具体的には、①一罪と数罪、②法条競合の意義、③包括一罪の意義、④科刑上一罪の意義、といったテーマを扱う。

■授業時間外の学習(予習:受講者は、レジュメの【Check Points】を参考に、【設例】についての解答を用意して授業に臨む・復習)方法(成績評価へ反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70%:30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項:レジュメ(『岡山大学大学院法務研究科平成31年度刑法教材』)に示した【設例】の検討を中心に、適宜受講生に発言を求めつつ、講述形式で行う。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項:特になし。

■教科書 :レジュメ(『岡山大学大学院法務研究科平成31年度刑法教材』)に従って授業を進める。Moodleに掲載するので、各自でダウンロードまたは印刷すること。

■参考書等 :特定の教科書に基づいて授業を進めることはしないので、すでに刑法総論・刑法各論の書籍を持っている者は、それを参考書として用いればよい。持っていない者には、参考書として、大塚裕史ほか『基本刑法Ⅰ総論(第3版)』(日本評論社・2019年)、同『基本刑法Ⅱ各論(第2版)』(日本評論社・2018)を推薦する。

■成績評価 :プロセス評価50点、定期試験50点の総合評価による。プロセス評価は、2回の中間試験(各20点計40点)と授業態度(10点)とし、授業態度の評価方法(評価の内訳、指針等)については開講時に説明する。なお、小テストは、授業時間外に行う。

■担当教員の研究活動との関連 :担当教員は、刑法を研究している。本講義は、研究分野の基本的事項について概説するものである。

■受講要件 :関連しない。

■教職課程該当科目 :16

■JABEEとの関連 :0

■主なSDGs関連項目1 :該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜2

講義番号 : 700111  
授業科目名 : 刑法演習  
担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

単位数 : 4

---

■ナンバリングコード:	: LCAE1LSLW7001N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: kanrei@cc.okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 月曜5限。この時間以外にも随時応じる。また、WebClassによる質問にも応じる。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 1クラス 神例 康博(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 本演習では、3年標準型1年次配当科目「刑法」での学修内容を確認しつつ、刑法の基礎理論を具体的な事例に適用する訓練を積むことによって、問題発見能力と事案解決能力を養成することを目的とする。 第23回までの個別テーマで扱わないテーマ・論点については、各回のテーマまたは総合問題の中で随時扱う。	
■学習目的	: 刑法の基礎理論を具体的な事例に適用する訓練を積むことによって、問題発見能力と事案解決能力を養成することを目的とする。	
■到達目標	: 「刑法」において学習すべき事項について、問題発見能力と事案解決能力を身につけることを目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】因果関係 【内容】第三者の故意行為の介入と因果関係、被害者の故意行為の介入と因果関係、犯人の行為の介入と因果関係など。 第2回 【テーマ】不作為犯 【内容】不真正不作為犯の成立要件、不作為従犯の成立要件、不作為の因果関係、作為可能性と結果回避可能性など。 第3回 【テーマ】正当防衛 【内容】防衛行為の必要性・相当性、侵害の急迫性と防衛意思、誤想過剰防衛、防衛行為と第三者侵害など。 第4回 【テーマ】故意と錯誤 【内容】「罪を犯す意思」の意義、抽象的事実の錯誤、違法性を基礎づける事実の錯誤と違法性の錯誤など。 第5回 【テーマ】過失 【内容】過失犯の成立要件、過失共同正犯と過失の競合など。 第6回 【テーマ】未遂犯・中止犯 【内容】未遂犯の成立時期、中止犯の成立要件など。 第7回 【テーマ】責任能力 【内容】原因において自由な行為、実行行為後の責任能力の減退など。 第8回 【テーマ】正犯と共犯 【内容】正犯の概念、共犯の処罰根拠など。 第9回 【テーマ】共犯の諸問題(1) 【内容】共同正犯の成立要件。 第10回 【テーマ】共犯の諸問題(2) 【内容】共謀の射程、共犯と錯誤など。 第11回 【テーマ】共犯の諸問題(3) 【内容】共犯と違法性阻却事由など。 第12回 【テーマ】窃盗罪 【内容】奪取罪の保護法益、不法領得の意思、占有の概念など。 第13回 【テーマ】強盗罪 【内容】強盗罪における暴行・脅迫、暴行・脅迫後の領得意思、2項強盗罪の成立範囲、強盗致死傷罪の成立要件など。 第14回 【テーマ】詐欺罪	

- 【内 容】詐欺罪と財産上の損害など。
- 第15回  
【テーマ】横領罪  
【内 容】横領罪における不法領得の意思, 横領物の横領, 横領罪と背任罪の区別など。
- 第16回  
【テーマ】背任罪  
【内 容】背任罪における事務処理者の意義, 任務違背行為の意義, 背任罪の故意と図利加害目的, 財産上の損害の意義など。
- 第17回  
【テーマ】盗品等関与罪  
【内 容】追求権説, 本犯被害者への運搬, 有償処分があつせん, 財産犯の共犯と盗品関与罪など。
- 第18回  
【テーマ】名誉毀損罪  
【内 容】名誉毀損罪の実行行為, 名誉毀損罪と真实性の錯誤など。
- 第19回  
【テーマ】業務妨害罪  
【内 容】業務の意義, 業務妨害罪と公務執行妨害罪の関係など。
- 第20回  
【テーマ】放火罪  
【内 容】焼損の意義, 建造物の一体性, 公共の危険の意義など。
- 第21回  
【テーマ】文書偽造罪  
【内 容】有形偽造の意義, 名義人の承諾, 肩書の冒用と有形偽造, 同姓同名・通称名の利用と有形偽造など。
- 第22回  
【テーマ】司法に対する罪  
【内 容】司法に対する罪と共犯, 身代わり犯人と犯人隠避罪, 参考人の虚偽供述と証拠偽造罪など。
- 第23回  
【テーマ】賄賂罪  
【内 容】賄賂罪の保護法益・職務関連性, 賄賂と職務行為との対価関係, 職務権限の変動など。
- 第24回  
【テーマ】総合問題 (1)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第25回  
【テーマ】総合問題 (2)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第26回  
【テーマ】総合問題 (3)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第27回  
【テーマ】総合問題 (4)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第28回  
【テーマ】総合問題 (5)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第29回  
【テーマ】総合問題 (6)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。
- 第30回  
【テーマ】総合問題 (7)  
【内 容】刑法総論分野および刑法各論分野の双方の論点を含む事例問題を検討する。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

- (1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い
- (3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外
- (4)授業形態-履修者への連絡事項 : 授業は、双方向、多方向形式で行う。
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜2

講義番号 : 700111  
授業科目名 : 刑法演習

単位数 : 4

担当教員(所属) : 神例 康博(社会文化科学研究科系)

---

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: やや多い
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: TAによる起案指導を適宜行う。
■教科書	: 井田良ほか『刑事事例演習教材(第2版)』(有斐閣・2014)を使用しつつ、サブテキストとして、『岡山大学大学院法務研究科平成31年度刑法演習教材』を使用する。後者はMoodleに掲載するので、各自でダウンロードまたは印刷すること。
■参考書等	: 参考図書として、西田ほか編『判例刑法総論(第7版)』『判例刑法各論(第7版)』(有斐閣・2018)、小林充ほか『刑事事実認定重要判決50選(上)(下)〔第2版)〕』(立花書房・2013)。その他、適宜指示する。
■成績評価	: プロセス評価50点、定期試験50点の総合評価による。プロセス評価は、2回の中間試験(各20点計40点)と授業態度(10点)とし、授業態度の評価方法(評価の内訳、指針等)については開講時に説明する。なお、小テストは、授業時間外に行う。
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は、刑法を研究している。本演習は、担当教員の専門分野である刑法の基本的部分について事例演習を行うものである。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 16
■JABEEとの関連	: 0
■主なSDGs関連項目1	: 該当なし
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜2

講義番号 : 700207  
授業科目名 : 商法演習

単位数 : 4

担当教員(所属) : 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系),鈴木 隆元(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7013N	■必修・選択の別 :	必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 内線7499、yoneyama@law.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: オフィスアワーの時間帯は、時間割を参照して下さい。質問は授業の後と、オフィスアワーで受け付けます。また、それ以外の時間帯については、授業後などに直接相談して調整します。eメールによる質問には応じません。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 2クラス 米山 毅一郎(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 商法および会社法を取り扱う。 なお、会社法に関する最高裁判例が蓄積されつつあり、また平成27年に会社法改正法が施行され、さらなる改正も準備されている。これらを適時に授業内容に取り込むことがあるため、授業計画は、現時点では暫定的なものと考えておいて下さい。		
■学習目的	: 基礎科目の学修成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な商法会社法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 法主体としての会社と会社をめぐる利害関係者(株主、取締役その他の役員、会社債権者など)の間の権利義務の調整がどのようになされているのか、法制度の詳細な把握と、惹起される法律問題を妥当に解決するための解釈論を展開できるようにすることが、到達目標である。		
■授業計画	: 第1・2回 【テーマ】株主総会の招集・運営 【内容】株主総会の招集手続や決議の方法に関し、会社法が、なぜ、どのような規制をしているかを確認する。  第3・4回 【テーマ】株主総会の招集・運営(その2) 【内容】株主総会の招集手続や決議の方法に瑕疵がある場合はどのようなものか、事例問題を通じて論点を抽出し、解決する能力を養う。  第5回 【テーマ】株主総会決議の瑕疵(その1) 【内容】株主総会決議取消しの訴えを中心に、株主総会決議の瑕疵の取扱いについて検討する。  第6回 【テーマ】株主総会決議の瑕疵(その2) 【内容】株主総会決議が存在しない場合を中心に、とりわけ瑕疵が連鎖するとはどういうことか、検討する。  第7-9回 【テーマ】取締役会・代表取締役等の取引行為の効力(不適切な代表権の行使) 【内容】取締役会設置会社(委員会設置会社とそれ以外の会社)および取締役会非設置会社における業務執行の決定権限と決定方法、および取締役会設置会社における取締役会会議の運営方法について、会社法上の制度および法律上の論点を整理・検討する。 また、会社法や特定の会社の定款が要求する株主総会決議・取締役会決議を欠く代表取締役・代表執行役の代表行為など、代表取締役等が第三者との間で行った取引の効力をめぐって生じる法律上の紛争を解決するための法律論・解釈論を検討する。  第10回 【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その1) 【内容】株式会社の業務執行に携わり、または、他の取締役等の監督等の職務を行う役員である取締役および執行役の会社に対する一般的義務の内容を理解するとともに、会社に対する義務に違反した取締役・執行役の対会社責任に関する法律上の論点を検討する。  第11回 【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その2) 【内容】監督・監視の問題、とりわけ内部統制システム構築義務を中心に検討する。  第12回 【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その3) 【内容】取締役および執行役の競業規制の趣旨と内容を理解し、事前承認のない競業取引の効力、取締役等の責任について検討する。		

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜2

講義番号 : 700207  
授業科目名 : 商法演習

単位数 : 4

担当教員(所属) : 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系),鈴木 隆元(社会文化科学研究科系)

第13・14回

【テーマ】取締役等の義務・会社に対する責任(その4)

【内容】取締役および執行役の利益相反取引規制の趣旨と内容を理解し、事前承認のない利益相反取引の効力、取締役等の責任について検討する。

第15回

【テーマ】株主の権利の行使に関する利益の供与

【内容】会社法120条を取り扱う。また株主平等の原則について触れる。

第16回

【テーマ】株主代表訴訟

【内容】株主代表訴訟の諸問題を検討する。

第17回

【テーマ】役員等の第三者に対する責任(その1)

【内容】株式会社における「役員等」の第三者に対する責任について、最大判昭和44年などを手がかりに、その趣旨、内容、要件を把握する。

第18・19回

【テーマ】役員等の第三者に対する責任(その2)

【内容】第三者に対する責任を負う取締役の範囲はどこまで及ぶのか。事実上の取締役・登記簿上の取締役を取り扱い、とりわけ後者についての理論構成を検討する。

第20・21回

【テーマ】募集株式の発行等(その1)

【内容】募集株式の発行等(新株予約権の発行を含む)について、既存株主が影響を受ける利益に対して法がどのように対処しているのかの理解を前提として、必要な手続(責任規制を含む)および株主による差止請求に関する諸問題を概観する。

第22回

【テーマ】募集株式の発行等(その2)

【内容】違法な募集株式の発行等に対する措置のうち、新株発行の無効の訴え・自己株式の処分無効の訴え、およびそれぞれの不存在について検討する。無効は訴えによらなければ主張できないため、この手続の概要を把握する。無効事由は解釈に委ねられているため、何が無効事由となり、あるいはならないのか、なぜそのように解するのかを理解する。また、新株発行等の不存在についても内容を把握する。

第23・24回

【テーマ】企業再編(その1)

【内容】会社法における企業再編にかかわる法制度を包括的に整理し、企業再編の主要な手段である、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換・株式移転について、制度概要、手続等を理解する。

第25回

【テーマ】企業再編(その2)

【内容】企業再編の際の対価は、株主にとって、重要な関心事項である。合併比率の不公正のケースを念頭に、合併の効力を争う方法について検討する。

第26・27回

【テーマ】株主の情報収集・違法行為差止

【内容】株主が役員等の責任を追及するための前提となる、種々の情報を収集する手段を確認検討する。また、株主代表訴訟とならんで株主が監督是正手段として行使できる差止めの手段について、監査役や監査委員の差止請求権と対比しながら確認する。

第28・29回

【テーマ】役員の地位・報酬

【内容】役員の報酬規制、地位に関する規制の主要なものを取り扱う。特に報酬規制は判例が中心となる。また、退職慰労金などが支払われないことが実質的には不当だと思われる事案において、どのような方法で争うことができるかを検討する。

第30回

【テーマ】法人格否認

【内容】法人格否認の法理とは何か、裁判例を通じてその要件・効果を抽出し、具体的な事案に適用できる力をつける。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 10% : 90%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜3,木曜2

講義番号 : 700207  
授業科目名 : 商法演習

単位数 : 4

担当教員(所属) : 米山 毅一郎(社会文化科学研究科系),鈴木 隆元(社会文化科学研究科系)

---

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)	: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)	: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)	: やや多い
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 演習形式で行います。
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: やや少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: moodleを通じて提供される教材を使用するほか、適宜板書を行う。
■教科書	: 会社法改正の動向とテキスト等の出版状況を踏まえて、夏休みに指示します。独自教材を使用します。
■参考書等	: 参考図書等は開講時に指示する。教材・資料はmoodleを通じて提供する。
■成績評価	: 1. プロセス評価と期末試験により評価する。 2. プロセス評価は、a平常点(出欠席、授業時の発言等を勘案します)10%、b択一小テスト(講義期間中数回行います)15%、c中間論述試験(講義期間中に1回行います)20%、dレポート(講義期間中に数回行います)5%の成績をもって評価します。
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は商法全般にかかわる研究をしている。この科目は担当教員の専門分野である商法上の法律問題を取り扱うものである。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 16
■JABEEとの関連	: 10
■主なSDGs関連項目1	: 働きがいも経済成長も
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜4

講義番号 : 701001  
授業科目名 : 法曹倫理

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系),金馬 健二(社会

■ナンバリングコード: : LCAZ0LSLW7001N ■必修・選択の別 : 必修

■科目区分 : B 実務基礎科目群

■対象学生 : 2年次生

■他学部学生の履修の可否 : 否

■連絡先 : ウェブサイト記載の連絡先を参照のこと。

■オフィスアワー : 各教員のオフィスアワーを参照のこと。

■学部・研究科独自の項目 : 【担当教員名(所属・肩書き)】  
井藤 公量(大学院法務研究科・教授)  
妻鹿 安希子(大学院法務研究科・准教授)  
周東 秀成(大学院法務研究科・准教授)  
吉沢 徹(大学院法務研究科・教授[元検事])  
金馬 健二(弁護士[元裁判官])  
藤岡 温(弁護士)  
小林 裕彦(弁護士)  
妹尾 直人(弁護士)  
田中 将之(弁護士)

■使用言語 : 日本語

■授業の概要 : 法曹倫理について説例とそれに対する質疑応答を通じて理解を深めていく。

■学習目的 : 法曹倫理に関する実務理論の基礎を習得するとともに実務技能を実践し、法曹実務を行うために不可欠な実務能力および法曹としての倫理感・責任感を育成することを目的とする。

■到達目標 : 法曹倫理とは、法曹が法システム、司法制度、社会一般、依頼者などの利用者、法曹相互関係、所属組織に対して、その職務の遂行にあたって遵守すべき価値、原理、規則などの行動基準のことであるが、とりわけ法曹が社会における自己の役割を深く認識し、専門的職業人として、その職責を正しく果たすために職業倫理として正しく理解し、将来実践していくための使命感、責任感を養成することを目標とする。

■授業計画 : 第1回  
法曹の使命・役割と職業倫理・弁護士自治1・弁護士の基本倫理  
(到達目標:第1章、2-9のうち弁護士制度の歴史的側面について、2-1)  
担当 井藤  
【内容】  
法曹を目指すものが備えておくべき職業上の倫理とはどういうものか、事例を通じて検討する。その中で法曹倫理とりわけ弁護士倫理についての考え方を理解し、その自律的・自主的側面と規範的・強制的側面との関係をどのように考えるべきかを検討する。

第2回  
弁護士の社会的責任・依頼者との金銭関係  
- 経営者としての弁護士1  
(到達目標:2-7-1、2-7-2)  
担当 小林  
【内容】  
事例の検討を通してテーマの把握を目指す。

第3回  
弁護士の広告活動・兼業・弁護士業務の業態  
- 経営者としての弁護士2  
(到達目標:2-7-3、2-7-4、2-7-5)  
担当 小林  
【内容】  
事例の検討を通してテーマの把握を目指す。

第4回  
受任・受任中の事件処理・辞任  
- 弁護士と依頼者の関係  
(到達目標:第2章、2-2-1、2-2-2、2-2-3)  
担当 井藤  
【内容】  
事例の検討を通してテーマの把握を目指す。

第5回  
利益相反  
(到達目標:第2章、2-1-2)  
担当 妻鹿  
【内容】  
事例の検討を通してテーマの把握を目指す。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 月曜4

講義番号 : 701001  
授業科目名 : 法曹倫理

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系),金馬 健二(社会

#### 第6回

裁判外業務、他の弁護士との関係および裁判所との関係  
(到達目標:第2章、2-2-4、2-3、2-4)  
担当:周東  
【内容】  
事例の検討を通してテーマの把握を目指す。

#### 第7回

守秘義務・誠実義務  
(到達目標:第2章、2-1-3、2-1-1)  
担当 藤岡  
【内容】  
事例の検討を通して守秘義務・誠実義務につき検討する。

#### 第8回

真実義務  
(到達目標:第2章、2-1-4)  
担当 藤岡  
【内容】  
事例の検討を通して真実義務につき検討する。

#### 第9回

弁護士自治2  
—懲戒手続の意義・概要  
(到達目標:第2章、2-9のうち懲戒制度について)  
担当 藤岡  
【内容】  
弁護士に対する現行の懲戒制度の概要を理解し、弁護士自治との関係を検討する。

#### 第10回

企業法務1  
担当 妹尾  
【内容】  
事例の検討を通して企業法務に従事する際に求められる倫理観、責任感を養成することを目的とする。

#### 第11回

企業法務2、組織内弁護士の倫理  
(到達目標:2-6)  
担当 妹尾  
【内容】  
事例の検討を通して企業法務に従事する際に求められる倫理観、責任感を養成することを目的とする。

#### 第12回

刑事弁護1  
(到達目標:2-5)  
担当 田中  
【内容】  
事例の検討を通して刑事事件の弁護人として求められる倫理観、責任感を養成することを目的とする。

#### 第13回

刑事弁護2  
(到達目標:2-5)  
担当 田中  
【内容】  
事例の検討を通して刑事事件の弁護人として求められる倫理観、責任感を養成することを目的とする。

#### 第14回

検察官倫理  
(到達目標:第4章)  
担当 吉沢  
【内容】  
事例の検討を通して、検察官として求められる倫理観、責任感を養成することを目的とする。

#### 第15回

裁判官倫理  
(到達目標:第3章)  
担当 金馬  
【内容】  
わが国の法制度における裁判官の位置づけを理解した上、裁判官に特有な倫理義務違反の有

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 月曜4

講義番号 : 701001  
授業科目名 : 法曹倫理

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系),金馬 健二(社会

無が問題となる事例の検討等を通して、裁判官として求められる倫理観、責任感を養成することを目的とする。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 90% : 10%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : なし

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 経験豊富なベテラン弁護士と中堅弁護士が自らの体験を踏まえ、具体的事例の検討を通して、法曹として如何なる対処をすべきかについて議論を深めていきたい。できるだけ双方向的授業をおこなう。見解が分かれる微妙な事例については、双方の立場に分かれてのディベート方式による議論も取り入れることがある。講義内容については到達目標(第二次案)も参考にされたい。

・到達目標(第二次案)の内容については、  
<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/index.html>  
を参照されたい。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : ・板書がある場合がある。

■教科書 : 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著 解説『弁護士職務基本規程』第3版  
<https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2018/180130.html>

■参考書等 : なし。

■成績評価 : プロセス(各回の質疑応答を総合的に評価)50%、期末試験50%

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員はいずれも実務家であり、その経験と知見を講義するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 16

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜1

講義番号 : 700021  
授業科目名 : 憲法 I (統治)  
担当教員 (所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAB0LSLH6001N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 1年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: kinos@okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 水曜16.20-17.50。来室する前にメール等による連絡をお願いします。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名 (所属・肩書き)】 木下 和朗 (大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 日本国憲法が定める統治機構の理論及び解釈、並びに憲法総論に関して概要を明らかにする。主要な学説及び判例に依拠して、[1]制度の趣旨及び概要を説明すること、[2]主要な論点について問題の所在及び見解の対立点を解明することに力点を置く。加えて、授業の理解に必要な限りで、実際の制度運用および欧米諸国における憲法との比較に言及する。	
■学習目的	: 法曹養成プロセスの基礎として、憲法のうち憲法総論及び統治機構の体系的法理論及び専門的知識を習得することを目的とする。	
■到達目標	: 日本国憲法が定める統治機構に関する基礎知識を摂取するにとどまらず、日本国憲法が根ざす立憲主義の文脈において統治制度の歴史及び構成原理を理解し、重要な点について説明できることを到達目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】立憲民主政 (1) 【内容】主権の意味、国民主権の意味、代表民主制、国民概念と国籍の関係について概説、検討する。  第2回 【テーマ】立憲民主政 (2) 【内容】選挙権を中心とする参政権 (代表民主制における意義を含む)、選挙法の原則、現行選挙制度、政党について概説、検討する。  第3回 【テーマ】国会 (1) 【内容】全国民の代表 (第43条) の意味、「国権の最高機関」 (第41条) の法的性格、「唯一の立法機関」 (第41条) の意味及び立法権、国会議員の特権 (発言表決免責特権及び不逮捕特権) 並びに権能について概説、検討する。  第4回 【テーマ】国会 (2) 【内容】立法権 (第3回で取り扱う) と財政統制権 (第7回で取り扱う) を除く国会の権能、議院の権能 (議院自律権及び国政調査権)、国会の活動について概説、検討する。  第5回 【テーマ】議会議政/議院内閣制 【内容】国会両議院と内閣との関係という観点から、外国の制度と比較した上で、議院内閣制、衆議院の内閣不信任決議権、内閣の責任、内閣の衆議院解散権 (実質的解散権の所在及び行使の要件) について概説、検討する。  第6回 【テーマ】内閣 【内容】「行政権」 (第65条) の概念 (控除説)、内閣の成立、組織及び権能、内閣総理大臣の「首長」性及び権能 (行政各部に対する指揮監督権) について概説、検討する。  第7回 【テーマ】財政 【内容】日本国憲法が定める財政に関する原則、租税法律主義、予算制度、「公の支配に属しない」 (第89条後段) 教育等の事業に対する公金支出等の禁止について概説、検討する。  第8回 【テーマ】裁判所 【内容】司法権の独立、裁判所の組織 (三審制、最高裁判所裁判官の国民審査)、最高裁判所規則制定権、裁判の公開、国民の司法参加 (裁判員制度の合憲性) について概説、検討する。  第9回 【テーマ】司法権・事件性の要件 【内容】「司法権」 (第76条第1項) の概念と本質的要素を概説し、司法権の本質的要素である事件性の要件と「法律上の争訟」 (裁判所法第3条第1項) との関係、裁判所に提起された係	

争の「法律上の争訟」該当性判断に関する判例法理を概説, 検討する。

第10回

【テーマ】司法権の限界

【内容】憲法上含意として導かれる司法権の限界について, 議院自律権事項に属する行為, 団体の内部事項に関わる係争(部分社会の法理), 統治行為(政治問題の法理)を中心に概説, 検討する。

第11回

【テーマ】違憲審査制

【内容】違憲審査制の意義及び類型について説明した上, 日本国憲法が定める違憲審査制の性格(付随的審査制), その活性化に関する議論を概説, 検討する。

第12回

【テーマ】憲法訴訟

【内容】違憲審査の対象, 憲法上の争点を提起する当事者適格, 憲法判断回避の準則, 憲法判断の方法, 違憲判決の効力, 憲法判例の拘束力及び変更について概説, 検討する。

第13回

【テーマ】地方自治

【内容】地方自治の本旨, 地方公共団体の組織(首長制), 地方公共団体の権能(条例制定権)について概説, 検討する。

第14回

【テーマ】象徴天皇制・平和主義

【内容】象徴天皇制について概説し, 平和主義に関して第9条の解釈をめぐる諸問題を中心に概説, 検討する。

第15回

【テーマ】立憲民主政(3)

【内容】違憲審査制(第11回で取り扱う)を除く憲法保障制度(憲法尊重擁護義務等のほか, 超憲法的な憲法保障としての抵抗権, 国家緊急権), 憲法改正(手続及び限界)について概説, 検討する。

■授業時間外の学習(予習: 事前に配付される教材に従い, テキストの関連箇所や文献, 判例などを読み, ノートに要点を整理し, 課題に対する解答を準備した上で授業に臨むこと。そのほかの点は, 授業において別途指示する。)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70%:30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク, ディスカッション, プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ, 質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行, 問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習, 小テスト, 小レポート, 授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 原則として講義形式により行う。ただし, 授業においては質問と応答という双方向型の形態も取り入れ, 受講者の知識と理解の定着を図る。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : マイクを使用, 板書あり。受講に際して配慮が必要な場合は履修登録をする前に担当教員に相談してください。

■教科書 : 1 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法[第7版]』(岩波書店・2019年)  
2 高橋和之(編)『ケースブック憲法』(有斐閣・2011年)  
3 長谷部恭男ほか(編)『憲法判例百選I・II[第7版]』(別冊ジュリスト・2019年)  
\*教科書は, 開講の時点における最新版を準備されたい。  
\*教材(PDFファイル)をMoodleを通じて配付する。

■参考書等 : 1 中村睦男(編著)『はじめての憲法学[第3版]』(三省堂・2015年)  
2 野中俊彦=中村睦男=高橋和之=高見勝利『憲法I・II[第5版]』(有斐閣・2012年)  
3 清宮四郎『憲法I-統治の機構- [第3版]』(有斐閣・1979年)  
4 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂・2011年)  
5 大石真『憲法講義I [第3版]・II [第2版]』(有斐閣・2014, 2012年)  
6 高橋和之『立憲主義と日本国憲法[第4版]』(有斐閣・2017年)  
7 長谷部恭男『憲法[第7版]』(新世社・2018年)  
8 渋谷秀樹=赤坂正浩『憲法2 統治[第6版]』(有斐閣・2016年)

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜1

講義番号 : 700021  
授業科目名 : 憲法 I (統治)

単位数 : 2

担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

9 毛利透=小泉良幸=浅野博宣=松本哲治『憲法I 統治 [第2版]』(有斐閣・2017年)  
10 憲法学の文献一般に関する最新かつ詳細な情報については、担当教員のウェブサイト中「憲法参考文献表」ページを参照すること。URIは下記の通り。  
[http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C\\_Reference.html](http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C_Reference.html)

- 
- 成績評価 : 期末試験(50%)とプロセス評価(50%)により評価する。プロセス評価の内容及び割合に関しては、第1回の授業時に説明する。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は憲法学の研究を行っている。本講義は、担当教員の専門分野である憲法学のうち、憲法総論及び統治機構について概説するものである。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 5
- 
- JABEEとの関連 : 10
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 平和と公正をすべての人に
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜1

講義番号 : 700124  
授業科目名 : 民法演習II  
担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7007N	■必修・選択の別 :	選択必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 教員のメールアドレス		
■オフィスアワー	: 教員のオフィスアワーは時間割を参照すること。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 井藤 公量 (大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 民法の複数の分野にまたがる横断的な問題が複数盛り込まれた具体的な事例の分析を行う。		
■学習目的	: 基礎科目の学修成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な民法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 複雑な事例から法的問題点を発見し、それを解決する能力を身につけることを目標とする。		
■授業計画	: 【テキスト】として指定している『民法総合・事例演習 [第2版]』第Ⅲ部 債権の保全・回収・担保の以下の問題を取り扱う予定である。適宜、範囲を指定して簡単な確認テスト(30分程度)を実施する。 講義には、松岡久和『担保物権法(法セミLAW CLASSシリーズ)』(日本評論社、2017)を必ず持参すること。  なお、検討する順番に並べ替えてある。  Ⅲ 6 抵当権と利用権 Ⅲ 9 物上代位と相殺 Ⅲ 10 不動産譲渡担保 Ⅲ 11 動産譲渡担保 Ⅲ 5 債権者代位権・抵当権と妨害排除 Ⅲ 4 詐害行為取消権 Ⅲ 12 債権譲渡1		
■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。 ・復習)方法(成績評価への反映についても含む)			
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合			: 30% : 70%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)			: 少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)			: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)			: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)			: 少ない
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: Cタイプ (実習や演習だが社会連携したものではない)		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 金融取引に関連する具体的な事例の分析を行う。参加者全員が十分な予習をして来ることを当然の前提として、授業は演習方式で進める。		
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)			: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)			: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)			: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: 板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。		
■教科書	: 【テキスト】 松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習 [第2版]』(有斐閣・2009年) 松岡久和『担保物権法(法セミLAW CLASSシリーズ)』(日本評論社、2017年)		
■参考書等	: 伊藤滋夫著『新民法(債権関係)の要件事実(1)』と『同(2)』(青林書院) 大島眞一著『完全講義 民事裁判実務の基礎 入門編 第2版』『同 発展編』(民事法研究会)		
■成績評価	: プロセス評価(確認テスト及び講義での発言など)50%、および期末試験の評価50%とする。		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜1

講義番号 : 700124  
授業科目名 : 民法演習II

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系)

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は民事実務に携わっている。この演習は、担当教員の専門とする分野を内容とするものである。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜1

講義番号 : 700808  
授業科目名 : 行政法解釈の基礎  
担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAB0LSLW7003N	■必修・選択の別 :	選択必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 1年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 内線 : 7497		
■オフィスアワー	: 水曜4限 この時間以外もできるだけ対応します。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 南川 和宣 (大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 岡山大学ロースクールの行政法科目は、2年次前期に講義科目として行政法特論があり、2年次後期に演習科目として行政法演習があります。 また、ロースクールは双方向型の演習授業を主とするとともに、コアカリキュラムで示された学習内容の一部については自学自習に委ねることになっています。 しかし、行政法は難解な科目であり、特に法学未修者にとっては基本書を理解することすら困難であるといえます。そこで、本講義は、法学未修者を対象に、行政法入門書を精読することで、2年次前期からの本格的な行政法の学習にスムーズにとりかかれるよう、事前準備を行うことを目的としています。		
■学習目的	: 法曹養成プロセスの基礎として、行政法の体系的法理論および専門的知識を習得することを目的とする。		
■到達目標	: 基本書が読めること		
■授業計画	: 教科書として指定する曾和俊文『行政法総論を学ぶ』（有斐閣）を以下のスケジュールで精読します。 なお、授業開始までに教科書が改訂された場合には、最新の版を用います。  第1回 はじめに 教科書第1回 第2回 行政法とは 教科書第2回 第3回 行政法の基本原則 教科書第3・4回 第4回 行政過程 教科書第5回 第5回 行政過程 教科書第6回 第6回 行政立法 教科書第7回 第7回 行政立法 教科書第8回 第8回 行政行為1 教科書第9回 第9回 行政行為2 教科書第10回 第10回 裁量 教科書第11回 第11回 裁量 教科書第12回 第12回 裁量と行政契約 教科書第13回 第13回 行政指導 教科書第14回 第14回 行政手続と行政調査 教科書第15回16回17回 第15回 まとめ 第16回 定期試験		
■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。・復習)方法(成績評価への反映についても含む)			
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合		: 100% : 0%	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)		: なし	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)		: なし	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)		: なし	
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)		: なし	
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 本講義の目的が上記のものであることから、法律学の初学者が理解できるよう、できるだけ分かりやすく説明したいと考えています。		
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)		: なし	
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)		: なし	

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜1

講義番号 : 700808  
授業科目名 : 行政法解釈の基礎

単位数 : 2

担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系)

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : 曾和俊文『行政法総論を学ぶ』(有斐閣)

■参考書等 : 授業中に指示する。

■成績評価 : 法務研究科の内規に従い、合否は絶対基準、評価は相対基準を用いて行う。  
期末試験50%、プロセス評価50%の割合で成績評価を行う。  
プロセス評価の内容については授業中に明示する。

■担当教員の研究活動との関連 : 講師は、行政法の研究者である。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700116  
授業科目名 : 行政訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAB1LSLW7002N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生 (平成27年度以前入学)	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: 内線 : 7497 南川	
■オフィスアワー	: オフィスアワーは水曜4時限目とする。質問は授業の後と、オフィスアワーで受け付ける。Eメールによる質問も受け付ける。オフィスアワーの時間は変更することがある。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 南川 和宣 (大学院法務研究科・教授) 吉野 夏己 (大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: この演習においては、行政法総論、行政訴訟法及び国家補償法などの行政法全般を対象としている。行政紛争をどのように争うかは、その対象となっている行政法関係を如何に構成するにかかっている。通例行政法関係は、行政処分によって引き起こされるが、処分は抗告訴訟の対象とされることとなっている。抗告訴訟は、民事訴訟とその構造をまったく異にしており、そのため、訴訟要件等に関して独自の理解が必要とされる。本演習においては、主として行政事件訴訟法を中心に、行政法総論、行政訴訟、国家補償法の構造を体系的に理解することを目標とする。	
■学習目的	: 基礎科目の学修正成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な行政法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 演習問題が解けること	
■授業計画	: 授業の進行はテキストに沿って行う。テキストは、前半部分においては、本講義担当者が執筆した「紛争類型別行政訴訟法」を用い、終了後すみやかに「事例研究行政」に入る予定である。  第1回 【テーマ】租税関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第1章の租税関係訴訟の設問を取り上げ、租税関係訴訟についての理解を深める。  第2回 【テーマ】公用負担 【担当教員】吉野 【内容】教科書第2章の公用負担の設問を取り上げ、公用負担にかかわる訴訟についての理解を深める。  第3回 【テーマ】公共施設の利用関係 【担当教員】吉野 【内容】教科書第3章の公共施設の利用関係に関する設問を取り上げ、公共施設の利用関係にかかわる訴訟についての理解を深める。  第4回 【テーマ】社会保障関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第4章の社会保障関係訴訟の設問を取り上げ、社会保障関係訴訟についての理解を深める。  第5回 【テーマ】三面関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第5章の三面関係訴訟の設問を取り上げ、三面関係訴訟についての理解を深める。  第6回 【テーマ】公務員関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第6章の公務員関係訴訟の設問を取り上げ、公務員関係訴訟についての理解を深める。  第7回 【テーマ】行政上の強制 【担当教員】吉野	

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700116  
授業科目名 : 行政訴訟法演習  
担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

【内容】教科書第7章の行政上の強制の設問を取り上げ、行政上の強制についての理解を深める。

#### 第8回

【テーマ】行政情報の管理

【担当教員】吉野

【内容】教科書第8章の行政情報の管理の設問を取り上げ、行政情報の管理に関する訴訟についての理解を深める。

#### 第9回

【テーマ】国家補償

【担当教員】吉野

【内容】教科書第9章の国家補償の設問を取り上げ、国家補償に関する訴訟についての理解を深める。

#### 第10回

【テーマ】地方自治に関する訴訟

【担当教員】吉野

【内容】教科書第10章の地方自治に関する訴訟の設問を取り上げ、地方自治に関する訴訟についての理解を深める。

#### 第11回

【テーマ】事例演習①

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「予備校設置認可をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

#### 第12回

【テーマ】事例演習②

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「ラブホテル建築規制条例をめぐる紛争」をとり扱う予定である。

#### 第13回

【テーマ】事例演習③

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「住民票の記載をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

#### 第14回

【テーマ】事例演習④

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「開発許可をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

#### 第15回

【テーマ】事例演習⑤

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「砂利採取計画の認可をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

#### 第16回

定期試験 定期試験として期末試験を行う。

■授業時間外の学習（予習：授業において別途指示する。  
・復習）方法（成績評価への反映についても含む）

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : ゼミ形式で行う。教科書の設問について、担当者がレジユメを用意する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700116  
授業科目名 : 行政訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : 教科書 : 吉野夏己『紛争類型別 行政救済法』(成文堂)

教科書 : 曾和ほか編『事例研究行政法』(日本評論社)

■参考書等 : 参考書 : 高木光ほか編『ケースブック行政法』(弘文堂)

■成績評価 : ロースクールにおける成績評価については、「単位の授与に関し、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする(大学設置基準第27条)とされているが、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、授業での発言、課題への対応状況その他日常の学生の授業への取組と成果を考慮して、多元的に成績評価を行った上で単位を与えることが望ましい(中央教育審議会平成14年8月5日答申)」とされていることから、できる限り多様な観点を評価したいと考えている。なお、プロセス点と期末試験の割合は教授会決定通りとし、プロセス点の内訳の詳細については、授業中に示す。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、行政法の実務家および研究者であり、実務と理論の融合を目指し、行政法の研究の成果を踏まえて、行政法に焦点を当てた公法演習を行っている。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700119  
授業科目名 : 刑事訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系),小浦 美保(社会文化科学研究科系),緒方 淳(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAE1LSLW7002N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: (連絡先) 吉沢 徹 (yoshiz-t@cc.okayama-u.ac.jp) 小浦 美保 (koura@okayama-u.ac.jp) 緒方 淳 (非公開)	
■オフィスアワー	: 吉沢につき、水曜日の4限(メールでの事前予約必要)。 小浦につき、水曜日の4限(要予約)。これ以外も予約があれば、可能な限り応じる。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 1クラス 吉沢 徹(大学院法務研究科・教授[元検察官]) 小浦 美保(大学院法務研究科・准教授) 緒方 淳(派遣検察官:広島高等検察庁検事) (吉沢と小浦は共同で講義を担当する。)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 刑事訴訟法に関する重要基本論点を中心に扱い、どのような見解の対立があるか、判例はどのような見解か、理論と実務とはどのように関係しているか、などを分析しながら、各論点の理解を深める。	
■学習目的	: 基礎科目の学習成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な刑事訴訟法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 刑事訴訟法の具体的設例を通して、事案の分析→問題の所在の指摘→規範定立→あてはめという手順を踏まえ、論述ができるようになること。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】任意処分・強制処分(担当 吉沢・小浦) 【内容】職務質問・所持品検査の適法性が問題となる典型的事例を素材に検討する。 第2回 【テーマ】任意捜査の限界(担当 吉沢・小浦) 【内容】任意同行後の取調べの適法性が問題となる事例を素材に検討する。 第3回 【テーマ】任意捜査と強制捜査の区別(担当 派遣検察官) 【内容】写真撮影やおとり捜査など、任意捜査と強制捜査との区別が問題となる事例を素材に捜査の適法性を検討する。 第4回 【テーマ】逮捕勾留に関する諸問題(1)(担当 吉沢・小浦) 【内容】一罪一逮捕一勾留の原則などが問題となる事例を素材に検討する。 第5回 【テーマ】逮捕勾留に関する諸問題(2)(担当 吉沢・小浦) 【内容】別件逮捕勾留が問題となる事例を素材に検討する。 第6回 【テーマ】令状搜索差押えに関する諸問題(1)(担当 派遣検察官) 【内容】令状に基づく搜索差押許可状の効力が問題となる事例を素材に、その適法性等を検討する。 第7回 【テーマ】令状搜索差押えに関する諸問題(2)(担当 吉沢・小浦) 【内容】前回に引き続き、令状に基づく搜索差押許可状の効力が問題となる事例を素材に、その適法性等を検討する。 第8回 【テーマ】無令状搜索差押え(担当 吉沢・小浦) 【内容】無令状搜索差押えに関する諸論点が問題となる事例を素材に、その適法性等を検討する。 第9回 【テーマ】訴因の特定・訴因変更(1)(担当 派遣検察官) 【内容】訴因の特定、訴因変更の要否を検討する。	

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700119  
授業科目名 : 刑事訴訟法演習  
担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系),小浦 美保(社会文化科学研究科系),緒方 淳(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

第10回

【テーマ】 訴因の特定・訴因変更(2) (担当 吉沢・小浦)

【内容】 公判段階において、訴因変更の要否・可否が問題となる典型的事例を素材に検討する。

第11回

【テーマ】 捜査と証拠 (担当 吉沢・小浦)

【内容】 捜査全般を見渡して問題点を抽出し、証拠能力が問題となる事例を検討する。

第12回

【テーマ】 刑訴法319条, 322条を巡る諸問題 (担当 派遣検察官)

【内容】 自白法則との関係が問題となる事例を検討する。

第13回

【テーマ】 伝聞法則(1) (担当 吉沢・小浦)

【内容】 いわゆる米子強姦致死事件判例を題材として、伝聞・非伝聞を区別する基準等を検討する。

第14回

【テーマ】 伝聞法則(2) (担当 派遣検察官)

【内容】 第13回で学んだ内容を前提に、犯行計画メモやそれに準ずる書面について、伝聞・非伝聞の区別を再度検討する。

第15回

【テーマ】 伝聞法則(3) (担当 吉沢・小浦)

【内容】 実況見分調書を中心に、現場指示・現場供述の区別を検討する。

■授業時間外の学習(予習: 受講生には、予め出題した問題を検討してもらい、授業前に起案を提出してもらう。  
・復習)方法(成績評価へ 課題の掲示および起案の提出方法については、別途指示する。  
の反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 50%  
講義以外(学生との対話, アクティブラーニング等) 50%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション あり  
(3)履修者への連絡事項  
特になし。

あらかじめ提出された起案に基づき、評価できる点、改善すべき点などを討論しつつ、的確な論述ができるようになることを目指す。授業は演習形式であるから、受講生が主体的に取り組むことが何より必要である。教員と受講生、受講生間の双方向の授業となる。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 課題の掲示および起案の提出には、Moodleを使用する。  
板書をすることがある。

■教科書 : 宇藤崇ほか『リーガルクエスト刑事訴訟法[第2版]』(有斐閣・2018年)のページ数を指定して、予習事項を指示する。  
『刑事訴訟法判例百選[第10版]』を授業中に使用する。  
その他、予め配付される問題等。

■参考書等 : 基本的に資料は配布しない。

■成績評価 : 中間試験(2回実施予定)と期末試験によって評価する。  
プロセス評価は2回の中間試験の得点によって行う。  
プロセス評価と期末試験の評価割合は、各50%である。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700119  
授業科目名 : 刑事訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 吉沢 徹(社会文化科学研究科系),小浦 美保(社会文化科学研究科系),緒方 淳(社会文化科学研究科系)

---

■担当教員の研究活動との関連 : 吉沢及び派遣検察官は、検察官又は弁護士として刑事実務を行う上で刑事訴訟法に精通しており、小浦は刑事訴訟法を研究しているものである。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 16

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700121  
授業科目名 : 行政法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAB1LSLW7005N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: 内線 : 7497	
■オフィスアワー	: オフィスアワーは水曜4時限目とする。質問は授業の後と、オフィスアワーで受け付ける。Eメールによる質問も受け付ける。オフィスアワーの時間は変更することがある。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 南川 和宣 (大学院法務研究科・教授) 吉野 夏己 (大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: この演習においては、行政法総論、行政訴訟法及び国家補償法などの行政法全般を対象としている。行政紛争をどのように争うかは、その対象となっている行政法関係を如何に構成するかにかかっている。通例行政法関係は、行政処分によって引き起こされるが、処分は抗告訴訟の対象とされることとなっている。抗告訴訟は、民事訴訟とその構造をまったく異にしており、そのため、訴訟要件等に関して独自の理解が必要とされる。本演習においては、主として行政事件訴訟法を中心に、行政法総論、行政訴訟、国家補償法の構造を体系的に理解することを目標とする。	
■学習目的	: 基礎科目の学修正成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な行政法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 演習問題が解けること。	
■授業計画	: 授業の進行はテキストに沿って行う。テキストは、前半部分においては、本講義担当者が執筆した『紛争類型別行政訴訟法』を用い、終了後すみやかに『事例研究行政法』に入る予定である。  第1回 【テーマ】租税関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第1章の租税関係訴訟の設問を取り上げ、租税関係訴訟についての理解を深める。  第2回 【テーマ】公用負担 【担当教員】吉野 【内容】教科書第2章の公用負担の設問を取り上げ、公用負担にかかわる訴訟についての理解を深める。  第3回 【テーマ】公共施設の利用関係 【担当教員】吉野 【内容】教科書第3章の公共施設の利用関係に関する設問を取り上げ、公共施設の利用関係にかかわる訴訟についての理解を深める。  第4回 【テーマ】社会保障関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第4章の社会保障関係訴訟の設問を取り上げ、社会保障関係訴訟についての理解を深める。  第5回 【テーマ】三面関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第5章の三面関係訴訟の設問を取り上げ、三面関係訴訟についての理解を深める。  第6回 【テーマ】公務員関係訴訟 【担当教員】吉野 【内容】教科書第6章の公務員関係訴訟の設問を取り上げ、公務員関係訴訟についての理解を深める。  第7回 【テーマ】行政上の強制	

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700121  
授業科目名 : 行政法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

【担当教員】吉野

【内容】教科書第7章の行政上の強制の設問を取り上げ、行政上の強制についての理解を深める。

第8回

【テーマ】行政情報の管理

【担当教員】吉野

【内容】教科書第8章の行政情報の管理の設問を取り上げ、行政情報の管理に関する訴訟についての理解を深める。

第9回

【テーマ】国家補償

【担当教員】吉野

【内容】教科書第9章の国家補償の設問を取り上げ、国家補償に関する訴訟についての理解を深める。

第10回

【テーマ】地方自治に関する訴訟

【担当教員】吉野

【内容】教科書第10章の地方自治に関する訴訟の設問を取り上げ、地方自治に関する訴訟についての理解を深める。

第11回

【テーマ】事例演習①

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「予備校設置認可をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

第12回

【テーマ】事例演習②

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「ラブホテル建築規制条例をめぐる紛争」をとり扱う予定である。

第13回

【テーマ】事例演習③

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「住民票の記載をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

第14回

【テーマ】事例演習④

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「開発許可をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

第15回

【テーマ】事例演習⑤

【担当教員】南川

【内容】「事例研究行政法」から選んだ問題を取り上げ、検討する。「砂利採取計画の認可をめぐる紛争」をとり扱う予定です。

第16回

定期試験 定期試験として期末試験を行う。

■授業時間外の学習（予習：授業において別途指示する。  
・復習）方法（成績評価への反映についても含む）

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : ゼミ形式で行う。教科書の設問について、担当者がレジユメを用意する。提出物などに

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 700121  
授業科目名 : 行政法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 南川 和宣(社会文化科学研究科系),吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

については、WEBクラスシステムを利用する。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : 教科書 : 吉野夏己『紛争類型別 行政救済法』(成文堂)  
教科書 : 曾和ほか編『事例研究行政法』(日本評論社)

■参考書等 : 参考書 : 高木光ほか編『ケースブック行政法』(弘文堂)

■成績評価 : ロースクールにおける成績評価については、「単位の授与に関し、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする(大学設置基準第27条)とされているが、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、授業での発言、課題への対応状況その他日常の学生の授業への取組と成果を考慮して、多元的に成績評価を行った上で単位を与えることが望ましい(中央教育審議会平成14年8月5日答申)」とされていることから、できる限り多様な観点の評価したいと考えている。なお、プロセス点と期末試験の割合は教授会決定通りとし、プロセス点の内訳の詳細については、授業中に示す。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、行政法の実務家および研究者であり、実務と理論の融合を目指し、行政法の研究の成果を踏まえて、行政法に焦点を当てた公法演習を行っている。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 703109  
授業科目名 : 消費者法  
担当教員(所属) : 河端 武史(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7003N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: t-kawabata@kuc.biglobe.ne.jp		
■オフィスアワー	: 質問等については、メール (t-kawabata@kuc.biglobe.ne.jp) で受け付ける。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 河端 武史(岡山弁護士会弁護士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 典型的な消費者被害事件の本質や構造と、いわゆる消費者法と呼ばれる消費者を保護するための法制度や法理論を学び、消費者に関連する法分野における基礎的な知識と実務的な対応力を身につけることを目的とする。消費者に関する一連の法制度や法理論について理解し、実際にこれらの法律をどのように活用して消費者に関係する事件を解決していくかという実務的な対応方法について、幅広い知識を身につけてもらうことにより、消費者被害の救済など消費者関連の実務に取り組むことのできる法律家を養成することを目指す。		
■学習目的	: 法理論と実務にとって必要な教養となる消費者関連法に関する専門的理論と幅広い知識を習得することにより、深い洞察力を育成し、法曹にふさわしい倫理感や人権感覚、社会的正義観念等を身につけることを目的とする。		
■到達目標	: 消費者に関する紛争について、消費者保護に関連する法律の適用による解決の筋道を立てることが可能となるようにする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】消費者法概論 【内容】典型的な消費者被害の実態や構造を検討し、消費者の保護・救済のために現行法上どのような法律や制度が存在しているかを、最新の法改正の動向や消費者被害の歴史と弁護士の果たす役割も踏まえつつ概観する。  第2回 【テーマ】消費者法の基礎知識 【内容】消費者契約の特徴を検討し、消費者の保護・救済制度の必要性を理解するとともに、消費者に関する一連の法律で問題となる基礎的な法解釈の問題点を検討する。  第3回 【テーマ】消費者契約法 【内容】民法上の詐欺・錯誤論、説明義務論の現状を踏まえ、消費者契約法第4条を中心に、同法の内容とその問題点を検討する。  第4回 【テーマ】特定商取引法 【内容】特定商取引法の制定・改正の経過を概観し、同法で規制されている各取引類型におけるクーリング・オフ制度や中途解約権の現状及び問題点を検討する。  第5回 【テーマ】信用取引と消費者法 【内容】消費者契約における信用取引の仕組みと問題点について理解し、信用取引が絡む消費者事件の概要と問題点を検討する。  第6回 【テーマ】割賦販売法 【内容】クレジット契約やリース契約など信用取引が関わる消費者事件を概観し、割賦販売法の抗弁対抗規定等による救済の法理を検討する。  第7回 【テーマ】製造物責任法 【内容】製造物責任法の立法経緯・趣旨とその内容を概観し、欠陥の判断基準や因果関係の認定方法、開発危険の抗弁等の免責事由を具体的に検討する。  第8回 【テーマ】欠陥住宅問題 【内容】欠陥住宅問題の実態を概観し、基本的な建築知識や法制度、解決のための法理論を学び、理解するとともに、具体的な被害の回復方法を検討する。  第9回 【テーマ】消費者被害と多重債務問題 【内容】多重債務問題発生の背景やその実態を概観するとともに、消費者に関する問題を解決する際に、負債整理のための法制度がどのように活用できるかを検討する。		

第10回

【テーマ】消費者の負債整理

【内容】自己破産や個人再生といった負債整理のための法制度を概観し、消費者の多重債務状況を解決するための具体的な方策や問題点について検討する。

第11回

【テーマ】金融サービス被害について

【内容】商品先物取引、外貨取引、保険、株式などの金融商品取引による消費者被害の実態を概観し、法律等による事前規制の概要と発生した被害の救済方法について検討する。

第12回

【テーマ】独占禁止法・景品表示法

【内容】不公正な取引による消費者被害発生の実態と、独占禁止法や景品表示法などこれを防止するための法律の基本的事項を学び、その具体的な救済方法を検討する。

第13回

【テーマ】インターネットと消費者被害

【内容】インターネットを利用した取引やネット上の書き込みなど、高度情報化社会における消費者被害の実態を概観し、その救済方法について検討する。

第14回

【テーマ】宗教トラブル

【内容】霊感・霊視商法など宗教が絡む消費者被害の実態を概観し、その問題点や特質、救済方法等について、これと類似のスピリチュアルや自己啓発セミナー商法も含めて検討する。

第15回

【テーマ】消費者訴訟実務

【内容】消費者被害を回復する上で必要となる民事保全や強制執行、適格消費者団体による差止め訴訟等の法制度を概観し、その活用方法について検討する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 90%:10%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 毎回のテーマに関連するレジュメや資料をできる限り事前に渡し、授業においてはなるべく実例に則して、消費者被害が発生するメカニズムと広く複雑な消費者被害救済のための各種制度についての知識と理解を深める演習方式で行う。

(1)割合

講義形式 : 90%

講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) : 10%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッション なし

グループワーク なし

プレゼンテーション なし

学内実習・実験 なし

学外実習 なし

(3)履修者への連絡事項

特になし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 基本的にレジュメに沿って授業を行う。板書あり。金融サービス被害・インターネットと消費者被害の回はPC画面のプロジェクトター投影あり。板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談してください。

■教科書 : テキストは特に用いない。

■参考書等 : 毎回レジュメを配付する。

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜2

講義番号 : 703109  
授業科目名 : 消費者法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 河端 武史(社会文化科学研究科系)

---

■成績評価 : 各演習での問答, レポート, 試験などから総合的に評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は日本消費者法学会会員であり, 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長や適格消費者団体の理事として, 消費者に関する法律の研究及び消費者被害救済の実務に携わった経験がある。この講義は, 担当教員の専門分野である消費者に関する法律について基本的な部分を解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 700022  
授業科目名 : 憲法 I I (人権)  
担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAB0LSLH6002N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 1年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: kinos@okayama-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 水曜16.20-17.50。来室する前にメール等による連絡をお願いします。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 木下 和朗(大学院法務研究科・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 日本国憲法が保障する人権の法理及び解釈に関して概要を明らかにする。判例及び通説的見解に主に依拠して、主要な問題点に関して、[1]「ある事件がなぜ人権問題になるのか」という問題の所在、[2]その前提となる人権法理、[3]見解の対立点を解明することに力点を置く。	
■学習目的	: 法曹養成プロセスの基礎として、憲法のうち人権の体系的法理論及び専門的知識を習得することを目的とする。	
■到達目標	: 日本国憲法が保障する人権に関する判例及び学説の基礎的内容を精確に理解し、説明できるとともに、基礎的な事例に解釈適用できることを到達目標とする。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】人権総論 【内容】人権の観念、人権の種類、人権の限界(公共の福祉)、人権論における論証形式について概説する。  第2回 【テーマ】人権に対する制約の合憲性判断枠組み 【内容】人権の限界と合憲性判断枠組みの関係、違憲審査基準、比較衡量論、比例原則、二重の基準論について概説、検討する。  第3回 【テーマ】思想及び良心の自由・学問の自由 【内容】思想及び良心の自由の解釈、学問の自由の意義・内容及び限界、大学の自治について概説、検討する。  第4回 【テーマ】信教の自由・政教分離 【内容】信教の自由の意義・内容及び限界について概説する。政教分離の意義及び法的性格(制度的保障/客観法原則)、分離の程度、政教分離の具体的内容(第20条第1項後段・第3項、第89条前段)を概説する。「宗教的活動」(第20条第1項)の該当性判断枠組み(目的効果基準)とその適用について、津地鎮祭事件判決、愛媛玉串料違憲判決をはじめとする判例を中心に検討する。  第5回 【テーマ】表現の自由(1) 【内容】表現の自由の意義及び内容、表現の自由に対する制約の合憲性判断枠組み、明確性の理論、事前抑制禁止の法理、「検閲」(第21条第2項前段)の禁止(税関検査制度の合憲性、裁判所による出版差止め要件)について概説、検討する。  第6回 【テーマ】表現の自由(2) 【内容】表現内容規制と表現内容中立規制(2分説)を概説する。表現内容規制の合憲性判断枠組み(定義付け衡量)とその適用について、性表現、名誉毀損・プライバシー侵害表現に関する判例法理を中心に検討する。  第7回 【テーマ】職業選択の自由 【内容】職業選択の自由の意義及び内容を概説する。職業の自由に対する規制の合憲性判断枠組みとその適用について、小売市場事件判決、薬事法違憲判決をはじめとする判例を中心に検討する。  第8回 【テーマ】財産権 【内容】財産権保障の意味、財産権制限の範囲を概説する。財産権制限の合憲性判断枠組みとその適用について、森林法違憲判決、証券取引法事件判決をはじめとする判例を中心に検討する。損失補償について概説する。  第9回 【テーマ】生存権	

【内容】生存権の法的性格(抽象的権利)、生存権保障を具体化する法令及び行政行為の合憲性判断枠組みとその適用について概説、検討する。

第10回

【テーマ】教育を受ける権利

【内容】学習権、教育を受ける権利の社会権的側面(義務教育の無償)を概説し、教育の自由の限界について教科書検定の合憲性を中心に検討する。

第11回

【テーマ】人身の自由・適正手続・刑事手続上の権利

【内容】奴隷的拘束及び苦役からの自由、適正手続の意義・内容(告知・聴聞を受ける権利、犯罪構成要件の明確性など)及び行政手続への適用、憲法が保障する被疑者及び被告人の権利について概説、検討する。

第12回

【テーマ】幸福追求権

【内容】幸福追求権の性質(包括的権利性、具体的権利性、補足的保障)及び保障範囲(人格利益説、一般的行為自由説)、新しい人権(プライバシー)について概説、検討する。

第13回

【テーマ】法の下での平等

【内容】法の下での平等の観念(法内容の平等、相対的平等、実質的平等の問題を含む)、第14条第1項の下で許容される合理的区別の判断枠組み、第14条第1項前段と後段の関係を概説する。平等原則違反の合憲性判断枠組みとその適用について、尊属殺重罰規定違憲判決、国籍法違憲判決をはじめとする判例を中心に検討する。

第14回

【テーマ】人権の享有主体

【内容】外国人の人権(入国の自由、選挙権、政治活動の自由、社会権)、法人の人権を中心に概説、検討する。

第15回

【テーマ】人権の適用範囲

【内容】公務員、刑事施設被収容者など公権力と特別な法律関係にある者の人権の限界、私人間における人権の保障と限界について概説、検討する。

■授業時間外の学習(予習: 事前に配付される教材に従い、テキストの関連箇所や文献、判例などを読み、ノートに要点を整理し、復習)方法(成績評価への反映についても含む) 理し、課題に対する解答を準備した上で授業に臨むこと。そのほかの点は、授業において別途指示する。

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項: 原則として講義形式により行う。ただし、授業においては質問と応答という双方向型の形態も取り入れ、受講者の知識と理解の定着を図る。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項: マイクを使用、板書あり。受講に際して配慮が必要な場合は履修登録をする前に担当教員に相談してください。

■教科書 : 1 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 [第7版]』(岩波書店・2019年)  
2 木下昌彦(編集代表)『精読憲法判例 [人権編]』(弘文堂・2018年)  
3 長谷部恭男ほか(編)『憲法判例百選I・II [第7版]』(別冊ジュリスト・2019年)  
4 岡山大学法科大学院公法系講座(編著)『憲法 事例問題起案の基礎』(岡山大学出版会・2018年)

\*教科書は、開講の時点における最新版を準備されたい。

\*教材(PDFファイル)をMoodleを通じて配付する。

■参考書等 : 1 中村睦男(編著)『はじめての憲法学 [第3版]』(三省堂・2015年)  
2 小山剛『「憲法上の権利」の作法 [第3版]』(尚学社・2016年)  
3 渡辺康行=穴戸常寿=松本和彦=工藤達朗『憲法I 基本権』(日本評論社・2016年)  
4 野中俊彦=中村睦男=高橋和之=高見勝利『憲法I・II [第5版]』(有斐閣・2012年)

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 700022  
授業科目名 : 憲法 I I (人権)  
担当教員(所属) : 木下 和朗(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

- 5 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂・2011年)  
6 高橋和之『立憲主義と日本国憲法 [第4版]』(有斐閣・2017年)  
7 長谷部恭男『憲法 [第7版]』(新世社・2018年)  
8 大石眞『憲法講義I [第3版]・II [第2版]』(有斐閣・2014, 2012年)  
9 毛利透=小泉良幸=浅野博宣=松本哲治『憲法II 人権 [第2版]』(有斐閣・2017年)  
10 憲法学の文献一般に関する最新かつ詳細な情報については、担当教員のウェブサイト中「憲法参考文献表」ページを参照すること。URIは下記の通り。  
[http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C\\_Reference.html](http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinos/C_Reference.html)

- 成績評価 : 期末試験(50%)とプロセス評価(50%)により評価する。プロセス評価の内容及び割合に関しては、第1回の授業時に説明する。
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は憲法学の研究を行っている。この講義は、担当教員の専門分野である憲法学のうち、人権について概説するものである。
- 受講要件 : 関連しない。
- 教職課程該当科目 : 5
- JABEEとの関連 : 10
- 主なSDGs関連項目1 : 平和と公正をすべての人に
- 主なSDGs関連項目2 :
- 主なSDGs関連項目3 :
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 700125  
授業科目名 : 民法演習III

単位数 : 2

担当教員(所属) : 妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAFILSLW7008N	■必修・選択の別 :	選択必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: WebClassに掲載の教員メールアドレス一覧を参照のこと。		
■オフィスアワー	: 各教員のオフィスアワーは、時間割を参照すること。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 妻鹿 安希子(大学院法務研究科・准教授) 周東 秀成(大学院法務研究科・准教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 民法の複数の分野にまたがる横断的な問題が複数盛り込まれた具体的な事例の分析を行う。		
■学習目的	: 基礎科目の学修成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な民法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 民法の複数の分野にまたがる横断的な問題について、問題点を発見し、解決できる能力を身につけることを目標とする。		
■授業計画	: 【授業予定(進捗状況等により変更の可能性あり)】 第1回・第2回 : 賃貸借契約の解除と終了 (I-11) 第3回・第4回 : 不動産の譲渡と取得時効、相続による占有の承継 (II-2) 第5回 : 借地上建物の転々譲渡と表見法理 (II-6) 第6回・第7回 : 契約関係と不当利得 (I-13) 第8回・第9回 : 金銭所有権の特質と原状回復問題 (II-4) 第10回 : 物への費用投下と原状回復 (II-7) 第11回・第12回 : 交通事故による人身損害 (II-9) 第13回・第14回 : 請求権競合-安全配慮義務違反と不法行為責任 (II-13) 第15回 : 共同不法行為 (II-12)		
■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。・復習)方法(成績評価への反映についても含む)			
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合			: 0% : 100%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)			: 少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)			: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)			: やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)			: 多い
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 不当利得、不法行為の問題を中心に、契約、物権に関する問題も取り上げ、様々な具体的な事例の分析を行う。参加者全員が十分な予習をして来ることを当然の前提として、授業は演習方式で進める。		
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)			: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)			: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)			: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: 板書あり		
■教科書	: 松岡久和=潮見佳男=山本敬三『民法総合・事例演習 [第2版]』(有斐閣・2009年)		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 700125  
授業科目名 : 民法演習III

単位数 : 2

担当教員(所属) : 妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系)

---

■参考書等 : 窪田充見・森田宏樹編『別冊ジュリスト・民法判例百選Ⅱ債権 [第8版]』(2018年、有斐閣)  
潮見佳男・道垣内弘人編『別冊ジュリスト・民法判例百選Ⅰ総則・物権 [第8版]』(2018年、有斐閣)

---

■成績評価 : プロセス50%、論述式の期末試験50%で評価する。

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、民事法実務に携わっている弁護士である。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 700219  
授業科目名 : 刑事訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系),吉沢 徹(社会文化科学研究科系),緒方 淳(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAE1LSLW7004N	■必修・選択の別 : 必修
■科目区分	: A 法律基本科目群	
■対象学生	: 2年次生	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: (連絡先) 吉沢 徹 (yoshiz-t@cc.okayama-u.ac.jp) 小浦 美保 (koura@okayama-u.ac.jp) 緒方 淳 (非公開)	
■オフィスアワー	: 吉沢につき、水曜日の4限(メールでの事前予約必要)。 小浦につき、水曜日の4限(要予約)。これ以外も予約があれば、可能な限り応じる。	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 2クラス 吉沢 徹(大学院法務研究科・教授[元検察官]) 小浦 美保(大学院法務研究科・准教授) 緒方 淳(派遣検察官:広島高等検察庁検事) (吉沢と小浦は共同で講義を担当する。)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 刑事訴訟法に関する重要基本論点を中心に扱い、どのような見解の対立があるか、判例はどのような見解か、理論と実務とはどのように関係しているか、などを分析しながら、各論点の理解を深める。	
■学習目的	: 基礎科目の学習成果を踏まえて、法曹にとって不可欠な刑事訴訟法の応用力を育成し、問題発見能力、法的思考力および事案解決能力を育成することを目的とする。	
■到達目標	: 刑事訴訟法の具体的設例を通して、事案の分析→問題の所在の指摘→規範定立→あてはめという手順を踏まえ、論述ができるようになること。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】任意処分・強制処分(担当 吉沢・小浦) 【内容】職務質問・所持品検査の適法性が問題となる典型的事例を素材に検討する。 第2回 【テーマ】任意捜査の限界(担当 吉沢・小浦) 【内容】任意同行後の取調べの適法性が問題となる事例を素材に検討する。 第3回 【テーマ】任意捜査と強制捜査の区別(担当 派遣検察官) 【内容】写真撮影やおとり捜査など、任意捜査と強制捜査との区別が問題となる事例を素材に捜査の適法性を検討する。 第4回 【テーマ】逮捕勾留に関する諸問題(1)(担当 吉沢・小浦) 【内容】一罪一逮捕一勾留の原則などが問題となる事例を素材に検討する。 第5回 【テーマ】逮捕勾留に関する諸問題(2)(担当 吉沢・小浦) 【内容】別件逮捕勾留が問題となる事例を素材に検討する。 第6回 【テーマ】令状搜索差押えに関する諸問題(1)(担当 派遣検察官) 【内容】令状に基づく搜索差押許可状の効力が問題となる事例を素材に、その適法性等を検討する。 第7回 【テーマ】令状搜索差押えに関する諸問題(2)(担当 吉沢・小浦) 【内容】前回に引き続き、令状に基づく搜索差押許可状の効力が問題となる事例を素材に、その適法性等を検討する。 第8回 【テーマ】無令状搜索差押え(担当 吉沢・小浦) 【内容】無令状搜索差押えに関する諸論点が問題となる事例を素材に、その適法性等を検討する。 第9回 【テーマ】訴因の特定・訴因変更(1)(担当 派遣検察官) 【内容】訴因の特定、訴因変更の要否を検討する。	

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 700219  
授業科目名 : 刑事訴訟法演習  
担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系),吉沢 徹(社会文化科学研究科系),緒方 淳(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

第10回

【テーマ】 訴因の特定・訴因変更(2) (担当 吉沢・小浦)  
【内容】 公判段階において、訴因変更の要否・可否が問題となる典型的事例を素材に検討する。

第11回

【テーマ】 捜査と証拠 (担当 吉沢・小浦)  
【内容】 捜査全般を見渡して問題点を抽出し、証拠能力が問題となる事例を検討する。

第12回

【テーマ】 刑訴法319条, 322条を巡る諸問題 (担当 派遣検察官)  
【内容】 自白法則との関係が問題となる事例を検討する。

第13回

【テーマ】 伝聞法則(1) (担当 吉沢・小浦)  
【内容】 いわゆる米子強姦致死事件判例を題材として、伝聞・非伝聞を区別する基準等を検討する。

第14回

【テーマ】 伝聞法則(2) (担当 派遣検察官)  
【内容】 第13回で学んだ内容を前提に、犯行計画メモやそれに準ずる書面について、伝聞・非伝聞の区別を再度検討する。

第15回

【テーマ】 伝聞法則(3) (担当 吉沢・小浦)  
【内容】 実況見分調書を中心に、現場指示・現場供述の区別を検討する。

■授業時間外の学習(予習: 受講生には、予め出題した問題を検討してもらい、授業前に起案を提出してもらう。  
・復習)方法(成績評価へ 課題の掲示および起案の提出方法については、別途指示する。  
の反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 50%  
講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) 50%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション あり  
(3)履修者への連絡事項  
特になし。

あらかじめ提出された起案に基づき、評価できる点、改善すべき点などを討論しつつ、的確な論述ができるようになることを目指す。授業は演習形式であるから、受講生が主体的に取り組むことが何より必要である。教員と受講生、受講生間の双方向の授業となる。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 課題の掲示および起案の提出には、Moodleを使用する。  
板書をすることがある。

■教科書 : 宇藤崇ほか『リーガルクエスト刑事訴訟法[第2版]』(有斐閣・2018年)のページ数を指定して、予習事項を指示する。  
『刑事訴訟法判例百選[第10版]』を授業中に使用する。  
その他、予め配付される問題等。

■参考書等 : 基本的に資料は配布しない。

■成績評価 : 中間試験(2回実施予定)と期末試験によって評価する。  
プロセス評価は2回の中間試験の得点によって行う。  
プロセス評価と期末試験の評価割合は、各50%である。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 700219  
授業科目名 : 刑事訴訟法演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 小浦 美保(社会文化科学研究科系),吉沢 徹(社会文化科学研究科系),緒方 淳(社会文化科学研究科系)

---

■担当教員の研究活動との関連 : 吉沢及び派遣検察官は、検察官又は弁護士として刑事実務を行う上で刑事訴訟法に精通しており、小浦は刑事訴訟法を研究しているものである。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 16

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 703114  
授業科目名 : 医事法I

単位数 : 2

担当教員(所属) : 山下 登(ヘルスシステム統合科学研究科)

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7004N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否 :	否		
■連絡先	: TEL:086-251-7388 Email:yamashit@cc.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 前期:水曜4限 後期:水曜4限		
■学部・研究科独自の項目 :	【担当教員名(所属・肩書き)】 山下 登 (ヘルスシステム統合科学研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 医事法の対象については、必ずしも共通理解があるとはいえないが、少なくとも医師の行動を規制する側面と、医療の供給(医療機関および医療制度)に関わる側面の両者が含まれることに 関しては、ほぼ見解の一致が見られるとよい。本講義では、講義回数が増えていることから、 実務上の重要性を鑑みて、前者の側面(医療行為に対する法規制の側面)を重点的に取り上げ、 後者については、その概要に簡単に触れるに止める。本講義では、人が生まれてから死に至るまでの各場面における医療と法との関わりを時系列的に順に検討する。したがって、 医療過誤・インフォームド・コンセントに代表される医事訴訟上の論点の検討にかなりの回数を割くが、 本講義の対象は決してそれに限られるものではなく、医療と法が交錯する場面を広く検討の対象とする。 本講義の目的は、第一に、日々進歩・発展する医療と、それに伴って生起する新たな法律問題について の基本的理解を得ることにある。そのため、授業においては、医学・医療上の知識を含めた、 問題点を理解するための前提知識の習得と、新たな法律問題において問われている論点の把握に 時間を割く予定である。しかし、医療行為に対する適切な法的規制のあり方を検討するためには、 臨床の現場および医療過誤訴訟の実態についてもある程度知っておく必要がある。そこで、 第二に、本講義では、未熟児網膜症訴訟、がん告知をめぐる訴訟、安楽死・尊厳死訴訟(東海大学 病院事件及び川崎協同病院事件判決)、肝がん訴訟等の重要事件について、事実認定・法的判断の 適否について詳細な検討を行う。 なお、一昨年からのカリキュラムの変更に伴い、従来に比して、医師の民事責任に関わる問題を 重点的に扱う予定である。		
■学習目的	: 医事法の基本原理を理解し、さらには、医事法の領域で展開された法理が一般法(民法・民事訴訟法等)の 領域にどのようなインパクトを与えてきたかを理解することを通して、医療に関わる法律問題について 多角的・総合的な視点に基づく分析力・問題解決力を修得する。		
■到達目標	: 医事法上の重要問題について、なぜ関係当事者間で見解の対立が生じてきたのか(問題の所在及び背景)、 さらには、争点について形成されてきた判例法理を的確に説明できるようにする。併せて判例法理に 潜む問題点についても、学説の批判を踏まえて指摘できるようにする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】医事法の意義と基本原理 【内容】医療と法が交錯するのはどのような場面か、また各場面と如何なる法分野が関わるのかについて 説明した後、医療行為の特質(救命性・敢行性)を明らかにする。さらに医事法全体を貫く基本原理として の、患者の健康権と自己決定権について、両者が対立する場面としてどのようなケースがあるかを設例を用いて 具体的に検討する。 第2回 【テーマ】医療行為の適法性 【内容】医療行為が正当化されるための3つの要件である、医学的適応性、医術の正当性、インフォームド・ コンセントについて概説したのち、それらの要件が満たされているか否かが問題となりうる事例について、 設例を手がかりに具体的に検討する。 第3回 【テーマ】医療機関と医療制度 【内容】医師法及び医療法上の主要な規定を取り上げる。医療法については各種の医療機関の機能について 検討する。医師法については、医師法に規定された医師の義務について、特に応招義務及び無診察治療の 禁止を中心に検討する。 第4回 【テーマ】医療契約 【内容】医療契約の法的性質、患者が未成年者である場合及び救急医療における契約当事者、診療契約上の 義務と義務違反の効果について判例及び想定した設例を手がかりに検討する。 第5回 【テーマ】出生をめぐる法的問題-1. 避妊と人工妊娠中絶 【内容】各種の避妊技術とそれが許容されるための要件、人工妊娠中絶の許容要件(比較法的検討を含む) について、検討する。また、望まれない子の出生を理由とする損害賠償請求の		

可否をめぐる法律問題(wrongful conception,wrongful birth,wrongful life)ついて、比較法の観点も踏まえた検討を行う

#### 第6回

【テーマ】出生をめぐる法的問題-2. 生殖医療に対する法的規制

【内容】人工授精、体外受精、代理母など、如何なる生殖補助医療を法的に許容すべきかについて検討したのち、生殖補助医療により生まれた子の親子関係のあり方について、近時の判例、各種の審議会の報告書及び最近の立法提案、さらには諸外国の法規制の動向等を手がかりに検討する。

#### 第7回

【テーマ】医療過誤論(その1) - 過失論

【内容】過失の判断基準について医療水準論の意義と限界、とくに各種のガイドラインが判例における医療水準の確定に際していかなる機能を果たしているかについて、掘り下げた検討を行う。また、医療慣行と医師の裁量の関係について、近時の判例を手がかりとして検討する。

#### 第8回

【テーマ】医療過誤論(その2) - 責任主体論

【内容】

近時の病院での診療においては、1対1の医師患者関係はまれであり、一人の患者に複数の医師及び看護師等の医療補助者が関与する診療体制(チーム医療)が採られることが通常となっている。今回は、チーム医療において問題となる医師相互における責任の帰属および医師と他の医療従事者との間における責任関係について検討する。

#### 第9回～第10回

【テーマ】医療過誤論(その3) - 因果関係論・損害論

【内容】因果関係の認定と損害の有無及び範囲の認定とは密接に関連している。そこで、両者に関わる重要問題を2回に亘って検討する。具体的には、因果関係の判断基準(特に過失と死亡ないし重篤な後遺症との間の因果関係について)、医師の過失と患者の死亡ないし重篤な後遺症との因果関係の有無が争われる場面において問題となる被侵害法益の内容(延命利益、期待権、診療機会の喪失)、不作為の因果関係、被害者の素因等の問題につき、近時相次いで出された最高裁判決を手がかりに、検討する。この検討を通じて、因果関係および損害に関する未解決の問題点を明らかにし、妥当な解決策を模索する。

#### 第11回

【テーマ】医療過誤論(その4) - 医療訴訟論

【内容】医療過誤事件における訴訟法上の問題として、審理の方式、証拠保全、文書提出命令、診療記録の開示、専門委員制度、医療鑑定のある方と鑑定結果の評価方法について、制度の枠組みを関連条文をもとに概観した後、各制度について生じうる問題点について判例法理をも参照しつつ検討する。

#### 第12回

【テーマ】患者の同意と医師の説明義務(その1) - 同意論

【内容】患者の同意能力、同意が不要とされる場合、患者の意思と親権者の意思が対立する場合、代諾権者と代諾の限界等の問題について、判例及び設例を手がかりに検討した後、可能であれば、あるべき立法の方向(成年後見制度の見直しに際して、医療における同意(代諾)を後見人の職務として明示すべきか)についても議論したい。

#### 第13回

【テーマ】患者の同意と医師の説明義務(その2) - 説明義務論

【内容】説明義務の対象・範囲、説明義務が制限される場合、説明義務違反と同意との関係(因果関係論)、説明義務違反による損害賠償の範囲、説明義務の履行態様(説明の主体・時期・方法)、等の問題について、判例・学説を手がかりに検討する。

#### 第14回

【テーマ】特殊医療・先端医療

【内容】まず、2010年7月に施行された改正臓器移植法の内容と問題点を概観した後、法的規律が存在しない生体移植に関して、法律上の問題点について検討する。最後に、これらの作業を通して明らかになった問題点を解決するために、如何なる方策(臓器移植法の再改正、生体移植に関する法的規制のあり方ガイドラインによる規制に止めるべきか法律による規制を要するかなど)を講じるべきかについて検討する。

#### 第15回

【テーマ】死をめぐる法的問題

【内容】安楽死と尊厳死を取り上げ、安楽死の許容要件、尊厳死(延命医療の中断)が認められるための要件について、東海大学医学部付属病院事件・川崎協同病院事件等の裁判例を手がかりに検討する。また、重度障害新生児に対する治療打ち切り(このケースについて欧米では、早期安楽死という言葉が用いられている)が如何なる要件の下で許容されるかについても検討したい。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 703114  
授業科目名 : 医事法I

単位数 : 2

担当教員(所属) : 山下 登(ヘルスシステム統合科学研究科)

■授業時間外の学習(予習:最初の授業時に指示する。なお、期間中に1回レポートを作成してもらう(プロセス評価の一部と・復習)方法(成績評価へする)。  
の反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70%:30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項:(1)割合

講義形式:70%

講義以外(学生との対話,アクティブラーニング等)30%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッションあり

グループワークなし

プレゼンテーションなし

学内実習・実験あり

学外実習なし

その他:受講者が一定数(5名程度)を上回った場合には、著名な医療事故専門弁護士による講演または医療事故訴訟の傍聴を行う。

(3)履修者への連絡事項

質問項目、問題の所在、各法制度の概要(制度趣旨・要件・効果)、判例・主要学説の解説から構成される詳細な講義資料を事前に配布することにより、聴覚障害者にとっても理解しやすい授業となるよう心がける。

授業開始前(3月末頃)に15回分の講義資料をWebに掲示する。この講義資料には、設例、関連判例、演習問題が掲載されており、受講者は、設例と演習問題を事前に検討したうえで授業に臨むことが求められる。授業の前半では、取り上げるテーマに関わる医学上及び法律上の基本的知識について講義形式で説明するが、後半では、予習してきた設例と関連判例を手がかりに、質疑応答または受講者同士の議論を通して、問題点を具体的に認識し、複数の対立する考え方に目配りした上で、バランスの取れた解決策を見出せる力を養成したいと考えている。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項:事前に詳細な講義資料(レジュメ)を配布するとともに、文字では理解し難い込み入った事実関係や、計算例(損害賠償額の算定等)については、図解や具体例を板書することにより、現実生起する問題について、正確な事案の分析ができるようにする。

■教科書 : テキスト:事前に配布(Moodleに掲載)した15回分の講義資料を使用する。

■参考書等 : 参考文献:手嶋豊『医事法入門[第5版]』(有斐閣、2018年)  
加藤良夫編『実務医事法[第2版]』(民事法研究会、2014年)  
甲斐克則編著『ブリッジブック医事法』(信山社、2008年)  
宇都木伸・町野朔・平林勝政・甲斐克則編『医事法判例百選[第2版]』(有斐閣、2014年)  
『医療六法平成31年版』(中央法規、2019年)  
福田剛久・高橋譲・中村也寸志編『最新裁判実務大系2 医療訴訟』(青林書院、2014年)  
\*その他の参考文献については、適宜講義中に紹介する。

■成績評価 : 定期試験の成績(50%)、提出されたレポートの内容(30%)、授業中の発言内容(20%)。授業で取り上げた論点が正確に把握できているか、及び患者・医療従事者双方に対してバランスの取れた解決策を提示できているかを重視する)を総合して行う。

■担当教員の研究活動との関連 : これまでの研究の中心は、インフォームド・コンセント、診療記録閲覧請求権等の医療情報の開示に関するものであるが、最近では、遠隔医療や倫理委員会の法的責任等の新しい問題についても、研究を進め、既にいくつかの論稿を公刊している。また、医療過誤訴訟における過失・因果関係等の要件面についても若干の検討を行ってきた。これらの研究成果を授業内容にできるだけ反映させたいと思っている。また、生殖補助医療についても関心を持っており、特にAID児や代理母により生まれた子の親子関係、さらには、wrongful birthについても、授業で取り上げる予定である。

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜3

講義番号 : 703114  
授業科目名 : 医事法I  
担当教員(所属) : 山下 登(ヘルスシステム統合科学研究科)

単位数 : 2

---

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 3

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

---

学期	: S: 通年	講義番号	: 703118	単位数	: 2
曜日・時限	: 水曜4,金曜4	授業科目名	: リーガルソーシャルワーク演習		
		担当教員(所属)	: 西田 和弘(社会文化科学研究科系),西尾 史恵(社会文化科学研究科系),尾崎 力弥(社会文化科学研究科系)		

■ナンバリングコード:	: LCAD1LSLW7001N	■必修・選択の別	: 選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生(平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開としているため, 受講者に個別に伝える。		
■オフィスアワー	: 随時対応		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 各回とも下記3名の教員で授業を行う。 西田 和弘(大学院法務研究科・教授) 西尾 史恵(弁護士法人 岡山パブリック法律事務所・弁護士) 尾崎 力弥(弁護士法人 岡山パブリック法律事務所・社会福祉士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 虐待, アルコール依存, ホームレス, 不登校, 認知症高齢者や知的障害者の消費者被害, 更生保護など, 司法と福祉の連携が不可欠な市民生活上の課題がある。また, そのような問題が重複している家庭の場合, どのような手順で問題を解決していくかは大変難しい。司法と福祉の協働による市民生活上の課題解決手法を学ぶ。 ネットワークセミナー方式をとる。		
■学習目的	: 司法と福祉の連携・協働が必要な市民生活上の課題に関して, 発展的・先端的な理論および実務を習得することにより, 現代における法曹に対する多様なニーズに対応し, 法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 司法と福祉の連携・協働なくしては適切な支援ができない市民生活上の課題を知り, その解決スキルを向上させる。		
■授業計画	: 全ての授業は, 上記3名の共同運営である(オムニバスではなく, 各回とも3名の教員が担当する)。 教員の提示する事例に対し, 受講者が報告し, 討論することを基本形とする。 なお, 受講人数少数の場合は, 過度の負担とならないよう教員からのレクチャーを含めるなど授業方法を工夫する。 15回中, 学外実習として, セミナー参加1回, 相談陪席1回, 外部事例検討会参加1回を予定している。 期末試験は実施しないが, 講義に関連する最終レポートの提出を求める。  <参考:これまでの報告対象事例> *精神障害のある息子からの虐待により自宅より逃避した高齢者への支援 *意思疎通困難な発達障害者の国選弁護 *精神疾患を原因とする家庭崩壊と生活困窮への支援 *義父による財産搾取を受けている若年女性への生活支援など。		
■授業時間外の学習(予習・復習)方法(成績評価への反映についても含む)	: 授業において別途指示する。		
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合			: 30% : 70%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク, ディスカッション, プレゼンテーションなど)			: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ, 質疑応答など)			: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行, 問いを立てるなど)			: 多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習, 小テスト, 小レポート, 授業の振り返りなど)			: やや多い
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: 障害への合理的配慮を希望する者は, 第1回講義時にご相談いただきたい。		
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド, CD, DVDなど)			: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)			: やや少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー, TA, ボランティアなど)			: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: Moodleまたはメーリングリストにて事例提示・報告レジュメ掲載を行う。 (いずれを用いるかは受講人数により決定する)		
■教科書	: 使用しない。		

学期 : S: 通年  
曜日・時限 : 水曜4, 金曜4

講義番号 : 703118  
授業科目名 : リーガルソーシャルワーク演習

単位数 : 2

担当教員(所属) : 西田 和弘(社会文化科学研究科系), 西尾 史恵(社会文化科学研究科系), 尾崎 力弥(社会文化科学研究科系)

---

■参考書等 : 特になし。

---

■成績評価 : 授業中の討論と学外実習(50%) および最終レポート(50%)

---

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、医療、福祉、権利擁護に関する法・制度・政策、実務の専門家である。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 1

---

■JABEEとの関連 : 3

---

■主なSDGs関連項目1 : 住み続けられるまちづくりを

---

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜4,水曜5

講義番号 : 703104  
授業科目名 : 医事刑法  
担当教員(所属) : 平野 美紀(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAE0LSLW7001N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成27年度以前入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: hirano@jl.kagawa-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 講義前後		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 平野 美紀 (香川大学法学部・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 高度医療の発達と高齢社会に突入したことにより、現代社会において医療をめぐる法の問題はさまざまな形で、より複雑になり、紛争も多くおきている。本講義では、患者の権利や医師の義務など、基本的な医療をめぐる法律を学んだうえで、主に刑事法分野からみたテーマについて検討していく。 本講義のねらいは、日進月歩の分野である医療と法をめぐる諸問題について、基本的な法知識を身につけ、医療現場での現状等について学ぶことで、医療をめぐる法律問題だけではなく、他の学際的な分野にも応用できるようにすることである。		
■学習目的	: これからの社会において、さまざまな形で多職種との連携が求められる中、医療分野との連携が必要不可欠である。 法理論と実務にとって必要な教養となる法と医療に関する専門的理論を習得することにより、深い洞察力を育成し、法曹にふさわしい倫理感や人権感覚、社会的正義観念等を身につけることを目的とする。		
■到達目標	: 法と医療が交錯する場面での、さまざまな問題点について、基礎的な法的知識を持ち、現在の法制度の下での法的な問題点や対立する価値観について、人権に配慮しながら論点を述べることができる。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】医事法の基本的考え方 【内容】医療をめぐる法律問題の基本となる、医療者の法的義務関係について概説する。  第2回 【テーマ】患者の同意と輸血拒否 【内容】患者の自己決定権をめぐって、インフォームドコンセントの法的位置づけを憲法・民法・刑法のそれぞれの見解から概観し、特に憲法上の問題として、輸血拒否の問題について見当する。  第3回 【テーマ】高齢者の医療と同意 【内容】インフォームドコンセントが不要とされるような例外的な場面として救急医療があるが、それ以外に本人の判断能力の有無が明らかではない場合として、高齢者が例に挙げられる。本人の同意が必要なのは法律上明らかであるとしても、高齢であるがゆえのさまざまな問題に、医療現場も混乱しているのが現状である。その実態を例示しながら法的諸問題を概観する。  第4回 【テーマ】子どもの権利と医療 【内容】子どもの医療に関する同意については法律上なんら規定はない。もちろん子どもの同意は尊重されるべきであるが、判断能力が未熟な子どもにおいては、身体・生命がより優先されるべき場合もある。児童虐待をめぐって、子どもへの医療と法律について概観する。  第5回 【テーマ】末期医療と法的問題 ①臓器移植法をめぐる問題 【内容】わが国の臓器移植法および関連する規則は世界でも厳しいものとされている一方で、実際には臓器売買事件が起きており、臓器不足を背景とした生体移植問題や病腎移植問題など、諸外国には見られない現状もある。2010年に改正された臓器移植法を概観したうえで、法律上不備とされている点や実務上の問題点などを概説する。  第6回 【テーマ】末期医療と法的問題 ②安楽死と尊厳死 【内容】高齢社会となり末期医療をめぐって個人の自己決定権の尊重とその限界については、さまざまな分野から議論が起きている。尊厳死・安楽死の定義を確認し、法的諸問題を整理したうえで、臨床現場での問題点について概説する。  第7回 【テーマ】精神医療と法 【内容】自己決定が尊重される場合は本人に判断能力があることが前提であり、精神障害者の一部については自己決定権が制限される場合がある。精神保健福祉法について解説したうえで、精神障害と精神医療をめぐる法的諸問題について概説する。		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜4,水曜5

講義番号 : 703104  
授業科目名 : 医事刑法  
担当教員(所属) : 平野 美紀(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

#### 第8回

【テーマ】刑事司法と医療 ①再犯防止と刑務所での処遇

【内容】刑事司法のさまざまな課題の中で、2016年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されるなど、再犯防止対策は喫緊の課題である。特に、障がいや高齢者の再犯防止対策が大きな課題として挙げられる。再犯防止が求められる背景と、実際の刑務所での高齢者の処遇や医療について概説する。

#### 第9回

【テーマ】刑事司法と医療 ②再犯防止と入口支援

【内容】再犯防止対策に向けて、刑務所での出口支援が活発になってきたうえに、特に最近では、刑事司法の入り口の場面での社会福祉的アプローチが再犯防止に効果を上げている。知的障がい者や発達障がい者に着目し、加害者になった場合の刑事法の新たな試みについて概説する。

#### 第10回

【テーマ】刑事司法と医療 ③依存症対策

【内容】2016年6月に施行された刑の一部執行猶予制度や、最近問題となっているクレプトマニア(窃盗癖)など、依存の問題は再犯とは密接にかかわる。刑の一部執行猶予制度にかかわる刑法改正と、さまざまな現場での取り組みを踏まえて概説する。

#### 第11回

【テーマ】犯罪被害者と医療

【内容】受刑者等に医療的措置が実施される一方で、犯罪の被害者が犯罪そのものから受けた身体的被害だけではなくさまざまな形での後遺症に苦しむことは、ようやく最近認識されるようになってきた。性犯罪被害を中心に、犯罪被害者の権利と医療について被害者権利法等を概観したうえで、被害者と医療のかかわりについて概説する。

#### 第12回

【テーマ】触法精神障害者

【内容】わが国は約10年前から、重大な他害行為を行った者については強制的な入院・通院治療を裁判所が命令する医療観察法制度が導入されている。医療観察法を概観し、医療観察法制度の運用について概説する。

#### 第13回～第14回

【テーマ】医療観察法病棟病棟見学

【内容】医療観察法入院病棟を有している病院は少数である。わが国でも最も先端的な精神科医療を実施しつつ地域に根ざし病院であり、医療観察法病棟をもつ病院である、岡山県精神科医療センターを見学し、医療現場の実際を学ぶ。

#### 第15回(見学レポート提出)

【テーマ】医療事故と法

【内容】2014年10月より医療事故の届出制度が変わり、医療において法的紛争が起きた場合に、新たな方向へ進んでいくかもしれない。医療事故の発生と防止策等をめぐる諸問題について概説する。

#### 第16回 試験

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80% : 20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 80%  
精神科病院見学とレポート20%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション なし  
グループワーク なし  
プレゼンテーション なし  
学内実習・実験 なし  
学外実習 あり  
(3)履修者への連絡事項

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜4,水曜5

講義番号 : 703104  
授業科目名 : 医事刑法  
担当教員(所属) : 平野 美紀(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

また実際に精神科病院(近隣所在地、バリアフリー化されている病院)を見学することを計画している。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 特別な配慮を必要とする場合は、事前にご相談ください。

■教科書 : 教材は特に指定しない。配布資料を準備する。

■参考書等 : 毎回パワーポイントのスライドを配付し、その他資料も配布する。

■成績評価 : レポート(見学レポートも含む)35%、期末試験65%

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は刑事法と医事法を研究しているため、刑事法的視点からの医事法の解説となる。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 3

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜4,水曜5

講義番号 : 703115  
授業科目名 : 医事法II  
担当教員(所属) : 平野 美紀(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7005N	■必修・選択の別 : 選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群	
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)	
■他学部学生の履修の可否	: 否	
■連絡先	: hirano@jl.kagawa-u.ac.jp	
■オフィスアワー	: 講義前後	
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 平野 美紀 (香川大学法学部・教授)	
■使用言語	: 日本語	
■授業の概要	: 高度医療の発達と高齢社会に突入したことにより、現代社会において医療をめぐる法の問題はさまざまな形で、より複雑になり、紛争も多くおきている。本講義では、患者の権利や医師の義務など、基本的な医療をめぐる法律を学んだうえで、主に刑事法分野からみたテーマについて検討していく。 本講義のねらいは、日進月歩の分野である医療と法をめぐる諸問題について、基本的な法知識を身につけ、医療現場での現状等について学ぶことで、医療をめぐる法律問題だけではなく、他の学際的な分野にも応用できるようにすることである。	
■学習目的	: これからの社会において、さまざまな形で多職種との連携が求められる中、医療分野との連携が必要不可欠である。 法理論と実務にとって必要な教養となる法と医療に関する専門的理論を習得することにより、深い洞察力を育成し、法曹にふさわしい倫理感や人権感覚、社会的正義観念等を身につけることを目的とする。	
■到達目標	: 法と医療が交錯する場面での、さまざまな問題点について、基礎的な法的知識を持ち、現在の法制度の下での法的な問題点や対立する価値観について、人権に配慮しながら論点を述べることができる。	
■授業計画	: 第1回 【テーマ】医事法の基本的考え方 【内容】医療をめぐる法律問題の基本となる、医療者の法的義務関係について概説する。  第2回 【テーマ】患者の同意と輸血拒否 【内容】患者の自己決定権をめぐって、インフォームドコンセントの法的位置づけを憲法・民法・刑法のそれぞれの見解から概観し、特に憲法上の問題として、輸血拒否の問題について見当する。  第3回 【テーマ】高齢者の医療と同意 【内容】インフォームドコンセントが不要とされるような例外的な場面として救急医療があるが、それ以外に本人の判断能力の有無が明らかではない場合として、高齢者が例に挙げられる。本人の同意が必要なのは法律上明らかであるとしても、高齢であるがゆえのさまざまな問題に、医療現場も混乱しているのが現状である。その実態を例示しながら法的諸問題を概観する。  第4回 【テーマ】子どもの権利と医療 【内容】子どもの医療に関する同意については法律上なんら規定はない。もちろん子どもの同意は尊重されるべきであるが、判断能力が未熟な子どもにおいては、身体・生命がより優先されるべき場合もある。児童虐待をめぐって、子どもへの医療と法律について概観する。  第5回 【テーマ】末期医療と法的問題 ①臓器移植法をめぐる問題 【内容】わが国の臓器移植法および関連する規則は世界でも厳しいものとされている一方で、実際には臓器売買事件が起きており、臓器不足を背景とした生体移植問題や病腎移植問題など、諸外国には見られない現状もある。2010年に改正された臓器移植法を概観したうえで、法律上不備とされている点や実務上の問題点などを概説する。  第6回 【テーマ】末期医療と法的問題 ②安楽死と尊厳死 【内容】高齢社会となり末期医療をめぐって個人の自己決定権の尊重とその限界については、さまざまな分野から議論が起きている。尊厳死・安楽死の定義を確認し、法的諸問題を整理したうえで、臨床現場での問題点について概説する。  第7回 【テーマ】精神医療と法 【内容】自己決定が尊重される場合は本人に判断能力があることが前提であり、精神障害者の一部については自己決定権が制限される場合がある。精神保健福祉法について解説したうえで、精神障害と精神医療をめぐる法的諸問題について概説する。	

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜4,水曜5

講義番号 : 703115  
授業科目名 : 医事法II  
担当教員(所属) : 平野 美紀(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

#### 第8回

【テーマ】刑事司法と医療 ①再犯防止と刑務所での処遇

【内容】刑事司法のさまざまな課題の中で、2016年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されるなど、再犯防止対策は喫緊の課題である。特に、障がいや高齢者の再犯防止対策が大きな課題として挙げられる。再犯防止が求められる背景と、実際の刑務所での高齢者の処遇や医療について概説する。

#### 第9回

【テーマ】刑事司法と医療 ②再犯防止と入口支援

【内容】再犯防止対策に向けて、刑務所での出口支援が活発になってきたうえに、特に最近では、刑事司法の入り口の場面での社会福祉的アプローチが再犯防止に効果を上げている。知的障がい者や発達障がい者に着目し、加害者になった場合の刑事法の新たな試みについて概説する。

#### 第10回

【テーマ】刑事司法と医療 ③依存症対策

【内容】2016年6月に施行された刑の一部執行猶予制度や、最近問題となっているクレプトマニア(窃盗癖)など、依存の問題は再犯とは密接にかかわる。刑の一部執行猶予制度にかかわる刑法改正と、さまざまな現場での取り組みを踏まえて概説する。

#### 第11回

【テーマ】犯罪被害者と医療

【内容】受刑者等に医療的措置が実施される一方で、犯罪の被害者が犯罪そのものから受けた身体的被害だけではなくさまざまな形での後遺症に苦しむことは、ようやく最近認識されるようになってきた。性犯罪被害を中心に、犯罪被害者の権利と医療について被害者権利法等を概観したうえで、被害者と医療のかかわりについて概説する。

#### 第12回

【テーマ】触法精神障害者

【内容】わが国は約10年前から、重大な他害行為を行った者については強制的な入院・通院治療を裁判所が命令する医療観察法制度が導入されている。医療観察法を概観し、医療観察法制度の運用について概説する。

#### 第13回～第14回

【テーマ】医療観察法病棟病棟見学

【内容】医療観察法入院病棟を有している病院は少数である。わが国でも最も先端的な精神科医療を実施しつつ地域に根ざし病院であり、医療観察法病棟をもつ病院である、岡山県精神科医療センターを見学し、医療現場の実際を学ぶ。

#### 第15回(見学レポート提出)

【テーマ】医療事故と法

【内容】2014年10月より医療事故の届出制度が変わり、医療において法的紛争が起きた場合に、新たな方向へ進んでいくかもしれない。医療事故の発生と防止策等をめぐる諸問題について概説する。

#### 第16回 試験

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80% : 20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 80%  
精神科病院見学とレポート20%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション なし  
グループワーク なし  
プレゼンテーション なし  
学内実習・実験 なし  
学外実習 あり  
(3)履修者への連絡事項

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 水曜4,水曜5

講義番号 : 703115  
授業科目名 : 医事法II

単位数 : 2

担当教員(所属) : 平野 美紀(社会文化科学研究科系)

また実際に精神科病院(近隣所在地、バリアフリー化されている病院)を見学することを計画している。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 特別な配慮を必要とする場合は、事前にご相談ください。

■教科書 : 教材は特に指定しない。配布資料を準備する。

■参考書等 : 毎回パワーポイントのスライドを配付し、その他資料も配布する。

■成績評価 : レポート(見学レポートも含む)35%、期末試験65%

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は刑事法と医事法を研究しているため、刑事法的視点からの医事法の解説となる。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 3

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:特別  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 701105  
授業科目名 : ローヤリング・クリニック

単位数 : 3

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAZ2LSLW7001A	■必修・選択の別 :	選択必修	
■科目区分	: B 実務基礎科目群			
■対象学生	: 3年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: ウェブサイト記載の連絡先を参照のこと。			
■オフィスアワー	: 各教員のオフィスアワーは、時間割を参照すること。			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 井藤 公量(大学院法務研究科・教授) 妻鹿 安希子(大学院法務研究科・准教授) 周東 秀成(大学院法務研究科・准教授) ほか			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 現実の事件処理に携わる経験は、法曹としての将来の活動内容につき具体的イメージを与え、勉学のモチベーションとなるとともに、他の科目における理解の深化にも大いに役立つ。そこで、本科目では、岡山弁護士会所属弁護士による幅広い協力を得ながら、現実の多様な事件の処理に携わる臨床経験持つ場とする。			
■学習目的	: 法律相談や交渉等に関する実務理論の基礎を習得するとともに実務技能を実践し、法曹実務を行うために不可欠な実務能力および法曹としての倫理感・責任感を育成することを目的とする。			
■到達目標	: 現実の案件を解決に導く思考能力及び実務能力の養成を目標とする。			
■授業計画	: 第1回 【テーマ】ローヤリング講義 【内容】実際に法律相談をおこなうにあたって必要となる、相談者からの聴取方法、相談者に対する回答方法等の基本的な面接技法につき、講義形式により教示する。また、実際に法律問題についての交渉をおこなうにあたって必要となる、相手方との交渉方法、依頼者との打ち合わせ方法等の基本的な交渉技法、及び仲裁をおこなうにあたって必要となる仲裁技法につき、講義形式により教示する。  第2,3回 【テーマ】ローヤリング実践I(面接技法) 【内容】模擬相談者(SC)からの法律相談を受け、法律相談の疑似体験をすることにより、講義で習得した面接技法につき、体得する。具体的には、学生2人で1チームをつかって、1人が相談を担当し、もう1人がオブザーバー役として同席する形式をとり、第2回と第3回とで相談担当役とオブザーバー役とが交代する。各チームには弁護士が1人ずつ付き、40分の相談終了後、講評と、学生2人との意見交換をおこなう。  第4回 【テーマ】ローヤリング実践I(面接技法)の検討会 【内容】ローヤリング実践Iの様子を撮影したビデオをみながら、気がついた点について討論し、実践Iについて振り返ると共に他人のビデオを参考にして技法の向上のきっかけとする。  第5回 【テーマ】ローヤリング実践II(交渉技法) 【内容】模擬交渉において二人一組となって交渉チームをつくり、相手方チームと交渉をおこなう、交渉の疑似体験をすることにより、講義で習得した交渉技法につき、体得する。具体的には、学生2人で1チームをつかって、事前に交渉案件の内容につき把握したうえで、チーム同士で交渉する。各交渉には弁護士が1人ずつ付き、40分の交渉終了後、講評と、学生4人との意見交換をおこなう。  第6回 【テーマ】ローヤリング実践II(交渉技法)の検討会 【内容】ローヤリング実践IIの様子を撮影したビデオをみながら、気がついた点について討論し、実践IIについて振り返ると共に他チームの交渉ビデオを参考にして技法の向上のきっかけとする。  第7回 【テーマ】ローヤリング実践III(接見) 【内容】岡山大学法科大学院が作成した刑事接見ロールプレイの模擬接見(DVD)を鑑賞のうえ、弁護人の勾留中の被疑者接見につきあるべき姿を探求する。  第8回 【テーマ】ローヤリング実践IV(和解あっせん) 【内容】弁護士会の仲裁センターの方式で対立当事者間の和解あっせん・仲裁をおこない、仲裁人・当事者の役割などの疑似体験やその様子を見ることにより、講義とそれまでのローヤリングの実践で習得した技法につき、体得することとする。具体的には、それぞれの学生等は事前に仲裁案件の担当部分につき把握したうえで、仲裁をおこなう形式をとる。この回は、仲裁技法を			

学期 : S:特別  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 701105  
授業科目名 : ローヤリング・クリニック

単位数 : 3

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系)

研究するために学生のうち一人が仲裁人、残りの学生が申立側、相手方になり、手続きが終了後、全員で討論をすることとする。

第9,10,11回

【テーマ】クリニックI

【内容】実際の法律相談に直接携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。市民相談には弁護士が1人ずつ付き、事前の準備・聞き取り、法律相談、終了後の講評と意見交換をおこなう。相談等、その処理に携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。

第12,13,14回

【テーマ】クリニックII

【内容】実際の法律相談に直接携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。市民相談には弁護士が1人ずつ付き、事前の準備・聞き取り、法律相談、終了後の講評と意見交換をおこなう。相談等、その処理に携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。

第15,16,17回

【テーマ】クリニックIII

【内容】実際の法律相談に直接携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。市民相談には弁護士が1人ずつ付き、事前の準備・聞き取り、法律相談、終了後の講評と意見交換をおこなう。相談等、その処理に携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。

第18,19,20回

【テーマ】クリニックIV

【内容】実際の法律相談に直接携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。市民相談には弁護士が1人ずつ付き、事前の準備・聞き取り、法律相談、終了後の講評と意見交換をおこなう。相談等、その処理に携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。

第21,22,23回

【テーマ】クリニックV

【内容】実際の法律相談に直接携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。市民相談には弁護士が1人ずつ付き、事前の準備・聞き取り、法律相談、終了後の講評と意見交換をおこなう。相談等、その処理に携わらせることにより、現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力及び実務能力を養成することを目的とする。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 30% : 70%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : なし

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Aタイプ(社会連携の実践活動が授業の1/3以上と多い)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : ローヤリングの授業を経たうえで、無料法律相談等におけるクリニック適合事案につき、指導弁護士による監督の下で、法制度の枠内で、依頼者からの法律相談を皮切りに、それ以降も、ADR、裁判等の解決過程において、できるだけ継続的に事案処理に携わらせる。なお、ローヤリングの授業実施後の授業計画は、便宜上、一応15回に分けて策定するが、実際に扱う事案に応じて、適宜機動的な内容で実施したい。クリニックにおいては各学生が5件の法律相談を受けることを目標とする。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : ・DVDなどを使用する場合がある。

■教科書 : 適宜、必要な資料を配付する。

学期 : S:特別  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 701105  
授業科目名 : ローヤリング・クリニック

単位数 : 3

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系),周東 秀成(社会文化科学研究科系)

---

■参考書等	: 適宜、必要な資料を配付する。
■成績評価	: 総合的に評価し、合否をもって判定する。試験は行わない。
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は民事実務に携わっている。この科目は、担当教員の専門とする分野を内容とするものである。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 0
■JABEEとの関連	: 0
■主なSDGs関連項目1	: 該当なし
■主なSDGs関連項目2	: 貧困をなくそう
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考／履修上の注意	:

---

学期 : S:特別  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 701106  
授業科目名 : 模擬裁判・エクスターンシップ  
担当教員(所属) : 吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

単位数 : 3

■ナンバリングコード:	: LCAZ2LSLW7002A	■必修・選択の別 :	選択必修
■科目区分	: B 実務基礎科目群		
■対象学生	: 3年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: yoshino@law.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: おって周知する。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 吉野 夏己(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 民事模擬裁判を通じて弁護士、裁判官の役割を疑似体験すること、及び法曹が関与する現場を実際に体験することにより、法曹としての将来の活動内容について具体的なイメージをつかむことを目的とする。そこから、民事裁判手続に関する理論や判例の理解はもちろん、他の関連科目に対する理解を深めることを目指す。本授業を通じて断片的に学んだ手続法の知識を、具体的事件を通して全体的な民事裁判手続の流れとして認識させ、実務科目の総括とする。さらに、模擬裁判における法曹として体験と、法律事務所等における現場体験を通して、実務家法曹に求められる思考能力及び実務能力を養成する。		
■学習目的	: 民事模擬裁判を実施することにより、弁護士及び裁判官のそれぞれの役割を疑似体験することは、法曹としての活動内容について具体的なイメージを与えるとともに、自己の有する専門的知識及びその応用力に対する現状を認識させ、自省する機会を付与し、また、向上力の喚起または刺激・動機づけ、すなわち、勉学のモチベーションを高める効果が期待される。それに伴い、他の科目における理解の深化にも大いに役立つ。さらには、模擬担当者と直接向き合うことにより、コミュニケーションの重要性、学生間の協働によるチームワークの重要性への認識を高めることにもつながる。実務科目では断片的に学んだ知識を一つの事件を通じして全体的な裁判手続の流れを認識させ、実務科目の総括となることのみならず、実務家法曹に求められる思考能力及び実務能力を養成することに資する。また、法律事務所におけるエクスターンシップでは、実際の弁護士実務を体験させる。		
■到達目標	: 民事実務科目においては、模擬記録教材等により断片的ではあるが、訴状・答弁書の作成、争点整理、交互尋問、和解書・判決書の作成などを既に経験しているが、民事模擬裁判では、一つの事件を通して、実務基礎科目で学んだことを総括するとともに、より実践的に実際の法廷活動をシミュレートさせる。エクスターンシップにおいても、弁護士実務を体験させる。		
■授業計画	: 第1回～第2回 【テーマ】民事裁判の概要 【内容】民事模擬裁判のビデオ(民事第一審の記録。原告からの相談、聴き取り、提訴、あるいは被告からの相談、聴き取り、応訴、そして、争点整理、原告被告双方当事者の尋問、和解・判決という流れをダイジェストにまとめたもの)を鑑賞し、民事裁判の流れを説明するとともに、民事裁判の全体像を提示する。また、裁判官、原・被告双方代理人のクラス分けを行い、各資料を配付した上で、模擬裁判の方法について概説する。  第3回～第4回 【テーマ】第1回口頭弁論 【内容】裁判官の進行の下、第1回口頭弁論を開催する。原告代理人は、聴取書等を基に予め作成した訴状を陳述し、これに対して、被告代理人は、答弁書を陳述する。裁判官は、特に、管轄、訴訟物、要件事実、抗弁等について検討し、場合によっては、釈明、補正を促すこととする。  第5回～第6回 【テーマ】弁論準備手続(争点整理) 【内容】裁判官の訴訟指揮に基づき、双方代理人が作成した準備書面の陳述と、相手方提出書証の成立の認否を行うとともに、争点整理を行い、立証計画を策定する。  第7回 【テーマ】交互尋問の準備 【内容】裁判官、双方代理人の各グループに分かれ、尋問事項メモを作成するとともに、交互尋問に向けた準備を行う。双方代理人は、各承認予定者に証人テストを実施する。また、裁判官は、交互尋問に備えて、証拠調べ手続の確認、裁判官は補充尋問の準備もしておく。  第8回～第10回 【テーマ】集中証拠調べ 【内容】当事者本人及び証人に対する尋問(相手方からの尋問に対する異議も積極的に出すようにする。また、裁判官役の求釈明や補充尋問も行う)を行う。今後尋問実施後に講評を行う。  第11回～第12回 【テーマ】判決・和解 【内容】証拠調べの結果を前提として、双方代理人に最終準備書面を作成させ、提出させる。その後、裁判官の訴訟指揮の下で和解交渉を行い、和解成立の場合は和解書を作成する。和		

学期 : S:特別  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 701106  
授業科目名 : 模擬裁判・エクスターンシップ  
担当教員(所属) : 吉野 夏己(社会文化科学研究科系)

単位数 : 3

解が不成立の場合(和解が成立した場合であっても同様である)は、判決要旨を説明させる。その後、判決内容を討議し、証拠の評価、事実認定などについての理解を深める。

13回

【テーマ】模擬裁判の講評  
【内容】模擬裁判の全体について、反省と講評を行う。

14回～第23回

【テーマ】エクスターンシップ  
【内容】各自、エクスターンシップを実施する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 10%:90%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : なし

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものでない)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 受講者は、事件記録教材を用い、主として法廷教室において、実際の訴訟実務と同様に、口頭弁論手続を実演する。したがって、スムーズな実現ができるよう、実演前には実際の民事裁判をあらかじめ傍聴しておくなどの準備を行っておくことが望ましい。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 詳細が決定次第、適宜告知する。

■教科書 : 事前に模擬裁判用の記録教材を配布する。

■参考書等 : 『4訂 民事訴訟第一審手続きの解説』(法曹会)

■成績評価 : 総合的に評価し、合否をもって判定する。試験は行わない。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、弁護士として民事裁判に携わっており、この講義は、担当教員の専門とする民事弁護活動の基本的な部分を解説・シミュレートさせるものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 702103  
授業科目名 : 法制史  
担当教員(所属) : 居石 正和(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAZ0LSLW7002N	■必修・選択の別 :	選択	
■科目区分	: C 基礎法学・隣接科目群			
■対象学生	: 1年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: 非公開			
■オフィスアワー	: 休憩時など、随時応じます。			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 居石 正和(広島修道大学法学部・教授)			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 日本近代法の成立過程とその後の変遷を扱います。おもに、憲法体制・刑法・民法史を扱います。19世紀の欧米における法の変化との関わりを軸に、日本近代法の特徴を探っていきます。さらには、20世紀初頭の社会変動を契機とする法の世界の変遷を考えます。これにより、現代日本法を理解する一助にしたいと思います。			
■学習目的	: 日本近代法に関する専門的知識と理論は、法理論と実務にとって必要な教養です。この講義では、法の発展について深い洞察力を育成し、法曹にふさわしい倫理感や人権感覚、社会的正義観念等を身につけることを目的とします。			
■到達目標	: 日本近代法の基礎知識を身につける。 日本法の普遍性と特性を理解する。 社会と法の発展に寄与するための批判的精神を養う。			
■授業計画	: 第1回 【テーマ】19世紀欧米における法の変化 【内容】19世紀末から20世紀初頭にかけて、欧米では近代法から現代法への法の転換時期にあたります。まさにこの時期、日本は近代法体制を形成していきます。欧米における法の変化を概観することで、日本近代法形成の前提を理解します。 第2回 【テーマ】明治憲法史(1) 【内容】4回に分けて明治憲法体制の成立過程をみていきます。 明治維新後、政府は、近代国家形成を目指していきます。そのため、近代的な憲法体制を構築しようとしています。明治10年代から憲法制定作業が本格化しますが、この時期、在野でも国会開設と憲法制定を求める自由民権運動が高揚します。明治政府の憲法起草作業は、自由民権運動の影響を受けて様々に提起された憲法構想(私擬憲法草案)に対抗し、それらとは異なる国家体制を選択することでした。 第1回目は、自由民権運動の担い手たちの憲法構想(私擬憲法草案)を扱います。これにより、後の大日本帝国憲法とは異なる憲法構想(私擬憲法草案)の特徴を理解します。 第3回 【テーマ】明治憲法史(2) 【内容】第2回目は、政府内での憲法制定作業を概観します。ここでは、自由民権運動陣営の憲法構想に対抗する憲法構想をみていきます。 自由民権運動の担い手たちは、政党を結成して明治政府と対抗していきます。憲法制定作業は、これへの対抗としても取り組まれます。ここから、明治憲法体制の特徴を読み取ります。 第4回 【テーマ】明治憲法史(3) 【内容】憲法史の第3回目は、明治憲法体制の基本的な骨格を理解します。明治憲法の基本的構造を理解するとともに、明治憲法制定後の憲法学の流れ(臣民の権利論)を概観します。 第5回 【テーマ】明治憲法史(4) 【内容】明治後期から大正、昭和戦前期にかけての憲法学の流れを概観します。特に、新体制下での憲法学の変化(統治機構論)について考えます。 第6回 【テーマ】近代刑法典の成立(1): 律型刑法の世界 【内容】3回に分けて、近代的刑法が日本に導入される過程とその特徴をみていきます。 明治13(1880)年に制定される刑法(旧刑法)により日本に近代刑法の世界が形成されます。それ以前は律型刑法といわれる刑事法の世界が存在していました。旧刑法の近代的罪刑法定主義や責任主義は、律型刑事法の世界との調整・妥協の上に成り立っていました。そうして、現行刑法典成立への動きをさぐり、現行刑法の意味を考えます。 第1回目は、明治3(1870)年の新律綱領、同6(1883)年の改定律例を紹介し、律型刑法の世界を概観します。 第7回 【テーマ】近代刑法典の成立(2): 旧刑法の世界			

【内容】刑法は、日本で最初に制定された近代法典でした。第2回目は、明治13(1880)年制定の刑法(旧刑法)がもつ近代刑法の側面を考察します。

また、旧刑法は、律型刑法の世界と妥協しつつ、欧米の近代刑法の世界を日本に実現します。旧刑法に残された律型刑法の世界をみていくことにより、日本近代法形成の多面性を紹介します。

#### 第8回

【テーマ】現行刑法典の制定(1)

【内容】旧刑法典は、明治40(1907)年に全面的に改正され、現行刑法典が制定されます。現行刑法典は、ドイツでの新派刑法理論(近代学派)の影響のもとで、監獄法改正論議の影響をもうけながら形成されます。エピソードを交えながら、現行刑法典制定にいたる議論を紹介し、2回に分けて刑法典の現代化について考えます。

第1回目は、旧刑法典への批判を紹介しつつ、新派刑法理論継受の背景を探っていきます。

#### 第9回

【テーマ】現行刑法典の制定(2)

【内容】旧刑法典は、明治40(1907)年に全面的に改正され、現行刑法典が制定されます。現行刑法典は、ドイツでの新派刑法理論(近代学派)の影響のもとで、監獄法改正論議の影響をもうけながら形成されます。エピソードを交えながら、現行刑法典制定にいたる議論を紹介し、2回に分けて刑法典の現代化について考えます。

第1回目は、旧刑法典への批判を紹介しつつ、新派刑法理論継受の背景を探っていきます。

#### 第10回

【テーマ】明治民法典の制定(1)

【内容】4回に分け、明治民法典(現行民法典)の制定過程とその特徴を考えます。明治民法典は、明治23(1890)年に制定された民法(旧民法)をめぐる論争(法典論争)を経て制定されます。講義では、法典論争の経緯も述べながら、近代市民社会を支える民法の日本の特質を明らかにします。財産法の分野では、土地所有権を中心に、法規定(理論)が持つ社会的・政治的役割を理解します。家族法の分野では、近代的な「家」制度の形成とその変容を考えます。

第1回目は、旧民法典制定過程を概観するとともに、旧民法典第一草案の家族をめぐる規定規定の意義を、維新以後形成される「家」制度と関わらせながらみていきます。

#### 第11回

【テーマ】明治民法典の制定(2)

【内容】第2回目は、旧民法典第一草案が修正される過程を見るとともに、法典論争を紹介します。

#### 第12回

【テーマ】明治民法典の制定(3)

【内容】法典論争の結果、旧民法典の施行が延期され、民法典(明治民法)の新たな編纂作業が開始されます。新たに制定された明治民法典の特徴をみていきます。

#### 第13回

【テーマ】明治民法典の制定(4)

【内容】第4回目は、明治民法典制定後の法学の課題を探っていきます。法典が整備され、法の新たな課題は、法の解釈学の形成になります。社会の変化が民法の世界に与えた課題と法の対応を考えます。

#### 第14回

【テーマ】日本における近代法の世界とその変遷(1)

【内容】大正期から昭和期にかけ、日本社会が大きく変貌を遂げます。現代社会の出現です。日本で主流となっていた概念法学は、ドイツ法の変化にも影響を受けながら批判されていきます。民法学の変化を中心に、大正期に明確になる法学の新たな動向を見ていきます。

第1回目は、明治期を中心として民法学の世界をみていきます。

#### 第15回

【テーマ】日本における近代法の世界とその変遷(2)

【内容】第2回目は、末広徹太郎や穂積重遠という新しい民法学者の出現を中心に、大正期の新たな法の世界をみて、現代につながる法学の世界について考えて見ます。この時期の新たな法学の世界は、戦後の民法改正事業や戦後民法学の体系化を支える資産となっていきます。

#### 第16回 試験

\*講義の進み具合により、内容を変更する場合があります。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 100%:0%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 702103  
授業科目名 : 法制史  
担当教員(所属) : 居石 正和(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 講義形式をとります。折にふれ、質疑・応答を行います。

(1)割合  
講義形式 : 100%

(2)講義形式以外  
なし

(3)履修者への連絡事項  
特別な配慮を必要とする場合は、事前にご相談ください。  
相談の上、出来るだけ履修の便宜をはかります。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 講義は、プロジェクターを使って進めていきます。  
適宜板書します。  
特別な配慮を必要とする場合は、事前にご相談ください。

■教科書 : 教科書は指定しません。

■参考書等 : 講義資料を配付する予定です。  
なお、受講生の理解を助けるために、以下に参考文献を挙げておきます。  
1.川口由彦『日本近代法制史』(第2版)新世社  
2.浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編『日本法制史』青林書院  
3.藤原明久・中尾敏充・伊藤孝夫編『日本現代法史論』法律文化社  
4.石川一三夫・矢野達雄編『法史学への旅立ち さまざまな発想』法律文化社  
5.石井紫郎・水林毅校注『日本近代思想体系 法と秩序』岩波書店  
6.稲田正次『明治憲法成立史(上)(下)』有斐閣  
7.モートン・J・ホウィツ『現代アメリカ法の歴史』弘文堂  
これ以外にも、参考文献がありますが、それらは、講義時に紹介します。

■成績評価 : 試験を中心とします。出席、受講態度を参考にします。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、日本近代法史を研究対象としています。本講義は、日本近代法史研究の成果を中心とし、担当者の研究を加えつつ行います。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703117  
授業科目名 : 女性社会進出支援と法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 西田 和弘(社会文化科学研究科系),山下 昇(社会文化科学研究科系),丸谷 浩介(社会文化科学研究科系),小浦 美保(社会文化

■ナンバリングコード: : LCAG0LSLW7001N ■必修・選択の別 : 選択

■科目区分 : D 展開・先端科目群

■対象学生 : 2年次生(平成28年度以降入学)

■他学部学生の履修の可否 : 否

■連絡先 : 非公開のため、受講者のみに連絡する。

■オフィスアワー : 集中講義期間中。

■学部・研究科独自の項目 : 【担当教員名(所属・肩書き)】  
西田 和弘(岡山大学大学院法務研究科・教授)  
山下 昇(九州大学大学院法学研究院・教授)  
丸谷 浩介(九州大学大学院法学研究院・教授)  
小浦 美保(岡山大学大学院法務研究科・准教授)  
妻鹿 安希子(岡山大学大学院法務研究科・准教授)

■使用言語 : 日本語

■授業の概要 : 女性の社会進出を支える法曹となるためには、女性のライフステージに着目した多様な法律問題に対処できる能力が求められる。本授業では、女性が社会に出るに当たってまず直面する就職活動(募集・採用)における雇用差別を出発点に、就労、子育て、配偶者関係、親との関係などの場面に着目し、その時々々の法律問題を解決する能力を涵養することを目標とする。  
テーマに応じて、社会法系、民事系、刑事系教員がオムニバス形式で担当する。なお、外部講師招へいの関係上、授業進行は「入り口から出口まで」の構成になっていないが、第1回授業時に、授業の意図および全体イメージがつかめるようにガイダンスを行う。  
本授業は、岡山大学と九州大学の共同実施とし、2019年度は岡山大学で、2020年度は九州大学で開講する(以降も隔年)。

■学習目的 : 女性のライフステージに着目し、女性の社会進出を阻害するバリアーを中核とした論点に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。

■到達目標 : 女性の活躍や生涯を支援できる法的スキルの向上。

■授業計画 : 2019年8月26日(月)～30日(金)の期間で下記内容を実施する予定である。  
各回の順番には変更がありうるが、その場合には同年7月末日までに周知する。

第1回【テーマ】「ガイダンス：本授業の趣旨と狙い」(岡山大学：西田)  
＜概要：女性のライフステージに着目し、女性の社会進出を阻害する各要因について法的検討を行う本授業について、全体イメージをつかんでもらう。＞

第2回【テーマ】「女性と社会保険」(岡山大学：西田)  
＜概要：社会保険制度につき、出産・子育て・第三号被保険者・配偶者の死亡の各場面に着目する。＞

第3回【テーマ】「ひとり親世帯の生活保護」(九州大学：丸谷)  
＜概要：生活保護の要件、手続、就労の支援について、「ひとり親」に焦点を当てて検討を行う。＞

第4回【テーマ】「女性の就労と社会手当」(九州大学：丸谷)  
＜概要：児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について女性の就労という観点から検討を行う。＞

第5回【テーマ】「保育の権利」(九州大学：丸谷)  
＜概要：労働権保障と家庭生活の調和の観点から、保育システムの検討を行う。＞

第6回【テーマ】「離婚と親権」(岡山大学：妻鹿)  
＜概要：離婚と離婚に伴う親権者の指定、別居中及び離婚後の子の監護等の問題について、女性の社会進出という観点から検討する。＞

第7回【テーマ】「成年後見」(岡山大学：妻鹿)  
＜概要：成年後見制度について、制度の概要とライフステージに応じた具体的な活用場面を学ぶ。＞

第8回【テーマ】「人事処遇の雇用差別」(九州大学：山下(昇))  
＜概要・採用、昇進・昇格、ハラスメント、雇用格差をキーワードに、女性の社会進出を妨げる人事処遇の雇用差別問題を取り上げる。＞

第9回【テーマ】「妊娠・出産・子育てをめぐる法(休業・休暇・労働時間・配転を含む)」(九州大学：山下(昇))  
＜概要：休業・休暇・労働時間・配転を含め、妊娠・出産・子育てにおいて女性が直面する問題を取り上げる。＞

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703117  
授業科目名 : 女性社会進出支援と法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 西田 和弘(社会文化科学研究科系),山下 昇(社会文化科学研究科系),丸谷 浩介(社会文化科学研究科系),小浦 美保(社会文化

第10回【テーマ】「女性等の就労をめぐる紛争解決手続」(九州大学:山下(昇))  
＜概要:雇用差別やマタハラ・セクハラ等の紛争解決の手段・手続を取り上げる。＞

第11回【テーマ】「女性犯罪の傾向および女性犯罪被害者支援」(岡山大学:小浦)  
＜概要:女性の犯罪者について刑事政策的観点から検討し、また女性が被害者となることの多い犯罪についてこれに対する支援を概観する。＞

第12回【テーマ】「DV被害者の支援」(調整中)  
＜概要:DV被害者への支援について学ぶ。＞

第13回【テーマ】「虐待防止法制」(岡山大学:西田)  
＜概要:児童虐待防止法を中心に法的問題を考察し、そのうち虐待防止法性の比較検討を行う。＞

第14回【テーマ】「老親扶養と介護保険」(岡山大学:西田)  
＜概要:女性の社会進出を阻害する要因として親の介護があげられる。老親への扶養義務と介護保険制度の仕組みを学ぶ。＞

第15回【テーマ】「総括」(岡山大学:西田)  
＜概要:第1回から第14回の振り返りを行い、全体イメージを再確認する。また、最終レポートのテーマ選定について意見交換をする。＞

■授業時間外の学習(予習:特になし。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80%:20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項:特になし。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項:レジュメ配布。必要に応じパワーポイントを使用。

■教科書 : 追って指示する。

■参考書等 : 追って指示する。

■成績評価 : 期末試験は行わない。  
授業時の討論(30%)及び最終レポート(70%)により評価を行う。

■担当教員の研究活動との関連 : 各回担当者の専門性を生かした講義である。

■受講要件 : 関連しない

■教職課程該当科目 : 3

■JABEEとの関連 : 5

■主なSDGs関連項目1 : 働きがいも経済成長も

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703414  
授業科目名 : 保険法  
担当教員(所属) : 山下 典孝(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7008N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: nyamashita3@als.aoyama.ac.jp		
■オフィスアワー	: 他大学で勤務している関係で授業内容について質問があればメールでお願いしたい。また授業の終了後に可能な限り質問を受け付ける。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 山下 典孝(青山学院大学法学部・教授, 大阪大学名誉教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 我々は日常生活を行っている際に様々なリスクに遭遇する。そのリスクを回避する最たる制度として保険というものがある。我々の生活にとってなくてはならない存在となっている保険取引に関する保険法の検討を行う。保険法の中でも、特に保険契約法に関する近時の重要判例を素材として、従来の判例・学説および実務上の問題について検討を加えていく。保険契約は、保険の技術的な特色から通常の契約とは異なる法理が支配する。このような技術的な特色を理解してもらうことが第一の目的である。 次に、保険契約の射倅契約性から、保険制度を悪用する者が後を絶たなく、保険金不正取得を阻むために、様々な法理が考えられてきた。これらのモラル・リスク対策に関する法理を理解することが第二の目的である。 平成20年6月6日に公布された保険法を理解してもらうことを主たる目標としているが、保険法を理解するためには実際の実務運用までも理解しなければ十分に理解したとはいえない。したがって出来る限り、実務運用に照らして近時の裁判例を素材として検討を加えていくことにする。なお、コマ数との関係で、自動車保険制度に関しては、交通事故賠償法で取扱う予定であり、また日医賠償責任保険についても別の講義で取扱う予定と聞いているので、この科目では基本として取り扱わない。但し、専門家賠償責任保険の説明の際に、医師賠償責任保険契約との比較で若干は取り扱うことはある。		
■学習目的	: 法理論と実務にとって必要な教養となる保険契約に関する専門的理論を習得することにより、深い洞察力を育成し、法曹にふさわしい倫理感や人権感覚、社会的正義観念等を身につけることを目的とする。		
■到達目標	: 授業で取り扱った各テーマの基本的な事項について他者に対して適切に説明できることを到達目的とする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】保険募集に関わる法規制, 保険契約の概念, 保険法における保険契約の種類 【内容】保険商品は、目に見えない商品で、その内容・仕組みについて一般の消費者はなかなか理解できない特色がある。また保険の有用性を認識はしているが、顧客側がすすんで保険に加入するのではなく、保険者側が顧客に情報の提供し、その勧誘に従い保険に加入するのが通常である。そのことから、勧誘の際に顧客に十分な情報の提供がなされなかったり、誤った情報に基づき不必要な保険に加入したり、保険保護を受けられないこと事態が生じないよう保険業法という法律で保険募集に関する監督規制がなされている。保険募集の禁止行為を定める保険業法300条の解釈上の問題や、違反の効果、金融商品販売法、消費者契約法との関連について、理解をし、何が問題となるかを説明できるようにすることを目的とする。また不適切な保険募集がなされた場合に被害者の法的救済についても説明できるようにすることを目的とする。保険法における保険契約の定義・保険契約の種類、各保険契約における給付要件について説明できるようにすることも目的とする。 第2回 【テーマ】保険契約の成立(承諾前死亡) 【内容】保険契約は、契約の申込者の保険に加入したいという意思の表明、すなわち、申込みの意思表示と、その申込みを承諾するという保険者の意思表示が合致することに成立する「諾成契約」である。しかし、実務では、保険制度を維持するために保険料は実際には前払原則としており、保険料の確保をするために、約款上は、責任開始条項をおき保険料支払がなされるまでは保険事故が発生しても保険者は保険金を支払わない旨の規定がおかれている。また生保の約款では、責任開始条項だけではなく、責任遡及条項がおかれている。この二つの約款の解釈を保険法における遡及保険との関係で説明することと、承諾前死亡を巡る裁判例や学説の議論について説明できるようにすることを目的とする。 第3回 【テーマ】保険料支払義務をめぐる問題 【内容】保険制度を維持するためには、保険加入者から保険料の事前徴収をすることが必要となる。損害保険契約においては、保険料は一般的には申込み段階で一括払いという方法がとられるが、任意自動車保険契約のように保険料が高額な場合には、特約により保険料の分割払いが認められている。これに対して、生保の場合には、契約期間が中期に渡ることから、保険料を一括で支払う方法ではなく分割払いという方法がとられるのが一般的である。分割保険料支払による生じる諸問題や、保険料の支払いの立証責任に関する問題は実務上、保険金の支払に重要な関連を有する問題である。この問題について先例や設例を題材として、理解を深め、これらの		

問題について適切に説明できることを目的とする。

#### 第4回

【テーマ】告知義務・他保険契約の告知義務・通知義務

【内容】告知義務の意義・要件・効果について説明できることを目的とする。また民法の意思表示の瑕疵との関係について適切に説明できることを目的とする。

#### 第5回

【テーマ】危険増加、危険の減少

【内容】危険増加の意義、危険増加の通知義務の要件・効果、違反の効果につせ適切に説明できることを目的とする。

#### 第6回

【テーマ】重大事由解除、保険事故の通知義務

【内容】重大事由解除の意義・要件・効果について適切に説明できることを目的とする。派生的な問題として過大申告に関する問題について保険事故の通知義務を巡る最高裁判例との関係について説明できることを目的とする。

#### 第7回

【テーマ】被保険利益・全部保険・一部保険・超過保険・重複保険

【内容】損害保険契約が有効に成立し存続するために被保険利益が必要となる。被保険利益の評価額を保険価額というが、これを基準に全部保険・一部保険・超過保険との区別がなされ、また重複保険であるか否かを判断する基準となるものである。実際の保険金の支払額を選定する際に重要な事項であり、実務上の被保険利益や保険価額の算定方法、また保険金支払の際にどのような法律上の問題を生じ、それを解決する手段としてどのような約款規定や法理が出されているかについて理解し説明できることを目的とする。

#### 第8回

【テーマ】保険代位

【内容】損害保険契約は実損填補契約であり、被保険者が利得することがないよう保険金支払の効果として2種類の代位が保険法上規定されている。約款では、物上代位、請求権代位いずれも特別な規定が設けられている。請求権代位に関する問題として、保険給付と損益相殺との関係や、人保険における請求権代位との関係を巡る実務上の問題を説明できることを目的とする。

#### 第9回

【テーマ】保険金支払義務の履行期、消滅時効

【内容】保険者の保険金支払義務の履行期および消滅時効の起算点については、保険法上規定がなく、その解釈を巡り判例学説上争いがある。この問題について、近時の裁判例を介して検討し、この内容を説明できることを目的とする。

#### 第10回

【テーマ】賠償責任保険、専門家賠償責任保険、権利保護保険契約

【内容】責任保険契約は不法行為によって被害を被った被害者救済の面からも重要な契約である。ただ責任保険という場合に、一般の責任保険と専門家賠償責任保険とは、約款の規定や実務での運営が異なる場合が多い。この点を理解を深めることを第一の目的として、次に専門家賠償責任保険に関する裁判例を通じて、専門家賠償責任保険に特有の問題を検討する。また権利保護保険の意義や制度運営を理解することを目的とする。これらの問題について最終的に説明できる程度の知識を得ることを目的とする。

#### 第11回

【テーマ】他人の生命の保険契約

【内容】生命保険契約が保険金殺人等の不正な手段に利用されないことがないよう他人の死亡を保険事故とする生命保険契約においては被保険者同意が必要とされている。この被保険者同意を巡る問題について近時の裁判例を介し理解を深め、適切に説明できることを目的とする。

#### 第12回

【テーマ】保険金受取人の変更

【内容】保険金受取人の指定・変更は生命保険契約上の重要問題であり、実務上も重要な問題であり未だ学説判例上の対立がある部分が多々ある。この問題について近時の裁判例を素材として理解し説明できることを目的とする。

#### 第13回

【テーマ】死亡保険金受取人の死亡、保険金受取人の介入権、保険契約者の変更、死亡保険金請求権の質権設定

【内容】一定の保険金受取人に介入権が保険法上認められているがその要件・効果を説明できるかを目的とする。また保険法上には規定がない保険契約者の変更に関する約款上の取り扱いや、その約款の解釈を巡る問題について下級審裁判例を参考に問題点の説明ができるようにすることを目的とする。また死亡保険金請求権の質権設定に関する問題が何かを説明できることを目的とする。

#### 第14回

【テーマ】保険者免責

【内容】損害保険契約及び生命保険契約における保険者免責について検討を加えることを目的とする。

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703414  
授業科目名 : 保険法  
担当教員(所属) : 山下 典孝(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

とする。特に、法人による被保険者故殺免責に関する近時の重要判例を素材に検討を加えることにしたい。これらの問題について説明できることを目的とする。

#### 第15回

【テーマ】 傷害疾病定額保険契約、傷害疾病損害保険契約

【内容】 傷害・疾病・介護といったいわゆる、第三分野の保険契約について検討を加える。特に、傷害保険契約の保険事故に関する裁判例が近時多く出されておりその立証やモラル・リスク対策に関する問題について理解を深めることを目的とする。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70%:30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 割合

講義形式 : 70%

講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) : 30%

履修者への連絡事項

授業の基本的な方法としては、講義形式をとりながらも説明について、質疑応答を行う双方向的授業も行うこととする。従って、受講者が各設問等について予習を行っていることが前提となるため、教材を事前に配布することとする。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 集中講義のため、15回分の授業レジュメと、補助教材を事前に配布致します。その教材に基づき授業を進めますが、必要があれば板書することがあります。特別な配慮を必要とする場合は、事前にご相談ください。

■教科書 : 教科書は、山下典孝編『スタンダード商法Ⅲ 保険法』(法律文化社、2019年)とする。

■参考書等 : 事前に15回分の予習レジュメ、補助教材のレジュメを配布する。以下は参考書となる。

[保険法の概説書・体系書]

金澤理『保険法』(成文堂、2018年)

山下友信『保険法(上)』(有斐閣、2018年)

潘阿憲『保険法概説第2版』(中央経済社、2018年)

江頭憲治郎著『商取引法 第8版』(弘文堂、2018年)★保険法のみならず商取引全般の教科書

山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲生『保険法第3版補訂版』(有斐閣、2016年)

[判例解説書]

山下友信・洲崎博史編『保険法判例百選』(有斐閣、2010年)

[保険法の注釈書や論文集]

落合誠一・山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』(経済法令研究会、2008年)

萩本修編著『一問一答・保険法』(商事法務、2009年)★立案担当者による保険法の解説

金澤理監修・大塚英明・児島康夫編『新保険法と保険契約法の新たな展開』(ぎょうせい、2009年)

甘利公人・山本哲生編『保険法の論点と展望』(商事法務、2009年)

山下友信・米山高生編『保険法解説』(有斐閣、2010年)

嶋寺基『新しい損害保険の実務-保険法に対応した損害調査実務の解説』(商事法務、2010年)

落合誠一・山下典孝編(金融・商事判例増刊号(1386号))『保険判例の分析と展開』(経済法令研究会、2012年)

落合誠一・山下典孝編(金融・商事判例増刊号(1536号))『保険判例の分析と展開Ⅱ(平成24年~平成28年)』(経済法令研究会、2018年)

山下友信監修『生命保険判例集第1巻~第21巻』(生命保険文化センター)

山下友信・永沢徹編『論点体系保険法1・2』(第一法規、2014年)

落合誠一監修・編著『保険法コンメンタール(損害保険・傷害疾病保険)第2版』(損害保険事業総合研究所、2014年)

石田満『保険業法2017版』(文眞堂、2017年)

安居孝啓編著『最新保険業法の解説〔改訂第3版〕』(大成出版、2016年)

吉田和央『詳解保険業法』(金融財政事情研究会、2016年)

細田浩史『保険業法』(弘文堂、2018年)

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703414  
授業科目名 : 保険法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 山下 典孝(社会文化科学研究科系)

日本生命保険生命保険研究会編『生命保険の法務と実務〔第3版〕』（金融財政事情研究会, 2016年）

東京海上日動火災保険株式会社編『損害保険の法務と実務〔第2版〕』（金融財政事情研究会, 2016年）

加藤新太郎・高瀬順久・出張智己編『裁判官と弁護士で考える保険裁判実務の重要論点』（第一法規, 2018年）

〔立案担当者による保険法の雑誌による解説〕

萩本修・坂本三郎・富田寛・嶋寺基・仁科秀隆「保険法の解説(1)～(5・完)」NBL883号(2008年6月15日)12頁～17頁, 885号(2008年7月15日)23頁～29頁, 886号(2008年8月1日)43頁～49頁, 887号(2008年8月15日)86頁～92頁, 888号(2008年9月1日)39頁～43頁

雑誌の「生命保険論集」「保険事例研究会レポート」については, 1年前までのものであれば, 以下のサイトから検索し閲覧等ができる。

<http://www.jili.or.jp/research/search/index.php>

その他, 授業の際に, 適宜指示をする。

■成績評価 : 講義中の問答における授業寄与度(概ね50点程度), および試験(期末レポート課題提出)(概ね50点程度)を総合的に評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は保険契約法全般に関する研究を行っている。弁護士, 保険会社実務家との交流や研究会に参加し, 理論と実務の架橋をはかっている。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703430  
授業科目名 : 税法  
担当教員(所属) : 奥谷 健(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■ナンバリングコード:	: LCAB0LSLW7004N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: okuya@shudo-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 電子メール okuya@shudo-u.ac.jp まで		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 奥谷 健(広島修道大学法学部・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 税法の基礎理論を理解した上で、所得税法を中心に基本的論点をもとに税法の基本的考え方を習得してもらいます。その際に、民法や行政法との関連での論点にも触れていきます。		
■学習目的	: 法理論と実務にとって必要な教養となる税法・税務に関する専門的理論を習得することにより、深い洞察力を育成し、法曹にふさわしい倫理感や人権感覚、社会的正義観念等を身につけることを目的とする。		
■到達目標	: 所得税を基礎にした税法の解釈と理論的な分析・思考能力を修得する。		
■授業計画	: 第1回 「租税」の意義 第2回 租税法主義 第3回 節税、脱税と租税回避 第4回 課税の公平(応能負担原則) 第5回 所得税の性質と納税義務 第6回 所得の意義 第7回 所得分類 第8回 申告納税方式と源泉徴収制度 第9回 給与所得税制 第10回 所得の帰属時期 第11回 基礎的人的控除と所得控除 第12回 所得控除と税額控除 第13回 税額計算 第14回 所得課税と私法(1) 第15回 所得課税と私法(2)		
■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。・復習)方法(成績評価への反映についても含む)	: 授業において別途指示する。 ・復習)方法(成績評価への反映についても含む)		
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合		:	80% : 20%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)		:	やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など)		:	やや多い
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど)		:	少ない
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど)		:	なし
■(3)授業形態-実践型科目タイプ	: 対象外		
■(4)授業形態-履修者への連絡事項	: (1)割合 講義形式 : 80% 講義以外(学生との対話・学生間の議論等) 20% (2)講義形式以外の内容 ディスカッション あり グループワーク なし プレゼンテーション なし 学内実習・実験 なし 学外実習 なし (3)履修者への連絡事項 演習形式で行います。概要を説明しながら、受講者に質問し、理解を深めてもらいます。議論を行いますので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談してください。		
■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)		:	なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)		:	なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)		:	なし

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703430  
授業科目名 : 税法  
担当教員(所属) : 奥谷 健(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : CD・DVD等視聴覚教材は使用しません。板書のみですが、多くなります。  
履修者への連絡事項 :  
板書の多い授業ですので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : テキストは特に指定しない。

■参考書等 : 基本的に資料は配布しません。必要な判例等は授業で指示して各自で準備してもらいます。

参考書 : 金子宏『租税法』(弘文堂)  
三木義一編著『よくわかる税法入門』(有斐閣)等、税法の基本的教科書を各自参考にすること  
三木・関根・山名・占部『実務家のための税務相談 民法編 第2版』(有斐閣、2006年)  
『租税判例百選(第6版)』

■成績評価 : 授業における発言等50%, テスト50%

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、所得税法を中心に応能負担原則等租税法総論を研究している。また相続税や租税手続法についても研究している。これらの研究において、課税関係の前提となる私法に関する理解を踏まえたうえでの研究活動を行っている。そのため、本講義では、税法の基本的考え方を身につけるように、所得税を中心とする基本的論点を扱う。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703431  
授業科目名 : 上場会社法制  
担当教員(所属) : 兼田 克幸(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7013N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: Email kanda-k@cc.okayama-u.ac.jp ※送信時に◎を@に変更してください。		
■オフィスアワー	: 開講時に説明する。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 兼田 克幸(北海道大学名誉教授, 元岡山大学大学院社会文化科学研究科教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 上場会社の企業活動を巡っては、会社法による諸規制に加えて、金融商品取引法により開示規制、インサイダー取引規制、公開買付け規制などの諸規制が設けられている。また、証券取引所の上場規程による諸規制も設けられている。 この授業においては、上場会社に焦点を当てて、金融商品取引法による諸制度や上場規制の内容について、会社法と関連付けて講義する。ビジネス法務に関心のある学生に役に立つよう、工夫する。		
■学習目的	: 証券市場の信頼性確保のための上場会社に対する諸規制について、体系的に学習する。実践的な思考能力を養成することを目的とする。		
■到達目標	: 会社法、金融商品取引法、証券取引所の上場規程の関連性について、理解を深める。		
■授業計画	: 第1回 上場会社の現状及び法制度の全体像 上場の意義、上場会社の現状及び上場会社に係る法制度の全体的な枠組みについて講義する。 第2回 近年における法改正等の動向 近年における会社法、金融商品取引法及び上場規程の主要な改正内容について講義する。 第3回 コーポレートガバナンス・コード コーポレートガバナンス・コードの意義及び概要について講義する。 第4回 内部統制の整備(1) 内部統制の目的及び基本的要素、金融商品取引法上の内部統制報告制度の概要について講義する。 第5回 内部統制の整備(2) 金融商品取引法上の内部統制報告制度と、会社法上の内部統制システムの構築義務との関連性などについて講義する。 第6回 インサイダー取引規制(1) インサイダー取引規制の概要について、主要判例の内容を確認しながら講義する。 第7回 インサイダー取引規制(2) 近年におけるインサイダー取引事件の特徴及び未然防止策について、具体的な事例に基づいて講義する。 第8回 証券取引等監視委員会による市場監視 証券取引等監視委員会の組織及び市場監視体制、課徴金調査、犯則調査などについて講義する。 第9回 金融商品取引法上の開示制度の意義及び概要 企業内容等の開示制度の意義及びその骨子について講義する。 第10回 発行市場における開示制度 有価証券の募集・売出し、発行手続などについて講義する。 第11回 流通市場における開示制度 有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書などの提出義務について講義する。 第12回 開示制度の実効性確保 公認会計士等による監査制度(会社法監査及び金融商品取引法監査)、開示書類の虚偽記載に係る民事責任などについて講義する。 第13回 大量保有報告制度 株券等の大量保有報告制度の概要について講義する。 第14回 公開買付制度(1) 公開買付制度の概要について講義する。 第15回 公開買付制度(2) 公開買付けに係る開示規制・取引規制及び近年の改正内容などについて講義する。		
■授業時間外の学習(予習・復習)方法(成績評価への反映についても含む)	: 授業において別途指示する。		
■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式];[講義形式以外]の実施割合			: 100% : 0%
■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど)			: 少ない

---

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703431  
授業科目名 : 上場会社法制  
担当教員(所属) : 兼田 克幸(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

- 
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない
- 
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない
- 
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 少ない
- 
- (3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外
- 
- (4)授業形態-履修者への連絡事項 : 講義形式を基本とする。
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書形式による。
- 
- 教科書 : 開講時に指示する。
- 
- 参考書等 : 開講時に説明する。
- 
- 成績評価 : 授業における積極度30%、講義最終日の試験70%により評価する。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、企業会計制度及び会社法・金融商品取引法全般について研究している。この科目は、担当教員の専門分野である上場会社に係る法制度の現状及び諸課題などについて教授するものである。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 0
- 
- JABEEとの関連 : 0
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 該当なし
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

学期 : S: 集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703808  
授業科目名 : 刑事心理学  
担当教員 (所属) : 浜田 壽美男(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAZ0LSLW7006N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開		
■オフィスアワー	: 集中講義で行うので、質問等がある場合は、授業終了後に対応できる。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名 (所属・肩書き)】 浜田 寿美男 (奈良女子大学名誉教授・立命館大学客員教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 人が人を取り調べる、あるいは人が人の体験した事実を認定し、その結果によって人を裁く。この法の過程はすべからず人間の現象であり、それゆえ心理学の対象とならなければならないはずのものである。しかしこれまでの心理学は法の現象に十分に食い込むだけの理論を構築してはこなかった。その意味で真に学際的な意味での法心理学はようやく緒についたばかりだが、ここではその法心理学の一領域として、刑事捜査・刑事裁判にかかわる心理学上の問題を扱う。とくに目撃や自白にかかわる供述の現象は心理学的にもっとも注目すべき領域である。この授業では実際の刑事裁判事例を取り上げ、演習形式での議論も交えながら、できるだけ具体的に心理学上の問題を論じる。受講生の諸君が、この授業を通して刑事捜査・裁判における心理学上の危険要因をはっきり自覚し、理論的な意味づけを含めて、後の実務に生かせるレベルにまで到達することを期待する。		
■学習目的	: 刑事裁判における事実の認定を行う上で、人の供述をどのように分析、検討するかについて、法の考え方と心理学の考え方の違いを理解し、心理学の知見および理論を実務に活用できるようにすることを目的とする。		
■到達目標	: 供述にかかわって考えうる心理学的問題を理解し、それを正確な事実認定に活かすことができるようにする。とりわけ無実の人の虚偽自白についての理解を十分に深めること。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】法と心理学の接点 【内容】本シラバスにある「授業の目標・内容」に即しながら、法と心理学の接点のありようについて概説する。心理学の研究者がどうして法の世界に関与するようになったかを、私自身の研究史を振り返りながら話すと同時に、心理学を研究してきたものの目からは、刑事裁判の世界がどのように見えるかを論じる。法の視点と心理学の視点がどこで交差するのか、またどこでずれ違って来たかを考える。 【資料】浜田寿美男『虚偽自白を読み解く』岩波新書2018年を熟読しておくこと。		
	第2回～5回 【テーマ】長期に及んだ甲山裁判における心理学上の問題 【内容】甲山事件は1974年に起こり、1978年に起訴、その後21年かけて争われ、1999年に最終的に無罪で確定したもので、冤罪がいかにして生起するのかを考えるうえで、法的にもまた心理学的にもさまざまな論点を含む一大教材である。知的障害の子どもの目撃供述が問題になったことで、特別弁護人としてその第一審に関与した立場から、その問題性を抉り出し、それぞれを心理学の枠組みのなかに位置づける。また、この事件では被疑者・被告人の立場に立った元保母に捜査段階の自白があり、この自白過程についても考えるべき論点は多い。取調べの場面におかれた被疑者がいかに弱い立場にいるのか、また事情聴取を受ける関係者たちがいかに捜査官たちの想定仮説に引きずられやすいのかを考えることが、ここでの課題である。この事件をより具体的に理解してもらう手立てとして、この事件を扱ったビデオを資料として用いる。 【資料】浜田寿美男『自白の心理学』（岩波新書）その第2章がこの事件を扱っているので、熟読しておくこと。浜田寿美男『証言台の子どもたち』日本評論社、1986年と松下竜一『記憶の罫』河出書房新社、1985年も参考になる		
	第6, 7回 【テーマ】宇和島事件にみる自白とその供述調書の分析 【内容】起訴後に真犯人が登場するという事件がまれにある。1999年に起こった宇和島事件はその一つである。小さな窃盗事件であるが、任意同行下の取調べでわずか数時間以内に自白した被疑者の心理に焦点をあてながら、あわせてそうした自白を引き出した取調官の側の心理にも言及し、冤罪のもっとも大きな原因をなす捜査側の「証拠なき確信」の心理について論じる。人間の問題を考えると、単に個人の能力や特性だけでなく、その人のおかれた状況をも考慮していかなければならない。供述の個人モデルから関係のモデルへの展開が望まれる。資料として実際の自白調書、被害者の供述調書を提示して議論する予定である。 【資料】上記『自白の心理学』の第1章がこの事件を扱っているため、熟読しておくこと。また本件一件資料の1部をコピーして提示する。		
	第8～10回 【テーマ】袴田事件にみる自白とその供述調書の分析 【内容】袴田事件は1966年に起こった一家四人殺しの放火殺人事件で、被告人となった袴田巖氏は死刑が確定して、確定死刑囚として長く獄中にあったが、第二次再審請求で再審開始決定が出され、同時に身柄が釈放された。しかし、その後、高裁での異議審で再審開始決定が取り		

消され、いま審理は最高裁に移っている。ここでは、この事件の自白の心理学的鑑定を行った経験をもとに、特に自白内容の展開過程とその供述分析について論じる。捜査段階の自白調書は45通に及ぶが、そこには大きな変遷がある。自白の任意性判断において心理学的知見がどこまで意味をもつかを考え、また自白の信用性判断において従来の方法とは異なる手法を心理学的に導き出せるかどうかを検討する。この事件には法の視点からの見方と心理学の視点からの見方のずれが非常にはっきりと現れている。この点を特に焦点をあてながら議論したい。

【資料】上記『自白の心理学』の第4章、および『虚偽自白を読み解く』でもがこの事件を扱っているため、該当箇所を熟読しておくこと。なお、詳細について関心のあるものは、この事件の自白鑑定をまとめた浜田寿美男『自白が無実を証明する』（北大路書房）を参照されたい。

#### 第11回

【テーマ】仁保事件の自白過程と録音テープ

【内容】仁保事件は戦後長く争われ最終的に無罪が確定した有名事件のなかの一つである。一家6人殺しのこの事件は第一審、第二審と死刑判決が下された。もっとも問題になるのは被疑者がどうして自白に落ちたかだが、本件においてはその自白への過程が一部録音テープに収められている。この録音テープを素材にして、被疑者がどのような心理状況に陥っていかを検証する。うその自白は、利己的なうその個人モデルでは理解できない。取調べの関係のなかで無実の人が「犯人を演じる」心理に陥る、そこに虚偽自白のなぞがある。否認から自白へと転じていくその過程に、そうした心理の軌跡を読み取ることがここでの課題である。

【資料】上記『自白の心理学』の第3章がこの事件を扱っているため、熟読しておくこと。

#### 第12, 13回

【テーマ】狭山事件の自白過程と録音テープの分析

【内容】狭山事件は1963年の事件で、現在なお再審請求が行われている。被告人となった石川一雄氏は、捜査段階の自白を第一審で維持し、第二審になってはじめて否認して、そこから無罪を争ったもので、最終的に無期懲役で確定したが、その後、再審請求が繰り返され、最近、操舵段階の自白過程の一部が録音されていることが明らかになって注目された。ここではその録音テープの分析を紹介し、虚偽自白がどのように聴取されて調書化されていくかを見る。

【資料】浜田寿美男『新版・狭山事件虚偽自白』北大路書房、浜田寿美男『虚偽自白はこうしてつくられる』（現代人文社）を参照されたい。

#### 第14回

【テーマ】電車内痴漢事件の被害者供述の供述分析

【内容】ここでは実際の電車内痴漢事件の被害者供述を具体事例として取り出し、それを素材に受講生に実際に分析を試みてもらおう。そのうえで受講生どうして議論を重ね、その信用性判断を実地で行ってもらう予定である。この事例を通して、知覚、記憶保持、想起の心理学的過程について一般理論を紹介しつつ、昨今さかんに研究されるようになってきた事情聴取法についても触れ、それを実務にどう生かせばよいのかを考える。

【資料】この事例については、事前に供述資料を提供し、各自であらかじめ分析、検討してもらう予定である。授業では各自の検討結果を持ち寄って議論する。

#### 第15回

【テーマ】刑事事件での冤罪はどのようにして防ぐことができるのか

【内容】これまでの授業を振り返って、刑事事件の捜査と裁判にかかわる心理学上の問題をあらためて整理し、その理論的位置を確認する。と同時に、これから刑事事件での冤罪をどのようにして防げばよいのかを考える。受講者から具体的な方策の提案を受けながら議論をしたいと考えている。

心理学の立場にいるものからすれば、現実の問題にじかに関わることで、心理学の研究そのものが新しいパラダイムのもとに展開することが期待される。その期待をできるだけ理論のかたちにして提示したいというのが、私自身の願いである。あわせてその成果が法の実務に生かされていく方途を、受講者とともに考えていければと思っている。

【資料】振り返りの意味で最初に取り上げた浜田寿美男『虚偽自白を読み解く』を再度読み直しておくこと。

■授業時間外の学習（予習：授業において別途指示する。

・復習）方法（成績評価への反映についても含む）

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 70%  
講義以外（学生との対話、アクティブラーニング等） 30%  
(2)講義形式以外の内容

学期 : S:集中  
曜日・時限 : 無99

講義番号 : 703808  
授業科目名 : 刑事心理学  
担当教員(所属) : 浜田 壽美男(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

ディスカッション あり  
グループワーク あり

(3)履修者への連絡事項

心理学上の理論の講義に加え、具体的な事例資料を提供し、またDVDを視聴してもらって、議論を織り合わせながら授業を進める。配慮が必要な場合は履修登録前に担当教員に相談してください。

- 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや多い
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : CD・DVDを使用、スライドあり、板書あり

履修者への連絡事項:

具体的な事件についてレジュメや資料を配布しますので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

- 教科書 : テキスト  
浜田寿美男『自白の心理学』岩波新書、2000年  
浜田寿美男『虚偽自白を読み解く』岩波新書、2018年

- 参考書等 : 参考文献  
浜田寿美男『うそを見抜く心理学』NHKブックス、2002年  
浜田寿美男『取調室の心理学』平凡社新書、2004年  
浜田寿美男『新版・自白の研究』北大路書房、2005年  
浜田寿美男『自白が無実を語る』北大路書房、2006年  
浜田寿美男『新版・狭山事件虚偽自白』北大路書房、2009年  
参考文献  
浜田寿美男『うそを見抜く心理学』NHKブックス、2002年  
浜田寿美男『取調室の心理学』平凡社新書、2004年  
浜田寿美男『新版・自白の研究』北大路書房、2005年  
浜田寿美男『自白が無実を語る』北大路書房、2006年  
浜田寿美男『新版・狭山事件虚偽自白』北大路書房、2009年  
浜田寿美男『虚偽自白はこうしてつくられる』現代人文社、2014年  
浜田寿美男『もう一つの「帝銀事件」』講談社、2016年  
浜田寿美男『名張毒ぶどう酒事件 自白の罫を解く』岩波書店、2016年  
浜田寿美男『自白はつくられる 事件と出会った心理学者』ミネルヴァ書房、2017年  
渡部保夫監修 一瀬敬一郎・巖島行雄・仲真紀子・浜田寿美男編著『目撃証言の研究』北大路書房、2001年  
グッドジョンソン『取調べ・自白・証言の心理学』酒井書店、1994年

- 成績評価 : 講義終了後に提出を求めるレポート論文を中心に(70%)、ふだんのレポートや発表、議論への貢献度(30%)によって評価を行う。

- 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は、もともと発達心理学の研究者であるが、甲山事件で知的障害児の目撃供述問題で刑事裁判に関わるようになって、以来40年にわたり、自白や目撃にかかわる供述分析を研究し、種々の事件で心理学鑑定を行ってきた。

- 受講要件 : 関連しない。

- 教職課程該当科目 : 16

- JABEEとの関連 : 0

- 主なSDGs関連項目1 : 該当なし

- 主なSDGs関連項目2 :

- 主なSDGs関連項目3 :

- 実務経験のある教員による授業科目 :

- 備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜1

講義番号 : 701002  
授業科目名 : 要件事実と事実認定の基礎  
担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAZ1LSLW7001N	■必修・選択の別 :	必修	
■科目区分	: B 実務基礎科目群			
■対象学生	: 2年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: 教員のメールアドレス			
■オフィスアワー	: 金曜日4限(事前にメールで予約すること)			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 井藤 公量(大学院法務研究科・教授)			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 民事訴訟における要件事実の意義と機能を紛争類型別に検討する。			
■学習目的	: 要件事実に関する実務理論の基礎を習得するとともに実務技能を実践し、法曹実務を行うために不可欠な実務能力および法曹としての倫理感・責任感を育成することを目的とする。			
■到達目標	: 要件事実の主張立証と事実認定における諸問題を理解することを目標とする。			
■授業計画	: 第1回・第2回・第3回 【テーマ】要件事実総論と売買の要件事実 【内容】売買契約に関する要件事実を通じて民事訴訟における要件事実の意義と機能、主張責任、立証責任等の基本的な考え方を学ぶとともに契約の内容である期限・条件、その他、消滅時効の抗弁等について検討する。 ※ 備考欄記載の確認テストを第1回めに実施します。  第4回・第5回 【テーマ】貸金・保証の要件事実2 【内容】民事訴訟の中で主要な地位を占める貸金返還訴訟と保証債務履行請求訴訟について検討する。利息、遅延損害金請求の要件事実も検討する。  第6回・第7回 【テーマ】不動産明渡請求に関する要件事実 【内容】土地、建物等の不動産に関する訴訟の中でも典型的な明渡請求訴訟の訴訟物及びその典型的な抗弁の要件事実について検討する。  第8回 【テーマ】不動産登記手続に関する要件事実 【内容】所有権移転登記や抹消登記請求等の登記手続請求に関する訴訟物及びその要件事実について検討し、かつ登記の機能について理解する。  第9回 【テーマ】動産引渡請求に関する要件事実 【内容】不動産明渡請求とほぼ同様であるが、動産引渡請求に特有の問題として、所有権喪失の抗弁、即時取得、二重譲渡の場合の対抗要件等を検討する。  第10回 【テーマ】譲受債権に基づく支払請求に関する要件事実 【内容】現在の取引社会において債権譲渡は頻繁に行われており、譲受債権に基づく支払請求の要件事実と債権譲渡に特有の抗弁である譲渡禁止特約、債務者に対する対抗要件、弁済、相殺等譲渡人に対して生じた事由について考える。  第11回 【テーマ】請負代金請求等に関する要件事実 【内容】請負契約に基づく請負代金請求及びこれに対する注文者の典型的な主張や抗弁について検討する。  第12回 【テーマ】不法行為に関する要件事実 【内容】不法行為の諸問題、特に使用者責任及び共同不法行為に基づく損害賠償請求の要件事実や典型的な抗弁として過失相殺の抗弁を検討する。  第13回 【テーマ】人事訴訟事件の要件事実 【内容】民事訴訟手続と人事訴訟手続の違いを知り、離婚等請求事件の要件事実について検討する。  第14回 【テーマ】事実認定 その1 【内容】事実認定と証拠価値について検討する。			

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜1

講義番号 : 701002  
授業科目名 : 要件事実と事実認定の基礎  
担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

第15回

【テーマ】事実認定 その2

【内容】当事者の言い分を要件事実に整理し、書証及び人証の価値を検討する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 40%:60%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : 少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものではない)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : ・言い分方式の事案を前提にソクラテスマソッドで演習(主張整理)を行う。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : ・板書あり

■教科書 : テキスト :  
・大島眞一著『民事裁判実務の基礎 入門編 第2版』(民事法研究会)  
・大島眞一著『民事裁判実務の基礎 発展編』(民事法研究会)  
・後藤巻則ほか著『要件事実論30講<第4版>』(弘文堂)

■参考書等 : 特になし。

■成績評価 : 期末試験の結果(50%)、提出物及び授業における討論等の内容(40%)、第1回目に実施する確認テスト(10%)で判断する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は民事実務に携わっており、また要件事実の研究もしている。この授業を通じて専門とする分野を教授するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜1

講義番号 : 703119  
授業科目名 : 医療裁判実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 山根 務(社会文化科学研究科系),宮崎 隆博(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7006N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生(平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 非公開		
■オフィスアワー	: 講義前後		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 山根 務(岡山弁護士会・弁護士) 宮崎 隆博(岡山弁護士会・弁護士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 第1講で、医療訴訟において現在判例上どのようなことが問題となっているのかにつき概略的説明を加えた後、第2講以下では、最高裁判例を中心とする重要判例を題材にディスカッションをおこない、医療水準論を中心とする過失論や、一般法理を修正しているとも考えられる因果関係論、前提として患者に疾患なり傷害がある医療訴訟特有の損害論などについての実践的知識を獲得してもらうことを目指す。		
■学習目的	: 医療訴訟においては、判例法理による独自の法理論が形成されており、また、医療分野特有の実務や背景事情等も存することから、かかる発展的・専門的な法理論を習得し、その実務や背景事情等を的確に理解することにより、法曹実務における当該分野の応用力や適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 医療訴訟における独自の法理論を習得し、医療訴訟特有の過失論や因果関係論における基本的な考え方を身に付けられるようになることを目標とする。		
■授業計画	: 授業計画 *基本的に、ディスカッション形式でおこなっているため、各回毎に明確なテーマを設定して実施しているわけではないが、参考までに過去のテーマと内容を以下に記すこととする。  第1回 【テーマ】判例で争われる医療過誤判例の概説 【内容】医療過誤判例100選(ジュリスト)などを読ませて、どのような場面でどのようなことが問題とされているのかを学生に認識させ、今後の新聞報道の医療過誤記事に関心、問題意識をもたせることを目的とする。  第2回 【テーマ】医師と患者の法律関係 【内容】一般的な診療契約で私法上の解釈論については既習を前提として、このような契約上で生じる派生的な問題、例えばカルテの閲覧請求権、説明義務の根拠などについても学習させる。このためには、これらに関する判例を数多くを資料として与え、具体的事例のなかで契約の内容を検討させる。  第3回 【テーマ】過失論、因果関係論 【内容】最高裁判例を検討 医療訴訟における過失論、因果関係論全般の問題を、最高裁判例を中心に網羅的に研究、検討する。  第4回 【テーマ】診療過誤に基づく債務不履行の態様1 【内容】問診、診断、看護、治療、投薬、注射、手術、術後の処置、病院管理など多様な場面での債務不履行の態様としてどのようなものがありなが問題とされているのかを学習させる。1回目は概説であるが、網羅的に問題点をカバーする。  第5回 【テーマ】診療過誤に基づく債務不履行の態様2 【内容】上記の概説から、問診、診断上の過誤を問題とするが、問題点は判例をピックアップして、これらの判例での争点整理表を作成させる。医師と患者側の立場から、その認識にどのようなギャップがあるのか、これについての判例の立場と問題点を議論させる。必要に応じて医学的文献にあたることは必須である。  第6回 【テーマ】診療過誤に基づく債務不履行の態様3 【内容】看護、治療に関する過誤の問題点を学習する。ここでは産科、内科、外科など比較的過誤が生じやすい科目に絞ることとなるが、ここでも当然に医学的知識の基礎が必要となる。医学文献の調査の方法等についても触れることとする。  第7回 【テーマ】診療過誤に基づく債務不履行の態様4		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜1

講義番号 : 703119  
授業科目名 : 医療裁判実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 山根 務(社会文化科学研究科系),宮崎 隆博(社会文化科学研究科系)

【内容】投薬、注射に関する過誤を取り上げるが、手術とともにもっとも過誤が問題となるケースが多い。副作用、禁忌など医学、薬学については専門家を招き講義を受けることとなる。

#### 第8回

【テーマ】診療過誤に基づく債務不履行の態様5

【内容】手術、術後の処置は医療過誤でもっとも問題となるが、専門的領域の知識なしには正確な理解が困難である。典型的な外科手術ケースを教材として読ませた上、医学部関係の医療機関で実際の手術室などを見学して、術式などの説明を専門家から受けて、教科書的知識を検証する。

#### 第9回

【テーマ】診療過誤に基づく債務不履行の態様6

【内容】病院管理などの不注意による院内感染、その他、看護師の過失などを学ぶ。問題点は多岐にわたるが、今まで触れられなかった問題を概説する。

#### 第10回

【テーマ】患者の自己決定権

【内容】これらの過誤事例では扱われなかった患者の自己決定権がなぜ必要か、一般的開設にとどまらず個別ケースに基づき、癌の告知、安楽死なども視野にいたした学習をする。

#### 第11回

【テーマ】立証準備としてなにをすべきか

【内容】弁護士としてもっとも重要な立証準備を扱う。カルテの保全、専門家との協力関係の確保、医学文献の調査、陳述書の作成などの手法とノウハウを教授する。

#### 第12回

【テーマ】鑑定準備

【内容】医療過誤訴訟の多くは鑑定対策となる。どのような場合に鑑定が有効で、どのような場合に不要とするかは、解決まで時間、費用、結論の不透明性を考えると極めて困難な局面を迎えるが、実際の事例のなかで弁護士としてのノウハウを教授することとなる。

#### 第13回

【テーマ】損害賠償論

【内容】死亡事故の場合における慰謝料、逸失利益の捉え方、実際の賠償額、算定基準などを学ぶ。後遺症、癌患者の平均余命などの特殊問題も扱う。単に過去の判例基準ではなく、先端的な問題を扱うこととする。因果関係論も関係するが、割合的認定の問題もここでは触れる。

#### 第14回

【テーマ】責任論・因果関係論・損害論のまとめ

【内容】今まで学習してきた賠償論(ディスカッション)、認定の幅をどのように認識すべきかを検証する。

#### 第15回

【テーマ】

【内容】全体のまとめをする。ただし、実際の資料を提供、読破させたいうえ、学生に訴訟提起を前提として訴状起案をさせて医療過誤のまとめとさせ講評する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 各講義では、事前に指定した判例を読み込んでもらった上、各回ごとに担当の学生にレジュメを提出してもらい、レジュメに基づいて発表してもらった上で、教員から学生に適宜質問をしながらディスカッションするという方式で行う。  
この講義では、ディスカッションを通じて、医学的知識そのものの獲得よりも医療訴訟を代理人として遂行する上で必要不可欠な医療水準や因果関係論についての考え方、また専門委員制度や鑑定等医療訴訟特有の手続の実務的感覚などを身に付けてもらう。また、例年、臨床現場を直に体験してもらうべく、病院見学も実施している。  
岡山弁護士会所属の2名の弁護士による共同授業である。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

学期 : S: 後期  
曜日・時限 : 木曜1

講義番号 : 703119  
授業科目名 : 医療裁判実務

単位数 : 2

担当教員(所属) : 山根 務(社会文化科学研究科系), 宮崎 隆博(社会文化科学研究科系)

---

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : CD・DVDの使用なし、スライドなし、板書あり(但し、板書はない場合もあり、板書量は少ない)。

■教科書 : 「医事法判例百選(第2版)(別冊ジュリスト)」著者: 甲斐克則 手嶋豊 出版社: 有斐閣(2014年3月発行) ISBN: 9784641115194 定価: 2,592円(本体2,400円) 必要に応じて、事前にプリント等を配布する。

■参考書等 : 適宜必要な参考資料を指示する。

■成績評価 : 演習での問答、レポートなどから総合的に評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は医療裁判実務に携わっている。この講義は担当教員の専門とする医療裁判実務の基本的な部分を解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜2

講義番号 : 703120  
授業科目名 : 家事事件特論

単位数 : 2

担当教員(所属) : 周東 秀成(社会文化科学研究科系),尾川 望(社会文化科学研究科系),奥田 隆之(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7007N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 電話 : 086-251-7479 shuto@cc.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 各教員のオフィスアワーは、時間割を参照すること。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 周東 秀成 (大学院法務研究科・准教授) 奥田 隆之 (弁護士) 尾川 望 (税理士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 離婚や相続に関する紛争解決は、法律実務家にとっては重要な仕事の一つである。家族法を学んでいることを前提として、離婚や遺産分割に伴う紛争を解決する手続きを学ぶが、単に実体法を学ぶだけでなく、実際の調停や訴訟手続きがどのように行われているかという実践的アプローチを重視する。		
■学習目的	: 家族法に関する基本的事項を確認したうえで、具体的事例に基づき家事事件に関する実務上の問題点を検討することによって、実務法曹として必要な知識を学習する。		
■到達目標	: 家族法に関する基本的な知識を押さえたうえで、家事事件を巡って実務上問題となる点についての理解を深めることを目標とする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】家事事件手続の全体像 (担当: 周東) 【内容】民事訴訟法の履修を前提に、家事事件手続の全体像を概観する。民事訴訟手続との異同に留意しつつ、人事訴訟法と家事事件手続法の全体像を概説する。 第2回 (担当: 周東) 【テーマ】離婚事件 【内容】離婚に関する基本的な民法の知識を確認したうえで、実務上注意すべき点について概説する。 第3回 (奥田) 【テーマ】家族法の諸規定とこれに関連する手続の概要 【内容】家族法に関連する紛争等として実務上よく目にするものとしてはどのようなものがあるかを概観すると共に、その紛争解決等のためにはどのような手続があるかについて整理検討を行う。 第4回 (奥田) 【テーマ】相続・遺産分割に関する手続 【内容】相続・遺産分割に関する各種手続や、相続人及び相続分に関する家族法の規定について概説したうえで、相続人を確定させるために必要な調査の方法や相続人の範囲に争いが生じた場合の解決手段、相続人の相続分が法定相続分とは異なる相続分となる場合としてどのような場合があるか等について検討する。 第5回 (奥田) 【テーマ】相続財産、特別受益、寄与分 【内容】相続の対象となる財産とならない財産や遺産分割の対象となる財産とならない財産、遺産の帰属を巡る争いが生じた場合にとりうる手続、遺産の評価、特別受益の意義と実務上の問題、寄与分の意義と実務上の問題等について概説する。 第6回 (奥田) 【テーマ】遺言、遺留分 【内容】遺言の種類や遺言の方式など遺言に関連する諸規定及び遺留分権利者や遺留分の率など遺留分に関連する諸規定について概説したうえで、遺言や遺留分侵害額の請求に関連する手続及び実務上の問題について検討する。 第7回 (奥田) 【テーマ】遺言執行 【内容】遺言執行に関連する諸規定について概説したうえで、具体的な事例にもとづき遺産分割の際に押さえておくべき事項について検討する。 第8回 (奥田) 【テーマ】婚姻・離婚に関する手続、親子関係に関する手続 【内容】親族法の規定を押さえたうえで、婚姻・離婚及び親子に関連する紛争の種類及びその解決のための各種手続について検討する。		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜2

講義番号 : 703120  
授業科目名 : 家事事件特論

単位数 : 2

担当教員(所属) : 周東 秀成(社会文化科学研究科系),尾川 望(社会文化科学研究科系),奥田 隆之(社会文化科学研究科系)

第9回(奥田)

【テーマ】離婚等に伴い生じる諸問題(その1)

【内容】離婚を巡る紛争において、実務上頻出する事例を題材にして、想定される問題を抽出したうえで、それを解決するための手続について検討する。

第10回(奥田)

【テーマ】離婚等に伴い生じる諸問題(その2)

【内容】近時、家事調停等の事件数が増えている面会交流及び養育費について、実務上問題になる事項及びそれを解決するための手続等を検討する。

第11回(奥田)

【テーマ】後見、扶養等に関するその他の問題

【内容】、後見、扶養等に関連する民法等の規定を概説したうえで、これらに関連する手続等について検討する。

第12回(周東)

【テーマ】親権者、監護権者の指定、子の引き渡し

【内容】離婚に伴って、未成年の子がいる場合には親権者を指定しなければならない。その指定を巡って父母の意見が対立する場合の判断基準は、子の利益ないし福祉に適うかどうかであり、父母の経済力、生活環境その他の諸事情を総合的に比較衡量して決めることになるが、具体的にはどのようにして決めるのかといった点について、具体例をもとに検討する。また、子の引渡しを巡って実務上問題になる事項についても概説する。

第13回(尾川)

【テーマ】家事調停と税金の税務

【内容】離婚調停における財産分与や慰謝料には課税されるか。また、遺産分割の際に生じる税に関する問題を検討する。被相続人の生前に財産の贈与を受けると、税法上不利となるか。相続税の内容を理解するとともに、相続税の申告の仕方を学び、申告書を現実に作成してみる。また、遺産分割未了の場合の相続税の申告はどうするか、相続税申告後にどのような問題を生じるかについても検討する。

第14回(奥田)

【テーマ】家事事件に関するその他の問題

【内容】家事事件に関する履行確保の方法について、事件の種類や手続の違いに着目しつつ、各方法の特徴や異同を検討する。

第15回(周東)

【テーマ】相続させる旨の遺言及び遺留分に関する諸問題

【内容】相続させる旨の遺言や遺留分に関する実務上の問題について、具体例をもとに検討を行う。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50%:50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 裁判例や文献資料を素材にして、講義と討論を行う。単に教員が一方向的に講義するのではなく、学生に対して質問を投げかけ、学生に答えてもらう等、双方向的な授業を行う。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり

■教科書 : 使用しない。

■参考書等 : 特に指定しない。

■成績評価 : 授業中の討論(40%)および最終レポート(60%)

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜2

講義番号 : 703120  
授業科目名 : 家事事件特論

単位数 : 2

担当教員(所属) : 周東 秀成(社会文化科学研究科系),尾川 望(社会文化科学研究科系),奥田 隆之(社会文化科学研究科系)

---

■担当教員の研究活動との : 担当教員は家事事件実務に携わっている弁護士及び税理士である。  
関連

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜3

講義番号 : 703429  
授業科目名 : 応用労働法  
担当教員(所属) : 山本 愛子(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7010N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 授業において別途指示する。		
■オフィスアワー	: 質問等がある生徒は授業のあと声をかけてください。また、メールによる質問も受け付けます。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 山本 愛子(弁護士)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 教科書で学んだ知識を訴訟において使えるようにするための授業である。その前提として、典型的な労働訴訟類型における要件事実を学んでもらう。また、主要な労働法判例を研究し、基礎的な事項についても押さえるとともに、裁判所がどのような事実に着目して要件事実を認定しているかということに着目して労働法の理解を深めるなどの実践的授業としたい。		
■学習目的	: 法律実務家において一般的な紛争である労働紛争において、重要である判例とその判例がどのように要件事実化されているかを学び、使用者、労働者いずれの立場にたっても、労働法の知識を生かしたバランスのよい判断ができる法律実務家になることを目的とする。		
■到達目標	: 労働紛争における典型的な訴訟類型の要件事実について修得すること。		
■授業計画	: 授業計画 (判例に日付及び裁判所名の記載がないものは最高裁判例です。) 各回に記載されている判例に関連する最新判例を検討することがあります。		

---

#### 第1回目 内定から採用

##### 検討判例

- ・日新火災海上保険事件(東京高判平成12年4月19日)
- ・三菱樹脂事件
- ・大日本印刷事件
- ・神戸広陵学園事件
- ・福原学園事件

#### 第2回目 普通解雇・整理解雇

##### 検討判例

- ・日本食塩製造事件
- ・高知放送事件
- ・セガ・エンタープライゼス事件(東京地決平成11年10月15日)
- ・敬愛学園事件
- ・ナショナル・ウエストミンスター銀行事件(東京地決平成12年1月21日)
- ・東洋酸素事件(東京高判昭和54年10月29日)
- ・日本航空事件(東京高判平成26年6月3日)
- ・千代田化工建設事件(東京高判平成5年3月31日)

#### 第3回目 懲戒処分及び懲戒解雇

##### 検討判例

- ・フジ興産事件
- ・関西電力事件
- ・ネスレ日本事件
- ・山口観光事件
- ・電電公社日黒電報電話局事件
- ・横浜ゴム事件
- ・日本ヒューレット・パカード事件
- ・海遊館事件

#### 第4回目 雇止め、辞職、合意退職、定年

##### 検討判例

- ・東芝柳町工場事件
- ・日立メデイコ事件
- ・本田技研工業事件
- ・河井塾事件
- ・大隈鉄工所事件

#### 第5回目 配転、出向、転籍、降格、降級

##### 検討判例

- ・東亜ペイント事件
- ・ケンウッド事件
- ・日産自動車村山工場事件
- ・日本ガイダント事件(仙台地決平成14年11月14日)

- ・新日本製鉄事件
- ・三和機材事件(東京地決平成4年1月31日)

第6回目 賃金請求1(賃金,賞与)

検討判例

- ・片山組事件
- ・日本システム開発研究所事件(東京高判平成20年4月9日)
- ・シンガー・ソーイング・メシーン事件
- ・日新製鋼事件
- ・福島県教祖事件
- ・大和銀行事件

第7回目 賃金請求2(時間外割増賃金,退職金その他)

検討判例

- ・トーコロ事件(東京高判平成9年11月17日)
- ・小田急電鉄事件(東京高判平成15年12月11日)
- ・三菱重工長崎造船所事件
- ・阪急トラベルサポート事件
- ・日本マクドナルド事件(東京地判平成20年1月28日)

第8回目 労災事件

検討判例

- ・東京海上横浜支店事件
- ・瑞鳳小学校事件
- ・トヨタ自動車事件(名古屋高判平成15年7月8日)
- ・陸上自衛隊八戸車両整備工場事件
- ・川義事件
- ・電通事件
- ・大庄事件(大阪高判平成23年5月25日)
- ・三共自動車事件
- ・高田建設事件
- ・小野運送事件

第9回目 就業規則と労働協約による不利益変更

検討判例

- ・秋北バス事件
- ・第四銀行事件
- ・みちのく銀行事件
- ・朝日火災海上保険事件

第10回目 不当労働行為1(不利益取り扱いその他)

検討判例

- ・JR北海道・日本貨物鉄道事件
- ・紅屋商事事件

第11回目 不当労働行為2(不誠実団交)

検討判例

- ・カールツァイス事件(東京地判平成元年9月22日)
- ・日本メールオーダー事件
- ・日産自動車事件

第12回目 不当労働行為3(支配介入その他)

検討判例

- ・JR東海事件(東京高判平成19年8月28日)
- ・日本アイビーエム事件(東京高判平成17年2月24日)
- ・プリマハム事件(東京地判昭和51年5月21日)
- ・京都市交通局事件

第13回目 仮処分,労働審判制度,法改正について

検討判例

- ・東京地判昭和51年9月29日
- ・東京地決昭和62年1月26日

第14回目及び第15回目 最新重要判例と要件事実

検討判例

最近の重要判例解説から何件か選択して検討する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合

: 30% : 70%

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜3

講義番号 : 703429  
授業科目名 : 応用労働法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 山本 愛子(社会文化科学研究科系)

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合

講義形式 : 30%

学生との対話方式 : 70%

その他基本知識の確認小テストを行う

(2)講義形式以外の内容(場合により変更がある)

ディスカッション あり

グループワーク あり

プレゼンテーション なし

学内実習・実験 なし

学外実習 なし

(3)履修者への連絡事項

現時点において、学外における授業は実施する予定はありませんが、実施することになった場合、配慮が必要な生徒は申し出てください。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書は多くありませんが、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : ・菅野和夫「労働法(第11版補正版)」弘文堂  
・西谷敏「労働組合法(第3版)」有斐閣  
・荒木尚志ほか著「ケースブック労働法(第4版)」有斐閣

■参考書等 : ・白石哲編著「労働関係訴訟の実務」商事法務  
・山口幸雄ほか編「労働事件審理ノート(第3版)」判例タイムズ社  
・村中孝史・荒木尚志編「労働判例百選第9版」有斐閣  
・大内伸哉「最新重要判例200労働法(第5版)」弘文堂  
・土田道夫・山川隆一「労働法の争点」有斐閣  
・岡口基一「要件事実マニュアル4 第4版」ぎょうせい

■成績評価 : 出席、授業態度、課題提出等の総合評価

■担当教員の研究活動との関連 : 担当弁護士は、企業法務に関する業務を主たる業務とする法律事務所において、労働法に関連した相談、訴訟等を数多く担当している。実務に入っても役立つ知識を学んでもらいたい。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜3

講義番号 : 703810  
授業科目名 : 家族法実務  
担当教員(所属) : 妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7016N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生 (平成28年度以降入学)		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: WebClassに掲載の教員メールアドレス一覧を参照のこと。		
■オフィスアワー	: 時間割記載のとおり。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 妻鹿 安希子 (大学院法務研究科・准教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 家族法(民法親族編・相続編)に関する基礎的知識の理解を前提として、実務上の諸問題を検討する。		
■学習目的	: 家族法(民法親族編・相続編)に関する実務上の諸問題を検討し、家族法分野の実践的な知識の理解を深めることを目的とする。		
■到達目標	: 家族法(民法親族編・相続編)に関する理解を深め、家族法が問題となる様々な事案に対応することができる能力を身につけることを目標とする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】近時の相続法改正 【内容】近時の相続法改正について、その内容や実務上の影響等について検討する。 第2回 【テーマ】身分行為の成立を巡る諸問題 【内容】身分行為の成立を巡る実務上の諸問題を、婚姻関係を中心に検討する。 第3回 【テーマ】婚姻及び内縁を巡る諸問題 【内容】婚姻及び内縁を巡る実務上の諸問題を検討する。 第4回 【テーマ】離婚を巡る諸問題①(離婚の要件) 【内容】離婚の手続について実務上の取扱いを概観し、有責配偶者からの離婚請求等の離婚の要件に関する実務上の諸問題について検討する。 第5回 【テーマ】離婚を巡る諸問題②(財産分与、慰謝料、養育費) 【内容】離婚に伴う財産分与、慰謝料、養育費等について、実務上の取扱いや諸問題を検討する。 第6回 【テーマ】親子関係を巡る諸問題①(親権、監護権) 【内容】親権者・監護権者の決定、子の引渡請求等について、実務上の諸問題を検討する。 第7回 【テーマ】親子関係を巡る諸問題②(実子、養子) 【内容】実子、養子に関する実務上の諸問題を検討する。 第8回 【テーマ】親子関係を巡る諸問題③(親権者の財産管理と利益相反行為) 【内容】親権者の財産管理権と利益相反行為について、実務上の諸問題を検討する。 第9回 【テーマ】後見・扶養を巡る諸問題 【内容】未成年後見及び成年後見制度について、実務上の諸問題を検討する。扶養に関する重要判例、裁判例も取り上げる。 第10回 【テーマ】相続を巡る諸問題①(相続の開始と相続人の確定) 【内容】相続手続について実務上の取扱いを概観し、相続の開始及び相続人の確定の場面で生じる諸問題について検討する。 第11回 【テーマ】相続を巡る諸問題②(相続財産の確定) 【内容】遺産分割の前提となる相続財産の確定について、実務上の諸問題を検討する。 第12回 【テーマ】相続を巡る諸問題③(相続分の確定)		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜3

講義番号 : 703810  
授業科目名 : 家族法実務  
担当教員(所属) : 妻鹿 安希子(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

【内容】 具体的相続分の確定について、寄与分、特別受益等を含めて、実務上どのように確定されるのかについて検討する。

第13回

【テーマ】 相続を巡る諸問題④ (相続放棄、財産分離)

【内容】 相続放棄、財産分離の手続について、実務上の取扱いや実務上の諸問題を検討する。

第14回

【テーマ】 相続を巡る諸問題⑤ (遺言)

【内容】 各種遺言の取扱いと、それらを巡る実務上の諸問題について検討する。

第15回

【テーマ】 相続を巡る諸問題⑥ (遺留分、相続回復請求権)

【内容】 遺留分減殺請求権、相続回復請求権について、実務上の諸問題を検討する。

■ 授業時間外の学習 (予習 : 授業において別途指示する。  
・ 復習) 方法 (成績評価への反映についても含む)

■ (1) 授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■ (2) 授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : 少ない

■ (2) 授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■ (2) 授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■ (2) 授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■ (3) 授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■ (4) 授業形態-履修者への連絡事項 : 授業は、双方向での演習方式で実施し、実務上の諸問題、判例等を検討する。授業内において適宜問題演習を行う。

■ 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : 少ない

■ 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 少ない

■ 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : 少ない

■ 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり。

■ 教科書 : 特に指定しない。

■ 参考書等 : 二宮周平『家族法(第5版)』(2019年、新世社)  
水野紀子・大村敦志編『別冊ジュリスト・民法判例百選Ⅲ親族・相続(第2版)』(2018年、有斐閣)

■ 成績評価 : 講義での問答、問題演習等により総合的に評価する。

■ 担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は家族法実務に携わっている。

■ 受講要件 : 関連しない。

■ 教職課程該当科目 : 0

■ JABEEとの関連 : 0

■ 主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■ 主なSDGs関連項目2 :

■ 主なSDGs関連項目3 :

■ 実務経験のある教員による授業科目 :

■ 備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜4

講義番号 : 700025  
授業科目名 : 法解釈入門

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),小田 敬美(社会文化科学研究科系)

■ナンバリングコード:	: LCAZ0LSLH6001N	■必修・選択の別 :	必修
■科目区分	: A 法律基本科目群		
■対象学生	: 1年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 教員のメールアドレス		
■オフィスアワー	: 各教員のオフィスアワーを参照のこと。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 井藤 公量(大学院法務研究科・教授) 小田 敬美(愛媛大学大学院法文学研究科法文学部・教授[前法務研究科教授]) 羅 明振(大学院法務研究科・助教)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: この授業の前半では法情報の取扱いを共通項にさまざまなことがらを学修するが、これらはいずれも実定法科目の学修や将来の法実務に必要な基本的な事項を内容とするものである。法科大学院で基幹科目を学修していくためには、まず法令や判例に関する基礎知識が不可欠である。膨大な法情報を適切に扱えるか否かは、法科大学院における学修の成否に関わり、それは法実務に携わる者(実務家)としての基本的なスキルにはかならない。当科目では、主要な法情報の種類別に、まずその基本的な性質を確認したうえで、その利活用技法(検索方法や引用・表示方法)について講義する。そして、一定の条件を満たす法情報を収集・加工して法的分析のための材料を整えるところまでを実習を交えながら学んでゆく。前半で扱う法情報の範囲は、以下の通りである。①内容:法令・判例・その他の資料・証拠等、②時期:明治時代以降今日までのもの、③場所:日本法を中心とする(外国法については各外国法を扱う授業で学ぶため、ごく基本的な情報源の紹介程度とする)、④媒体:紙媒体で提供される法情報だけでなく、電子的媒体(電磁的記録媒体等、ネット上の情報を含む)で提供されている法情報も取り扱う。⑤その他:上記のほか、法律専門職としての情報リテラシ(電子メールの利用、プレゼンテーションや法情報の処理に関わる技術的な事項等)や各種資料を扱うために必要な書誌学的内容についても、本講の目的を逸脱しない範囲で適宜取り扱う。 後半では、基本書の読み方、判例の読み方、条文のおさえかたなど、実務法曹となるためにどうすれば、必要な基礎知識が身につくか、実務家の立場からその習得方法を伝授する。		
■学習目的	: 法曹養成プロセスの基礎として法の体系的法理解および専門的知識を習得する前提となる知識や技法を学ぶことを目的とする。		
■到達目標	: この授業の前半では、専門職大学院で法律学を学び始める際に必要な法情報(法令・判例・その他)の種類と性質を学び、その利用方法を修得することを目標とする 後半では、講義や演習や基本書などで理解したことを実務法律家的な文章として書けるようになることを目標とする。		
■授業計画	: 第1回(井藤) 【テーマ】判例データベースの利用 【内容】法科大学院においては、実定法各科目の学習のため、いわゆる判例情報を適切に扱う能力(知識及び技法)が不可欠である。法科大学院入学後の学修を円滑に進めていけるようにするため、まず判例データベース(本学では、TKCのLEX/DB)の利用方法を取り扱う。 第2回(小田) 【テーマ】法情報とは一法における情報の種類と位置付け 【内容】法情報の特性を説明した後、法情報の全体像を概観し、法律家として必要な法情報とは何かを理解できるようにする。 法情報は、法令・判例・その他の情報(論文、立法資料、証拠など)に大別できるが、史料・外国法情報・事実調査のための各種資料についてすべてこの授業で取り扱えるわけではないので、本講義の全体像を示しながら射程範囲を明らかにしておく。 また、法科大学院生が各種法情報を取り扱う上で情報機器(コンピュータ等)を用いることは不可欠であるから、最低限必要とされる情報リテラシ(活用能力)を示し、この点で補強を要する者に参考情報を提供し、自習の契機を与える。 第3回(小田) 【テーマ】法令 【内容】成文法主義をとるわが国における法源としての法令について、その種類と性質を理解し、必要な法令情報の検索ができるようにする。とくに、法学未修者については、条文の基本構造や技術的な性質を有する専門用語を確実に修得できるようにする。 上記のほか、自治体の条例、国際条約などの利活用についても言及する。法源性はないが実務上重要な意義を有することが少なくない行政庁の通達等にも言及する。また、法令の改廃があった場合の旧法ないし廃止法令の探し方などを扱い、法令の全体像を理解して、その適切な利活用ができるようになることを目的とする。 立法学など法制執務に関わる内容についても、簡単にではあるが言及したい。 第4回(小田) 【テーマ】判例(1) 【内容】第4回では、判例という法情報の意義を理解するため、その前提知識としてわが国の司		

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜4

講義番号 : 700025  
授業科目名 : 法解釈入門

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),小田 敬美(社会文化科学研究科系)

法制度や裁判手続を概説し、裁判の種類や判例の効力について基本的な理解ができるようにする。いわばマクロの視点から判例の位置付けに焦点をあてた授業を行う。

#### 第5回(小田)

【テーマ】判例(2)

【内容】判例の構成や内容について基礎的な理解を得ることを目的とする。

特定の判決を教材として、主文と判決理由、傍論、最高裁判例の少数意見制度について説明する。また、裁判記録の構成(編綴)に触れ、裁判所における閲覧や謄写の可否も説明する。この回には、審級関係を含めて同一事件や関連事件の判例検索を行う方法を説明する。各種判例集・判例掲載誌等の説明も行う。

#### 第6回(小田)

【テーマ】その他の資料

【内容】この回は、書籍や専門雑誌等の定期刊行物を対象として、論文等の検索と利用ができるようになることを目的とする。まず、専門書籍の呼称(いわゆる基本書・体系書・注釈書・記念論文集・講座ほか)ごとにその性質と利用方法を説明し、次いで、代表的な専門雑誌を紹介しながら同様に説明する。また、これらを検索する際に用いる具体的なツール(法律時報巻末の文献月報、法律判例文献情報など)についても説明する。

その他の法情報について、その種類や情報源を把握することを目的とする講義を行う(外国の法情報については、実務上の必要性を考慮して、ごく基本的な内容を説明することに定める)。証拠等、裁判に必要な情報の入手方法についても解説する。

#### 第7回(小田・羅)

【テーマ】書誌学の基礎、情報リテラシの基礎(小田・羅)

【内容】法実務に必要な情報は、法情報に限らない。むしろ、事件に関連して法律分野以外の情報を入手することが必要となることも多いことから、書誌学の基礎知識を学ぶ。

また、法律専門職が情報を取り扱ううえで不可欠な情報通信技術について情報リテラシ(情報利活用能力)涵養の観点から学修する。

#### 第8回(小田)

【テーマ】法律家にとっての情報リテラシとその応用

【内容】前回学修した事項を基礎に、法律家にとっての情報リテラシについて学ぶ。近年は、電子メールを含む電磁的記録媒体上の情報を適切に扱えることが法律家にとっても不可欠なスキルとなっている。法律家にとってのITCリテラシ、とくに訴訟をはじめとする各種紛争解決手続における電子的情報の取扱いについて検討する。

#### 第9回～第11回(井藤) 法的三段論法の把握

事案を解析し問題点を抽出し論理的に思考し法解釈を加えて法を適用するという法的三段論法について基本構造を解説する。

#### 第12回、第13回(井藤) 事例の分析

前回把握した基本構造を踏まえて、具体的な民事系の設例をつかってゼミ形式で検討する。なお、順次起案してもらう。

#### 第14回(井藤) ライティング1

学生全員に課題を出し、法的三段論法を踏まえた法律文章を自宅起案してもらう。起案の中から代表的なまずい例をとりあげてゼミ形式で討論する。

#### 第15回(井藤) ライティング2

学生全員に課題を出し、法的三段論法を踏まえた法律文章を自宅起案してもらう。起案の中から代表的なまずい例をとりあげてゼミ形式で討論する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 30% : 70%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものでない)

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜4

講義番号 : 700025  
授業科目名 : 法解釈入門

単位数 : 2

担当教員(所属) : 井藤 公量(社会文化科学研究科系),小田 敬美(社会文化科学研究科系)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 講義を基本とするが、法情報では授業中に情報端末を用いて法情報リテラシ〔法情報利活用能力〕を確認しながら授業を進める。後半の部分では、実際にライティングなどを行う。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : ・前半では情報端末などを用いる。

■教科書 : 教科書 : 山下・島田・宍戸著『法解釈入門 - 「法的」に考えるための第一歩 補訂版』有斐閣(2018)(後半の部分で使用する。)

■参考書等 : 参考書 : いしかわまりこほか『リーガルリサーチ〔第3版〕』(2008年、日本評論社)および六法〔法令集〕  
西野喜一『法律文献学入門』(2002年、成文堂)  
中野次雄編『判例とその読み方〔三訂版〕』(2009年、有斐閣)  
佐藤幸治ほか編『コンサイス法律学用語辞典』(2003年、三省堂)  
弥永真生『法律学習マニュアル〔第3版〕』(2009年、有斐閣)〔特に非法学系学部出身者〕

■成績評価 : 前半 : 小田担当部分(50%)と後半 : 井藤担当部分(50%)の割合での評価による。具体的な評価方法については各担当者より講義中に説明がある。  
なお、毎回、出席することは当然のことなので、成績評価の対象とはしない。

■担当教員の研究活動との関連 : (小田) 民事手続を中心に紛争解決法制の理論と実務について研究してきたほか、組織内法務の経験及びADR実務の経験(紛争調整委員、消費者苦情処理審査会委員など)を有する。  
(井藤) 実務の携わっており、専門とする分野の基本的な部分を教授する。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 : 貧困をなくそう

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜4

講義番号 : 703401  
授業科目名 : 経済法(独禁法) I  
担当教員(所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7005N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 内線7506 gorosat@cc.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: オフィスアワーは水曜3時限目とする。質問は授業の後と、オフィスアワーで受け付ける。Eメールによる質問には応じない。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 佐藤 吾郎(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 独占禁止法Iでは、独占禁止法が定める主たる違法類型と違反行為に対する措置を取り扱う。独占禁止法は、競争秩序維持法として、事業者の経済活動を規制対象とし、市場における競争侵害の程度を個別具体的に判断するため、条文上の法概念は、本来的に抽象的にならざるをえない。そのため、独占禁止法に関する重要問題は、具体的事例を基礎にした判例理論を基礎にし、それに対する学説の批判的検討から形成されてきた。したがって、独占禁止法の理論、法運用を理解するためには、事例の検討が必要不可欠である。また、独占禁止法は、主要な四つの違法類型に対応した形で、違反行為に対する措置(行政的措置、刑事罰、民事的措置)を規定しているため、それぞれの違反類型と、それに対応する措置を理解することが重要である。したがって、独占禁止法Iでは、主要な違反類型、すなわち、「不当な取引制限の禁止」「私的独占の禁止」「企業結合規制」「不公正な取引方法の禁止」の基本的内容、基本判例、および違反に対する措置(行政的措置、刑事罰、民事的措置)をテーマとする。		
■学習目的	: 経済法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 独占禁止法の各制度の趣旨、審決・判例、政策課題の動向を理解することによって、事案分析能力、競争法的思考能力を養成することを、本授業における最終的な到達目標とする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】独占禁止法の目的 【内容】最高裁判例(石油カルテル事件)の内容を確認したうえで、その特徴、問題点を正確に把握し、判例と学説の対立点の所在を明らかにする。  第2回 【テーマ】独占禁止法の体系 【内容】独占禁止法は、競争秩序維持法として、違反類型および違反行為に対する措置について、独特の体系を有する。競争制限の程度に応じて、違反行為類型が分かれ、それぞれの違反行為類型に対応した形で、違反行為に対する措置が規定されている。独占禁止法の規制内容の三本柱とされる「不当な取引制限の禁止」「私的独占の禁止」「不公正な取引方法の禁止」のそれぞれの概要を理解し、違反行為に対する措置、具体的には、行政措置としての排除措置命令、課徴金、刑事罰、損害賠償請求、私人による差止請求が、どの違反行為類型に科せられるのかを、正確に理解することを目的とする。  第3回 【テーマ】独占禁止法の基本概念 【内容】事業者および事業者団体概念を理解し、いかなる者が含まれるのか、その範囲、範囲を画する根拠を判例・審決の分析を通じて理解することが目的である。  第4回 【テーマ】不当な取引制限の成立要件—共同性の立証、行為要件— 【内容】不当な取引制限が成立するためには、複数の事業者が共同することが必要である。「他の事業者と共同して」の実体要件およびその立証認定を取り扱う。  第5回 【テーマ】不当な取引制限の成立—市場要件— 【内容】独占禁止法は、不当な取引制限の行為要件として、「相互拘束」を定める。価格カルテルおよび入札談合のそれぞれについて、具体的事例を検討する。  第6回 【テーマ】事業者団体の活動規制 【内容】近時の代表的事例を議論し、公取委による事業者団体ガイドラインを検討する。  第7回 【テーマ】私的独占の禁止 【内容】私的独占の禁止規制における行為要件である「排除」および「支配」概念について、基本判例を参照しながら、理解することを目的とする。		

第8回

【テーマ】私的独占の禁止

【内容】私的独占の禁止規制における市場要件である「競争の実質的制限」概念について、基本判例を参照にしながら、理解することを目的とする。

第9回

【テーマ】企業結合規制

【内容】市場集中規制および一般集中規制について、その基本的考え方を、基本的な審決・判決例の検討を通じて、明らかにすることを目的とする。

第10回

【テーマ】不公正な取引方法の禁止①

【内容】公正競争阻害性概念の内容を検討したうえで、取引拒絶、差別的取り扱いに関する規制内容、審決・判決法理の概要を理解することを目的とする。

第11回

【テーマ】不公正な取引方法の禁止②

【内容】事業活動の不当拘束に関する規制内容、審決・判決法理の概要を理解することを目的とする。

第12回

【テーマ】不公正な取引方法の禁止③

【内容】不当な顧客誘引、取引の強制、取引上の地位の不当利用に関する規制内容、審決・判決法理の概要を理解することを目的とする。

第13回

【テーマ】違反行為に対する措置—行政的措置—

【内容】排除措置命令の内容、課徴金の法的性質、刑事罰との関係、不当利得返還請求権との関係、対象行為、算定方式の概要について理解することを目的とする。

第14回

【テーマ】違反行為に対する措置—刑事罰—

【内容】刑事罰の運用に関して、公取委の専門的判断を尊重するための諸制度を有機的に理解し、両罰規定である95条の意義、不当な取引制限の罪の罪質、実行行為は何かについての理解を深める。

第15回

【テーマ】違反行為に対する措置—損害賠償請求—

【内容】独禁法違反行為の被害者は、損害賠償を請求することができる。民法709条に基づいても損害賠償を請求することができるが、独禁法は、被害者の立証を軽減する趣旨から特別の損害賠償制度を設けている。無過失損害賠償責任、裁判所による公取委への求意見制度等の独禁法特有の制度を理解するとともに、訴訟において争われた重要な争点についての最高裁判例を正確に理解するとともに、学説による批判、問題点を明確にすることを目的とする。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70%:30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 本授業においては、制度趣旨の理解を前提に、審決・判例をケースメソッドによって検討をしていくという方法を採用する。学説についての検討は、事例分析の過程において、事例に即した形で行う。学生は、あらかじめ1週間前に配布されたレジュメ及び参考文献の予習事項を読んだうえで、授業に参加する。教員が、制度の概要を説明した後、質問に答える形式で、授業を進める。

(1)割合

講義形式 : 70%

講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) 30%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッション あり

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜4

講義番号 : 703401  
授業科目名 : 経済法(独禁法) I

単位数 : 2

担当教員(所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系)

---

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり

---

■教科書 : 金井・川濱・泉水『独占禁止法(第5版)』(2016年、弘文堂)  
舟田・金井・泉水編『経済法判例・審決百選(有斐閣)』

---

■参考書等 : 授業の際に指示する。

---

■成績評価 : 各演習での問答、レポート、発表などから総合的に評価する。

---

■担当教員の研究活動との関連 : 授業担当者は、経済法を研究しており、本授業内容も、その研究領域に含まれる。

---

■受講要件 : 関連しない。

---

■教職課程該当科目 : 0

---

■JABEEとの関連 : 0

---

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

---

■主なSDGs関連項目2 :

---

■主なSDGs関連項目3 :

---

■実務経験のある教員による授業科目 :

---

■備考/履修上の注意 :

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜4

講義番号 : 703402  
授業科目名 : 経済法(独禁法)II  
担当教員(所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7006N	■必修・選択の別 :	選択	
■科目区分	: D 展開・先端科目群			
■対象学生	: 2年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: 内線 7506 gorosat@cc.okayama-u.ac.jp			
■オフィスアワー	: 水曜日3限あるいは授業終了時に予約すること。			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 佐藤 吾郎(大学院法務研究科・教授)			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 経済法IIでは、経済法Iの受講によって、基本的な考え方を理解したことを前提に、四つの違法類型および違反行為に対する措置についての検討を行う。経済法を理解するためには、判例および審決の理解が不可欠であることから、主要な判例・審決の内容の検討を通じて、論点、理論的問題点、現行法の運用について、理解を深めることを目的とする。			
■学習目的	: 経済法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。			
■到達目標	: 独占禁止法の各制度の趣旨、審決・判例、政策課題の動向を理解することによって、事案分析能力、競争法的思考能力を養成することを、本授業における最終的な到達目標とする。			
■授業計画	: 第1回 【テーマ】 不当な取引制限の禁止①入札談合規制 【内容】 不当な取引制限規制の中で、主要な役割を果たしている入札談合規制について、その基本的内容を理解することを目的とする。  第2回 【テーマ】 不当な取引制限の禁止②入札談合規制 【内容】 第1回に引き続き、入札談合規制を取り上げる。近時の事例においては、発注者が関与していることが多いことから、いわゆる官製談合防止法による規制の検討をも含めて、事例を分析する。さらに、課徴金、刑事罰との関連についても、総合的に検討することとする。  第3回 【テーマ】 私的独占の禁止 【内容】 私的独占の手段行為、特に、「排除」行為について、事例の分析を行う。近時、手段行為として、直ちには、不公正な取引方法に該当するとは評価できない行為を、「排除」と認定する事例があることから、「排除」概念の明確化を念頭において、事例の検討を行うこととする。  第4回 【テーマ】 企業結合規制 【内容】 企業結合規制の概要を理解するとともに、「競争を実質的に制限することとなる」場合の判断基準を、審決、事前相談公表例および企業結合ガイドラインの検討を通じて明らかにすることが目的である。  第5回 【テーマ】 不公正な取引方法の禁止① 【内容】 取引拒絶・差別的取り扱いに関する一般指定の各項に関する審決・判例研究を行う。特に、不当な取引拒絶および差別対価の公正競争阻害性について、審決・判例に即して、検討を行う。  第6回 【テーマ】 不公正な取引方法の禁止② 【内容】 不当対価に関する一般指定に関する審決・判例研究を行う。特に、不当廉売規制における原価の評価、および公正競争阻害性について、審決・判例に即して、検討を行う。  第7回 【テーマ】 不公正な取引方法の禁止③ 【内容】 事業活動の不当拘束に関する一般指定に関する審決・判例研究を行う。特に、「拘束」の意義、立証方法、さらには、市場閉鎖効果について、審決・判例に即して検討を行う。  第8回 【テーマ】 不公正な取引方法の禁止④ 【内容】 不当な顧客誘引・取引の強制に関する一般指定に関する審決・判例研究を行う。独占禁止法の補助立法である景品表示法の概要についても、検討を行う。  第9回			

【テーマ】不公正な取引方法の禁止⑤

【内容】取引上の地位の不当利用に関する一般指定14項についての審決・判例研究を行う。さらに、独占禁止法の補助立法である下請法の概要についても、検討を行う。

第10回

【テーマ】違反行為に対する措置(排除措置命令)

【内容】違反行為に対する行政的措置である排除措置命令についての審決・判例を取り扱う。違法行為の再発防止という観点から、どのような内容の排除措置命令が望ましいのか、さらに、現行法の運用の問題点についても理解を深める。

第11回

【テーマ】違反行為に対する措置(課徴金)

【内容】従来の法運用の理解のほか、近時の改正の内容について、課徴金減免制度の概要を含めて検討を行う。

第12回

【テーマ】違反行為に対する措置(刑事罰)

【内容】不当な取引制限の罪の成立時期、二重処罰の禁止との関係等、主要な争点について、判決を詳細に検討しつつ、掘り下げることとする。

第13回 違反行為に対する措置(損害賠償請求)

【テーマ】違反行為に対する措置(損害賠償請求)

【内容】独占禁止法違反行為に対する民法及び独占禁止法に基づく損害賠償請求訴訟における主要な論点について、判決を題材に、検討を行う。

第14回

【テーマ】違反行為に対する措置(不公正な取引方法に対する差止請求)

【内容】近時導入された不公正な取引方法に対する差止請求制度の概要、および判決例を検討する。今後、実務上、重要な制度となると考えられるので、条文の要件ごとに、深く問題点を検討することとする。

第15回

【テーマ】まとめ

【内容】主要な違法類型および違反行為に対する措置に関する総合的な理解を深めるために、近時の事例を用いて、重要事項のまとめを行う。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 本授業においては、制度趣旨の理解を前提に、審決・判例をケースメソッドによって検討をしていくという方法を採用する。学説についての検討は、事例分析の過程において、事例に即した形で行う。学生は、あらかじめ1週間前に配布されたレジюме及び参考文献の予習事項を読んだうえで、授業に参加する。教員が、制度の概要を説明した後、質問に答える形式で、授業を進める。

(1)割合

講義形式 : 70%

講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) : 30%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッション あり

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり

■教科書 : 金井・川濱・泉水『独占禁止法(第5版)』(2016年、弘文堂)

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜4

講義番号 : 703402  
授業科目名 : 経済法(独禁法)II  
担当教員(所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

舟田・金井・泉水編『経済法判例・審決百選』(有斐閣)

---

■参考書等	: 授業の際に指示する。
■成績評価	: 各授業での問答、レポート、試験などから総合的に評価する。
■担当教員の研究活動との関連	: 授業担当者は、経済法を研究しており、本授業内容もその研究領域に含まれる。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 0
■JABEEとの関連	: 0
■主なSDGs関連項目1	: 該当なし
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 702101  
授業科目名 : 法哲学  
担当教員(所属) : 大森 秀臣(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAA0LSLW7001N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: C 基礎法学・隣接科目群		
■対象学生	: 1年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: メール : ohmor-h@cc.okayama-u.ac.jp 電話 : 086-251-7505		
■オフィスアワー	: 質問は主として各授業の後に受け付ける。 特に面談等を求める場合は、事前にメールか電話にてアポをとること。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 大森 秀臣(大学院社会文化科学研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: この授業では、法哲学の定番の基本文献を授業前に配布し、講読してもらった上で、授業の中で基本文献に関する講義を行い、テーマに関する設問を出し、それに対して口頭あるいは筆記にて回答してもらう。		
■学習目的	: この授業では、法哲学上の基本問題の中からテーマを厳選し、法曹を目指す学生が修得すべき知識や思考力の促進に役立つ様々な理論について十分な理解を得てもらうことを目標とする。		
■到達目標	: この授業では、法哲学の文献を講読し、課題に取り組んでいくことを通して、抽象的で難解な議論を理解する読解力を高めるとともに、法曹に相応しい思考力と表現力をも身につけてもらう。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】法哲学の諸問題とその学問的性格 【内容】法哲学の簡単な定義や、それが主な対象としている議論領域を概説し、今後の授業を進めるための予備的作業として、法哲学の学問的な性格や位置づけに関する様々な文献を講読し、それを通して法哲学の基本的な問題関心を理解する。 第2回 【テーマ】法の構造と妥当性 【内容】法をどのように理解するかには様々なアプローチがありえるが、まず法を規範の体系や集合として見る視点から、法の体系や秩序を論じた様々な文献を比較検討し、さらに法体系の妥当性が究極的にどのように支持されるのかについて考察を深めていく。 第3回 【テーマ】法の規範的性格 【内容】法は規範から成り立つが、法が規範としてもつ性格や仕組みとはどのようなものか、また法の様々な規範的側面はそれぞれどのように関連するのかについて、法の規範構造を論じた様々な文献を講読することを通して、掘り下げて考察する。 第4回 【テーマ】法の社会的規範性 【内容】法は、道徳とともに社会的規範の一つであるが、では法は道徳とどのように異なるのかについて、法実証主義や自然法論などが古くから争ってきた争点やそれらの戦後の議論展開を手がかりに、法と道徳が相反する極限的事例まで視野に入れつつ検討する。 第5回 【テーマ】法の強制的介入と個人の自律性 【内容】法は、個人の自立した生活領域を保障するとともに、究極的には強制権力を背景に社会や個人の生活領域に介入することもある。とするならば、法が社会や個人の生活領域に介入しない干渉する際には正当化の理由が必要とされるが、そのような正当化根拠として何が挙げられるかについて、現代のバスターナリズム的な強制措置なども視野に入れつつ検討する。 第6回 【テーマ】法解釈の性格と方法をめぐって 【内容】法解釈は主観的か、あるいは客観的か、あるいは法解釈はどのようにあるべきかなどについて、日本の法解釈論争を題材にしながらか検討を加える。 第7回 【テーマ】法解釈の限界 【内容】通常の事件は法を根拠にして判決が下されるが、法が想定しなかった新たな事件が提起されたり、あるいは法に根本的に欠陥がある場合、どのようにして法的も判断を導けばよいか。いわゆる「難解な事例」について法的判断がどのようにあるべきかを論じた様々な議論を比較検討して、法の解釈と創造との緊張関係について考察する。 第8回 【テーマ】法価値の諸相と相対性 【内容】法が目指すべき価値は広く「正義」と言われるが、そのような「正義」の理念は客観的ないし学問的に確定・把握することができるかについて、価値相対主義の論者の議論		

を題材にして考察する。

第9回

【テーマ】社会的効用と個人の権利

【内容】法の目指すべき価値は「社会全体の幸福」「公共の福祉」であると言われる場合があるが、それらは個人の自由や権利とどのような関係に立つのか。この問いについて、功利主義の議論を題材にしなが、権利基底的な正義論による批判をも射程にいれつつ考察する。

第10回

【テーマ】公正としての正義

【内容】「公正」という価値は法にとって中核的な理念であるが、この公正の理念をどのようにして法体系に実現していくべきか。この講義ではジョン・ロールズの正義論を題材にして、公正としての正義の正当化の議論を検討し、さらにロールズの議論展開を追う。

第11回

【テーマ】自由と市場

【内容】「自由」という価値もまた法にとって基本的な理念であるが、自由は市場において最も効果的に実現されるのか。この講義ではリバタリアニズムの正義論を題材にして、その基本的な考え方や、国家と法制度の設計方法を概観し、その問題点をも視野に入れて検討する。

第12回

【テーマ】平等と福利

【内容】「平等」という価値もまた自由と並んで法にとって重要な理念であるが、この平等を国家がどのようにして実現していくのかについて、福祉国家を擁護するリベラリズムの正義論を題材にして、その基本的な発想と、国家と法制度の設計のあり方を概観し、「自由」の理念との相関をも鑑みつつ検討する。

第13回

【テーマ】共同体と関係性

【内容】自由主義国家の法体系において個人の自由は極めて重要視される価値理念であるが、このような個人主義的な考えは、家族や近隣社会といった共同体における共通の目的や善とどのような関係にあるか。従来の自由主義的正義論を根本的に批判した共同体主義の議論を題材に、個人主義的自由主義の限界を考察するとともに、共同体論そのものが孕む問題性を意識しつつ検討を加える。

第14回

【テーマ】差異と多様性

【内容】自由主義国家の法体系は個人の自由を共通の価値としているが、社会において様々な実質的不利益を蒙っている女性や少数民族といった集団に対して特別な配慮をし、公的な承認を与えるべきか。この講義では、自由主義の法体系がジェンダーや文化的差異についてどのように扱うべきかについて、とりわけフェミニズムや多文化主義の権利論を題材にしつつ検討する。

第15回

【テーマ】ケア・性・正義

【内容】法にとって重要な理念は通常正義と呼ばれるが、これと並んでケアの倫理もまた重要である。ただケアの倫理を実現するには、それは女性固有の倫理であると見てよいか、あるいは正義の原則と対立する契機を孕んでいるかなど重大な問題を抱えることになる。この講義では、ケアの倫理を支持する議論を対象に、それぞれがこれらの問題をどのように考えているかを比較検討する。

(以上に加え、期末試験を行います(第16回)。ここに挙げた計画はあくまで予定であり、それぞれ細目について変更されることもあります)

■授業時間外の学習(予習: 授業の前にMoodleにて配布された資料をダウンロードして熟読し、自分で何が論点かを予測しながら内容を理解する。授業では文献について解説をする。授業の後には、解説を踏まえて文献を再読し、内容を整理して理解を深める。)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 50% : 50%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : Cタイプ(実習や演習だが社会連携したものではない)

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 授業形態  
(1)割合  
講義形式 : 50%  
講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) : 50%  
(2)講義形式以外の内容

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 702101  
授業科目名 : 法哲学  
担当教員(所属) : 大森 秀臣(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

ディスカッション あり  
グループワーク なし  
プレゼンテーション あり  
学内実習・実験 なし  
学外実習 なし  
その他 :

(3)履修者への連絡事項

スマホ等による撮影・録音は原則認めておりませんが、障がいがある方には配慮します。

---

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど)	: 少ない
■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど)	: やや多い
■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど)	: なし
■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項	: Moodleにてダウンロードしてもらった資料、板書など。 履修者への連絡事項: スマホ等による撮影・録音は原則認めておりませんが、障がいがある方には配慮します。
■教科書	: とくにテキストは指定しない。必要な資料はMoodleにアップロードするか、授業で配布する。
■参考書等	: とくに参考書は指定しないが、授業前に講読してもらおう基本文献はダウンロードして入手すること。
■成績評価	: 出席状況と毎回講義にて行われる受講生への質問に対する応答(60%)と、期末に行われる試験(40%)に基づいて成績評価を行う。
■担当教員の研究活動との関連	: 担当教員は共和主義の法理論の研究を行っている。この授業は、担当教員の専門分野である法哲学の諸領域—法の一般理論や法の規範理論—を中心に解説するものである。
■受講要件	: 関連しない。
■教職課程該当科目	: 16
■JABEEとの関連	: 5
■主なSDGs関連項目1	: 人や国の不平等をなくそう
■主なSDGs関連項目2	:
■主なSDGs関連項目3	:
■実務経験のある教員による授業科目	:
■備考/履修上の注意	:

---

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703421  
授業科目名 : 経済法(事例研究) III  
担当教員(所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAD0LSLW7009N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: 内線7506 gorosat@cc.okayama-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 水曜日3限あるいは授業終了時に予約すること。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 佐藤 吾郎(大学院法務研究科・教授)		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 経済法Ⅲでは、経済法Ⅰの受講によって、基本的な考え方を理解したことを前提に、四つの違法類型および違反行為に対する措置についての検討を行う。経済法を理解するためには、判例および審決の理解が不可欠であることから、主要な判例・審決の内容の検討を通じて、論点、理論的問題点、現行法の運用について、理解を深めることを目的とする。		
■学習目的	: 経済法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 独占禁止法の各制度の趣旨、審決・判例、政策課題の動向を理解することによって、事案分析能力、競争法的思考能力を養成することを、本授業における最終的な到達目標とする。		
■授業計画	: 第1回 【テーマ】不当な取引制限の禁止①共同性の立証、事業者の範囲 【内容】東芝ケミカル審決取消請求事件、新聞販路協定審決取消請求事件、シール談合刑事事件等を検討する。  第2回 【テーマ】不当な取引制限の禁止②競争の実質的制限の意義、入札談合における「拘束」の意義 【内容】中央食品ほか6名事件、安藤造園土木事件、四国ロードサービスほか3名事件等を検討する。  第3回 【テーマ】私的独占の禁止規定における「排除」および「競争の実質的制限」の意義 【内容】日本医療食協会事件、パラマウントベッド事件、北海道新聞社事件、インテル事件等を検討する。  第4回 【テーマ】企業結合における「競争の実質的制限」の意義、株式保有、役員規制 【内容】東宝スバル事件、広島電鉄事件、新日鉄合併事件、日本石油運送事件等を検討する。  第5回 【テーマ】共同の取引拒絶、単独の取引拒絶 【内容】ロックマン工法事件、岡山県生コンクリート協同組合事件、松下電器産業事件等を検討する。  第6回 【テーマ】差別対価、不当廉売 【内容】LPガス販売差別対価差止請求事件、中部読売新聞社事件、マルエツ・ハローマート事件、都営芝浦と畜場事件等を検討する。  第7回 【テーマ】排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引 【内容】東洋精米機事件、資生堂事件、資生堂東京販売(富士喜)事件等を検討する。  第8回 【テーマ】抱き合わせ販売 【内容】日本マイクロソフト事件、東芝昇降機サービス事件、藤田屋事件等を検討する。  第9回 【テーマ】優越的地位の濫用 【内容】三越事件、ローソン事件、三井住友事件等を検討する。  第10回 【テーマ】不当な取引妨害 【内容】三菱電機ビルテクノサービス事件、東急パーキングシステム事件、星商事事件、ラジオメータートレーディング事件等を検討する。		

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703421  
授業科目名 : 経済法(事例研究) III  
担当教員(所属) : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

第11回

【テーマ】事業者団体の規制  
【内容】広島市石商広島市連合会価格カルテル事件、観音寺市三豊郡医師会事件、大阪バス協会事件等を検討する。

第12回

【テーマ】違反行為に対する措置(排除措置命令、課徴金)  
【内容】郵便番号自動読取機審決取消請求事件、森川建設事件、機械保険カルテル課徴金事件等を検討する。

第13回 違反行為に対する措置(刑事罰)

【テーマ】違反行為に対する措置(刑事罰)  
【内容】石油生産調整刑事事件、下水道談合事件、第一次東京都水道メーター談合刑事事件、第二次東京都水道メーター談合刑事事件等を検討する。

第14回

【テーマ】違反行為に対する措置(損害賠償請求)  
【内容】鶴岡灯油事件(控訴審)、鶴岡灯油事件(上告審)、奈良県入札談合住民代位損害賠償請求事件、日本遊戯銃協同組合事件等を検討する。

第15回

【テーマ】違反行為に対する措置(不公正な取引方法に対する差止請求)  
【内容】三光丸事件、関西国際空港新聞販売事件、日本テクノ事件等を検討する。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70%:30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : やや多い

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : やや少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや少ない

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : 本授業においては、制度趣旨の理解を前提に、審決・判例をケースメソッドによって検討をしていくという方法を採用する。学説についての検討は、事例分析の過程において、事例に即した形で行う。学生は、あらかじめ1週間前に配布されたレジュメ及び参考文献の予習事項を読んだうえで、授業に参加する。教員が、制度の概要を説明した後、質問に答える形式で、授業を進める。

(1)割合

講義形式 : 70%

講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) 30%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッション あり

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : やや少ない

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : 多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : やや多い

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり

■教科書 : 金井・川濱・泉水編『独占禁止法(第5版)』(弘文堂)  
金井・川濱・泉水編『ケースブック独占禁止法(第3版)』(弘文堂)

■参考書等 : 授業の際に指示する。

■成績評価 : 授業中での質疑応答、最終試験を総合的に判断する。

■担当教員の研究活動との関連 : 授業担当者は、経済法を研究しており、本授業内容もその研究領域に含まれる。

■受講要件 : 関連しない。

学期 : S : 後期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703421  
授業科目名 : 経済法（事例研究）III  
担当教員（所属） : 佐藤 吾郎(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考／履修上の注意 :

---

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703423  
授業科目名 : 住民訴訟法  
担当教員(所属) : 光成 卓明(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7010N	■必修・選択の別 :	選択	
■科目区分	: D 展開・先端科目群			
■対象学生	: 2年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: rin-t97@mx9.tiki.ne.jp			
■オフィスアワー	: 9:00-18:00 Eメール(時間問わず)による質問可			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 光成 卓明(岡山弁護士会・弁護士)			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 住民監査請求, 住民訴訟制度の概観をした後, 主として裁判例の分析を通して, 住民訴訟の訴訟要件, 果たしている役割について理解を深める。			
■学習目的	: 住民監査請求・住民訴訟制度は, 行政法分野の中でも近年利用が増加し注目度が高まっており, 法曹として基本的な知識・理解を有するべき分野である。他方この制度は, わが国の行政法体系の中でやや異質な存在であり, 制定法の条文が短いので裁判所判例によって理論が構築されてきたという特質がある。こうした特質をふまえて, 住民監査請求・住民訴訟制度の現況を把握し, 法曹実務(原告側・被告側・裁判官を問わない)における当該分野の応用力および適応力を育成する。			
■到達目標	: 住民監査請求・住民訴訟制度, とりわけその全体的な構造について, 基本的な知識を習得する。			
■授業計画	: 第1回 【テーマ】住民監査請求・住民訴訟の構造と, 住民監査請求の実務(担当 光成) 【内容】住民訴訟制度の一般的説明 住民監査請求の意義(監査の対象や事務監査請求との異同) 住民監査請求の実施と受理・審理の実際 住民監査請求の目的と一事不再理(最判昭和62年2月20日・地方自治百選94事件) 住民監査請求前置の意義(最判平成10年12月18日・地方自治百選97事件) 住民訴訟と訴額(最判昭和53年3月30日・百選95事件)同一請求に係る別訴の禁止(最判平成9年4月2日・地方自治百選96事件) 第2回 【テーマ】各号訴訟の構造(担当 光成) 【内容】住民訴訟は, 地方自治法242条の2第1項1~4号の各号所定のものに限定されている。各号訴訟の特徴と注意点, 4号訴訟についての法改正の意義, 3号訴訟と4号 訟の関係(最判平成13年12月13日・地方自治百選101事件) 第3回 【テーマ】「財務会計上の行為」の意義とその特定(担当 光成) 【内容】住民監査請求・住民訴訟は, 「特定の財務会計上の行為」を対象にしなければならない。 住民監査請求における財務会計上の行為の特定(最判平成2年6月5日民集44巻4号719頁, 最判平成16年11月25日判時1878号65頁) 財務会計上の行為の該当性(最判平成10年11月12日・地方自治百選104事件) 差止め対象の特定(最判平成5年9月7日・地方自治百選A23事件) 請求対象の特定(最判平成18年4月25日・地方自治百選88事件) 河川・港湾管理と住民訴訟(最判昭和57年7月13日・地方自治百選3版92事件(田子の浦ヘドロ訴訟), 最判平成16年4月23日・地方自治百選114事件) 政教分離(最判平成22年7月22日・地方自治百選110事件) 第4回 【テーマ】「当該行為」構成訴訟の監査請求期間・出訴期間(担当 光成) 【内容】住民監査請求・住民訴訟には特有の期間制限がある。 出訴期間(最判昭和58年7月15日・地方自治百選98事件) 監査請求期間(最判昭和63年4月22日判例時報1280号63頁, 最判平成14年7月16日・地方自治百選89事件, 最判平成14年9月12日・地方自治百選92事件, 最判平成20年3月17日・地方自治百選93事件), 出訴期間(最判昭和58年7月15日・地方自治百選98事件) 第5回 【テーマ】「怠る事実」構成の監査請求と住民訴訟(担当 光成) 【内容】「怠る事実」型の構成の住民監査請求の場合, 期間制限の適用を受ける場合(「不真正怠る事実型」)と受けない場合(「真正怠る事実型」)がある。 「怠る事実」構成の住民監査請求に, 1年間の請求期間制限が及ぶ場合と及ばない場合(最判平成14年7月2日・地方自治百選90事件, 最判平成19年4月24日・地方自治百選91事件) 第6回			

【テーマ】「当該職員」の意義・範囲 (担当 光成)  
【内容】法にいう「当該職員」とは何か。その具体的な範囲はどこまでか。議会の議長(最判昭和62年4月10日・地方自治百選99事件), 市職員の範囲(最判平成18年12月1日・地方自治百選100事件)

#### 第7回

【テーマ】財務会計行為と先行行為(違法性の承継) (担当 光成)  
【内容】財務会計行為に先行する行為に違法の原因がある場合の住民訴訟は, どのような場合に行えるか(最判平成4年12月15日・地方自治百選105事件, 最判昭和60年9月12日・地方自治百選3版70事件)

#### 第8回

【テーマ】財務会計行為の違法原因と行政裁量(補助金を題材に) (担当 光成)  
【内容】住民訴訟の対象の違法原因(一般条項違反, 個別実定法違反)別に, 判例上の「裁量権濫用」の実態  
公益上の必要性の判断基準(日韓高速船事件最判平成17年11月10日・地方自治百選85事件), 最判平成17年10月28日地方自治百選86事件  
第三セクターの債務に関する損失保証契約(最判平成23年10月27日・地方自治百選64事件), 陣屋の森事件(最判平成17年10月28日判時1919号178頁・地方自治百選85事件)

#### 第9回

【テーマ】賠償責任の主観的要件と住民訴訟中の債権放棄 (担当 光成)  
【内容】首長・職員個人の賠償責任の主観的要件(過失か重過失か) (最判昭和61年2月27日・地方自治百選108事件)  
住民訴訟係属中に, 議会の議決に基づき対象債権を放棄することができるか(最判平成24年4月20日・地方自治百選113事件)

#### 第10回

【テーマ】請求・訴訟要件に関する事例研究(演習形式) (担当 光成)  
【内容】「どのようなケースにどのような住民監査請求・住民訴訟が可能か/有効か」を, 具体的事例に即して検討する。  
第10回講義では, <当選御礼>文言入り広報紙の発行, 政務活動費を題材に研究する。

#### 第11回

【テーマ】請求・訴訟要件に関する事例研究(演習形式) (担当 光成)  
【内容】第10回と同趣旨の演習。第11回は廃棄物処分場用地買収, 国庫補助事業での不正経理を題材に研究する。

#### 第12回

【テーマ】事例研究(議会と住民訴訟) (担当 光成)  
【内容】「住民訴訟の実際の勝敗」について, 判例の事例に基づいて研究する。  
議決に基づく支出(最判昭和37年3月7日・地方自治百選107事件)  
裁量と議会の議決(最判平成17年11月10日・地方自治百選85事件)  
適正な対価によらない公有財産の譲渡と議会の議決(最判平成17年11月17日・地方自治百選54事件)  
首長の専決とする議決(東京高判平成13年8月27日・地方自治百選71事件)  
政務活動費(最判平成21年7月7日・地方自治百選73事件)  
議員野球大会(最判平成15年1月17日・地方自治百選70事件)  
定額費用弁償(最判平成22年3月20日・地方自治百選82事件)

#### 第13回

【テーマ】事例研究(談合, 随意契約) (担当 光成)  
【内容】第12回と同趣旨の事例研究。第13回は談合(最判平成14年7月18日・地方自治百選111事件)と随意契約(最判昭和62年3月20日・地方自治百選51事件)を題材に。

#### 第14回

【テーマ】事例研究(給与その他) (担当 光成)  
【内容】第12回と同趣旨の事例研究。第14回は,  
給与条列主義(最判平成7年4月17日・地方自治百選83事件, 最判平成22年9月10日・地方自治百選84事件)  
第三セクターへの職員派遣(最判平成16年1月15日・地方自治百選63事件, 最判平成24年4月20日・地方自治百選113事件)  
行政委員会委員の月額報酬制(最判平成23年12月15日・地方自治百選81事件)

#### 第15回

【テーマ】情報公開訴訟 (担当 光成)  
【内容】情報公開制度は, 事実上, 住民訴訟の前提になると言えるものである。(情報がなければ予め勝敗を見通せない。そのため, 情報公開訴訟の成否についても知識を持つことが求められる。  
知事交際費の情報公開(最判平成13年3月27日・地方自治百選17事件)

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703423  
授業科目名 : 住民訴訟法

単位数 : 2

担当教員(所属) : 光成 卓明(社会文化科学研究科系)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 80% : 20%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) : なし

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) : 少ない

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) : やや多い

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 80%  
講義以外 (ディスカッション, アクティブラーニング等) 20%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション あり  
グループワーク なし  
プレゼンテーション なし  
学内実習・実験 なし  
学外実習 なし  
(3)履修者への連絡事項  
レジュメ (視覚) と口述 (聴覚) を併用して講義を行います。さらに配慮が必要な場合は、履修登録前に担当教員に相談してください。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) : なし

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : レジュメ (事前配布) が多くなるので、配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。

■教科書 : 地方自治判例百選第4版 (有斐閣) 等

■参考書等 : 学生には事前に適切な教材 (裁判例解説) を指示し、講義の前に各回分のレジュメをアップロードする。

■成績評価 : 講義でのプロセス評価 (50%。出席状況, 小課題提出状況など)、期末試験 (50%) から総合的に評価する。

■担当教員の研究活動との関連 : 担当教員は住民訴訟実務に携わっている。この講義は担当教員の専門とする住民監査請求・住民訴訟の基本的な部分を解説するものである。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703432  
授業科目名 : 民事執行・保全法  
担当教員(所属) : 小田 敬美(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7014N	■必修・選択の別 :	選択	
■科目区分	: D 展開・先端科目群			
■対象学生	: 2年次生			
■他学部学生の履修の可否	: 否			
■連絡先	: 別途, 受講生に提示する。			
■オフィスアワー	: 質問は授業の後に受けつける。Eメールによる質問も可能である。 オフィスアワー代替措置としてEラーニングシステム (WebClass) も利用する。			
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 小田 敬美(愛媛大学大学院法文学研究科/法文学部・教授 [前法務研究科教授])			
■使用言語	: 日本語			
■授業の概要	: 「民事執行・保全法」(2単位)は、展開先端科目群に属するが、初学者を対象に民事訴訟法の場合と比較しつつ、両制度の基本構造と手続の流れを理解することを目的としている。民事執行法と民事保全法についての適切な理解があつてはじめて、民事訴訟を有効な紛争解決方法として活用することができるという意味で、一般的な実務法曹をめざす学生にとって当科目の履修は不可欠のものである。また、法科大学院での学習において、当科目の学習は、民事実体法と手続法の相互関係を把握して総合的な学力を向上させるのにも有用と思われる。			
■学習目的	: 民事執行法と民事保全法に関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。			
■到達目標	: 一般的な実務法曹を目指す上で不可欠な、民事執行法と民事保全法について適切に理解し、民事訴訟を有効な紛争解決方法として活用するための基礎力を身につける。			
■授業計画	: 第1回 【テーマ】民事執行の構造 【内容】 民事執行の基本構造について論じる。①民事執行制度の位置づけ、とくに実体法及び各手続法間の役割分担について基本的認識を得ること、②民事執行の種類、③その主体について基本知識を習得すること、そして、訴訟法の理解のためには手続の全体をまずイメージできることが不可欠なことから、民事執行手続の流れに関するアウトラインを理解することを目的とする。なお、手続の全体を理解するために、ここでは、民事執行の基本形である金銭執行を取り上げて、その構造を学ぶ。  第2回 【テーマ】民事執行の実施 【内容】 第2回では、主に、民事執行の実施要件について論じる。とくに、債務名義制度の趣旨、その種類についての基礎知識の習得を目指す。そのうえで、それをめぐる論点を、基本判例を題材とした設問形式で議論し、分析、理解力を高めることを目的とする。併せて、執行文付与制度についてもここで検討・議論する。とくに、執行文付与要件、手続、不服申立方法を取り上げる。この債務名義・執行文付与制度との対比において、不動産競売の特色についても論じる。ここでは、半分は講義形式とし、残りを双方向の議論形式での授業を考えている。  第3回 【テーマ】不動産に対する強制執行・競売 【内容】 この回は、不動産に対する民事執行手続について取り上げる。とくに、不動産執行手続は、民事執行手続の基本形態であるので、ここで手続の概要についての理解を十分に習得することを目的とする。また、強制執行と担保権実行の基本的な差異についてもここで論じる。さらに、不動産の現況調査の実態、不動産の評価などを取り上げ、執行実務についても取り上げる。また、法改正事項についても取り上げる。  第4回 【テーマ】準不動産・動産、債権に対する強制執行・競売 【内容】 この回は、前回に引き続き、不動産に対する民事執行を取り上げ、前回でできなかった部分を取り上げる。具体的には、配当、引渡命令、強制管理などを主に対象とする。そして、準不動産・動産に対する民事執行について取り上げ、その手続構造の特色とポイントの基礎知識の習得を目的とする。債権等に対する民事執行については、とくに、債権執行の特色をきちんと理解することを第一の目的とする。  第5回 【テーマ】非金銭執行 【内容】 この回は、非金銭執行について論じる。ここでは、直接執行、間接強制、代替執行の違いとその相互関係が正確に理解でき、かつ物の引渡執行、作為・不作為の執行及び意思表示の擬制による執行の手続およびその特質について十分な理解と知識を習得することを目的とする。ま			

た、併せて、基本判例を取り上げて議論する。

第6回

【テーマ】民事執行における救済手続

【内容】

今回は、民事執行法における不服申立方法について論じる。ここではその基本知識を得ることを目的とする。今回は、不当執行に対する救済制度に重点を置く。したがって、「請求異議の訴え」と「第三者異議の訴え」について考察の対象とする。両制度の意義、機能、適用範囲などの基本知識の習得を目的とする。また、基本判例を題材にした設問を通して、議論し、具体的なイメージを抱きながら、両制度の把握を目指す。

第7回

【テーマ】民事保全の基本構造

【内容】

前回までで、一通り民事執行法の基礎に関する授業を終えた。今回からは、民事保全法に関する知識とその理論の理解を深めることを目的とする。今回は、手続の基本構造、とくに、仮差押えと仮処分に関して基本的理解を習得することに重点を置く。

第8～10回

【テーマ】保全命令手続

【内容】

仮差押命令と仮処分命令を行うための保全命令手続について、その審理方法を中心に学ぶ。民事訴訟法による判決手続と対比しながら、民事手続全体についての理解を深めていく。

第11・12回

【テーマ】民事保全法における不服申立方法

【内容】

民事保全法における不服申立手続として、即時抗告・保全異議・保全取消・保全抗告の4つを対象に、その異同及び相互関係を学ぶ。

第13・14回

【テーマ】さまざまな紛争類型と民事保全の利用

【内容】

紛争類型に応じた民事保全手続の利用方法について、事例演習問題なども用いつつ検討する。

第15回

【テーマ】民事保全をめぐる諸問題

【内容】

民事保全をめぐるその他の問題を取り上げる。とくに、最新判例を取り上げ、問題を抽出し分析・検討する。

■授業時間外の学習(予習: 授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70% : 30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) :

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) :

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) :

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) :

■(3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外

■(4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合

講義形式 : 70%

講義以外(学生との対話, アクティブラーニング等) 30%

(2)講義形式以外の内容

ディスカッション あり

グループワーク あり

プレゼンテーション なし

演習 なし

学外実習 なし

その他 :

(3)履修者への連絡事項

授業を通じて、配付資料に記された問題に解答できるよう授業を進める。授業のレベルは「民事執行法」及び「民事保全法」に関する法律知識と制度の理解を中心とする。理解度・到達度の確認のため、まとめとして数回の事例演習を予定している。

■使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) :

■使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) :

学期 : S:後期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703432  
授業科目名 : 民事執行・保全法  
担当教員(所属) : 小田 敬美(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

■使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) :

■使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり。必要に応じて資料を配付する。  
履修者への連絡事項 :  
特になし

■教科書 : 松村和徳『民事執行・保全法概論[第2版]』(2013年、成文堂)。「民事執行法」を対象に教科書は前半部分を中心に使用する。

■参考書等 : 民事保全法に関する記述は少ないので、配付資料を併用する。その他の資料については、講義開始時に案内する。

■成績評価 : 平常点:試験点=50:50で評価する。平常点部分は、課題演習と授業時の問答によって評価する。試験は、講義日とは別に日時を決めて行う。

■担当教員の研究活動との関連 : 民事手続を中心に紛争解決法制の理論と実務について研究してきた。組織内法務の経験及びADR実務の経験を有する。

■受講要件 : 関連しない。

■教職課程該当科目 : 0

■JABEEとの関連 : 0

■主なSDGs関連項目1 : 該当なし

■主なSDGs関連項目2 :

■主なSDGs関連項目3 :

■実務経験のある教員による授業科目 :

■備考/履修上の注意 :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703806  
授業科目名 : 裁判外紛争解決制度論  
担当教員(所属) : 小田 敬美(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

---

■ナンバリングコード:	: LCAF0LSLW7015N	■必修・選択の別 :	選択
■科目区分	: D 展開・先端科目群		
■対象学生	: 2年次生		
■他学部学生の履修の可否	: 否		
■連絡先	: oda-law@ehime-u.ac.jp		
■オフィスアワー	: 授業の前後に適宜質問を受け付けるほか、Eメール及びEラーニングシステム(WebClass)を併用する。		
■学部・研究科独自の項目	: 【担当教員名(所属・肩書き)】 小田 敬美(愛媛大学大学院法文学研究科/法文学部・教授 [前法務研究科教授])		
■使用言語	: 日本語		
■授業の概要	: 裁判外紛争解決制度とは、一般に、訴訟によらない民事紛争解決方法を指す。最近ではAlternative Dispute Resolutionの略語であるADRという表現もかなり知られるようになってきた。広義では、裁判所の公権的判断である判決によらないで民事紛争を解決する方法をいう。すなわち、斡旋・調停・訴訟上の和解等のように第三者の関与の下に紛争当事者が合意に達することによって紛争解決することをめざす手続だけでなく、仲裁のように第三者の判断が法的強制力を有する手続も含む。最広義では、紛争解決に有用な相談・事故原因調査・情報提供等、さらには倒産処理・執行などのサービスを含めることもある多義的な用語であり、その使用には注意を要する。狭義では、公平中立の第三者が手続主宰者となって行う和解仲介手続を指す。 ADRを巡る法環境は、この約10年余りの間に大きく変容し、現在もなお変化し続けている。裁判外紛争解決手続の利用拡充を求めた「司法制度改革審議会最終意見書」(2001[平成13]年。以下、単に意見書という)を承けて、2003年に「仲裁法」(平15法138)が単行法として制定され、2004年には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平16法151。以下、ADR利用促進法または単にADR法と略記する)が新たに制定され、それぞれ、2004年3月1日と2007年4月1日に施行された。これにより、ADRの認知度は急速に高まった。仲裁は、既に平成8年改正前の民事訴訟法に規定されていた紛争解決手続である。それが母国ドイツで広範に用いられているのとは対照的に、日本では民事訴訟法の中にわずかな関連規定しかなく、一般的な民事紛争の解決方法としてはほとんど用いられていなかった。これに対し、民事調停・家事調停は、それぞれ、「民事調停法」(昭26法222)と「家事審判法」(昭22法152)という単行法に基づき、裁判所が主体となって行う紛争解決手続で、予てよりその認知度だけでなく利用度も高かった。このようにADRの種類によって偏りはあるものの、一般論として、ADRは、わが国において(少なくとも量的観点からは)重要な紛争解決方法であり続けてきたと言える。それにもかかわらず、意見書がADR拡充の必要性を謳い、仲裁法・ADR法という新法が制定されたのはなぜであろうか?授業では、この点を念頭に置きながら各種ADRに内在する諸問題、及びADRと訴訟の関係について検討してゆきたい。 ところで、ADRの手続は訴訟と異なり原則として非公開でなされ、事件の結果や記録もほとんど公開されていない。そのためか日本におけるADRの理論的研究は必ずしも充分でなかった。他方、外国の場合、たとえばアメリカでは1970年代からADRの理論的探究が積極的に行われ、ADRの意義、訴訟による紛争解決との異同や相互関係が検討され、実際に多様なADRサービスが提供され利用されるようになった。これに呼応し、ロースクール教育やCLE(Continuing Legal Education:実務家の卒後教育・継続的研修)でもADRに関する知識や技法が大きく取り上げられるようになってきている。わが国においても、弁護士のもとに持ち込まれる多くの案件が実際に訴訟以外の紛争処理方法によって解決され、訴訟に至った事案でもその半数以上が訴え取下げ(その多くでは背景に訴訟外での和解があると見られる)や訴訟上の和解で終結しており、判決で終結する事件よりも多い。しかし、司法修習(とくに集合研修)では、訴訟に焦点を当てた要件事実教育にその時間のほとんどを割いている。リーガルサービスのなかでADRの需要が非常に大きいという実態に鑑みれば、ADR(交渉技法を含む)に係る知識と技法は実務法曹に不可欠のものであり、かつADR実務の改善がリーガルサービスの向上に直結することを強く意識する必要がある。 当科目では、上記のような観点から、実務法曹に不可欠なADRの理論と実務について、総論と各論に分けて講義し、部分的に演習を交えつつ理解を深めてゆく。科目の特性上、通常の実定法科目と異なり、関連諸法の解釈論だけでなく、ADRサービスの制度設計やADR実務にも比較的多く言及し、ADRにおける面談・交渉の技法と倫理、訴訟・ADR双方を念頭に置いた準備のあり方などロイヤリング的な視点からも授業を展開したい。具体的には、1) 各種ADRの内容と特性比較、2) 訴訟手続との異同と相互関係、3) ADRにおける交渉理論・紛争理論、4) ADRにおける手続主宰者や代理人の役割について理解すること、並びに、5) 具体的な事案について手続の進行と技法の適用について受講生が見通しを持てるようになることを当科目の目標とする。		
■学習目的	: 実務法曹に不可欠なADRに関する発展的・先端的な理論および実務を習得することにより、現代における法曹に対する多様なニーズに対応し、法曹実務における当該分野の応用力および適応力を育成することを目的とする。		
■到達目標	: 科目の特性上、通常の実定法科目と異なり、関連諸法の解釈論だけでなく、ADRサービスの制度設計やADR実務にも比較的多く言及し、ADRにおける面談・交渉の技法と倫理、訴訟・ADR双方を念頭に置いた準備のあり方などロイヤリング的な視点からも授業を展開したい。具体的には、1) 各種ADRの内容と特性比較、2) 訴訟手続との異同と相互関係、3) ADRにおける交渉理論・紛争理論、4) ADRにおける手続主宰者や代理人の役割について理解すること、並び		

---

に、5) 具体的な事案について手続の進行と技法の適用について受講生が見通しを持てるようになることを当科目の目標とする。

■授業計画

: 第1回

【テーマ】総論(1) 一序論、ADRの意義とその実定的基礎 [小田]

【内容】 裁判外の紛争解決制度(ADR)は、誰がどのような方法で何を目指して行われるのかによって様々な分類がなされる。第1回目の授業では、ADRの法的/社会的意義、利用の現状、ADRの分類、ADRと訴訟の関係(富士山モデル・ハゲ岳モデル・カオスモデル)、ADRの長短所等について概観し、紛争解決制度におけるADRの位置づけを考察する。

ADRは、なお発展途上にある紛争解決方法であり今後従前と異なる新たなADRが提供される可能性もあるが、新たなADRのうち一定の評価を得たものは実定法上の根拠を備えたものとなっている。冒頭で説明した手続種別による分類のほか、そのサービス提供主体によって分類することもできる。第4回では、まずこれらの分類方法(司法型・行政型・民間型等)、それぞれの特色(手続主宰者の資格、手続、費用、中立性など)と限界(問題性)、利用の実情、各種ADR設立の社会的・経済的背景事情などを概観する。そして、仲裁法やADR法をはじめとする最近の立法、弁護士や法律隣接業種の関与、ADR相互間の連携、ADRと訴訟手続との関係などについて実定法上の規律などを俯瞰し、わが国におけるADRの実定的基礎について理解を深める。

さらに、近時の傾向を考慮して比較法的な視点も加える。すなわち、最近のADRに関する議論や技法トレーニングではアメリカの議論が比較の対象としてしばしば登場するため、ADRはアメリカにおけるリーガルサービスの一態様であると考えられる人も見られる。しかし、ADRは、大陸法系であるか英米法系であるかに関わりなく見られるものであり(例: ASB, aVLK, MARC)、多くのアジア諸国でも法的トラブルの解決方法としてADRが活用されている。そこで、わが国におけるADRの位置づけと問題点ないし課題を明らかにするために比較法的なアプローチを行う。

第2回

【テーマ】総論(2) 一交渉・相談・苦情処理とADR [小田]

【内容】 紛争解決の過程で、ADRは単独で存在するものではない。すなわち、ADR利用の前には、苦情処理を含む紛争回避行動や相対交渉及び代理人による交渉、さらには審判や訴訟など紛争解決に向けた様々な場面が存在する。したがって、ADRは一連の紛争解決プロセスの中で他の要素との連関を意識しながら理解する必要がある。その意味で、ADRは他の紛争解決方法と併せて巨視的に考察しなければならない。他方、和解の仲介を中心とする合意型ADR(斡旋・調停を含む)を、公平中立な第三者が当事者間の交渉を援助して合意に至る手続であると理解すると、その意味でも交渉の方法や理論についての理解が不可欠である。交渉理論はゲーム理論などを基礎に発展してきたが、今回はその知識や技法をどのようにして法的紛争の解決方法に応用するかについて学ぶ。

第3回

【テーマ】総論(3) 一ADR手続の開始/合意形成と手続規律のあり方 [小田]

【内容】 ADRサービスを利用しようとする申立人からすれば、多様なADRサービスの中から自己の紛争解決に最適なADRサービスをどのようにして見つけるのかがそもそも問題であり、サービス提供者からすればADRへのアクセスをいかにして容易なものとするかがまずは問題となる。ADRが訴訟と最も異なる点の一つは、手続関与の強制的契機の有無である。すなわち、ADRでは一般に、紛争当事者の一方がADR手続を開始しても相手方当事者はこのADR手続に参加すべき義務を負っておらず(例外: 仲裁契約がある場合)、参加しない当事者に当然に不利益がもたらされる構造にはなっていない。そこで、紛争解決過程においてADRの前段階で行われる相談行動(活動)とADRとの連携、あるいは予防法務の観点から訴訟回避行動を促すために設けられることが多い契約書中のADR条項を介したADRサービスへのアクセスについて考える。

第4回

【テーマ】総論(4) 一ADR手続における審理/事実認定のあり方 [小田]

【内容】 ADRの手続主宰者は、具体的な紛争と当事者との関係でどのような話し合いの方向を目指すべきであろうか。また、ADRの審理では何が行われ、訴訟の審理とどのように異なるのであろうか(訴訟における処分権主義や弁論主義は、ADRでは顧慮する必要のない考えか)。今回は、和解の仲介を目的とするADRを念頭に、合意形成方法の態様(評価的 evaluative/ 促進的 facilitative/ 変容的 transformative) をについて学び、それぞれの特徴や必要とされる具体的な技術と、これらの類型ごとの理念と関係性を論じる。また、同じくADRを通じた合意形成のあり方に深く関連する、いわゆるコーカス(個別面接方式)の採用の是非、長短所、実施する場合の要件や守秘義務の範囲などについても考察する。訴訟物と要件事実を軸にした訴訟におけるものの見方が、ADR手続にどのように妥当するのかが否か、事実認定のあり方についても検討する。さらに、ADR手続不調後、訴訟手続が利用される場合、ADRと訴訟が別個の手続であることを前提に審理資料の流用を一切認めるべきでないのかが否か、合意を斡旋した手続主宰者と仲裁人や裁判官が同一でよいかが否か、代理人の役割はどのように変わるべきか、当事者の守秘義務等は想定する必要がないのかなどの問題を検討する。

第5回

【テーマ】総論(5) 一ADR手続による結果の拘束力と履行の確保; 各論(1) 一裁判所内ADR①: 裁判上の和解の諸問題 [小田]

【内容】 ADR手続によって得られた結果(判断ないし合意)の拘束力は、訴訟の結果である判決とほぼ同視できるものから当事者間の示談合意に過ぎないものまで実に様々である。すなわち、何らかの意味で既判力や執行力があると考えられるものもあれば、紛争当事者間の和解契約に過ぎないものもあることになり、したがって、各種ADR手続の結果に相応しい履行確保の手段を講じる必要がある。このことは、ADR手続の利用者がその結果に何を期待するのかというこ

と併せて考えてみる必要がある。既判力や執行力といった法的拘束力が自動的に付与されないADRの意義についても併せて検討する。

ひきつづき、各論の最初のテーマとして、訴訟上の和解を中心に裁判上の和解に関する諸問題を扱う。現行民訴法では、訴訟上の和解に係る規定が拡充されている。裁判所はほぼ全件で和解勧誘を行っており、和解による訴訟事件の終結率は各種の訴訟終局原因を比較した場合、対席判決の割合を上回り最も大きな割合を占めている。そこで、各論の初回は、すでに訴訟法を学修した受講生にとって馴染み深い論点である訴訟上の和解を題材に、その長短所を裁判所と当事者(本人及び代理人)の各視点から分析する。和解勧誘の適否・時期・態様などはすべて裁判所の手続裁量に委ねられているとされるが、そこに合理的な限界を想定する必要性がないかどうかについて議論する。具体的には、訴訟上の和解における受訴裁判所の行為規範・評価規範として、当事者対席(当事者公開原則)の保障を求める学説や、心証開示を義務化すべきとの学説の妥当性を中心に考察し、あるべき訴訟上の和解を模索する。曾て頻用された「和解判事と成ること勿かれ」というスローガンが何を意味したのか、その現代的意味をどう捉えるかということと併せて考えてみたい。また、訴訟上の和解における代理人弁護士の権限とその限界についても検討する。

#### 第6回

【テーマ】各論(2)一裁判所内ADR②:裁判所における調停[小田]

【内容】各論の最初には、わが国のADRにおいて実務上圧倒的な存在感を示してきた裁判所の調停制度(民事調停・家事調停)を取り上げる。調停制度については、長年にわたり相当数の処理実績を有していることもあり、一定の議論の蓄積が見られる。

そこで、まず、実定法上の根拠となっている「民事調停法」、「特定調停法」及び「家事審判法」を概観して制度の全体像を確認する。そして、調停の本質やいわゆる調停規範論に関して検討する。併せて、調停の有効性が争われた裁判例についても学修する。さらに、調停法上のおもな個別論点として、17条決定や20条決定の運用、いわゆる専門訴訟(医事紛争、建築紛争など)における専門調停委員の任用と付調停決定の活用による争点整理に内在する問題性についても扱いたい。

#### 第7回

【テーマ】各論(3)一裁判所外ADR①:ADR法による和解仲介手続[小田]

【内容】この授業では、司法制度改革によって新たにもたらされた「ADR法」の概要を学修することを目的とする。従来、ADRにおける手続主宰や代理行為は、他に法律上の規定のない限り法律事務であるため弁護士の独占業務とされてきたが(弁護士法72条)、司制審意見書は他の専門職の参入を提言し、法曹以外の法律関連専門職(司法書士、弁理士、税理士など)や非法律関連専門職(建築士、医師、カウンセラーなど)にADR手続を主宰する途を開いた。この問題は、現行弁護士法72条の趣旨に関してADR主宰/代理業務を法律事務とみるべきか否かと関わる。なぜ弁護士以外の専門職がADRに関与することが要請されているのか、関与する場合どのような要件が必要か、手続主宰者と代理人では要件を異にするべきか等について検討する。また、諸外国では研修などを課してADR手続主宰者の認定要件とする制度が採られているが、日本でもそのような方向が望ましいか等についても検討する。他方、ADR法は、非法曹のADR参入を認めながら、認証ADRサービスについては弁護士の必要的関与を求めている。現在30余り存在する認証ADRについて概観しつつ、その意義と問題点についても検討する。(課題実施予定)

#### 第8回

【テーマ】各論(4)一裁判所外ADR②:仲裁法の基礎と諸問題[小田]

【内容】仲裁は旧民事訴訟法にその根拠を持つADR手続であったが、上述のように今般の司法制度改革の中で新たに「仲裁法」として単行法となった。そこで、同法を概観し、その射程(とくに、消費者契約、労働契約における、紛争発生前の仲裁合意の効果)について理解する。現行「仲裁法」は、UNCITRALモデル仲裁法から大きな影響を受けており、旧法である「公催仲裁法」とは大きく異なる仲裁手続を念頭において留意して欲しい。仲裁手続の実態について、常設仲裁機関の実情を参照したうえで、仲裁手続の長短所を考察し、日本で利用が少ないことの理由やその改善策などにも言及する。

さらに、仲裁法の理解を踏まえて、比較的利用の多い国際商事仲裁に固有の問題に言及する。具体的には、手続競合、仲裁契約と準拠法、外国仲裁判断の承認執行、UNCITRALモデル法による国際的な協調の方向性とその実態、などを取り上げる。さらに、実際に涉外紛争を扱う常設仲裁機関について概観し、今後の国際仲裁のあり方について考察する。

#### 第9回

【テーマ】各論(5)一裁判所外ADR③:弁護士会ADRとその実践[小田]

【内容】一般に、岡山は和解が成立しにくい土地柄であると言われる。しかし、当地では地元弁護士会が早くからADRの実践に取り組み、岡山弁護士会の仲裁センターは大都市圏以外では特筆すべき処理件数・成立率を誇っている。また、行政トラブルや医療トラブルという専門的紛争についてもいち早く取り組み、それぞれ行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山を設け全国的にも注目されている。今回の授業では、民間型ADRとして岡山弁護士会のADR活動を中心に弁護士会におけるADRへの取り組みについて学ぶ。

#### 第10=11回

【テーマ】演習ーロールプレイ[小田]

【内容】学生を少人数のグループに分け、それぞれ手続主宰者・申立人・相手方の役割を演じる形態で模擬手続(斡旋ないし調停)を行なう。ここでの目的は、手続による合意成立そのものではなく、手続開始時における手続主宰者の自己情報開示や、当事者からの聴取りとくに傾聴の示し方、同時面接と交互面接の使分けなど、各種のADR技法を実際に体験していただくことであ

る。手続終了後(合意成立に至らなくともある程度の時間で区切ることを)、各グループ内でピアレビューやビデオ撮影をした例について合同評価を行なう(この部分については、STICS[E-learningシステムの一つ]を利用して授業時間外に行なうこともありうる)。使う事例は法律的には比較的単純なものとするが、そこには要件事実的に必ずしも重視されない様々な事情が含まれている可能性がある。事例の資料は3種に区分し、①調停関係者全員が知っているはずの情報、②申立人のみが知っている情報、③相手方のみが知っている情報とし、各人が有する情報に基づいて和解の仲介をシミュレーションする。

なお、受講者の人数等を勘案し適切と思われる場合には、代理人が当事者の一方または双方についている場合を想定したロールプレイも行いたい。ロールプレイを通じて学ぶべき主なこととして、①代理人は、依頼人にどのようなアドバイスをしてADR手続をすすめるべきか、また②どのような準備をして手続に臨むべきか、が挙げられる。さらに、実際のADRの場における代理人の活動は、訴訟での弁論における党派性とは異なる原理に基づくはずであるが、それは党派弁論の原理と矛盾しないのか、他方で手続主宰者との関係はどのようにあるべきかなども検討課題となる。

#### 第12回

【テーマ】各論(6)一裁判所外ADR④:民間型ADRとその実践 [小田]

【内容】民間型ADRのうち弁護士会ADR以外で比較的早期から積極的な取り組みが見られたのは、土地家屋調査士(会)を中心とする境界紛争解決センターであった。土地境界紛争は、その実態が人格紛争であるといわれることもあり難事件に属する紛争類型である。土地境界紛争の解決手段には、すでに境界画定訴訟という方法があったし、公法上の筆界を特定するという意味では、不動産登記法の改正により法務局の筆界特定登記官が筆界調査委員の意見を踏まえて行う筆界特定制度も新設されている(平成18年1月20日施行)。ある紛争類型について多様な紛争解決手続が用意されているという点で、前回と同様、境界紛争の解決に際しては各種手続の異同を知って適切に手続選択できることが必要となる。授業では、境界紛争解決センターの設立・運営に関わった専門職(土地家屋調査士)から情報提供を受け境界紛争におけるADRの意義やADRと訴訟との関係について検討する。

#### 第13回

【テーマ】各論(7)一裁判所外ADR⑤:行政型ADRとその実践 [小田、行政機関担当者]

【内容】司法型ADRの隆盛、民間型ADRの低調が一般に指摘されるなかで、行政型ADRの位置づけはなかなか困難である。というのは、分野によって取り組みの姿勢や実績が異なるからである。今回の授業では、「労働関係紛争解決促進法」に基づく個別労働関係紛争ADR(助言指導・斡旋・調停)を中心に、行政型ADRの実情と課題について検討する。労働関係紛争については、「労働組合法」や「労働関係調整法」に基づき労働委員会(中労委/都道府県労委)が行う斡旋・調停・仲裁(これらも行政型ADRに属する)、「労働審判法」に基づき裁判所が行う審判、そして社会保険労務士会や産業カウンセラー協会による認証ADRも存在する。このように複数の紛争解決メニューが存在する場合、手続選択をどうするか、複数の紛争解決手続が競合した場合にどうすべきか、また、あるADRが不調に終わった際にその後の紛争解決手続として何を選択すべきかについて検討する必要がある。行政型ADRの実情については、できれば行政機関の担当者(例:厚労省労働局の紛争調整官など)による特別講義の機会を設けるなどして情報提供を受けつつ授業を行うこととしたい。

#### 第14回

【テーマ】総論(6)一ADRの課題と展望 [小田]

【内容】現在のADRが抱える課題と展望について学ぶ。ADR法や個別法上のADR関係規定の整備により、特殊領域を対象とする専門ADRが創設され発展しつつある。具体例として、医療ADR・消費者ADR・金融ADR・スポーツADR・知財ADR・事業再生ADRなどが挙げられる。これらの中には、コンピュータネットワーク(メール、ビデオ会議等)の利用により当事者と直接面談しないあるいは面談回数を限定して行うODR(Online Dispute Resolution)のように新たな手法の導入も見られる。また、ADRの形態そのものの進展もあり、早期中立評価(ENE[Early Neutral Evaluation])、調停と仲裁を接合させるミーダブ(med-arb)、ミニトライアル(mini trial)などの部分的導入や試行も見られる。これらには紛争当事者の自律性を重視したADR手続に、裁断的要素を導入する点でメリットとデメリットが併存する。さらに、従来ADRとは別の範疇で捉えられていたオンブズマン制度をADRの視点から評価する動きもある。たとえば、行政(自治体)窓口等への相談を契機に、自治体と住民等との間の紛争解決がなされることもある。このほか、病院や企業のクレーム処理ないしリスク管理や内部統制の延長上でADRが構築される例もある。部分的な情報(総務省行政評価局や行政相談所の斡旋、フランス国パリ市のメディアトリス、ISO10003など)に留まるが後学の材料として紹介したい。

#### 第15回

【テーマ】総括——ADRと訴訟の比較 [小田]

【内容】当科目の総括として、各種ADRの相互関係およびADRと訴訟との関係を復習する。これにより、受講生には、訴訟という紛争解決方法の特性を改めて認識してもらいたい。なお、期末試験は、授業とは別の日時を指定してこれを行う。

■授業時間外の学習(予習:授業において別途指示する。  
・復習)方法(成績評価への反映についても含む)

■(1)授業形態-全授業時間に対する[講義形式]:[講義形式以外]の実施割合 : 70%:30%

■(2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-協働的活動(ペア・グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなど) :

学期 : S:前期  
曜日・時限 : 木曜5

講義番号 : 703806  
授業科目名 : 裁判外紛争解決制度論  
担当教員(所属) : 小田 敬美(社会文化科学研究科系)

単位数 : 2

- 
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-対話的活動(教員からの問いかけ、質疑応答など) :
- 
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-思考活動(クリティカル・シンキングの実行、問いを立てるなど) :
- 
- (2)授業全体中のアクティブ・ラーニング-理解の確認・促進(問題演習、小テスト、小レポート、授業の振り返りなど) :
- 
- (3)授業形態-実践型科目タイプ : 対象外
- 
- (4)授業形態-履修者への連絡事項 : (1)割合  
講義形式 : 70%  
講義以外(学生との対話、アクティブラーニング等) 30%  
(2)講義形式以外の内容  
ディスカッション あり  
グループワーク あり  
プレゼンテーション あり  
演習(ロールプレイ等) あり  
学外実習 あり(相手先で可能な場合)  
その他:  
(3)履修者への連絡事項  
実定法(民事調停法、仲裁法、ADR利用促進法等)に関わる部分については、適宜講師から受講者への発問を交えつつ講義を基調とする授業を行う。講義に際し、予め論点が提示され、関連論文や具体的な裁判例が指定されている場合、これらについて受講者が予習してきたことを前提として授業を行う。技法に関わる部分については演習(ロールプレイ等の模擬実習を含む)方法を用いる。部分的に映像資料やシミュレーション教材を併用することにより理解促進を図りたい。  
ADRの手続設計・運営・実例等の実情に関しては、ADRに関わる実務家(法曹、他の法律関連専門職、行政庁の担当官等)から、直接又は間接に情報提供を受け、これを活用しつつ授業を行う。とくに当地では、岡山弁護士会の仲裁センターが全国的に見ても非常に著名で実績を上げてきたことから、これをとりあげて授業を実施する予定である。  
ADRの新たな展開が期待されている現在、ADRの学修には、他の科目に比べ理論と実務の架橋が一層重要と考えられる。そこで、制度論や実定法の解釈論等についてはADRの実務経験も有する研究者教員が単独で授業を担当し、ロールプレイや手続主宰者の役割など融合的な部分については外部のADR実務担当者の協力を得ながら実施する予定である。
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-視聴覚メディア(PowerPointのスライド、CD、DVDなど) :
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-学習管理システム(Moodleなど) :
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-人的支援(ゲストスピーカー、TA、ボランティアなど) :
- 
- 使用メディア・機器・人的支援の活用-履修者への連絡事項 : 板書あり。  
映像資料やシミュレーション教材を用いる。  
履修者への連絡事項:  
配慮が必要な場合は履修登録する前に担当教員に相談して下さい。
- 
- 教科書 : 山本和彦=山田文『ADR仲裁法[第2版]』(2015年、日本評論社)のほか、論文・判例・事例等を用いる。
- 
- 参考書等 : 各回の授業内容に直接関わる資料については、別途提示又は配布する。
- 
- 成績評価 : 平常点:試験点=50:50で評価する。その内訳は、授業中の発言等(10点)、課題(20点)、演習【模擬実習】への取組み(30点)の累積点(計50点)と期末試験(計50点)である。
- 
- 担当教員の研究活動との関連 : 講師は、ADRの研究及び実務に携わる者であり、当該授業の内容に関連する研究実績及び実務上の経験を有する。
- 
- 受講要件 : 関連しない。
- 
- 教職課程該当科目 : 0
- 
- JABEEとの関連 : 0
- 
- 主なSDGs関連項目1 : 該当なし
- 
- 主なSDGs関連項目2 :
- 
- 主なSDGs関連項目3 :
- 
- 実務経験のある教員による授業科目 :
- 
- 備考/履修上の注意 :
-

なお、修了認定に関して、修了要件単位数の集計の過誤等事務的処理に異議がある場合は、異議申立てを行うことができる。

## 5 進級要件

法学未修者（3年型）の場合には、1年次から2年次への進級に際して、以下の要件を課す。

「1年次に修得しなければならない必修科目A I 科目群（法律基本科目の基礎科目）34単位のうち26単位以上を修得していること」

法学既修者（2年型）の場合には、進級要件は設けない。

なお、進級認定に関して、進級要件単位数の集計の過誤等事務的処理に異議がある場合は、異議申立てを行うことができる。

## 6 科目履修要件

履修要件が定められた科目は、以下のとおりであり、個々の要件に挙げられている科目の単位取得が履修の要件となる。

\*併せて「**VI 実務実習科目の履修 (P.12-13) 2 実務実習科目受講資格**」を確認すること。

### (1) 科目名：ローヤリング・クリニック

履修要件：法曹倫理

要件事実と事実認定の基礎

民事訴訟実務

刑事訴訟実務

民事訴訟法演習 または 刑事訴訟法演習のどちらかの科目

### (2) 科目名：模擬裁判・エクスターンシップ

履修要件：ローヤリング・クリニックと同様

## 7 履修単位数の上限

各年度において学生が履修科目として登録することができる単位数は、以下のとおりとする。

年次	法学未修者 (3年型)	法学既修者 (2年型)
1年次	40単位	36単位
2年次	36単位	42単位
3年次	42単位	

\*法学未修者（3年型）修得単位の上限：118単位

\*法学既修者（2年型）修得単位の上限：78単位

当該現況分析単位に関する「協定等に基づく留学期間別日本人留学生数」  
【法務研究科】

(単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	計
学生数	57	50	46	153
1か月未満				0
1か月以上 3か月未満				0
3か月以上 6か月未満				0
6か月以上 1年未満				0
1年以上				0
不明				0

※日本学生支援機構が実施する「留学生調査」のうち「日本人学生留学生状況調査」の定義に基づき作成

(集計方法について、2016年度は「学務システム」に登録された「留学」のデータに、「学務システム」に登録されていない短期海外研修等を加えたデータ、2017・2018年度は「派遣留学支援・海外渡航登録システム」のデータに基づき集計)

※学生数については、各年度の5月1日現在の人数



【調査票】



統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護

インターンシップ実施状況②																			
M 実習期間	N 実習地域									O 海外インターンシップ		P 報酬		Q-1 在学中に インターンシップに 参加した学生数 (特定の資格取得に 関係しないもの)	Q-2 うち大学(学部)	Q-3 うち 単位認定あり	Q-4 うち大学院	Q-5 うち 単位認定あり	R インターンシップ実施にあたり 課題となっている事柄があれば 記載をお願いします。
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	不明	国名	その他の 国名	有無	内訳						
1ヶ月～2ヶ月未満						4						無							

- 履修指導の実施状況が確認できる資料

取組	実施組織	実施状況
補習教育	全学教育・学生支援機構	高等学校教育と大学教育の円滑な接続を図るため、高等学校において、数学Ⅲ，物理，生物を履修していない学生を対象に，卒業要件外科目として補習教養教育科目を開講している。
能力別クラス分け	全学教育・学生支援機構	英語について，入学直後に受検する全学統一GTECの点数によって，10段階程度に分けて実施している。

- ・ 学習相談の実施状況が確認できる資料

取組	実施組織	実施状況
前期・個別学生面談（新入生）	執行部（法務研究科長・教務委員長）	2019年5月14日（火）～5月20日（月） 18名 研究科長室において実施
前期・個別学生面談（新入生以外）	執行部（法務研究科長・教務委員長）	2019年6月11日（火）～6月28日（金） 23名 研究科長室において実施
後期・個別学生面談（最終学年以外）	執行部（法務研究科長・教務委員長）	2019年12月4日（水）～12月23日（月） 25名 研究科長室において実施
後期・個別学生面談（最終学年）	執行部（法務研究科長・教務委員長）	2020年1月10日（金）～1月24日（金） 15名 研究科長室において実施

- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料

対象	実施組織	実施状況
インターンシップ	全学教育・学生支援機構（高大接続・学生支援センター学生支援部門）	国外 1 施設 6 人
キャリア関連科目の開設	全学教育・学生支援機構	<p>学生生活を充実させるとともに、社会人になるうえで必要な知識・能力を習得させるため毎年、教養教育科目として 10 科目程度開講している。</p> <p>特に「キャリアデザイン」という複数のテーマ別授業科目があり、他者とのコミュニケーションを円滑にできるための科目や、社会にある様々な課題解決に取り組むための科目、企業や業界に関する知識を獲得して将来設計に生かすための科目などで構成している。</p>

- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料

対象	実施組織	実施状況
障がいのある学生	高大接続・学生支援センター 学生支援部門	ノートテーカーの配置, 帯同支援(移動補助, 代筆, その他必要な介助)の配置
留学生	高大接続・学生支援センター 学生支援部門	留学生相談室の開設

## II 成績評価方法

### 1 成績評価

成績評価は、次の6段階とする。70点未満を「不可」とし、70～74点をC、75～79点をB、80～84点をB+、85～89点をA、90点以上をA+とする。

「A 法律基本科目群」の中の「I 基礎科目」「II 基幹科目」については、C以上の成績を下記の割合の範囲内で評価し、この割合をはずれる評価がされた場合は、試験後の講評の中で理由が示されることになっている。つまり、C以上の成績評価は相対的な評価であって、当該科目・授業の目標に対する習熟度・到達の度合いを示すものではないので留意すること。

ただし、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」については、その成績評価を「修了」または「不可」とする。

A+	90点以上	0～5%
A	85～89点	20～25%
B+	80～84点	25%
B	75～79点	25%
C	70～74点	25%
不可	70点未満	

### 2 成績評価の基準

岡山大学法科大学院における成績評価は、①各学期終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テストなどを総合的に評価して行う。

なお、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、当該授業科目の成績評価を「不可」とする。

ただし、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」(P.19)に基づく公欠・準公欠・出席停止の場合は、出席として扱う。

そして、この総合評価に基づき、岡山大学法科大学院における成績評価では70点を単位認定基準とする。

### 3 試験・追試験について

- (1) 試験は、通常、授業の終了した授業科目について、その授業の行われた学期の終わりに行う。担当教員によっては、授業期間中に行うことも、また、学期末試験を実施しないこともある。成績評価における試験の位置づけは、各授業科目のシラバスを参照すること。
- (2) 各授業科目の試験日、試験時間及び注意事項等については、掲示等により通知する。
- (3) 試験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておく。また、試験に際してあらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- (4) 以上のほか試験室では、すべて監督者の指示に従わなければならない。

- (5) 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらに不正行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目・「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」を含む。）の単位は認定しない。
- (6) 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、事前もしくは当該試験の終了後速やかに、法務研究科教務担当に願い出て、研究科長の許可を得なければならない。
- (7) 追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付しなければならない。ただし、試験当日において特別な事情が発生し、受験が不可能になった者は、出来るだけ速やかに法務研究科教務担当へその旨を連絡しなければならない。
- (8) 追試験が許可されるのは、病気、交通事情等による欠席、忌引き、その他相当の事情がある場合に限る。
- (9) 試験日、試験時間及び注意事項等については、法務研究科教務担当から通知する。  
なお、追試験の追試験は原則として認めない。

#### **4 再試験**

法学未修者1年次の必修科目（「A 法律基本科目群」のうちI 基礎科目）については、成績評価で不可の評価がなされた学生を対象として、再試験を実施する。

ただし、期末試験（追試験を含む）を受験していない者は、再試験を受験する資格を有しない。

再試験対象科目、試験日時等については、法務研究科教務担当から連絡する。

なお、再試験の追試験は原則として認めない。

### **Ⅲ 成績評価に対する異議申立**

- 1 学生は自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。
- 2 異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、その都度、掲示する。
- 3 異議の申立ては、所定の書面を法務研究科教務担当に提出するものとする。異議申立書には、異議理由を記載しなければならない。異議は1科目につき1回のみ申し立てることができる。複数の異議事由がある場合には、併せて申し立てることとする。
- 4 学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。担当教員は、学生の説明要求に対して誠実に対応しなければならない。
- 5 異議審査は、異議審査委員会が実施し、当該学生及び教員の意見を聴いた上で、両者に対する口頭での尋問により行う。
- 6 審査結果は、当該学生及び教員に通知する。異議が認容された場合には、直ちに当該

【成績】評価別の学生数集計(原簿)

授業科目コード	授業科目名称	時間割コード	開講	／	A	A+	B	B+	C	F	W	修了	不可	未修得
70 0006	商法	2019700006	03			1			3					6
70 0007	民事訴訟法	2019700007	03		1	1		1	2					5
70 0008	刑法	2019700008	02		1	1	1	2	3					2
70 0021	憲法I(統治)	2019700021	02		2		2	2	1					4
70 0022	憲法II(人権)	2019700022	03		1	1	1	2	2					5
70 0024	刑事訴訟法	2019700024	03		1	1	2	1	2					4
70 0025	法解釈入門	2019700025	02		3	1	2	2	2					
70 0026	民法I	2019700026	02		2	1	1	2	1					4
70 0027	民法II	2019700027	02		1		3	3	3					
70 0028	民法III	2019700028	03		1	1			5					2
70 0107	商法演習	2019700107	03		2		3	2	1					3
70 0107	商法演習	2019700207	03		2	1	1	2	3					1
70 0108	民事訴訟法演習	2019700108	02		3	2	4	4	3					2
70 0111	刑法演習	2019700111	03		1	1	2	2	2					2
70 0111	刑法演習	2019700211	03		2	1		2	1					5
70 0115	人権演習	2019700115	03		1		2	3	4					1
70 0115	人権演習	2019700215	03		1	1	1	3	1					4
70 0116	行政訴訟法演習	2019700116	03				1							
70 0119	刑事訴訟法演習	2019700119	02		2		2	3	2					1
70 0119	刑事訴訟法演習	2019700219	02		2		3	2	2					
70 0120	憲法演習	2019700120	02		2	1	2	2	2					2
70 0121	行政法演習	2019700121	03		4	1	4	3	3					2
70 0122	行政法特論	2019700122	02		4	1	3	4	3					1
70 0123	民法演習I	2019700123	02		3	2	3	4	3					2
70 0124	民法演習II	2019700124	02		2	1	6	4	3					1
70 0125	民法演習III	2019700125	03		4		2	6	3					4
70 0126	民法展開演習I	2019700126	02		1			1						
70 0127	民法展開演習II	2019700127	03				1	1	1					1
70 0804	商取引法	2019700804	02		1		1							
70 0805	刑事法総合演習	2019700805	03			1	2	4	2					
70 0807	会社訴訟法演習	2019700807	02		2	1	2	1	1					2
70 0808	行政法解釈の基礎	2019700808	03		1	1	1	2	4					
70 1001	法曹倫理	2019701001	03		4		4	6	3					1
70 1002	要件事実と事実認定の基礎	2019701002	02		3	3	3	5	3					1
70 1003	民事訴訟実務	2019701003	03		4		5	3	4					2
70 1004	刑事訴訟実務	2019701004	03		3		1	1	3					3
70 1004	刑事訴訟実務	2019701014	03		1	1	2	2	2					3
70 1106	模擬裁判・エクスターンシップ	2019701106	44									9		
70 1509	要件事実・民事法演習	2019701509	02		2	1	2	2	1					2
70 2103	法制史	2019702103	31		3	4	4	6	2					1
70 2404	企業会計論	2019702404	02		4	3	4	4						
70 2407	社会保障制度論	2019702407	03		2	3		2						
70 3106	社会保障法	2019703106	03			1								
70 3114	医事法I	2019703114	02		1	1	1							
70 3115	医事法II	2019703115	02		1		2	1						
70 3118	リーガルソーシャルワーク演習	2019703118	01			2		2						
70 3120	家事事件特論	2019703120	03		2	2								
70 3401	経済法(独禁法)I	2019703401	02		3	2	2	1	1					1
70 3402	経済法(独禁法)II	2019703402	03		4		1	1						
70 3403	経済刑法	2019703403	03			1		1						
70 3405	知的財産法II	2019703405	03		2	3		2	1					
70 3414	保険法	2019703414	31				1	3						2
70 3416	企業法務	2019703416	02			3	1	1						
70 3418	不動産登記法	2019703418	03		1	1		1						
70 3419	労使関係法	2019703419	02		1	1								
70 3420	労働者保護法	2019703420	02		1			1	1					
70 3421	経済法(事例研究)III	2019703421	03		4	1	1							
70 3424	倒産処理法I(清算(破産法))	2019703424	02			2			1					
70 3425	倒産処理法II(再建(民事再生・会社更生等))	2019703425	03		1	1								1
70 3429	応用労働法	2019703429	03			1								
70 3431	上場会社法制	2019703431	31		2	2		1						
70 3433	地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)	2019703433	03		8									
70 3808	刑事心理学	2019703808	31		2	1	1	2						
70 3810	家族法実務	2019703810	02		1		2	3	3					1

- (5) 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらに不正行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目・「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」を含む。）の単位は認定しない。
- (6) 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、事前もしくは当該試験の終了後速やかに、法務研究科教務担当に願い出て、研究科長の許可を得なければならない。
- (7) 追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付しなければならない。ただし、試験当日において特別な事情が発生し、受験が不可能になった者は、出来るだけ速やかに法務研究科教務担当へその旨を連絡しなければならない。
- (8) 追試験が許可されるのは、病気、交通事情等による欠席、忌引き、その他相当の事情がある場合に限る。
- (9) 試験日、試験時間及び注意事項等については、法務研究科教務担当から通知する。  
なお、追試験の追試験は原則として認めない。

#### **4 再試験**

法学未修者1年次の必修科目（「A 法律基本科目群」のうちI 基礎科目）については、成績評価で不可の評価がなされた学生を対象として、再試験を実施する。

ただし、期末試験（追試験を含む）を受験していない者は、再試験を受験する資格を有しない。

再試験対象科目、試験日時等については、法務研究科教務担当から連絡する。

なお、再試験の追試験は原則として認めない。

### **Ⅲ 成績評価に対する異議申立**

- 1 学生は自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。
- 2 異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、その都度、掲示する。
- 3 異議の申立ては、所定の書面を法務研究科教務担当に提出するものとする。異議申立書には、異議理由を記載しなければならない。異議は1科目につき1回のみ申し立てることができる。複数の異議事由がある場合には、併せて申し立てることとする。
- 4 学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。担当教員は、学生の説明要求に対して誠実に対応しなければならない。
- 5 異議審査は、異議審査委員会が実施し、当該学生及び教員の意見を聴いた上で、両者に対する口頭での尋問により行う。
- 6 審査結果は、当該学生及び教員に通知する。異議が認容された場合には、直ちに当該

教員及び法務研究科教務担当は、成績変更手続をとるものとする。異議の棄却に対して、学生は、再審査を請求することはできない。

※ なお、上記の成績評価に対する異議申立手続のほか、進級認定・修了認定に対する異議申立手続もあり、在学期間や修得単位の計算などにおける事務的な過誤があると考えられる場合、異議を申し立てることができる。

## IV 履修手続

### 1 履修のための手続

- (1) 履修手続を行うにあたっては、学生便覧・授業時間割等を必ず参照の上、履修計画を立てること。
- (2) 履修登録は、Web で前・後期分一括して所定の期日内に行うこと。なお、年度途中で新たに開講されることになった授業科目については、後期の始めに別途掲示し、掲示内容に従い届出をすることができる。
- (3) 授業時間の重複している授業科目を選択した場合は、そのいずれの科目についても無効とする。
- (4) 履修登録期間は、**4月2日～7日（2019年度）**である。その他、必要な事項がある場合には別途掲示する。
- (5) 履修登録後の変更は、認めない。
- (6) 履修未登録の単位取得は、認めない。

### 2 長期履修制度

長期履修制度とは、収容定員を超えない範囲で、本人の申請に基づき、審査の上で、近親者の介護・支援、育児、その他特別な事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる履修制度である。

#### (1) 対象者

近親者の介護・支援、育児、その他特別な事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者。

#### (2) 提出書類

- ① 長期履修申請書（所定様式）
- ② 長期履修を申請する理由を証明する書類（任意様式）

例：1）本人の疾病を理由とする場合にあつては、医師の診断書

2）本人の障害を理由とする場合にあつては、それを証明する公的文書（身体障害者手帳等）の写し

3）近親者の介護を理由とする場合にあつては、

\* 当該要介護者が介護保険の適用を受ける者であるときには、市町村の発行する要介護認定決定通知書の写し及び当該要介護者との続柄を示す公的文書（住民票・戸籍抄本等）

## 岡山大学大学院法務研究科規程

平成16年4月1日

岡大院法規程第1号

改正 平成19年3月15日 規程第1号

平成20年3月13日 規程第1号

平成21年2月10日 規程第1号

平成22年3月31日 規程第2号

平成23年1月12日 規程第2号

平成24年11月29日 規程第5号

平成25年1月31日 規程第1号

平成28年3月10日 規程第1号

平成29年5月24日 規程第1号

平成30年3月 6日 規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、地域に奉仕し、地域に根ざした、人権感覚豊かな法曹の育成を目的とする。

(自己評価、教育研究等の状況の公表等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

4 自己評価等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育内容・方法の継続的な検討等)

第4条 研究科は、研究科において教育を行う各教員の教育能力向上について、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 学生による授業評価

二 研究科において教育を行う各教員が、その教育内容・方法について、共同で検討する機会（以下「教育内容・方法検討会」という）を設けること。

三 教育内容・方法検討会における研究・検討に際して、必要があるときには、研究科において教育を行う教員以外の者を参加させ、その意見を聴くこと。

四 その他、各教員の教育能力向上のために必要な事項

2 前項の事項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第4条の2 研究科に弁護士研修センターを置く。

2 弁護士研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第5条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(標準修業年限)

第6条 研究科の課程の標準修業年限は、3年とする。

(最長在学年限)

第7条 研究科には、6年を超えて在学することはできない。ただし、大学院法務研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定めるところにより研究科において必要とする法律学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下「法学既修者」という。）については、4年を超えて在学することはできない。

(教育方法)

第8条 研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第9条 研究科が開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

(授業の方法)

第10条 研究科は、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

(単位の計算方法)

第11条 研究科における授業科目の単位の計算方法は、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第13条 学生の授業科目の履修方法については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条 研究科の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(履修の届出)

第15条 学生は、所定の期日までに法務研究科長に履修届を提出しなければならない。

2 前項の期間内に履修届を提出しない者は、履修することができない。ただし、特別な事情がある場合には履修を認めることがある。

(他の大学院の授業科目の履修)

第16条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

2 前項の規定により修得した単位は、34単位を限度として修了の要件となる単位として認定する。ただし、法学既修者を除く。

(入学前の既修得単位)

第17条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、修了の要件となる単位として認定することがある。ただし、法学既修者を除く。

2 前項の規定により修了の要件となる単位として認定する単位は、転学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位（30単位を超えてみなす単位を除く。）と合わせて30単位を超えないものとする。

（成績の評価）

第18条 学生が履修した授業科目の成績の評価は、授業科目担当教員が、試験、報告書、日常の成績及びその他適切な方法により行う。

2 研究科における評価は、70点以上を合格、69点以下を不合格とし、評語は、90点以上を「A+」、85点から89点までを「A」、80点から84点までを「B+」、75点から79点までを「B」、70点から74点までを「C」及び69点以下を「不可」とする。

ただし、必要と認める場合は、A+、A、B+、B及びCに代えて、修了又は認定とすることができる。

（修了要件）

第19条 研究科の修了要件は、研究科に3年以上在学し、97単位以上を修得することとする。ただし、教授会が、法学既修者として認めた者については、34単位を修得し、かつ、1年間在学したものとみなす。

（再入学）

第20条 研究科を中途退学した者が、再入学を願い出たときの選考方法は、教授会が別に定める。

2 前項により再入学した者の既修得科目、単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経てその都度行う。

（転学）

第21条 他の法科大学院に在学している者で本研究科に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 研究科の学生が他の法科大学院に転学を志願する場合の取り扱いは、別に定める。

（科目等履修生、特別聴講学生、専攻生）

第22条 研究科所属の学生以外の者で、研究科の授業科目につき、一又は複教授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 他大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目につき、一又は複教授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生となることを許可することがある。

3 研究科所属の学生以外の者で、特定の事項について研修を希望するものがあるときは、専攻生として入学を許可することがある。

4 科目等履修生、特別聴講学生及び専攻生となることを志願した者に対する選考方法、その者の取扱い、履修することができる科目等については、別に定める。ただし、専攻生として入学を志願することができる者は、法務博士（専門職）の学位を取得した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

（学生の守秘義務等）

第23条 学生は、授業科目のうちローヤリング・クリニック及び模擬裁判・エクスターンシップの履修に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。学生でなくなった後といえども同様とする。

2 前項の義務に違反したと認められる学生は、所定の手続きを経て、学長又は研究科長が懲戒する。

3 前項に定める手続き等については、別に定める。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、なお従前の例による。ただし、改正後の別表に規定する社会保障制度論に係る区分については平成22年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については改正後の岡山大学大学院法務研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度以前の入学者については改正後の岡山大学大学院法務研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区 分	授 業 科 目				
	科 目 名	単位数			
(A科目)：法律基本科目群	Ⅰ．基礎科目	憲法Ⅰ（統治）	2		
		憲法Ⅱ（人権）	2		
		民法Ⅰ	4		
		民法Ⅱ	4		
		民法Ⅲ	4		
		商法	4		
		民事訴訟法	4		
		刑法	4		
		刑事訴訟法	4		
		法解釈入門	2		
		Ⅱ．基幹科目	人権演習	2	
			憲法演習	2	
	行政法特論		2		
	行政法演習		2		
	民法演習Ⅰ		2		
	民法演習Ⅱ		2		
	民法演習Ⅲ		2		
	民法展開演習Ⅰ		2		
	民法展開演習Ⅱ		2		
	商法演習		4		
	民事訴訟法演習		2		
	刑法演習		4		
	Ⅲ．選択必修科目	刑事訴訟法演習	2		
		行政法解釈の基礎	2		
		商取引法	2		
		会社訴訟法演習	2		
		刑事法総合演習	2		
		(B科目)：実務基礎科目群	Ⅰ．必修科目	法曹倫理	2
				要件事実と事実認定の基礎	2
	民事訴訟実務			2	
	刑事訴訟実務			2	
	Ⅱ．選択必修科目		ローヤリング・クリニック	3	
			模擬裁判・エクスターンシップ	3	
Ⅲ．選択科目	要件事実・民事法演習		2		

区 分	授 業 科 目		
	科 目 名	単位数	
(C科目) : 基礎法学・隣接科目群 I. 基礎法学科目	法哲学	2	
	法社会学	2	
	法制史	2	
	英米法	2	
	II. 隣接科目	行政学	2
	企業会計論	2	
	社会保障制度論	2	
(D科目) : 展開・先端科目群 I. 医療・福祉系	医事法 I	2	
	医事法 II	2	
	医療裁判実務	2	
	社会保障法	2	
	家事事件特論	2	
	消費者法	2	
	医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)	2	
	福祉リスクマネジメント論	2	
	女性社会進出支援と法	2	
	リーガルソーシャルワーク演習	2	
	II. 法とビジネス系	経済法(独禁法) I	2
	経済法(独禁法) II	2	
	経済法(事例研究) III	2	
	経済刑法	2	
	知的財産法 I	2	
	知的財産法 II	2	
	税法	2	
	住民訴訟法	2	
	倒産処理法 I (清算(破産法))	2	
	倒産処理法 II (再建(民事再生・会社更生等))	2	
	民事執行・保全法	2	
	保険法	2	
	上場会社法制	2	
	企業法務	2	
	不動産登記法	2	
	労使関係法	2	
	労働者保護法	2	

	応用労働法	2
--	-------	---

区 分	授 業 科 目	
	科 目 名	単位数
Ⅲ. I, II以外の展開・先端 科目	地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)	2
	国際法	2
	国際私法	2
	環境法	2
	情報法	2
	少年法	2
	裁判外紛争解決制度論	2
	刑事心理学	2
	家族法実務	2

## 岡山大学大学院法務研究科教授会規程

平成16年4月1日

岡大院法規程第2号

改正 平成18年3月17日 規程第2号

平成19年3月15日 規程第2号

平成27年3月17日 規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学教授会規則（平成16年岡大規則第20号）第10条の規定に基づき、岡山大学大学院法務研究科教授会（以下「教授会」という。）の議事及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 岡山大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）の専任教授及び専任准教授
- 二 その他教授会が必要と認めた者

(審議事項等)

第3条 教授会は、研究科に関して学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了
  - 二 学位の授与
  - 三 教員の人事のための教育研究業績の審査に関する事項
  - 四 教育課程の編成及び組織改編に関する事項
  - 五 前4号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 一 岡山大学法務研究科長（以下「研究科長」という。）適任候補者の推薦に関する事項
  - 二 中期目標についての意見に関する事項
  - 三 中期計画及び年度計画に関する事項
  - 四 学生の懲戒及び退学、転学、留学、休学、復学、再入学その他学生の在籍に関する事項
  - 五 組織評価、教員活動評価、自己評価その他評価に関する事項
  - 六 その他教育研究に関する事項で、学長が別に定めるもの
- 3 前2項に規定するもののほか、教授会は、研究科長がつかさどる研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議の主宰及び議長)

第4条 研究科長は教授会を主宰し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるときには、あらかじめ研究科長が指名する研究科副研究科長がその職務を代理する。

(会議の開催及び議事等)

第5条 教授会は、毎月（8月を除く。）1回定例に開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

- 2 教授会の構成員の3分の1以上の要求がある場合は、研究科長は、教授会を臨時に開

催しなければならない。

3 研究科長は、必要と認める場合には、教授会の承認を得て、教授会に構成員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(開催通知)

第6条 教授会の議事事項は、事前に構成員に通知しなければならない。ただし、特別の場合はこの限りでない。

(会議の成立)

第7条 教授会は、構成員総数の3分の2以上が出席しなければならない。ただし、長期にわたる病気、出張等の事由によって出席できない構成員は、総数から除く。

(議決)

第8条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第3条第1項第3号に定める事項に関しては、別に定める。

(書面等による議決)

第9条 前条の規定にかかわらず、第3条第1項第3号に定める事項以外の事項につき、書面又は電磁的方法をもって教授会構成員の意見を聴き、議決することができる。

2 前項に定める議決に関する手続は別に定める。

(事務の処理)

第10条 教授会に関する事務は、社会文化科学研究科等事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会に関する議事及び運営の細目は、別に定めることができるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

★HPに掲載中 20191113 現在★

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）

岡山大学大学院法務研究科では、次のような人を求めています。

（１）社会問題への幅広い関心を持つ人

法曹には、社会の現状や問題に幅広い関心をもち、その解決に力を尽くそうとする姿勢や、未知の事柄について知的好奇心をもって、自ら調査し探求する態度が不可欠です。

本大学院は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を目指していますので、特に、身近な生活問題の解決や人権擁護のために活動することを基盤として、さらに社会問題への幅広い関心がある人を受け入れます。

（２）倫理観・正義感を持つ人

法曹には、単に紛争を解決し、予防するだけでなく、倫理的にも社会的にも妥当な判断が求められます。

本大学院は、その基礎となる倫理観・社会的正義感をもつ人を受け入れます。

（３）論理的思考力を持つ人

法曹には、問題を法的に整理し論理的に理由付ける能力が必要とされます。

本大学院は、論理的思考力を有する人を受け入れます。

（４）コミュニケーション能力を持つ人

法曹としての活動は、コミュニケーションを基礎にはじめて適切に行うものです。

本大学院は、他者の置かれている状況を理解し、その気持ちを汲んだ上で、自分の考えを明確に表現できるなど、対話による適切な問題解決を行う能力のある人を受け入れます。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成、とりわけ、司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的とし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施しています。このような教育目的・理念のもと、体系的法理論と専門的知識の習得とともに、実践的法運用能力や職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念、それらを支える教養と深い洞察力、ならびに、地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力などを涵養するという観点からカリキュラムを編成し、

高度専門職業人としての必要な能力を備えた人材を育成するという専門職学位課程の趣旨に沿った質の高い学位プログラムを提供します。

#### 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

岡山大学大学院法務研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」を理念に掲げ、カリキュラムポリシーに基づき編成されたカリキュラムを実施することにより、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的の法運用能力を備えた者に対して、「法務博士（専門職）」の専門職学位を授与します。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(2016~2019年度・法人評価用)

研究科名	専攻名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	入学定員に対する平均比率	備考
法務研究科 (法科大学院)	法務専攻	志願者数	69	57	60	78	66%	
		合格者数	35	22	24	31		
		入学者数	19	13	17	18		
		入学定員	30	24	24	24		
		入学定員充足率	63%	54%	71%	75%		
		在籍学生数	57	50	46	45		
		収容定員	105	84	78	72		
		収容定員充足率	54%	60%	59%	63%		
		志願者数						
		合格者数						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		在籍学生数						
研究科合計	志願者数	69	57	60	78	66%		
	合格者数	35	22	24	31			
	入学者数	19	13	17	18			
	入学定員	30	24	24	24			
	入学定員充足率	63%	54%	71%	75%			
	在籍学生数	57	50	46	45			
	収容定員	105	84	78	72			
	収容定員充足率	54%	60%	59%	63%			

<編入学>

研究科名	専攻名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	備考	
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
			入学者数(2年次)					
			入学定員(2年次)					
	入学者数(3年次)							
	入学定員(3年次)							
	入学者数(4年次)							
	入学定員(4年次)							
	研究科合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0		
		入学定員(2年次)	0	0	0	0		
入学者数(3年次)		0	0	0	0			
入学定員(3年次)		0	0	0	0			
入学者数(4年次)		0	0	0	0			
入学定員(4年次)		0	0	0	0			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去4年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

## 令和元年度英文契約基礎研修のお知らせ

岡山大学法科大学院弁護士研修センター（OATC）では、平成30年度より、国際法務に精通した法曹人材の養成を目的として、国際法務研修を開催します。

令和元年度英文契約基礎研修の講師は、オムロン株式会社の組織内弁護士（オムロン株式会社法務部）としての勤務経験を有し、英文契約の実務について詳しい上米良大介弁護士（山本特許法律事務所）です。英文契約の実務については、いかに数をこなし経験を積むかが重要であるということが、実務家の間の共通認識ですが、その前提として、基本的な英文契約のルールがわかっていなければ、進むべき道も分からないため、まずは座学の機会を提供します。そこで、NDAや売買契約、ライセンス契約などベーシックな契約を用いつつ基本条項について解説していただくことを基本的な内容とします。

大変貴重な機会ですので、万障お繰りあわせのうえご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 記

- 1 日 時 : 11月12日(火)、19日(火)、12月3日(火)、17日(火)  
いずれも、1435 から 1750 まで。
- 2 場 所 岡山大学文法経2号館2階法学部会議室
- 3 テーマ 「英文契約の基礎」(英文契約の基礎、NDA、売買契約等)
- 4 講 師 上米良大輔氏(弁護士:山本特許法律事務所)
- 5 その他 なお、本研修は、組織内弁護士、法務担当者が参加する予定です。

\*参加希望の方は、Eメールで事務局([oatc-office@law.okayama-u.ac.jp](mailto:oatc-office@law.okayama-u.ac.jp))まで、お知らせください。資料の配布方法等をお知らせします。

岡山市北区津島中3丁目1-1  
岡山大学法科大学院弁護士研修センター  
岡山大学教授 佐藤吾郎  
TEL 086-251-7506

## 令和元年度国際法務研修（第1回）のお知らせ

岡山大学法科大学院弁護士研修センター（OATC）では、国際法務に精通した法曹人材の養成を目的として、国際法務研修を開催します。

令和元年度国際法務研修の講師は、ユアサハラ法律特許事務所弁護士・弁理士の矢部耕三氏にお願いします。矢部氏は、弁理士試験委員考査委員等を歴任され、イリノイ大学ロースクールに留学経験もあり、2000年から現在まで、同大学ロースクールの非常勤教授を務められています。これまで、企業法務、国際法務、知的財産権訴訟、M&A企業コンプライアンスなど数多くの事案をてがけてこられました。この度、実務における長年のご経験をふまえて、地方企業の国際法務戦略について、東南アジア圏の企業との取引を含めた実践シミュレーションを題材に、研修をしていただきます。大変貴重な機会ですので、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 記

- 1 日 時 令和元年6月14日（金）午後2時35分～5時30分
- 2 場 所 岡山大学津島キャンパス文化科学系総合研究棟2階共同研究室
- 3 テーマ 「地方企業の国際法務戦略－情報収集・予算確保・人材育成・ネットワーク－」
- 4 講 師 矢部耕三氏（ユアサハラ法律特許事務所弁護士・弁理士）
- 5 その他 なお、本研修には、組織内弁護士、法務担当者のほか、岡山大学法科大学院修了生・在学生および岡山大学法学部生も参加する予定です。

\*参加希望の方は、Eメールで事務局([oatc-office@law.okayama-u.ac.jp](mailto:oatc-office@law.okayama-u.ac.jp))まで、お知らせください。

岡山市北区津島中3丁目1-1  
岡山大学法科大学院弁護士研修センター  
岡山大学教授 佐藤吾郎  
TEL 086-251-7506

# 岡山大学法科大学院 令和元年度法務担当者養成基礎研修

近時、地方においても、コンプライアンス等の法務の需要が高まっています。岡山大学法科大学院が、地域組織(企業、医療法人等)の法務担当者に対して、業務上必要となる基礎的な知識や考え方を体系的かつ継続的に学ぶことができる機会を提供します(「法務を担当することになったら、まず、岡大の研修へ」)。

本研修は、地域組織の法務担当者を対象とし、大人数による講義とグループディスカッション(事例検討)を行います。約5か月の受講期間で、業務上必要となる知識と考え方、実務感覚を体系的かつ実践的に学ぶことを目的とします。講師は、両備ホールディングス株式会社、病院内弁護士等、岡山大学法科大学院出身者を主とした企業、医療機関等に所属する組織内弁護士が主として担当します。また、本講座を通じて、業種を超えた人脈作りにも役立てていただきたく「名刺交換会」(参加無料)の開催も予定しています。

岡山大学法科大学院は、今後とも、地域に人材を輩出するとともに、地域の法的ニーズに対応した継続教育を実施し、地域貢献に務めていきます。

## 開催概要

日時	令和元年10月～令和2年2月 各回14時～17時 (全8回・24時間) 名刺交換会 10月15日(火) 17時～18時 (第1回のみ)
会場	岡山大学創立五十周年記念館 中会議室 2F (住所：岡山県岡山市北区津島中1-1-1) 【津島キャンパス】
受講料	96,000円 (税込)
定員	36名
募集期間	9月25日(水)～10月11日(金)
申込方法	必要事項(貴社名、貴社名ふりがな、貴社住所<郵便番号>、参加者名、参加者名ふりがな、部署名、電話番号、メールアドレス、入社年数、法務経験年数)をご記入のうえ、下記MailあるいはFaxにて参加申込をお願いします。
その他	>主たる出席者が申込をしてください。代理出席は可能です。 >6回以上(代理出席は除く)、ご出席の方には、認定証を授与します。 >本講座の請求書は、申込確認後に発送します。

### ◆お申込・お問い合わせ◆

岡山県岡山市北区津島本町3-1-1

岡山大学文化科学系総合研究棟1階

岡山大学法科大学院弁護士研修センター(OATC)

Tel & Fax 086-251-8412

Mail oatc-office@law.okayama-u.ac.jp

## ◆ 講義日程・講義課目・内容・担当教師 ◆

第 1 回

令和元年10月15日(火)

※オリエンテーション含む

## 「法務の基礎」【法務の役割、顧問弁護士とのスムーズな連携方法等】

小河奏子氏 (両備ホールディングス株式会社 経営戦略本部法務リスクマネジメントチーム 弁護士)

第 2 回

令和元年11月18日(月)

## 「契約の基礎 I」【売買契約を中心に】

中本直樹氏 (両備ホールディングス株式会社 経営戦略本部法務リスクマネジメントチーム 弁護士)

第 3 回

令和元年11月22日(金)

## 「契約の基礎 II」【業務委託契約、秘密保持契約等】

中本直樹氏 (両備ホールディングス株式会社 経営戦略本部法務リスクマネジメントチーム 弁護士)

第 4 回

令和元年12月6日(金)

## 「パワハラ・セクハラ対応の基礎 I」

坂本純平氏 (前・岡山大学総務企画部法務コンプライアンス対策室 現・吉備総合法律事務所 弁護士)

第 5 回

令和元年12月13日(金)

## 「パワハラ・セクハラ対応の基礎 II」

坂本純平氏 (前・岡山大学総務企画部法務コンプライアンス対策室 現・吉備総合法律事務所 弁護士)

第 6 回

令和2年1月10日(金)

## 「労務管理の基礎 I」【働き方改革関連法対応】

竹本昌史氏 (医療法人医誠会本部 コンプライアンス推進室 弁護士)

第 7 回

令和2年1月23日(木)

## 「労務管理の基礎 II」【働き方改革関連法対応】

竹本昌史氏 (医療法人医誠会本部 コンプライアンス推進室 弁護士)

第 8 回

令和2年2月6日(木)

## 「民事裁判手続入門」【民事訴訟対応に必要な基礎知識等】

三宅京子氏 (社会医療法人 岡村一心堂病院 経営企画室 弁護士)

【 令和元年度 法務担当者養成基礎研修参加者リスト 】

	企 業 名	部 署 名	入社年数	法務経験年数
1	(株)林原	管理部門法務室	30	1
2	服部興業(株)	総務部	31	29
3	ナイカイ塩業(株)	総務部	4	0
4	(株)両備システムズ	総務企画部	21	10
5	萩原工業(株)	総務部	22	0
6	新水マリン(株)	総務グループ	14	5
7	(一財)淳風会	財団本部	13	15
8	ウエストジャパン興業(株)	取締役	13	5
9	(株)ストライプ インターナショナル	法務・労務・ コンプライアンス部	1年未満	1年未満

## 令和元年度英文契約基礎研修のお知らせ

岡山大学法科大学院弁護士研修センター（OATC）では、平成30年度より、国際法務に精通した法曹人材の養成を目的として、国際法務研修を開催します。

令和元年度英文契約基礎研修の講師は、オムロン株式会社の組織内弁護士（オムロン株式会社法務部）としての勤務経験を有し、英文契約の実務について詳しい上米良大介弁護士（山本特許法律事務所）です。英文契約の実務については、いかに数をこなし経験を積むかが重要であるということが、実務家の間の共通認識ですが、その前提として、基本的な英文契約のルールがわかっていなければ、進むべき道も分からないため、まずは座学の機会を提供します。そこで、NDAや売買契約、ライセンス契約などベーシックな契約を用いつつ基本条項について解説していただくことを基本的な内容とします。

大変貴重な機会ですので、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 記

- 1 日 時 : 11月12日(火)、19日(火)、12月3日(火)、17日(火)  
いずれも、1435 から 1750 まで。
- 2 場 所 岡山大学文法経2号館2階法学部会議室
- 3 テーマ 「英文契約の基礎」(英文契約の基礎、NDA、売買契約等)
- 4 講 師 上米良大輔氏(弁護士:山本特許法律事務所)
- 5 その他 なお、本研修は、組織内弁護士、法務担当者が参加する予定です。

\*参加希望の方は、Eメールで事務局([oatc-office@law.okayama-u.ac.jp](mailto:oatc-office@law.okayama-u.ac.jp))まで、お知らせください。資料の配布方法等をお知らせします。

岡山市北区津島中3丁目1-1

岡山大学法科大学院弁護士研修センター

岡山大学教授 佐藤吾郎

TEL 086-251-7506

## 平成 30 年度国際法務研修のお知らせ

岡山大学法科大学院弁護士研修センター（OATC）では、平成 30 年度より、国際法務に精通した法曹人材の養成を目的として、国際法務研修を開催します。

平成 30 年度国際法務研修の講師は、味の素株式会社の佐藤厚氏にお願いいたします。佐藤氏は、味の素株式会社法務部やカルピス株式会社法務部に勤務され、インディアナ大学ロースクールに留学経験もあり、M&A、海外取引案件など数多くの事案をてがけてこられました（法学教室 391 号 40 頁参照）。この度、法務部における長年のご経験をふまえて、国際法務の中心的業務である英文契約の基礎について、売買契約、業務委託契約等の英文契約書を題材に、研修をしていただきます。大変貴重な機会ですので、万障お繰りあわせのうえご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 記

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 22 日（木）午後 2 時 30 分～6 時 30 分
- 2 場 所 岡山大学津島キャンパス文化科学系総合研究棟 2 階共同研究室
- 3 テーマ 「英文契約の基礎」（英文契約の基礎、売買契約、業務委託契約）
- 4 講 師 佐藤厚氏（味の素株式会社法務部シニアマネージャー）
- 5 その他 なお、本研修には、組織内弁護士、法務担当者のほか、岡山大学法科大学院修了生・在学生および岡山大学法学部生も参加する予定です。

\*参加希望の方は、E メールで事務局([oatc-office@law.okayama-u.ac.jp](mailto:oatc-office@law.okayama-u.ac.jp))まで、お知らせください。資料の配布方法等をお知らせします。

岡山市北区津島中 3 丁目 1-1  
岡山大学法科大学院弁護士研修センター  
岡山大学教授 佐藤吾郎  
TEL 086-251-7506

# 岡山大学法科大学院 令和元年度法務担当者養成基礎研修

近時、地方においても、コンプライアンス等の法務の需要が高まっています。岡山大学法科大学院が、地域組織(企業、医療法人等)の法務担当者に対して、業務上必要となる基礎的な知識や考え方を体系的かつ継続的に学ぶことができる機会を提供します(「法務を担当することになったら、まず、岡大の研修へ」)。

本研修は、地域組織の法務担当者を対象とし、大人数による講義とグループディスカッション(事例検討)を行います。約5か月の受講期間で、業務上必要となる知識と考え方、実務感覚を体系的かつ実践的に学ぶことを目的とします。講師は、両備ホールディングス株式会社、病院内弁護士等、岡山大学法科大学院出身者を主とした企業、医療機関等に所属する組織内弁護士が主として担当します。また、本講座を通じて、業種を超えた人脈作りにも役立てていただきたく「名刺交換会」(参加無料)の開催も予定しています。

岡山大学法科大学院は、今後とも、地域に人材を輩出するとともに、地域の法的ニーズに対応した継続教育を実施し、地域貢献に務めていきます。

## 開催概要

日時	令和元年10月～令和2年2月 各回14時～17時 (全8回・24時間) 名刺交換会 10月15日(火) 17時～18時 (第1回のみ)
会場	岡山大学創立五十周年記念館 中会議室 2F (住所：岡山県岡山市北区津島中1-1-1) 【津島キャンパス】
受講料	96,000円 (税込)
定員	36名
募集期間	9月25日(水)～10月11日(金)
申込方法	必要事項(貴社名、貴社名ふりがな、貴社住所<郵便番号>、参加者名、参加者名ふりがな、部署名、電話番号、メールアドレス、入社年数、法務経験年数)をご記入のうえ、下記MailあるいはFaxにて参加申込をお願いします。
その他	>主たる出席者が申込をしてください。代理出席は可能です。 >6回以上(代理出席は除く)、ご出席の方には、認定証を授与します。 >本講座の請求書は、申込確認後に発送します。

### ◆お申込・お問い合わせ◆

岡山県岡山市北区津島本町3-1-1

岡山大学文化科学系総合研究棟1階

岡山大学法科大学院弁護士研修センター(OATC)

Tel & Fax 086-251-8412

Mail oatc-office@law.okayama-u.ac.jp

## ◆ 講義日程・講義課目・内容・担当教師 ◆

第 1 回

令和元年10月15日(火)

※オリエンテーション含む

## 「法務の基礎」【法務の役割、顧問弁護士とのスムーズな連携方法等】

小河奏子氏 (両備ホールディングス株式会社 経営戦略本部法務リスクマネジメントチーム 弁護士)

第 2 回

令和元年11月18日(月)

## 「契約の基礎 I」【売買契約を中心に】

中本直樹氏 (両備ホールディングス株式会社 経営戦略本部法務リスクマネジメントチーム 弁護士)

第 3 回

令和元年11月22日(金)

## 「契約の基礎 II」【業務委託契約、秘密保持契約等】

中本直樹氏 (両備ホールディングス株式会社 経営戦略本部法務リスクマネジメントチーム 弁護士)

第 4 回

令和元年12月6日(金)

## 「パワハラ・セクハラ対応の基礎 I」

坂本純平氏 (前・岡山大学総務企画部法務コンプライアンス対策室 現・吉備総合法律事務所 弁護士)

第 5 回

令和元年12月13日(金)

## 「パワハラ・セクハラ対応の基礎 II」

坂本純平氏 (前・岡山大学総務企画部法務コンプライアンス対策室 現・吉備総合法律事務所 弁護士)

第 6 回

令和2年1月10日(金)

## 「労務管理の基礎 I」【働き方改革関連法対応】

竹本昌史氏 (医療法人医誠会本部 コンプライアンス推進室 弁護士)

第 7 回

令和2年1月23日(木)

## 「労務管理の基礎 II」【働き方改革関連法対応】

竹本昌史氏 (医療法人医誠会本部 コンプライアンス推進室 弁護士)

第 8 回

令和2年2月6日(木)

## 「民事裁判手続入門」【民事訴訟対応に必要な基礎知識等】

三宅京子氏 (社会医療法人 岡村一心堂病院 経営企画室 弁護士)

大学院標準修業年限内修了率

- ※1 2年課程…修士・博士前期・専門職2年型, 3年課程…博士後期・専門職3年型, 4年課程…4年制博士  
 ※2 2016年度…2年課程は2015年4月入学者, 3年課程は2014年4月入学者,  
 4年課程(4年制博士)は2013年4月入学者の標準修業年限内(2016年度までの)卒業率  
 2017年度…2年課程は2016年4月入学者, 3年課程は2015年4月入学者,  
 4年課程は2014年4月入学者の標準修業年限内(2017年度までの)卒業率  
 2018年度…2年課程は2017年4月入学者, 3年課程は2016年4月入学者,  
 4年課程は2015年4月入学者の標準修業年限内(2018年度までの)卒業率  
 ※3 2019年度は集計できないため斜線としている。  
 ※4 修了率には, 早期修了で修業年限の年度以前に修了している者を含む。  
 ※5 1の入学者からは, 長期履修・編入学・転学部・転専攻・再入学の者を除く。  
 ※6 5年課程(5年一貫性博士)については, 該当年月日の入学者が全員編入学のため対象外。

課程区分	学部コード	学部名称	学科コード	学科名称	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
2年課程	70	法務研究科	12	法務専攻(修業年限2年型)	100.0%	66.7%	100.0%	
		法務研究科 集計			100.0%	66.7%	100.0%	
3年課程	70	法務研究科	11	法務専攻(修業年限3年型)	46.2%	60.0%	25.0%	
		法務研究科 集計			46.2%	60.0%	25.0%	

大学院標準修業年限×1.5年内修了率

- ※1 2年課程…修士・博士前期・専門職2年型, 3年課程…博士後期・専門職3年型, 4年課程…4年制博士
- ※2 2016年度…2年課程は2014年4月入学者, 3年課程は2012年4月入学者, 4年課程は2011年4月入学者で  
2016年度までに修了した者の割合  
2017年度…2年課程は2015年4月入学者, 3年課程は2013年4月入学者, 4年課程は2012年4月入学者で,  
2017年度までに修了した者の割合  
2018年度…2年課程は2016年4月入学者, 3年課程は2014年4月入学者, 4年課程は2013年4月入学者で,  
2018年度までに修了した者の割合
- ※3 2019年度は集計できないため斜線としている。
- ※4 修了率には, 早期修了で修業年限の年度以前に修了している者を含む。
- ※5 1の入学者からは, 長期履修・編入学・転学部・転専攻・再入学の者を除く。
- ※6 5年課程(5年一貫性博士)については, 該当年月日の入学者が全員編入学のため対象外。

課程区分	学部コード	学部名称	学科コード	学科名称	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
2年課程	70	法務研究科	12	法務専攻(修業年限2年型)	100.0%	100.0%	100.0%	/
		法務研究科 集計			100.0%	100.0%	100.0%	
3年課程	70	法務研究科	11	法務専攻(修業年限3年型)	66.7%	80.0%	76.9%	/
		法務研究科 集計			66.7%	80.0%	76.9%	

司法試験結果(2016～2019年)

	最終合格者数			受験者数		
	既修	未修	計	既修	未修	計
2016年度	5	6	11	13	48	61
2017年度	4	5	9	8	42	50
2018年度	5	6	11	7	44	51
2019年度	2	5	7	9	33	42